

ベトナム社会主義共和国
法・司法制度改革支援プロジェクト
終了時評価調査報告書

平成22年8月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

公 共
J R
10-038

ベトナム社会主義共和国

法・司法制度改革支援プロジェクト

終了時評価調査報告書

平成22年8月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

ベトナム政府は 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めています。1992 年の憲法制定以降、1990 年代には多くの法律が整備されましたが、基礎的法理論・立法技術の未発達や計画経済的思考からの移行途上にあつたこともあり、この時期に制定された多くの法律が、短い期間での大幅改定を余儀なくされるなどの課題を抱えていました。これを受け、ベトナム政府は 2000 年から 2002 年にかけて「包括的法制度整備ニーズ・アセスメント」を実施し、当国の法整備・司法分野全体の問題点の洗い出しを行った上で、その改善に向けた具体的方策の整理を行ってきました。こうした流れの中で、ベトナム共産党中央委員会政治局は、2005 年に相次いで 2 つの重要な決議を発表しました。その内、第 48 号決議「法制度整備戦略」は近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した、2020 年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略を示しており、第 49 号決議「司法改革戦略」は、同じく 2020 年までのベトナム司法制度改革の戦略を示しています。

こうした中、ベトナム政府から本分野においてこれまで 10 年以上に渡り継続的に支援を行ってきた我が国に対し、これまでの支援の成果を踏まえた法律運用・執行体制の構築について、協力の要請がなされました。そこで JICA は、2007 年 2 月に事前評価調査団を派遣し、実務の改善に向けた中央当局からの支援体制の整備に支援の軸足を置きつつ、実務上の課題からのフィードバックを意識した、関連法令の改正・起草支援や法曹養成支援を包括的に取り込んだ「法・司法制度改革支援プロジェクト」を行うことをベトナム関係機関と合意しました。2007 年 3 月に討議議事録 (R/D) を締結し、本プロジェクトは 2007 年 4 月から 2011 年 3 月までの期間において、活動を実施しています。

本報告書は、プロジェクトの終了期日まで半年を残すところとなった時点で、これまでの活動実績の確認、目標達成度の評価を行うことを目的とし、2010 年 7 月 19 日から 2010 年 7 月 28 日まで終了時評価調査団を派遣したものであり、同調査団の調査・協議結果を取り纏めた本報告書が、今後の法整備支援活動の進展に広く活用される事を願うものであります。

終わりに、これらの調査にご協力とご支援をいただいた内外関係各機関の方々に心から謝意を表するとともに、引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げます。

平成 22 年 8 月

独立行政法人国際協力機構
公共政策部長 中川 寛章

目 次

序文

評価調査結果要約表

第1章 終了時評価調査の概要	1
1-1 調査団概要	1
1-1-1 背景	1
1-1-2 終了時評価調査の目的	1
1-1-3 調査団構成	2
1-1-4 調査日程	2
1-2 対象プロジェクトの概要	2
1-2-1 マスタープラン	2
1-2-2 協力期間	7
1-2-3 実施機関	7
1-2-4 中間レビュー時におけるPDMの改定	7
第2章 プロジェクトの達成度	9
2-1 プロジェクト目標の達成度	9
2-2 上位目標の達成見込み	9
2-3 各成果（コンポーネント）の達成度	9
2-3-1 成果1（コンポーネント1）	9
2-3-2 成果2（コンポーネント2）	10
2-3-3 成果3（コンポーネント3）	12
2-3-4 成果4（コンポーネント4）	14
第3章 評価結果	15
3-1 妥当性	15
3-2 有効性	15
3-3 効率性	16
3-4 インパクト	16
3-5 自立発展性	17
第4章 提言及び教訓	18
4-1 提言	18
4-1-1 プロジェクト終了までに取り組むべき事項	18
4-1-2 プロジェクト終了後に取り組むべき事項	18
4-2 教訓	19

4-2-1	プロジェクトデザインの有効性	19
4-2-2	実務改善にかかる課題	19
4-3-3	実務改善にかかる指標	19
付属資料		21
1.	終了時評価ミニッツ（含む改訂 PDM）	23
2.	案件開始時ミニッツ（含む PDM）	39
3.	調査日程	57
4.	評価グリッド	59
5.	達成度グリッド	73
6.	日本・ベトナム両側からの投入実績	107
6-1.	ベトナム側投入	107
1.	カウンターパート	107
2.	運営経費自己負担	110
6-2.	日本側投入	111
1.	専門家派遣	111
2.	本邦研修	112
3.	機材供与	115
4.	在外事業強化費	115
5.	国内支援委員会（民法改正共同研究会、裁判実務改善研究会）	116
7.	現地セミナー及びサーベイ実績	119
8.	ローカルコンサルタントによる調査報告	125
8-1.	インタビュー報告	125
8-2.	資料レビュー報告	161
8-3.	質問票に関する報告	245

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：ベトナム	案件名：法・司法制度改革支援プロジェクト
分野：ガバナンス（法・司法）	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：公共政策部 法・司法課	協力金額（評価時点）：約 3.9 億円
協力期間	先方関係機関：司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院
(R/D)2007年3月30日	日本側協力機関：法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会他
協力期間 2007年4月1日～2011年3月31日 (4年間)	
1-1 協力の背景と概要	
<p>ベトナム政府は1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきている。2000年から2002年には、「包括的法制度整備ニーズ・アセスメント」を我が国を含むドナーの全面的支援により実施し、同国の法整備・司法分野全体の問題点の洗い出しを行った上でその改善に向けた具体的方策の整理を行ってきた。こうした流れの中で、ベトナム共産党中央委員会政治局は2005年に相次いで2つの重要な決議を発表した。そのうち第48号決議「法制度整備戦略」は近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した2020年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略を示しており、第49号決議「司法改革戦略」は同じく2020年までのベトナム司法制度改革の戦略を示している。</p> <p>この法制度・司法制度の改革の実現に向けて解決しなければならない課題は依然として多く、立法分野においては、法令の不明確性、非効率性、法令間の齟齬などが見られ、司法分野においては、制定された法律内容の法曹三者による理解が地方にまで完全に浸透しておらず、また適切な裁判実務能力を備えた人材も十分に確保しきれていないため、不適切な裁判が行われている状況である。</p> <p>こうした状況を背景に、これまで10年にわたり本分野で支援を実施してきた我が国に対し協力の継続が要請され、先方と協議を重ねた結果、実務の改善に向けた中央当局からの支援体制の整備に支援の軸足をおきつつ、実務上の課題からのフィードバックを意識した関連法令の改正・起草支援、法曹養成支援を包括的に取り込んだ支援を行うことで合意し、2007年4月から2011年3月までの4年間の予定で「法・司法制度改革支援プロジェクト」を開始した。</p>	
1-2 協力内容	
<p>本プロジェクトは、パイロット地区であるバクニン省において、現場における実務上の問題の発掘・解決策検討等を通じた経験を蓄積し（成果1（コンポーネント1））、中央機関においてそうした経験を集約し、中央機関（司法省、最高人民裁判所（以下、最高裁もしくはSPC）、最高人民検察院（以下、最高検もしくはSPP）、ベトナム弁護士連合会）が地方の司法機関職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立を進める（成果2（コンポーネント2））とともに、こうした実務的な経験や教訓を反映する形で民事関連法令や刑事訴訟法等の制定・改正（成果3（コンポーネント3））や、法曹養成機関におけるカリキュラム・テキストの改善についても支援を行う（成果4（コンポーネント4））ものである。ベトナム法整備分野に対するこれまでの支援の系譜を踏まえつつ、近年のベトナム側の法整備・司法改革に係る政策との整合性を確保しながら、上記4つのコンポーネント間の有機的つながり及び複数の協力機関との包括的協力関係構築を特徴とした協力枠組みの形成を図っている。</p>	
(1) 上位目標	
<p>ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。</p>	

(2) プロジェクト目標

バクニン省（パイロット地区）において、司法補助機関の業務及び判決、執行実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、ベトナム弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

(3) 成果

成果1. (コンポーネント1)

バクニン省（パイロット地区）における地方司法機関及び司法関連機関の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員の裁判、執行実務の能力が改善され、同地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。

- ・ 地方の裁判官の刑事、民事裁判における訴訟手続の実施技能及び判決書作成技能が改善される。
- ・ 地方の検察官の訴追及び刑事訴訟手続の技能が改善される。
- ・ 地方の弁護士の民事・刑事訴訟手続の技能が改善される。
- ・ 地方の公証人が新しい公証実務の知識を獲得する。
- ・ 地方の不動産登記官が新しい不動産登記制度の知識を獲得する。
- ・ 地方の戸籍登記官が新しい戸籍登録制度の知識を獲得する。
- ・ 地方の執行官が新しい民事執行制度の知識を獲得する。

成果2. (コンポーネント2)

コンポーネント1の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及びベトナム弁護士連合会が地方司法機関及び弁護士に対する監督及び（あるいは）指導、支援に関する制度的能力が向上する。

- ・ 最高人民裁判所の判例集の編纂技術が向上する。
- ・ 地方の裁判官に対する判例及びその他の法律情報の提供、普及ノウハウが確立される。
- ・ 「判決書きマニュアル」の内容が、コンポーネント1の結果を反映し、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正、行政訴訟法の成立に応じて更新、充実される。
- ・ 地方の検察官に対する、法律情報の提供及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 控訴審、監督審、再審及び刑事判決の執行の監督にかかる検察官マニュアルが編纂される。
- ・ 捜査及び第一審に関する検察官マニュアルの内容が、刑事訴訟法改正に応じて更新、改訂され、同時にコンポーネント1の結果を反映する。
- ・ 最高人民検察院の検察活動に関する情報源となる「犯罪学センター」を設立するため、予備研究を実施し、その結果を編集する。
- ・ 地方の弁護士に対する重要かつ有益な法律情報の普及及び問合せに対する回答のノウハウが向上される。
- ・ 弁護士の実務に対する支援システムが確立される。
- ・ 地方の公証人に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の不動産登記官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の戸籍登記官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の執行官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。

成果3. (コンポーネント3)

必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務並びに司法補助機関の業務の改善に役立つ法規範文書(LNDs)が準備される。

- ・ 改正民事訴訟法、行政訴訟法、及びそれらの下位法規範文書の最終案が作成される。
- ・ 改正刑事訴訟法、人民検察院法及びその下位法規範文書の最終案が作成される。
- ・ 国家賠償法の最終案が作成される。
- ・ 不動産登記法の最終案が作成される。
- ・ 担保取引登録令の最終案が作成される。
- ・ 判決執行法の最終案が作成される。

成果4. (コンポーネント 4)

コンポーネント1、2及び3の活動により得られた教訓や考え方にに基づき、法曹養成に必要な制度的能力が強化される。

- ・ 国家司法学院講師の基本的な実体法、手続法に関する法律知識、実務知識及び学習技能術が改善される。
- ・ コンポーネント1、2及び3の結果が、国家司法学院の教育プログラムに反映される。

(4) 投入 (評価時点)

日本側：

長期専門家派遣	8名	機材供与	140万円
短期専門家派遣	4名	現地業務費	120万US\$
研修員受入	101名	その他各種共同研究会、関係機関による支援体制	

相手国側：

- ・ カウンターパート配置
プロジェクトディレクター：司法省国際協力部部长
プロジェクトマネージャー：司法省国際協力部職員、最高人民裁判所国際協力部長、最高人民検察院検察理論研究所副所長、ベトナム弁護士連合会国際協力委員長他ワーキンググループ等
- ・ 施設、事務室
司法省内にプロジェクト担当者用の常設事務所、各C/P機関内にセミナーやワークショップ等用会議室を確保。
- ・ 各カウンターパートにおける運営経費は自己負担

2. 評価調査団の概要

調査者	担当分野	氏名	職位
	(1)総括	鳥居香代	JICA 公共政策部法・司法課長
	(2)法整備支援	佐藤直史	JICA 国際協力専門員、弁護士
	(3)法司法制度	松原禎夫	法務省法務総合研究所国際協力部教官
	(4)協力企画	川合優子	JICA 公共政策部法・司法課職員
	(5)評価分析	樋渡類	(有) アイエムジー 研究員
	(6)通訳 (日・越)	大貫錦	JICE 研修監理員
調査期間	2010年7月19日～7月28日 (評価分析団員・通訳は、7月13日～7月28日)		評価種類：終了時評価

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

各成果（コンポーネント）が概ね達成の見込みであることに加え、バクニン省などの地方で蓄積された知見が中央機関の指導・助言・監督能力の向上または起草支援のために活用され、その結果がマニュアル等や問い合わせ対応により地方へ発信されている（コンポーネント1と2の連携）こと、また、実務での課題が立法作業に活かされ、また、新法の施行により実務が改善されている（コンポーネント1・2と3の連携）ことに見られるように、各成果が互いに連携し相乗効果をもたらしていることが確認された。よって、プロジェクト目標は達成される見込みであると評価できる。

成果1. (コンポーネント1)

バクニン省（パイロット地区）における人民裁判所との活動及び人民検察院との活動は、長期専門家及びカウンターパートとの信頼関係のもと、非常に活発に行われており、裁判手続きに関する現場の問題点や課題が抽出・分析されている。

また、バクニン省における裁判実務及び検察実務には改善が見られるとともに、実務改善にかかる知見や経験が蓄積されていることが双方により合意された。特に、裁判官に関しては、判決書において、論理に一貫性あり、根拠が明確になり、法律規定の引用もわかりやすく記載されるなどの改善点が認められた。執行官からの聞き取りにおいても、不明確な判決により執行が困難となるケースは減少しつつあるとの意見があった。検察官についても、法廷での弁論の質や立証活動の質が向上したこと、起訴状が改善されたことが指摘されている。

中間レビュー時でも指摘のあった共同活動については、プロジェクト後半において、バクニン省の人民裁判所あるいは人民検察院関連のワークショップ等に他の機関の法曹や弁護士らが参加するなど、問題点の共有化が図られ始めており、執行官等も含めた司法関係機関の連携の強化が必要であるとの認識が高まっている。

成果2. (コンポーネント2)

最高人民裁判所、最高人民検察院は、バクニン省を含む地方での活動に関与し、地方における実務上の課題や蓄積された経験を吸収することで、全国の法曹関係者に対する助言・指導・監督能力が強化されていることが確認された。

最高人民裁判所に関しては、「判決書マニュアル」が承認され全国の裁判官に配布されている。また、「Q&A集」の編集活動を通じ、実務上の課題を分析するノウハウが蓄積され、地方への助言・指導に係る能力が改善されていることが確認された。さらに、判例に関しては、本邦研修が実施された他、ベトナム北部・中部・南部にて判例に関する基礎的な理解の促進のためのワークショップが開催された。

最高人民検察院に関しては、プロジェクトで作成された検察官マニュアル第1巻が県級を含む全国の検察官に配布され、執務参考資料として大いに活用されている。検察官マニュアル第2巻（作成中）については、今年度中（2010年度）にセミナーを実施し、県級の検察官も含む9,000人に配布される予定である。また、バクニン省での活動には、最高人民検察院が参加して内容を把握するとともに、レポートとしても提出されており、バクニン省における活動の経験が最高人民検察院に蓄積されている他、機関紙等を通じて全国の検察院に紹介されている。

司法省に関しては、プロジェクトの支援によって公証人・戸籍官・執行官・担保取引登録官を対象としたトレーニングコースを実施し、地方の実務能力の向上が図られており、地方の職員への法律情報の普及という面で大きな貢献があると同時に、中央機関が地方からの問い合わせに対応する能力の向上にも貢献をしている事が確認された。また、トレーニングコースで作成された資料が増刷され、非参加者にも配布されるなどのインパクトも確認された。

ベトナム弁護士連合会に関しては、2009年5月に同会設立後、2009年10月には本邦研修、2010年1月には短期専門家を招聘しての現地セミナーを行って組織強化に資する活動を実施し、同会の円滑な立上げに貢献した。

成果3. (コンポーネント3)

改正民事訴訟法（プロジェクト終了までに改正草案作成見込み）、行政事件訴訟法（2010年春季国会に草案が提出済み、同年秋季国会に最終草案を提出予定）、改正刑事訴訟法・改正検察院組織法・検察官法（憲法改正の議論とも関係するため検討に時間を要するが、本邦研修やワークショップ等を通じたインプット実施）、国家賠償法（2009年5月国会通過し、2010年1月施行、評価調査時点では下位法規範や手引書の作成など適切な運用を行うための準備中）、担保取引登録令（2010年7月首相承認を得て成立）、民事判決執行法（2008年11月成立、その後も執務参考資料の作成や下位法規範等に向けワークショップを通じたインプット実施）、不動産登記法（最終草案完成、評価調査時点では国会説明に向けて同法の影響度調査を実施中）、改正民法（論点整理等のためのワークショップ等実施）を対象とした起草支援を行った。いずれにおいても、カウンターパートからは、プロジェクトが支援したワークショップ、現状調査や本邦研修、短期専門家によるインプットが草案の作成・改善に大きく貢献したとの高い評価を得た。

成果4. (コンポーネント4)

国家司法学院における法曹人材育成にかかる活動に関しては、実務的な執行官ハンドブックや、講義法や受講法が記載されているトレーニングマニュアル vol. 1等が作成され、評価調査時点では弁護士教官向けのトレーニングマニュアル vol. 2の作成が進められている。プロジェクトを通じて、同学院教官の教材作成能力の強化や教材の内容の改善が図られた。

ただし、「コンポーネント1、2及び3の結果が、国家司法学院の教育プログラムに反映される」という成果に関しては、同学院の専任教官がコンポーネント1～3の活動に参加する機会は限定的であった。同学院に対して当初想定されていた法曹三者の養成機関という位置づけが実態を伴わなくなってきたこと等から、プロジェクトにおける他の活動との強い関連性を持たせることが困難であった。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性：かなり高い

本プロジェクトは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005年第48号決議及び第49号決議の原則と一致しており、これらの司法制度改革に関する国家政策・戦略は今後大きな変更が生じてないことが確認された。

日本の対ベトナム国別援助計画（2009年7月策定）及び国別事業実施方針（2009年4月策定）は、ガバナンスの強化をその他の開発分野に取り組む基盤として設定しており、本プロジェクトはその方針に合致するものである。

また、主に以下の理由により、このプロジェクトのアプローチは適切であったと双方で合意した：①パイロット地域を選定したことで現場の具体的な問題点を抽出できた、②関係機関を広く巻き込んだことで、裁判及び執行の一連のプロセスの課題に対して包括的に取り組めた、③各コンポーネントの成果や活動が他のコンポーネントでも活用されるという相乗効果があった。

(2) 有効性：かなり高い

4つのコンポーネントは全てプロジェクト目標の達成に貢献している。

パイロット地区やその他の地区において、裁判官、検察官、司法関連職員の裁判及び執行実務に関する能力の改善に関する経験が蓄積されるとともに、その蓄積された経験を中央機関が吸収、分析して活用した。また、これらの活動により得られた教訓は、法規範文書の起草活動に反映された。

ベトナム弁護士連合会は2009年5月に公式に設立されたが、本邦研修や現地セミナー等のインプットをタイムリーに実施でき、同会の活動が良好に開始されることに貢献した。

なお、上述のとおり、「コンポーネント1～3の教訓をコンポーネント4に反映させる」という点での成果が見られれば、プロジェクト目標の達成により貢献したことが想定される。

(3) 効率性：高い

本プロジェクトは、ベトナム側の強いイニシアティブと日本人専門家の支援により効果的に運営された。ベトナムと日本の関係者が、これまでに築かれた信頼関係をベースに、さらにお互いの文化・社会・制度を深く理解し合おうという姿勢を持って協力したことで、ベトナム側のニーズに対して効率的に協力することが可能となった。

また、過去の法整備プロジェクトに引き続き、検事、裁判官、弁護士、業務調整の常駐長期専門家と日本国内のサポート体制があることによって、適切なタイミングで、幅広く深みのあるアドバイスをすることが出来た点は、ベトナム側からの高い評価を得た。また、ベトナム側の立法スケジュールにも柔軟に対応したと言える。

一方、ベトナム側においては、本プロジェクト関係機関・組織が多岐にわたり、かつ、それぞれの国家機構上の位置づけが異なったために、各機関・組織の連携・調整に困難が伴う場合があったことが課題として残っている。

(4) インパクト：プロジェクト実施によるインパクトは認められるが、上位目標達成のためにはさらなる取り組みが必要である。

上位目標については、国家政策面の持続性と本プロジェクト効果の波及が促進要因ではあるものの、その達成のためには、県級の裁判官や検察官の能力向上及び弁護士や司法関連職等の能力向上、さらにこれら関連機関間の連携強化、中央機関による指導・助言の制度的能力のさらなる向上が必要である。

プロジェクトの波及効果としては、以下のような事象が確認されている。

- ・ プロジェクトをきっかけとして、バクニン省人民裁判所が書記官事務官向け刑事手続きマニュアルを作成し始めた。
- ・ バクニン省人民裁判所長が全国規模のセミナーにおいて共同議長を務めることによって、バクニン省での取り組みが全国に共有された。
- ・ バクニン省人民検察院が、独自に「検察官能力コンテスト」を実施するなど自ら検察官能力向上のための積極的な取り組みを実施し、他省の検察院のモデルとなっている。
- ・ バクニン省人民検察院では、他省検察院からの問い合わせが増え、プロジェクトが実施したワークショップの資料も他省に共有されている。
- ・ ベトナム弁護士連合会は、日本のインプットからヒントを得て、弁護士倫理規定の策定にあたっての弁護士の意識向上の重要性を認識し、倫理規定草案作成プロセスにおいて討論会を実施する等の取り組みを行った。
- ・ プロジェクトの支援により実施した戸籍実務や公証実務のトレーニングコースで使用された教材等は、コースに参加しなかった他省の司法関連職員にも広く共有されている。
- ・ 法案の影響度事前調査を実施する旨の条項が「法規範文書制定に関する法律」の中に規定され、起草の際に必ず実施すべきものとして定められた。
- ・ プロジェクトをきっかけとして、司法省が執行官マニュアルや国家賠償法に関する手引書を作成し始めた。

ネガティブなインパクトは特に観察されなかった。

(5) 自立発展性：本プロジェクトの自立発展性は確保されると考えられるが、プロジェクトの成果を持続させるためには、いくつかの取り組み課題がある

本プロジェクトの制度・政策面の自立発展性は十分に確保されており、また、プロジェクト活動を通じて獲得された実務スキル、運用が始まっている訴訟手続や行政手続、及びマニュアルやQ&A集等の成果物は引き続き活用されることが期待される。

一方、中央機関が今後、地方での問題点を抽出し、能力を向上させるようなサポートを持続的に実施できるようになるには、バクニンでの活動やトレーニングコースの実施から得た成果を、さらに活用し適用していく必要がある。また、中央機関が引き続き、サーベイ、セミナー、ワークショップ、トレーニングコースを実施し、さらには情報の普及を自立発

展的に進めていくためには、財政面の強化が必要である。

3-3 結論

上記の評価結果から、プロジェクト目標・成果は概ね達成される見込みであり、本プロジェクトは当初予定期間どおり終了することが妥当と判断される。今後は、本プロジェクトの成果を踏まえ、ベトナムの司法改革を継続支援するために、さらなる実務の改善に向けた取り組みを支援することが重要である。

3-4 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

プロジェクト終了までに、現在取り組んでいる裁判手続のQ&A集、書記官事務官向け刑事手続マニュアル、国家賠償法の下位法規及び手引書、検察官マニュアル Vol. 2 に関する活動を完遂することを合意した。

また、プロジェクト終了後においては、①バクニン省におけるこれまでのプロジェクト活動の成果を取りまとめて全国に発信すること、②実務で生じる問題のうち、新たな法規範文書の制定や改正等で対応しなければならない問題に対しては、関係中央機関によってさらなる検討を進めること、③関係中央機関が、通常業務の中で、地方において裁判及び執行実務に携わる関係者の意見・要望を収集すること、④地方の現場において、裁判手続から執行までの一連の実務に関連する諸機関が情報共有を深めることを提言した。

3-5 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

本プロジェクトは、JICA の法整備支援において初めて本格的に地方の実務改善に取り組んだものである。パイロットサイトにおける活動を通じて具体的な実務の課題を抽出・分析し、それを関係中央機関が蓄積して地方に対する助言・指導に必要な能力強化を図る、また、地方司法職員へのトレーニングコース等を通じて吸い上げた地方での実務の課題を立法作業に反映させていく、という中央と地方との連携に加え、裁判・執行実務の改善に関係する各機関の横の連携強化を図るという本プロジェクトのアプローチについては、双方で効果的なアプローチであったという認識を共有した。

一方、実務改善の成果をモニタリング・評価するための指標として、マクロな統計データの推移のみでは、外部条件の影響もあってプロジェクトによる能力強化活動と実際の改善結果との因果関係を測定することが難しいため、定性的で間接的な事象をも含めて、複数の視点から分析する必要がある、比較評価のためのデータや事例を定期的に収集しておく等の工夫が必要である。

3-6 フォローアップ状況

2009 年度要望調査にて採択済みの後継プロジェクト「法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）」（仮称）の方向性につき、本終了時評価においては、バクニン省での活動が現場の実務改善において成果を上げており、中央機関において、バクニン省を含む地方での課題を抽出・分析する能力が向上し、それらの知見がマニュアルや日々の助言・指導等にも反映されているとともに、現場の実務を踏まえた起草にも反映されていることを双方で確認した。一方、県級裁判所の管轄拡大を踏まえつつ、実務改善をさらに進めるための中央機関/組織の助言・指導・監督能力の強化が引き続き必要であることが確認された。

次フェーズの協力内容については、現フェーズで培った知識や経験をさらに活用し、中央機関が全国的な現場の課題の解決に取り組み、ニーズの把握、研修の企画・運営を行う能力を向上させること、及び実務の課題を踏まえてより実情にあった起草を行うための支援を特定の対象法に対して行なうことが考えられる。しかしながら今次調査では、ベトナム側からはいくつか日本側に対する要望案が出されたものの、ベトナム側にて要望事項の検討が十分に進んでいない段階であったことから、今後は双方で具体的に検討を進め詳細計画策定調査に向けた準備を行なうこととした。

第1章 終了時評価調査の概要

1-1 調査団の概要

1-1-1 背景

我が国はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（「ベトナム法整備支援プロジェクト（フェーズ1）」（1996年～1999年）、フェーズ2（2000年～2003年）、フェーズ3（2003年～2007年））。プロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立された他、法曹三者共通養成カリキュラム・テキストや法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げてきた。一方、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況にあり、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要性が浮き彫りになっていたため、2007年4月より、司法省・最高裁判所・最高経済裁判所を主なカウンターパートとし、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」を実施中である。

本プロジェクトは、パイロット地区であるバクニン省において、実務的な問題点の把握、分析、解決方法の検討を行い、その経験や教訓を蓄積した上（コンポーネント1）、その知見を中央機関において集約し、他の地区の司法機関職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立に活用するとともに（コンポーネント2）、民事関連法令や訴訟法等の制定・改訂への支援を行い（コンポーネント3）、法曹養成機関におけるカリキュラムやテキストの改善の参考とする（コンポーネント4）プロジェクトである。各コンポーネントが達成されることにより、法曹の実務能力改善のための体制・整備及び法曹養成制度の整備というプロジェクト目標に結びつくように、ベトナムの法整備全体を視野に入れた案件であり、また、パイロット地区を設定して実務改善に取り組む初めてのプロジェクトである。

今回の終了時評価は、これまでの活動の進捗を踏まえ、プロジェクト目標の達成の見込みについて確認し、DAC評価5項目基準に従って評価を行うこと、及び、2009年度要望調査にて採択されている後継プロジェクト「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）」（仮称）の方向性につき、ベトナム側関係機関の考え方を確認するとともに、日本側関係者との意見交換を行うことを主な目的として実施された。

1-1-2 終了時評価調査の目的

- (1) プロジェクト開始時の協議議事録（R/D）及び中間レビューにおいて修正されたPDMをもとに、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績、プロセス、目標の達成見込みを確認する。
- (2) DAC評価5項目（妥当性、効率性、有効性、自立発展性、インパクト）の観点から評価を行い、今後に向けた提言を行なうとともに、類似プロジェクトを実施する際の教訓をとりまとめる。
- (3) 上記協議結果を協議議事録（英文）としてまとめ、カウンターパート機関と認識の共有化を図る。
- (4) 調査結果を終了時評価調査報告書（和文）として取りまとめる。

- (5) 平成 21 年度国別要望調査にて採択された「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）（仮称）」につき、2010 年度内に実施予定の詳細計画策定調査に向けて、想定されるカウンターパート機関とプロジェクトの方向性について意見交換を行う。

1-1-3 調査団構成

- | | | |
|-----------|------|-------------------|
| (1) 総括 | 鳥居香代 | JICA 公共政策部法・司法課長 |
| (2) 法整備支援 | 佐藤直史 | JICA 国際協力専門員、弁護士 |
| (3) 法司法制度 | 松原禎夫 | 法務省法務総合研究所国際協力部教官 |
| (4) 協力企画 | 川合優子 | JICA 公共政策部法・司法課職員 |
| (5) 評価分析 | 樋渡類 | (有) アイエムジー研究員 |
| (6) 通訳 | 大貫錦 | JICE 研修監理員 |

1-1-4 調査日程

2010 年 7 月 19 日（月）～7 月 28 日（水）

※評価分析団員は、7 月 13 日（火）～7 月 28 日（水）

※日程案は添付資料 3 のとおり。

1-2 対象プロジェクトの概要

1-2-1 マスタープラン

上位目標

ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。

プロジェクト目標

バクニン省（パイロット地区）において、司法補助機関の業務及び判決、執行実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

成果

1. (コンポーネント 1)

バクニン省（パイロット地区）における地方司法機関及び司法関連機関の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員の裁判、執行実務の能力が改善され、同地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。

- ・ 地方の裁判官の刑事、民事裁判における訴訟手続の実施技能及び判決書作成技能が改善される。
- ・ 地方の検察官の訴追及び刑事訴訟手続の技能が改善される。
- ・ 地方の弁護士の民事・刑事訴訟手続の技能が改善される。

- ・ 地方の公証人が新しい公証実務の知識を獲得する。
- ・ 地方の不動産登記官が新しい不動産登記制度の知識を獲得する。
- ・ 地方の戸籍登記官が新しい戸籍登録制度の知識を獲得する。
- ・ 地方の執行官が新しい民事執行制度の知識を獲得する。

2. (コンポーネント 2)

コンポーネント 1 の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び弁護士連合会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び (あるいは) 指導、支援に関する制度的能力が向上する。

- ・ 最高人民裁判所の判例集の編纂技術が向上する。
- ・ 地方の裁判官に対する判例及びその他の法律情報の提供、普及ノウハウが確立される。
- ・ 「判決書きマニュアル」の内容が、コンポーネント 1 の結果を反映し、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正、行政訴訟法の成立に応じて更新、充実される。
- ・ 地方の検察官に対する法律情報の提供及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 控訴審、監督審、再審及び刑事判決の執行の監督にかかる検察官マニュアルが編纂される。
- ・ 捜査及び第一審に関する検察官マニュアルの内容が、刑事訴訟法改正に応じて更新、改訂され、同時にコンポーネント 1 の結果を反映する。
- ・ 最高人民検察院の検察活動に関する情報源となる「犯罪学センター」を設立するため、予備研究を実施し、その結果を編集する。
- ・ 地方の弁護士に対する重要かつ有益な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが向上される。
- ・ 弁護士の実務に対する支援システムが確立される。
- ・ 地方の公証人に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の不動産登記官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の戸籍登記官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。
- ・ 地方の執行官に対する重要な法律情報の普及、及び問合せに対する回答のノウハウが改善される。

3. (コンポーネント 3)

必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務並びに司法補助機関の業務の改善に役立つ法規範文書(以下、LNDs)が準備される。

- ・ 改正民事訴訟法、行政訴訟法、及びそれらの下位法規範文書の最終案が作成される。
- ・ 改正刑事訴訟法、人民検察院法、及びその下位法規範文書の最終案が作成される。
- ・ 国家賠償法の最終案が作成される。
- ・ 不動産登記法の最終案が作成される。

- ・ 担保取引登録令の最終案が作成される。
- ・ 判決執行法最終案が作成される。

4. (コンポーネント 4)

コンポーネント 1、2 及び 3 の活動により得られた教訓や考え方に基づき、法曹養成に必要な制度的能力が強化される。

- ・ 国家司法学院講師の基本的な実体法、手続法に関する法律知識、実務知識及び学習技能術が改善される。
- ・ コンポーネント 1、2 及び 3 の結果が、国家司法学院の教育プログラムに反映される。

活動

1. (コンポーネント 1)

1-1 共同活動 (地方の裁判官、検察官、弁護士)

- ・ 裁判手続における相互調整の問題に関する合同ワークショップ
- ・ (民事及び刑事の) 模擬裁判。
- ・ 民事手続及び刑事手続の問題に関する共同報告書及び提言書の編集。
- ・ 実務に関する地方の合意及びそれを法規範文書に反映させるための提言の作成。
- ・ コンポーネント 1 の活動に関する評価報告書を含む包括的報告書、及びコンポーネント 1 の活動の結果を他の管轄区域で利用するための地方司法機関及び司法補助機関による提言書の編纂。

1-2 地方の裁判官との活動

- ・ パイロット地区の裁判所における裁判活動のモニタリング及び結果報告書の作成。
- ・ 事実認定、法の適用及び適正な裁判手続の実施に関する実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップ。
- ・ 事例研究。
- ・ 判決書きワークショップ。
- ・ 日本が体得した知識の学習。

1-3 地方の検察官との活動

- ・ パイロット地区における検察活動のモニタリング及び結果報告書の作成。
- ・ 証拠収集、立証活動、訴追及び公判手続における実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップ。
- ・ 事例研究。
- ・ 起訴状、告訴状作成ワークショップ。
- ・ 日本が体得した知識の学習。

1-4 弁護士との活動

- ・ 弁護士ワーキンググループ設置後、バクニン省における弁護士活動のモニタリング及び結果報告書の作成。

- ・ 法律相談、証拠収集、立証活動及び公判手続における実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップ。

1-5 地方の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員との活動

- ・ 地方の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員による、相互調整・協力に関する拡大ワークショップ。

2. (コンポーネント 2)

2-1 共同活動

- ・ コンポーネント1の活動のモニタリング及び、それと同時にコンポーネント1によりパイロット地区で蓄積された経験の情報を他地域に提供する。
- ・ 中央司法機関によるコンポーネント1の活動結果の評価と、地方司法機関及び地方司法補助機関の能力改善、強化のために活動成果を利用する総括的共同提言書の作成。
- ・ 実務における判例活用にかかる理解を促進するためのセミナー。

2-2 最高人民裁判所との活動

- ・ コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方の裁判官の能力向上、強化のために利用する提言の作成。
- ・ 「判決書きマニュアル」の普及のためのセミナー。
- ・ 判例集の編纂及び普及に関するワークショップ
- ・ 判例集の編纂及び普及システムに関する「青写真（詳細な計画）」作成
- ・ 改訂「判決書きマニュアル」仮案の作成、修正。
 - コンポーネント1の活動のモニタリング
 - 起草者、編集者、専門家の定例会議
 - 日本人専門家の文書、口頭によるコメント
 - 意見収集ワークショップ

2-3 最高人民検察院との活動

- ・ コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方の検察官の能力向上、強化のために利用する提言の作成。
- ・ 最高人民検察院のアドバイス機能及びフィードバック機能の実務的問題について、その解決策を共通認識し見出すためのワークショップ。
- ・ アドバイス及びフィードバックシステム改善に関する「青写真」作成。
- ・ 日本の検察庁の監督制度の例を学習する。
- ・ 「検察官マニュアル」（捜査及び第一審）の修正及び「検察官マニュアル」（控訴審、監督審、再審及び刑事判決の執行手続の監督）の起草、校正及び編集。
 - コンポーネント1の活動モニタリング
 - 起草者、編集者、専門家の定例会議
 - 日本人専門家の文書、口頭によるコメント
 - 意見収集ワークショップ

- ・ 「検察官マニュアル」の普及のためのセミナー。
- ・ 犯罪学センター設立の予備研究のための本邦ワークショップと必要な文書の作成。

2-4 弁護士連合会との活動

- ・ コンポーネント1により達成された結果を評価し、その結果を地方弁護士の能力向上、強化のために利用する提言の作成。
- ・ 法律情報に関する司法省/弁護士連合会の実務的アドバイス及びフィードバック機能の研究ワークショップ。
- ・ 事例研究。
- ・ 日本弁護士連合会（以下、日弁連）の弁護士に対するサポートシステムの経験の学習。

2-5 司法省との活動

- ・ コンポーネント1のもとで行われた拡大ワークショップにより達成された結果を評価し、その結果を地方の司法関連職員の能力向上、強化のために利用する提言の作成。
- ・ 2005年民法の普及のためのセミナー。

3. (コンポーネント 3)

3-1 共同活動

- ・ 「一貫性のある法律起案」に関するセミナー、ワークショップ。

3-2 最高人民裁判所との活動

- ・ 日本の民事訴訟制度及び行政訴訟手続制度に関するセミナー。
- ・ 改正民事訴訟法及び行政訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。
- ・ 日本人専門家のコメント。

3-3 最高人民検察院との活動

- ・ 日本の刑事訴訟制度に関するセミナー。
- ・ 最高人民検察院の組織・機能のモデルに関するセミナー。
- ・ 人民検察院法の仮草案に関するセミナー。
- ・ 改正刑事訴訟法の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。
- ・ 日本人専門家のコメント。

3-4 司法省との活動

- ・ 国家賠償法の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。
- ・ 日本人専門家のコメント。
- ・ 不動産登記法の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。
- ・ 日本人専門家のコメント。
- ・ 担保取引登録令の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。
- ・ 日本人専門家のコメント。
- ・ 判決執行法の仮草案に関するセミナー及びワークショップ。

- ・ 日本人専門家のコメント。

4. (コンポーネント4)

国家司法学院（司法省）との活動

- ・ コンポーネント1及び2の活動にオブザーバーとして参加し、国家司法学院の教育プログラム、ノウハウに反映させるため、報告書を作成。
- ・ セミナー及びディスカッション形式の採用や、特定の法律問題、事例研究に焦点を当てた、講師に対するモデル授業。
- ・ 国家司法学院の法曹者共通カリキュラムで使用するために前プロジェクトで開発された教科書4冊の改訂。
 - ▶ 起草者、編集者、専門家の定例会議
 - ▶ 日本人専門家によるコメント
 - ▶ 意見収集ワークショップ
- ・ 研修用ハンドブックの起草、編集、編纂
- ・ 執行官マニュアルの起草、編集、編纂

1-2-2 協力期間

2007年4月～2011年3月

1-2-3 実施機関

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会等

1-2-4 中間レビュー時におけるPDMの改定

プロジェクトの進捗状況及びプロジェクトを取り巻く環境の変化等を踏まえ、カウンターパートと協議の結果、PDMの改訂を行なった。主な改訂は以下のとおり。

(1) プロジェクト目標

「実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積」する地域として、司法省がバクニン省のみを対象地域として限定していないことに対応し、バクニン省に加えて「その他の地域」との文言を追加し、現状に合わせる形で修正した。

なお、プロジェクト目標と成果3及び4の因果関係が明確でないように見受けられるが、成果3との関係については、中央機関による「地方機関に対する支援体制の整備」は、現場の問題点を分析、吸収し、中央からの指導文書や、成立したあるいは今後起草される法令に反映することを通じて可能となるものであり、成果3はプロジェクト目標の達成に不可欠なコンポーネントと考えられる。また、成果4との関係については、国家司法学院の講師が積極的にコンポーネント1及び2の活動に参加し、その活動からの教訓を国家司法学院の教材や教育活動に反映することで、実務上の問題点及びその改善策を理解した人材が育成されることを通じて、プロジェクト目標の達成に貢献するという関係にある。

(2) 活動の整理

各コンポーネントに関し、関係機関との協議・合意の上、残されたプロジェクト期間において実施すべきものを選択・追加し、優先度の低いものは削除した。

(3) 指標の整理

当初のPDMには、プロジェクト目標と成果1及び2の指標に重複が見られる、成果3及び4とプロジェクト目標との関連性が指標に表れていない等の改善すべき点が見受けられたところ、プロジェクト目標と成果との因果関係を明確にすることを目的に、プロジェクト目標の指標を整理した。

また、当初のPDMでプロジェクト目標の評価指標であった指標のうち、バクニン省での活動に関する成果に対応する指標を、成果1に関する評価指標として整理した。この整理に当たっては現場で入手しやすいと考えられる指標を、ベトナム側協力機関を交えて協議した。この点は、成果2の指標の整理に関しても同様である。

(4) 外部条件の整理

プロジェクト目標と上位目標との関係に関し、上位目標が「ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる」と設定されているところ、プロジェクト目標達成後、比較的短期間（3～5年内）でベトナム全土にわたり効果が広がるためには、ベトナム共産党政治局第48号及び第49号決議のうち、裁判実務、執行に関連する司法改革の実施（特に全国レベルでの人材育成や能力向上の推進など）が必要であり、これを上位目標達成のための外部条件として設定した。

また、ベトナム側協力機関がコントロールできない機関（国会の法律委員会など）や専門家（法律専門家など）との協力関係についても、上位目標達成のための外部条件として設定した。

なお、国会の立法計画に変更が生じないこと、及び国家司法学院が継続的に法曹の養成機関であり続けることを、プロジェクト目標達成のための外部条件として設定した。

第2章 プロジェクトの達成度

2-1 プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標は、プロジェクト終了までに達成される見込みである。

各コンポーネントの達成状況については後述の通りだが、それに加えて、バクニン省などの地方で蓄積された知見が中央機関の指導・助言・監督能力の向上または起草支援のために活用され、その結果がマニュアル等の作成・普及や問い合わせ対応により地方へ発信されている（コンポーネント1とコンポーネント2の連携）。また、実務での課題が立法作業に活かされ、また、新法の施行により実務が改善されており、（コンポーネント1・2とコンポーネント3の連携）、各成果が互いに連携し相乗効果をもたらしていることが確認された。

また、司法学院（Judicial Academy、以下「JA」）の教育に関しては、卒業生が実務能力をより獲得できる教育内容に改善されている。ただし、コンポーネント1・2・3とJAの教育内容の改善の間に強い関連性を持たせることができなかった。

2-2 上位目標の達成見込み

ベトナム共産党中央委員会第48号決議及び第49号決議については、終了時評価時点では方針に変更は無く、司法関係機関による取り組みが今後も続く。

また、本プロジェクトにおいては、最高人民裁判所と最高人民検察院はパイロット地区であるバクニン省での活動、また、司法省はトレーニングコースを通して実務における課題を抽出し、中央機関にその知見が蓄積されたところ、今後もプロジェクトによって得られたバクニン省その他の地域での経験を活用し、中央機関がより能力強化されることで、全国的な裁判、執行実務の改善に資することが想定される。

また、本プロジェクトにおいて、全国的な裁判実務の改善のためには、省級のみならず県級の裁判官や検察官の能力向上及び弁護士や司法関連職等の能力向上、さらにこれら関連機関間の連携強化、中央機関による指導・助言の制度的能力のさらなる向上が必要であることが明確になり、双方で問題認識を共有した。今後上位目標の達成のために今後は、本課題を解決するための取り組みが必要である。

2-3 各成果（コンポーネント）の達成度

2-3-1 成果1（コンポーネント1）

バクニン省（パイロット地区）における人民裁判所との活動及び人民検察院との活動については、長期専門家及びカウンターパートの信頼関係の下、非常に活発に行われており、裁判手続に関する実務上の問題点や課題が抽出・分析されていること、また、プロジェクト活動により得られた知見や経験が蓄積され、裁判実務及び検察実務が改善されつつあることが確認された。

例えば、判決書については、全体として論理一貫性があり、根拠が明確になり、法律規定の引用もわかりやすく記載されるなどの改善点が認められた。この点、執行官からの聞き取りにおいても、不明確な判決により執行が困難となる事例は減少しつつあるとの意見があった。また、プロジェクト活動を通じて得られた経験を基に、法規範文書及び実務上の問題点についての解説が記載された書記官・事務官向け刑事手続マニュアルの作成が現在行われており、刑事事件の適

正・迅速な処理のために活用されることが期待される。さらに、プロジェクト活動として実施されたワークショップにより、裁判官の訴訟指揮能力が向上し、早期に争点を明確にし、迅速・適切に訴訟を進行した事例が確認された。

検察実務に関しては、法廷での弁論の質が向上したこと、起訴状の記載内容が改善されたことなどが確認された。具体的には、バクニン省人民検察院関係者らへの聞き取りにより、ワークショップを通じて、検察官の議論、尋問及び立証活動の質が向上したことが認められた。さらに、バクニン省人民検察院検察官作成の起訴状を精査したところ、日時、場所及び犯罪行為の内容などの構成要件該当事実が明確に記載され、適用条文も適切であることが確認された。これらの改善点は、プロジェクト活動に参加した最高人民検察院関係者も指摘しており、また、バクニン省人民検察院により実施された法廷視察調査団の調査報告書にもその旨が記載されている。このように省級人民裁判所裁判官及び人民検察院検察官の能力向上が認められる一方で、県級人民裁判所裁判官及び県級人民検察院検察官の法廷での活動が不十分である例が散見された。刑事訴訟法改正により、県級人民裁判所の管轄が、長期7年以下の懲役に当たる罪から長期15年以下の懲役に当たる罪に拡大したことに鑑みれば、県級人民裁判所裁判官及び人民検察院検察官の実務能力の向上が当面の課題である。

共同活動については、プロジェクト後半において、バクニン省人民裁判所あるいは人民検察院を対象とする裁判実務等に関するワークショップ等に相互の職員や弁護士らが参加するなどしており、これらの活動を通じ、法曹三者間において、裁判実務上の問題点の共有化が図られ始めている。また、バクニン省人民裁判所関係者から、執行官等も含めた「入り口から出口まで」の司法関係機関の連携強化が必要であるとの認識が示されるなど、前記の共同活動を通じて、裁判・執行実務改善のため、関係機関の情報共有・連携の重要性についての認識が高まっている様子が確認された。この点、このような共同活動が、今後、具体的に制度化されることが求められる。

なお、バクニン省人民検察院から同省人民議会に提出された半期報告書によれば、2006年に県級人民裁判所が審理した刑事事件472件のうち98件(20.7%)が抗議・控訴されたのに対して、2009年は604件中101件(16.7%)が抗議・控訴されており、抗議・控訴率が減少しているため、裁判実務が向上したとも推測される。ただし、統計結果に関しては、外部要因(県級人民裁判所の管轄の拡大や経済活動の活発化による訴訟の増加等)による影響が大きく、プロジェクト活動との因果関係を明確にすることは困難であった。

2-3-2 成果2 (コンポーネント2)

最高人民裁判所との活動に関しては、現在作成中の刑事訴訟及び民事訴訟の実務上の問題に関するQ&A集の編集活動を通じて蓄積された経験が分析・活用されている。また、最高人民裁判所は、プロジェクト活動を通じて議論された内容に基づき、裁判記録の書式変更などを内容とするガイドラインを作成し、これを使用して全国の下級裁判所を指導している。

バクニン省においてQ&A集作成に関するワークショップなどを開催した際には、適宜、最高人民裁判所幹部も参加しており、これにより、最高人民裁判所においても同省人民裁判所の活動状況等を適切に把握することができた。また、参加していない場合であっても、その活動状況等は、逐一、同省人民裁判所から最高人民裁判所へ報告されており、これらの活動を通じて得られた裁判実務に関する問題点の抽出・分析等の手法は、最高人民裁判所に確実に蓄積され、これに

に伴い、最高人民裁判所の下級裁判所に対する指導・助言能力が改善されていることが確認された。

また、「判決書マニュアル」に関しては、2009年下期に最高人民裁判所において承認され、2010年1月には5,000部が全国の裁判官に配布されており、今後はセミナーを実施してマニュアルへの意見を収集する予定である。

さらに、判例に関しては、最高人民裁判所の裁判官を招いて判例制度等に関する本邦研修が実施された他、ベトナム北部、中部及び南部において、地方の裁判官を対象にした判例に関する基礎的な理解の促進のためのワークショップが開催された。

最高人民検察院との活動に関しては、バクニン省において実施されたワークショップ等の各活動には、最高人民検察院幹部が必ず参加しており、これにより、最高人民検察院においても、同省人民検察院における活動状況等を把握することができた上、こうした活動状況等は、逐一、同省人民検察院から最高人民検察院へ書面で報告されており、同省人民検察院における活動状況等や、そこから得られた検察実務等に関する問題点の抽出・分析結果は、最高人民検察院に確実に蓄積されている。また、同省人民検察院の活動は、機関誌等により、全国の検察院に紹介されており、これを通じて、同省における活動から得られた問題点の抽出・分析結果が全国の検察官に共有され、その能力向上が図られている。

また、他省においても、最高人民検察院指導の下に刑事訴訟法や刑事裁判実務などを主題とするワークショップが開催された他、本邦研修も実施されており、これらを通じて、地方の検察官の能力向上が図られるとともに、最高人民検察院の地方に対する指導・助言能力の強化が図られ、また、将来の刑事訴訟法改正に向けた知識・経験が蓄積されている。

さらに、プロジェクトで作成された検察官マニュアル第1巻（捜査及び第一審）が県級を含む全国の検察官に配布され、執務参考資料として大いに活用されていることに加えて、現在、検察官マニュアル第2巻（控訴審・監督審・再審・刑事判決の執行及び更正の監督）を作成中で、終了時評価時においては、第6次草案を修正中であり、今年度中（2010年度）に関係者の意見を収集するためのセミナーを実施した後、県級の検察官を含む9,000人に配布される予定である。

その他、犯罪学センターの設立に向け、犯罪学や犯罪統計の研究を主題とした本邦研修が実施され、その結果を記載した報告書が作成された。

司法省に関しては、プロジェクトの支援によって公証人・戸籍官・執行官・担保取引登録官を対象としたトレーニングコースを実施し、地方の実務能力の向上が図られている。トレーニングコースの実施によって、地方の職員へのアップデートされた法律情報の普及という面で大きな貢献があると同時に、参加した中央機関の職員の問い合わせへの対応能力の向上にも貢献をしている。

特に、戸籍官を対象としたトレーニングコースにおいて、山岳地帯、農村地帯の戸籍官が、戸籍業務の重要性を再認識し、法理論及び実務の理解が向上すると共に、司法省が山岳地帯・農村地帯の戸籍官が直面する実務上の問題を理解できたことは有益であった。

さらに、トレーニングコースで作成された資料が増刷され、非参加者にも配布され、実務上活用されているなど、広い地域での実務者へのインパクトも確認された。

ベトナム弁護士連合会との活動に関しては、2009年5月に「ベトナム弁護士連合会」が正式に発足したため、当初予定していた活動が数年間はできない状態にあったが、連合会設立後、2009年10月には本邦研修、2010年1月には短期専門家を招聘しての現地セミナーを行い、弁護士職務基本規程、日弁連・各単位弁護士会の組織構造と自律性、弁護士の研修制度、弁護士職業倫理

規程等のテーマを中心に、組織強化に資する活動を実施することができた。

連合会によって設立が予定されていた弁護士の能力を高めるための研修センターに関しては、本邦研修など日本からのインプットが参考となり、当初の計画を修正し、現実的な計画と進め方を策定することとなった。

2-3-3 成果3（コンポーネント3）

本プロジェクトが起草支援の対象とした法令は、下記のとおり、成立し、あるいは、起草作業が進められており、その際、コンポーネント1及び2において吸収・分析された知見や経験が起草に活用されていることが確認された。

（1）民事判決執行法

本プロジェクトの活動により最終草案が起草され、2008年11月に成立した。

ベトナム側の起草計画に合わせ、本プロジェクトの支援により民事執行法の整備運用に関する初めての海外研修が行われており、タイムリーな活動を実施することができた。また、ワークショップやセミナーで交わされた議論や日本人専門家によるコメント・指摘は、同法及び下位の法規範文書の起草に大きく寄与した。さらに、関連法規範文書集を作成し、2,000部配布されたことにより、執行機関の職員が容易に必要な法律情報にアクセスできるようになった。2010年6月には、施行後1年間経過した後の執行官の執行状況にかかる問題点を集約・分析するワークショップが開催され、話し合われた内容は下位規範の作成や将来の法改正に活用されることが期待される。

（2）国家賠償法

本プロジェクトの活動により起草された国家賠償法は2009年5月に国会通過し、2010年1月より施行されている。

起草においては、多数のワークショップ、本邦研修等の支援を実施し、国家賠償法の基礎理論の研究や法案の内容につき協議を行った。特に本プロジェクトにより Regulatory Impact Assessment（以下、RIA）調査が実施されたことで、国家賠償法に関連する社会状況を把握する事ができ、法案の精度が増すのみならず、政府や国会への説得力が増すという効果が確認された。施行後6ヶ月経過し、司法省や関連機関において既に100件を越す申し立て事例が確認されている。現在、さらに適切な運用をしていくために、下位法規や国家賠償法手引書等の作成を進めている。

本法は、日本が前フェーズでの検討開始段階から一貫して支援を継続し成立に至ったものであり、国家が国民に損害を与えた際の国家の賠償責任を法制化するという点で、ベトナム社会における非常に大きな変化の起点となった。実際、本法に関して省庁間協議が開催されたり、他省庁から担当局への問い合わせ件数が著しく増加したりしているなど、政府側の意識が変わりつつあることも観察されている。

なお、司法学院において使用されるテキスト「民事執行技能」において、国家賠償法の紹介が30ページに渡って紹介されるなど、国家賠償法の概念が教育現場においても浸透しつつあることが確認されている。

(3) 不動産登記法

プロジェクト活動で行った本邦研修及びワークショップを通じて獲得された日本の不動産登記の経験や知識が、不動産登記法案の起草に貢献した。

現在、プロジェクトの支援により、本法案を国会説明のために必要な RIA サーベイの報告書を作成中である。

なお、本プロジェクトで行った不動産登記にかかる実地調査は、不動産登記法草案の実効性、重要事項の継続研究を進めるために必要なデータと生の声を収集するものとして、極めて重要で不可欠の活動であったと評価できる。

法案審議自体は国会において停滞している（利害関係ある省庁からの反対が根強い様子である）など、運用開始への阻害要因が認められるものの、プロジェクトとしては、当初計画で目標としていた「同法にかかる論点整理」を大きく上回る地点まで到達している。

(4) 担保取引登録令

本プロジェクトの活動により起草された担保取引登録令は、終了時評価調査時点で、政府の署名まで行われたことが確認された。

プロジェクト活動として実施された、本邦研修及びワークショップを通じて獲得された日本の担保制度の実態などにかかる知識が、担保取引登録令の起草に貢献した。

(5) 民法

司法省は 2005 年民法の抜本的な改正を計画しており、本プロジェクトにおいて数々のワークショップ等を実施し、ベトナム側の問題意識に対する助言等を行った。ワークショップを通じて、改正草案について詳細な議論が行われており、論点が抽出されている。この点、日本は 2005 年民法起草の際にも支援を行っていたため、法律の背景や基本理論を十分理解した上での効率的なインプットが実現している。

(6) 行政事件訴訟法

最高人民裁判所において、2010 年度内の成立を目指し、起草作業が行われているところ、既に 2010 年の春季国会において草案が提出されており、2010 年度第 8 次秋季国会に最終草案を提出する予定である。この起草作業に際しては、プロジェクトの支援により実施した全国規模でのサーベイ活動及び各地でのワークショップで得られた現場の裁判官、司法機関関係者及び有識者の意見や現地専門家のコメントが最高人民裁判所で集約され草案に反映された。また、短期専門家による現地セミナー、本邦研修等により、日本の行政事件訴訟法の知見・経験が最高人民裁判所に共有され、起草作業の効率性や議論の質を向上させた。

(7) 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法・改正検察官法

刑事訴訟法、検察院組織法及び検察官法の改正に関しては、憲法改正とも関係する問題であり、その改正作業には時間を要することが確認されたが、刑事訴訟法に関するワークショップが数回開催され、本邦研修においても、日本の刑事訴訟法や検察制度にかかる研究を行うなどしており、これらの活動を通じて得られた知見は、起草への有益な資料として活用されている。

また、2008 年及び 2009 年に最高人民裁判所が実施した民事訴訟法・刑事訴訟法に関するサー

ベいの結果は、最高人民検察院においてもセミナーを通して共有された。

(8) 改正民事訴訟法

民事訴訟法の改正に関しては、ベトナム側の立法計画の変更に伴い、プロジェクト開始当初の計画より起草作業の進捗が遅れたものの、2008年及び2009年には民事訴訟法・刑事訴訟法に関するサーベイを実施し、全国の裁判官、司法機関関係者及び有識者から回答を得て、その結果は最高人民裁判所によって分析されている。現在、起草に向け、起草委員会及び起草班が編成され、議論が始まっており、サーベイ結果やQ&A集の編集を目的としたワークショップで得られた知見が起草への有益な資料として活用されることが期待されており、プロジェクト終了時までには草案が作成される見込みである。

2-3-4 成果4 (コンポーネント4)

プロジェクトの活動により、執行官ハンドブックやトレーニングマニュアル vol. 1等が作成された。現在は、教官向けのトレーニングマニュアル vol. 2の作成が進められている。これらの作成活動を通じて、J Aの教員のテキストの作成能力が高められ、またテキストの中には日本の知見が入り、教材の改善に貢献した。

なお、当初計画していた「コンポーネント1～3の教訓を反映してJ Aの教育を強化する」という成果に関しては、J Aの専任教官が他のコンポーネントの活動に常に参加していたとは限らなかったが、長期専門家が他のコンポーネント活動を踏まえた上でのインプットを行い、また、実務家教員(プロジェクトのカウンターパート含む)が実務の観点からJ Aの教育内容の改善に取り組んでいる。

結果的には、中間レビューの時点で追加した外部条件「J Aが継続的に法曹の養成機関でありつづける」が充足しなかったということ(政府の公式見解はこの位置づけを満たしているが、実質的にはその位置づけが揺らいでおり、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士連合会との連携にも困難が生じた)であり、成果及びJ Aに関する部分におけるプロジェクト目標の達成度に影響を与えた。

第3章 評価結果

3. 評価結果の概要

3-1. 妥当性

妥当性はかなり高い；

本プロジェクトはベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005 年第 48 号及び第 49 号の原則と一致しており、今次調査時点ではこれら司法制度改革に関する国家政策・戦略には大きな変更が生じておらず、今後も変更の見込みはないことが確認された。

日本の対ベトナム国別援助計画（2009 年 7 月策定）は、ガバナンスの強化をその他の開発分野に取り組む基盤として設定し、以下を重点領域と定めている（法律の制定や改正の支援；法執行に必要なシステムの構築と改善の支援；実務レベルでの法運用能力の改善を目的とした人材育成（地方を含む）の支援；法情報の普及と司法アクセスの改善支援）。また、JICA の国別事業実施方針（2009 年 4 月策定）も同様の指針を定めており、本プロジェクトはそれらの方針に合致するものである。

また、主に以下の理由により、このプロジェクトのアプローチは目標を達成する上で適切であったと確認された：①パイロット地域を選定したことで現場の具体的な問題点を抽出できた（プロジェクト活動を通じて得られた経験を基に、法規範文書及び実務上の問題点についての解説が記載された書記官・事務官向け刑事手続マニュアルが作成されている等）、②関係機関を広く巻き込んだことで、裁判及び執行の一連のプロセスの課題に対して包括的に取り組めた（最高人民裁判所が実施した民事訴訟法・刑事訴訟法に関するサーベイの結果が最高人民検察院にも共有され活用された等）、③各コンポーネントの成果や活動が他のコンポーネントでも活用されるといふ相乗効果があった（パイロット地区での刑事訴訟に関するワークショップ活動に最高人民検察院も参加し、そこで得られた課題認識が最高人民検察院における地方からの問い合わせ・サポート依頼への対応強化に活かされた等）。

3-2. 有効性

有効性はかなり高い；

4つのコンポーネントは全てプロジェクト目標の達成に貢献している。

パイロット地区やその他の地区において、裁判官、検察官、司法関連職員の裁判及び執行実務に関する能力の改善に関する経験が蓄積されるとともに、その蓄積された経験を中央機関が吸収、分析して活用した。また、これらの活動により得られた教訓はまた、法規範文書の起草活動に反映された。

ベトナム弁護士連合会は、プロジェクト後半の 2009 年 5 月になってようやく公式に設立され

たため、他の中央機関に比べればその能力向上度合いは限定的であった¹。しかしながら、本プロジェクトでは同会の設立に合わせて本邦研修や現地セミナー等のインプットをタイムリーに実施でき、同会の活動が良好に開始されることに貢献した。

なお、上述のとおり、「コンポーネント1～3の教訓をコンポーネント4に反映させる」という点での成果が見られれば、プロジェクト目標の達成により貢献したことが想定される。

3-3. 効率性

効率性は高い；

運営システムに関して、本プロジェクトはベトナム側の強いイニシアティブと日本人専門家の支援により効率的に運営された。また、ベトナムと日本の関係者が、これまでに築かれた信頼関係をベースに、さらにお互いの文化・社会・制度を深く理解しあおうという姿勢を持って協力したため、本プロジェクトはベトナム側のニーズに対して効率的に応えることが可能となった。

また、過去の法整備プロジェクトに引き続き、検事、裁判官、弁護士、業務調整等の常駐長期専門家と日本国内のサポート体制があることによって、適切なタイミングで、幅広く深みのあるアドバイスを受けることができた点は、ベトナム側からの高い評価を得た。また、ベトナム側の立法スケジュールにも柔軟に対応したと言える。ただしベトナム側からは、日本人長期専門家の派遣時期及び期間がプロジェクト期間と一致すればさらに効率性は高まるだろうとの指摘がなされた。

一方、プロジェクト管理の観点からは、ベトナム側関係機関・組織が多岐にわたり、かつ、それぞれの国家機構上の位置づけが異なったために、各機関・組織の連携・調整に困難が伴う場合があったことは、引き続き司法改革に係る取り組みを継続していく上での課題である。

3-4. インパクト

プロジェクト実施による様々なインパクトが認められるが、上位目標達成のためにはさらなる取り組みが必要である；

上位目標については、前述の通り、国家政策面の持続性と本プロジェクト効果の波及が促進要因ではあるものの、その達成のためには、県級の裁判官や検察官の能力向上及び弁護士や司法関連職等の能力向上、さらにこれら関連機関間の連携強化、中央機関による指導・助言の制度的能力の更なる向上が必要である。

プロジェクトの波及効果としては、以下のような様々な事象が確認されている。

- ・ プロジェクトをきっかけとして、バクニン省人民裁判所が書記官事務官向け刑事手続きマニュアルを作成し始めた。

¹ プロジェクトのデザイン及び管理上の評価としては、同会の速やかな設立を外部条件として設定しておくべきであり、その充足状況の見直しによって、目標・成果・活動の見直しがかけていければ、なお望ましかったと言える。

- ・ バクニン省人民裁判所長が全国規模のセミナーにおいて共同議長を務めることによって、バクニン省での取り組みが全国に共有された。
- ・ バクニン省人民検察院が、独自に「検察官能力コンテスト」を実施するなど自ら検察官能力向上のための積極的な取り組みを実施し、他省の検察院のモデルとなっている。
- ・ バクニン省人民検察院では、他省検察院からの問い合わせが増え、プロジェクトが実施したワークショップの資料も他省に共有されている。
- ・ ベトナム弁護士連合会は、日本のインプットからヒントを得て、弁護士倫理規定の策定にあたっての弁護士の意識向上の重要性を認識し、倫理規定草案作成プロセスにおいて討論会を実施する等の取り組みを行った。
- ・ プロジェクトの支援により実施された戸籍実務や公証実務のトレーニングコースで使用された教材等は、コースに参加しなかった他省の司法関連職員にも広く共有されている。
- ・ 本プロジェクトの法案起草において、日本が支援し実施してきた RIA 調査の必要性和有効性を司法省が認識し、その結果 RIA 調査の実施にかかる条項が 2008 年に「法規範文書制定に関する法律」（司法省所管）の中に新たに設けられることとなり、RIA が法案起草の際に必ず実施すべきものとして定められた。
- ・ プロジェクトをきっかけとして、司法省が執行官マニュアルや国家賠償法に関する手引書を作成し始めた。

その他、ネガティブなインパクトは特に観察されなかった。

3-5. 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性は確保されると考えられるが、プロジェクトの成果を持続させるためには、いくつかの取り組み課題がある；

本プロジェクトの制度・政策面の自立発展性は、前述した共産党政治局決議(2005 年第 48 号および第 49 号)で示された法・司法制度改革の方向性が、現在も一貫してベトナム政府、最高人民検察院、最高人民裁判所の改革の指針であり、また、県級裁判所の管轄拡大など改革の具体的施策が実施されてきていることから、十分に確保されていると言える。また、プロジェクト活動を通じて獲得された実務スキル、運用が始まっている訴訟手続や行政手続、及びマニュアルや Q & A 集等の成果物は、プロジェクトを離れた関係者の手によって既に自立的・積極的に活用されており、今後も引き続き活用されていくことが見込まれる。

一方、関係中央機関/組織が今後、地方での問題点を抽出し、能力を向上させるようなサポートを持続的に実施できるようになるには、バクニン省での活動やトレーニングコースの実施から得た成果を、さらに活用していく必要がある。また中央機関/組織が引き続き、サーベイ、セミナー、ワークショップ、トレーニングコースを実施し、さらには情報の普及を自立発展的に進めていくためには、財政面の強化が必要である。

第4章 提言及び教訓

4-1 提言

4-1-1 プロジェクト終了までに取り組むべき事項

以下の法令案・マニュアル等に関して、現在実施されている活動をプロジェクト期間内に終了させること。

- (1) 裁判手続のQ&A集
- (2) 書記官事務官向け刑事手続マニュアル
- (3) 国家賠償法デクレ及び手引書
- (4) 検察官マニュアルVol. 2

4-1-2 プロジェクト終了後に取り組むべき事項

(1) バクニン省におけるこれまでのプロジェクト活動の成果は、中央機関及び他省の機関が地方における実務の課題や解決策への理解を深めるためには大変有効であるところ、バクニン省において抽出された課題やその解決策、活動のプロセス等を取りまとめて全国的に発信されることが望ましい。

(2) 本プロジェクトにおいては、地方における問題を抽出し、その内容をマニュアル等に反映させ、中央機関の指導・助言・監督能力を強化させる取り組みを行ったが、活動を進めるにあたり、マニュアル等の作成のみでは対応できない課題も明確になってきている。すなわち、条文が不明確である場合や、条文の適用に見解の相違がある場合などの問題に関しては、それに対応する公式見解を提示する新しい法規範文書の作成や、法規範文書の改正等が必要となる。例えば、民事訴訟法における証拠の提出時期（175条1項）については、事件受領の通知から15日以内に証拠提出しなければならないとの規定がある一方、実際の運用はその通りに行われていないといった適用上の問題があるところ、このような問題に関しては、法規範文書による対応が必要である。

そこで、中央機関による地方の実務改善支援をさらに進めるためには、法規範文書の作成や改正を含めて、中央機関においてさらなる検討を進める必要がある。

(3) 本プロジェクトでの経験により、中央機関が地方の意見を収集することの有効性を認識できた事は大きな成果である。今後、中央機関が業務を実施するにあたり、プロジェクト以外の通常業務の中でも、地方において裁判及び執行実務に携わる関係者の意見・要望を収集し、収集した情報に基づいて、より実務的なサポートが可能となるよう取り組むことが望ましい。

(4) 地方の現場において、裁判手続から執行までの一連の実務を引き続き改善していくにあたっては、関連する諸機関が情報共有をすることでさらに成果が向上すると期待されるため、機関間のネットワークを強化することが推奨される。

4-2 教訓

4-2-1 プロジェクトデザインの有効性

本プロジェクトは、バクニン省を含めた地方における課題の抽出を行い、それを中央機関にて吸収し知見を蓄積し、指導・助言・監督能力を向上させるというプロジェクトデザインとなっているが、このプロセスにより、地方における情報収集の有効性が認識され、また、中央に蓄積された知見が全国的に発信される基盤を作ることができた。本プロジェクトのように、パイロット省を設定し、中央機関との連携を促進させるこのプロジェクトデザインは、裁判実務能力改善に対して効果的なアプローチである。

4-2-2 実務改善にかかる課題

本プロジェクトは、法整備支援で初めてパイロット地区を設定し、現場の実務の改善に取り組んだプロジェクトである。プロジェクトデザインについては、上記の通り有効性が認められているところだが、一方で、当初はパイロット省における裁判関連書類の入手に困難が伴い、また、ベトナム語による資料の読解に大量の時間やコストがかかったことも事実であり、プロジェクトが成果を出すまでには日本人長期専門家の多大な労力が必要であった。ベトナムにおいては、1996年から支援を実施していたため、ベトナム側カウンターパートとの信頼関係も構築されており、その基盤があつてこそ、本プロジェクトにおいて実務改善に取り組み、成果が出たと考えられるため、他国において同様の案件を実施する際は、日本側の体制を整えた上で、中長期的な見通しを踏まえて取り組む必要がある。

4-3-3 実務改善にかかる指標

本終了時評価において、実務改善活動の進捗や成果をモニタリング・評価するためには、その指標として、マクロな統計データの推移だけでは因果関係を測定するのが難しいことが明確になった。例えば、監督審や再審の件数が変動したとしても、省や県の裁判所の権限委譲による影響や、経済発展により裁判の全体数に変化など、様々な要因が影響を及ぼしている可能性がある。このように、定量的な変化と裁判実務改善との因果関係が必ずしも明確にはならないため、定性的で間接的な事象をも含めて、複数の視点から分析する必要がある。今後同様のプロジェクトを実施する際は、実務能力向上を評価するための指標や入手手段を双方にて事前に確認し、それらを前後比較して定期的にモニタリング評価する等の工夫が必要である。また、本調査においては、裁判実務の改善を測る指標として、控訴・再審・監督審の申立状況や裁判記録・判決書などの改善状況を分析することとなるが、資料の入手や分析にかかるコストやプロセス等も踏まえて、今後の評価の在り方について検証する必要がある。

附属資料

1. 終了時評価ミニッツ（含む改訂PDM）	23
2. 案件開始時ミニッツ（含むPDM）	39
3. 調査日程	57
4. 評価グリッド	59
5. 達成度グリッド	73
6. 日本・ベトナム両側からの投入実績	107
6-1. ベトナム側投入	107
1. カウンターパート	107
2. 運営経費自己負担	110
6-2. 日本側投入	111
1. 専門家派遣	111
2. 本邦研修	112
3. 機材供与	115
4. 在外事業強化費	115
5. 国内支援委員会（民法共同研究会、裁判実務改善研究会）	116
7. 現地セミナー及びサーベイ実績	119
8. ローカルコンサルタントによる調査報告	125
8-1. インタビュー報告	125
8-2. 資料レビュー報告	161
8-3. 質問票に関する報告	245

**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE TERMINAL EVALUATION TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON JAPANESE TECHNICAL ASSISTANCE
FOR THE LEGAL AND JUDICIAL SYSTEM REFORM**

The Japanese Terminal Evaluation Team (hereinafter referred to as “the Team”), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) headed by Ms. Kayo Torii, visited the Socialist Republic of Vietnam from 12 July to 28 July 2010, for the purpose of conducting the terminal evaluation concerning the Japanese Technical Assistance for the Project on the Legal and Judicial System Reform (hereinafter referred to as “the Project”).

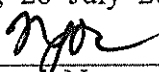
During its stay in Vietnam, the Team had a series of discussion with the authorities concerned of the Socialist Republic of Vietnam and other relevant organizations (hereinafter referred to as “the Authorities/Organizations”), and the Team and the Authorities/Organizations jointly evaluated the achievements of the Project as per the Record of Discussions signed on 14 July 2006 (hereinafter referred to as “the R/D”) and the Project Design Matrix which was revised at the Mid Term Review, May 2009 (hereinafter referred to as “the PDM”).

As a result of the discussions, the Team and the Authorities/Organizations agreed to the matters referred to in the document attached hereto.

Hanoi, 28 July 2010



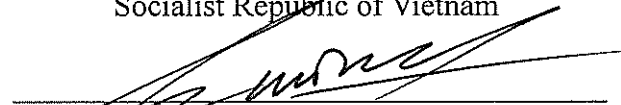
Ms. Kayo Torii
Director
Law and Justice Division
Public Policy Department
Japan International Cooperation Agency



Mr. Nguyen Khanh Ngoc
Director
Department of International Cooperation
Ministry of Justice
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Ngo Cuong
Director
Department of International Cooperation
Supreme People’s Court
Socialist Republic of Vietnam



Dr. Vu Moc
Deputy Director
Institute for Procuratorial Science
Supreme People’s Procuracy
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Luu Tien Dung
Chairman
Committee on International
Cooperation
Vietnam Bar Federation
Socialist Republic of Vietnam

ATTACHED DOCUMENT: THE EVALUATION REPORT

TABLE OF CONTENTS

1. Purpose and Methodology of the Evaluation
 - 1-1. Purpose of the Terminal Evaluation
 - 1-2. Methodology of the Evaluation

2. Outline of the Project
 - 2-1. Overall Goal
 - 2-2. Project Purpose
 - 2-3. Outputs
 - 2-4. Duration of the Project
 - 2-5. Implementing Authorities/Organizations

3. Project Achievements
 - 3-1. Achievements of Project Outputs
 - 3-2. Achievement of Project Purpose
 - 3-3. Prospect of attaining Overall Goal

4. Summary Results of the Evaluation
 - 4-1. Relevance
 - 4-2. Effectiveness
 - 4-3. Efficiency
 - 4-4. Impact
 - 4-5. Sustainability

5. Conclusion and Recommendations
 - 5-1. Recommendations
 - 5-2. Lessons learned

T-

3 G 7/02

NAH/

1. Purpose and Methodology of the Evaluation

1-1. Purpose of the Terminal Evaluation

The objectives of the terminal evaluation were as follows:

- (1) To review the issues below based on the R/D and the PDM;
 - progresses and achievements of the Project Outputs;
 - prospects of attainment of the Project Purpose and Overall Goal;
 - process of implementation of the Project; and
 - recommendations and lessons learned.
- Prior to the Team's visit, a preparatory survey was conducted by a local consultant from May to July to gather information through interviews and document survey.
- (2) To jointly evaluate the activities and the achievement of the Project from the view of DAC Five evaluation criteria (relevance, effectiveness, efficiency, impact, and sustainability);
- (3) To discuss among the Authorities/Organizations and the Team necessary actions to be taken for the remaining period of the Project;
- (4) To ensure that stakeholders share a common understanding of recommendations for further Project improvements and the lessons that can be applied to other similar ongoing and future JICA projects; and
- (5) To sign the Minutes of Meetings (M/M) based on the result of the discussion above.

1-2. Methodology of the Evaluation

The evaluation was jointly conducted by the Authorities/Organizations and the Team.

Considering the feature of the Project which addresses the enhancement of capacity of local judges, procurators, lawyers, and judicial officials in adjudication and execution work, efforts were made to collect information necessary for assessing the improvement of their practices and capacity of the Authorities/Organizations in providing guidance and support thereto. The preparatory survey was conducted by a local consultant for two months, and qualitative and quantitative data were collected through reviewing some primary documents, statistics as well as conducting interviews. Based on the result of the preparatory survey, the Authorities/Organizations and the Team further verify information through discussions.

Evaluation Criteria

The following five evaluation criteria are applied to the project evaluation.

- (1) Relevance

Relevance of a project is reviewed by examining whether project purpose and

AAW

to

Yor
S

overall goal are in connection with the development policy of the Socialist Republic of Vietnam and needs of beneficiaries as well as Japan's aid policy for the Socialist Republic of Vietnam.

(2) Effectiveness

Effectiveness is assessed with the degree to which project purpose has been achieved. It is also considered how outputs have contributed towards achieving the project purpose.

(3) Efficiency

The efficiency of a project implementation is analyzed with the emphasis on the relationship between outputs and inputs in terms of timing, quality and quantity.

(4) Impact

The impact of project activities is forecasted by either positive or negative changes caused by a project.

(5) Sustainability

The sustainability of a project is assessed in organizational, financial and technical aspects by examining the extent to which the achievements of the project are sustained or expanded after the project is completed.

2. Outline of the Project

2-1. Overall Goal

Adjudication and execution works are impartial, persuasive, transparent, expedient and consistent throughout the country.

2-2. Project Purpose

Experiences concerning the improvement in capacity of adjudication and execution works as well as tasks of the judicial support subsystem are accumulated in Bac Ninh Province (pilot area) and other area simultaneously absorbed, analyzed and utilized by central judicial authorities and the unified central lawyers' organization, and thereby the capacity of central judicial authorities and the unified central lawyers' organization concerning supervision over, and/or providing guidance and support to, local judicial authorities and lawyers nationwide as well as the framework supporting adjudication and execution works are improved.

2-3. Outputs

(1) Component 1

Capacity in adjudication and execution works of judges, procurators, lawyers and judicial officials of the local judiciary and judicial support subsystem in Bac Ninh Province (pilot area) is improved and experiences concerning the improvement in such capacity are accumulated in the pilot area.

(2) Component 2

Institutional capacity of central judicial authorities and the prospective unified central lawyers' organization concerning supervision over, and/or providing guidance and support to, local judicial authorities and lawyers is improved based on lessons and reflections from local practice including the activities under Component 1.

(3) Component 3

Drafts of (revisions of) legal normative documents which provide fair and transparent scheme/framework of the subject matters and/or serve the improvement of adjudication and execution work as well as the tasks of the judicial support subsystem are prepared.

(4) Component 4

Institutional capacity for training judicial titles are enhanced based on lessons and reflections from the activities under Component 1, 2 and 3.

2-4. Duration of the Project

From 1 April 2007 to 31 March 2011

2-5. Implementing Authorities/Organizations

- Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ")
- Supreme People's Court (hereinafter referred to as "SPC")
- Supreme People's Procuracy (hereinafter referred to as "SPP")
- People's Court in Bac Ninh Province
- People's Procuracy Office in Bac Ninh Province

Vietnam Bar Federation (hereinafter referred to as "VBF") has participated in the Project activities after it was established officially in May 2009.

3. Project Achievements

Through a series of discussions among the Authorities/Organizations and the Team as well as an on-site visit to Bac Ninh Province, the Authorities/Organizations and the Team confirmed that the Project has made a steady progress as per the PDM and been producing tangible results.

The achievement of the Project Output as per each Component was discussed. The major issues to be highlighted are the following.

3-1. Achievements of Project Outputs

(1) Component 1

It was confirmed that activities with judges and procurators in Component 1 have been implemented almost as planned under well-established mutual trust among the

counterpart officials and the Japanese Experts. Challenges and tasks concerning court procedures in Bac Ninh Province have been extracted, analyzed, and accumulated. The capacity in adjudication of judges and procurators in Bac Ninh Province were improved.

In Particular, the improvement of written judgments was observed in some cases, *i.e.* logic is more clearly stated and application of provisions is more accurate. In addition, a manual for court clerks and court officials on criminal procedures, which explains related legal normative documents (hereinafter referred to as “LNDs”) and illustrates practical know-how, is being compiled based on the experiences gained through the activities in Bac Ninh Province. The manual is expected to help court clerks and court officials to take appropriate procedures. Other than that, it was found that workshops under the Project enhanced their capacity to proceed cases efficiently by focusing points of disputes.

As for activities with the Procurator’s Office, it was confirmed that the quality of arguments in courts and indictments was improved in Bac Ninh Province. Interviews to stakeholders indicated that the quality of discussion, questioning, and gathering evidence and proving activities of the procurators have been improved through a series of workshops. Moreover, as seen in indictments of Bac Ninh Province, important facts were clearly described with reference to appropriate provisions. The improvement of the quality of indictments and arguments in courts was also confirmed by SPP, and indicated by the report by the legal inspection team of the People’s Procuracy Office in Bac Ninh Province. However, it was found that there were some cases in which the performance of the judges and procurators of district level were not satisfactory. The challenges in improving practical capacity of them are to be addressed under the circumstances of the expansion of jurisdiction of district courts and procuracy offices.

As for the joint activities in Bac Ninh Province, it should be emphasized that judges, procurators and lawyers participated in workshops held at the People’s Court or People’s Procuracy Office in Bac Ninh Province and shared practical issues in adjudication work. It should be noted that awareness was raised concerning the importance of involving wide range of stakeholders including execution officers for the improvement of adjudication and execution work in practice. In this regard, institutionalization of such joint initiatives would be further pursued.

According to the interim reports submitted to the People Assembly in Bac Ninh Province, the percentage of decisions of district courts that were protested or appealed has decreased and it is inferred that adjudication work has been improved. (In 2006, 98 cases (20.7 %) out of 472 criminal cases were protested or appealed, while in 2009, 101 cases (16.7 %) out of 604 criminal cases were protested or appealed.)

However, as for quantitative indicators, including the above figures, careful

Handwritten mark

Handwritten mark

Handwritten marks

examination is required to see if there was the causal relation between the improvement of adjudication and execution work and such indicators taking into consideration other important factors such as the expansion of jurisdiction of district courts and procuracy offices, increased number of cases under the circumstances of economic and social development, and so forth.

(2) Component 2

As for the activities of SPC, accumulated lessons/experiences were analyzed and utilized through the on-going activities in compiling the Q&A Book. Moreover, SPC drew up a new guideline including revised formats of trial records and instructs judges in lower courts in the formats.

In the workshops for developing the Q&A book in Bac Ninh Province, senior members from SPC often participated. Even in case of no participation from SPC, details of activities are reported from the People’s Court in Bac Ninh Province to SPC, and consequently, SPC was able to grasp activity status in Bac Ninh Province. In this way, SPC has accumulated knowhow in analyzing practical issues in adjudication work and further improved capacity to provide guidance and support to local judicial authorities.

The Judgment Manual was approved by SPC in the latter half of 2009, five thousand (5,000) copies of which were distributed to judges in January 2010. Seminars are scheduled this year for the purpose of gathering opinions and comments on the Manual. Additionally, the study visit to Japan on theories and practices concerning judicial precedents was conducted and the workshops were held in the northern, central, and southern parts of Vietnam to enhance the basic understanding on judicial precedents.

Regarding the activities of SPP, senior members of SPP have always participated in workshops in Bac Ninh Province and detailed information on such activities have also been reported to SPP in written document. As a result, SPP was able to grasp activity status of Bac Ninh Province and has accumulated knowhow in analyzing practical issues in adjudication work. Further, activities of the People’s Procuracy Office in Bac Ninh Province often appeared in SPP’s official journal which are distributed to all provinces. Through these means, experience and findings obtained from activities in Bac Ninh Province have been widely shared among procurators in the country and utilized to improve their capacity.

Moreover, the workshops on the Criminal Procedure Code and prosecution and trial proceedings in criminal trials were held under the supervision of SPP in provinces other than Bac Ninh Province and the study visit to Japan on the same topic was organized. Through these activities, not only the capacity of participated local procurators was improved, but also SPP improved capacity to provide guidance and support as well as accumulated knowledge and experiences for the revision of the Criminal Procedures Law in the future.

SPP has prepared the sixth draft of the Procurator's Manual Volume 2 and seminars are scheduled this year to gather comments. The Manual will be finalized and then distributed to procurators in provincial/district level. The Procurator's Manual Volume 1 that had already been published was distributed to procurators in the whole country down to district level and utilized as a duty reference.

Additionally, in view of the establishment of Criminology Centre in the future, the study visit to Japan was conducted on criminology and criminal statistics. The result has been brought together as a report.

As for the activities of MOJ, the training courses targeted on local public notaries, local registrars for secured transactions, local personal status registration officers, and local execution officers were held with the support of the Project to enhance the capacity of local practitioners. These training courses contributed to dissemination of updated legal information to local practitioner as well as enhancement of capacity of participated MOJ officials in responding to the inquiries.

It should be noted that the training course for local personal status registration officers was particularly targeted on local registration officers from mountainous areas and farm areas in Hoa Binh Province, and the training course provided opportunities for them to understand the related legal theory and practices. Moreover, broader impact was found as the textbook of the training course was reprinted for broader distribution to districts of the Province.

Since VBF was established in May 2009, the planned activities with lawyers have not yet been implemented until that time. After the VBF's establishment, the Project organized the study visit to Japan in October 2009 and dispatched the Short-term Experts in January 2010 on themes such as the lawyers' code of conduct, the administrative structure of Japan Federation of Bar Associations and local bar associations, and the trainings for lawyers, with the aim at strengthening VBF's organizational capacity. Such inputs added value to the VBF's discussion on the establishment of a training center for lawyers and the preparation and consideration of the draft Code of Conduct.

(3) Component 3

It was confirmed that the LNDs covered in the Project were enacted or being drafted by utilizing knowledge and lessons from activities in Component 1 and 2.

Civil Procedure Code

As per the change in the law-making plan of Vietnam, the drafting process of the revised Civil Procedure Code was behind the initial schedule. In the Project, surveys on civil procedures and criminal procedures were conducted in 2008 and 2009 and opinions from judges, judicial officials, and other experts were analyzed by SPC. The

Handwritten mark

Handwritten mark

Handwritten signature

drafting committee and the drafting group have already been organized. It is expected that the findings obtained through the surveys and workshops for the Q&A Book are to be reflected in the drafting process and that a draft will be prepared by the end of the Project period.

Administrative Litigation Law

SPC submitted the draft Administrative Litigation Law to the National Assembly in spring 2010. The final draft is scheduled to be submitted in the 8th parliamentary deliberations in fall 2010. In the process of drafting the Law, SPC collected and analyzed opinions and comments from judges, judicial officials, and other experts through nationwide surveys and workshops with the support of the Project. The knowledge and experiences on the Japanese Administrative Litigation Law, which were shared by the Japanese Short-term Expert or through the study visit to Japan, also contributed to the enrichment of contents and the improvement in efficiency of the drafting process.

Criminal Procedure Code, Law on Organization of People’s Procuracy Office, and Ordinance on Procurator

It is recognized that the amendments to the Criminal Procedure Code, the Law on Organization of People’s Procuracy Office, and the Ordinance on Procurator require deliberate discussion since the amendments are deeply related to the revision of the Constitution. A series of workshops on the Criminal Procedures Code and the study visit to Japan were held and the findings have been utilized for the drafting. The result of the surveys on civil procedures and criminal procedures conducted by SPC with the support of the Project in 2008 and 2009 has been shared with SPP through seminars.

State Compensation Law

The State Compensation Law was drafted with the support of the Project and enacted by the National Assembly in May, 2009 and has been enforced since January 2010. In the drafting process, a series of workshops and the study visit to Japan were conducted on the basic theories and practices of state compensation. In addition, the Regulatory Impact Assessment (RIA) survey conducted under the Project supported MOJ to find the social conditions and circumstances relevant to the draft Law and to make an appropriate explanation to the Government as well as the National Assembly. For six months after the implementation of the Law, MOJ and the related agencies have had over one hundred (100) applications for compensations. MOJ is drafting subordinate LNDs and manuals for officials so that MOJ and the related agencies can deal with applications for compensation more appropriately.

In the text called Civil Affairs Execution Skill used at the Judicial Academy (hereinafter referred to as “JA”), the State Compensation Law is referred to in over thirty (30) pages and it is confirmed that the concept and contents of the Law are

reflected in JA's practical education.

Decree on Registration of Secured Transaction

It is confirmed that the knowledge and Japanese experiences acquired through a series of workshops and the study visit to Japan contributed to the draft Decree on Registration of Secured Transaction. The Decree has been endorsed by the Prime Minister.

Civil Judgment Execution Law

The final draft of the Civil Judgment Execution Law was prepared with the support of the Project and it was enacted by the National Assembly in November 2008. The Project activities including the study visit to Japan, which was the important opportunity for MOJ to learn the knowhow regarding the operation of civil judgment execution work in a foreign country, were implemented in a timely manner in accordance with the annual law-making plan of Vietnam. It is confirmed that the discussion in workshops and seminars as well as the comments/advice provided by the Japanese Experts contributed to the draft Law and the subordinated LNDs. In addition, the book collecting the related LNDs were compiled, two thousand (2,000) copies of which were then published so that the officials in execution agencies are able to access necessary information. In June 2010, one year after the implementation of the Law, the workshop to analyze issues on execution work was held, the outputs of which will be utilized in the drafting of the subordinated LNDs and future amendments of the Law.

Law on Real Property Registration

It is confirmed that a series of workshops and the study visit to Japan contributed to the making of the draft Law on Real Property Registration. MOJ, with the support of the Project, is making a RIA survey report to make an explanation to the Government as well as the National Assembly. The other practical surveys in the Project activities were also important to the information gathering, including the data and opinions of stakeholders on real property registration, and to the feasibility study for the implementation of the Law.

Civil Code

MOJ is planning to make significant amendments to the Civil Code 2005. In the Project, the Japanese Experts provided comments on the issues raised by MOJ through a series of workshops, and the issues have been compiled for the revising of the Code. The Project activities are conducted efficiently by utilizing the knowledge on the background and basic theories of the Code acquired through the past cooperation activities in the previous projects for the drafting of the Civil Code 2005.

Zoi

*Ngoc
G*

4/12

(4) Component 4

JA has developed the Civil Executors' Manual and the Training Manual Volume 1 and is now developing the Training Manual Volume 2 for lecturers through the activities of the Project. These activities increased the lecturers' capacity in developing textbooks and also contributed to the improvement of the teaching materials.

In terms of synergy between Component 1 to 3 and 4, it was found that the full-time lecturers were not always involved in the related activities under the Component 1 to 3. However, the Japanese Experts gave advice based on the experiences gained from the activities of Component 1 to 3 and the lecturers from other judicial organizations, including the counterpart officials, have been getting engaged in improving the education of JA.

3-2. Achievement of Project Purpose

The Project Purpose would be achieved by the end of the Project period.

In addition to the results of the achievements of each Component mentioned above, the knowledge obtained in Bac Ninh Province and other local areas is utilized in MOJ, SPC, and SPP for the enhancement of their capacity in providing guidance and support to local authorities as well as in drafting LNDs. Moreover, the findings from the above activities are consulted in drafting process, and eventually LNDs better address/will address the practices of adjudication and execution work. It was confirmed that the outputs of Component 1 to 3 brought the synergistic effect to achieve the Project Purpose.

In addition, the education of JA is improved so that the graduates can better acquire the practical knowledge in adjudication and execution work. However, the synergy between Component 1 to 3 and 4 for the improvement of the education of JA could have been further pursued.

3-3. Prospect of attaining Overall Goal

The Vietnamese side confirmed that the objectives of Resolution No. 48 (Resolution No.48/NQ-TW of 24 May 2005) and No. 49 (Resolution No.49/NQ-TW of 2 June 2005) would be maintained and that the Authorities/Organizations would continue to conduct judicial reform.

In addition, it is assumed that SPC/SPP would use the experiences in adjudication work obtained in Bac Ninh Province, and similarly MOJ would utilize practical knowledge obtained through training courses, both of which would lead to the improvement of adjudication and execution work throughout the country.

The both Vietnamese and Japanese sides agreed that it was necessary to improve the capacity of local judges, procurators, executors, lawyers, and judicial officers. For that purpose, further emphasis would be placed to strengthen the network among concerned organizations and to enhance the institutional capacity of the Authorities/Organizations

in providing advice and supervision. It is required to address these issues to achieve the Overall Goal in the future.

4. Summary Results of the Evaluation

4-1. Relevance

Deemed highly relevant;

The Purpose of the Project is in line with the principles of Resolution No. 48 and No. 49. The legal and judicial sector reform's continued status as a high priority within the Vietnam's national strategies and policies was verified as of the time of the terminal evaluation.

Japan's Country Assistance Program for Vietnam (issued in July 2009) sets the strengthening of governance as the foundation for addressing other development areas. The following support areas have been given priority: the enacting and amending of laws; the building and improving of systems necessary for the implementation of laws; human resource development to improve capacity for the practical implementation of laws including within rural areas; and improving the dissemination of legal information and judicial access. As such, the Project is deemed to be consistent with JICA's Country Implementation Program for Vietnam (April 2009).

Both the Vietnamese and Japanese sides concluded that the Project approach was appropriate for achieving the Project Purpose, primarily for the following reasons: i) setting the pilot area and supporting training courses enabled the Authorities/Organizations to find practical issues faced by local officials; ii) involvement of wide range of stakeholders contributed to the addressing of practical issues in the whole process of adjudication and execution work; and iii) synergistic effects were produced between the Components, that is, outputs and activities of each Component were reflected in the activities of the other Components.

4- 2. Effectiveness

Deemed highly effective;

All the four Components have contributed towards the achievement of the Project Purpose.

The capacity of judges, procurators and judicial officials in conducting adjudication and execution work in the pilot and other areas have been improved through the Project activities, while experiences accumulated in these areas have been absorbed, analyzed and utilized by the Authorities/Organizations. As mentioned in the section "3-1. Achievements of Project Outputs", the outputs of these activities have been reflected into the drafting of LNDs.

VBF had not been officially established until May 2009. Immediately after the

establishment, the Project started providing the inputs including the study visit to Japan and the seminar, in a timely manner, contributing to VBF's good start.

Component 4 could have better contributed to the achievement of the Project Purpose with more reflection of the lessons learned through Component 1 to 3 as mentioned earlier.

4-3. Efficiency

Deemed fairly efficient;

With regard to the implementation process, the Project has been managed through the strong initiative of the Authorities/Organizations with the support of the Japanese Experts. Both the Vietnamese and Japanese sides recognized that all relevant personnel in the two countries had continuously made efforts to cooperate with each other by deepening their understanding of the other's culture, society, and institutions; building on the trust nurtured through past projects. This environment enabled the Project to efficiently address the actual needs of the Vietnamese side.

Inputs by both the Vietnamese and Japanese sides have been provided in a timely manner. Following the prior projects, the combination of Japanese Long-term Experts (*i.e.* a public prosecutor, a judge, a lawyer, and a coordinator), and supporting institutions/organizations in Japan was effective in providing timely, wide-ranging, and in-depth advice so that the Vietnamese counterpart officials utilized the received information to respond to their practical needs. The Project has flexibly accommodated Vietnam's law-making plan.

As for project management, the different positions among Vietnamese authorities/organizations concerned to the Project have required careful coordination in implementing the Project.

4-4. Impact

A considerable impact is observed as below:

- The People's Court in Bac Ninh Province is preparing a criminal procedure manual for court clerks and court officials inspired by the Project;
- The Chief Judge of the People's Court in Bac Ninh Province co-chaired the nationwide seminars, through which the activities in Bac Ninh Province were shared;
- The People's Procuracy Office in Bac Ninh Province has taken the initiatives in developing the capacity of such as the procurator capacity contest, which are considered as a model for procuracy offices in other provinces;
- The People's Procuracy Office in Bac Ninh Province received an increasing number of inquiries from other provinces. Workshop materials have also been shared with officials in other provinces;

WV

T

Handwritten signature

- The inputs of the Japanese side have been taken into account when VBF held the discussion sessions on the establishment of the VBF's training center for lawyers and a wide engagement of lawyers in the drafting of and the awareness-raising on the draft Code of Conduct;
- The materials produced for the training courses relating to local personal status registration and notary practice have been widely shared among those who did not attend the course;
- The provisions concerning the RIA survey were incorporated into the Law on the Legislating of Legal Normative Documents, and thereunder, conducting the RIA survey was determined to be a mandatory step in the legislative process; and
- MOJ is preparing a manual(s) for execution officers and a guideline(s) on the State Compensation Law inspired by the Project activities.

No negative impacts have been observed.

4-5. Sustainability

The sustainability of the effects of the Project is expected to be ensured, while there are some issues need to be addressed.

The policy environment and institutional sustainability of the Authorities/Organizations will likely be maintained. The practical skills obtained through the Project activities and outputs, such as the manuals and the Q&A book, will continue to be utilized after the completion of the Project.

Further application/utilization of the knowledge and operational know-how gained through the Project activities in Bac Ninh Province and the training courses would help the Authorities/Organizations to recognize practical issues in local areas and to provide support for the local capacity development.

In order for the Authorities/Organizations to continuously conduct surveys and provide seminars, workshops and training courses, and disseminate information in a self-sustainable manner, the financial factors might have impact on sustainability and expansion of the Project benefits.

5. Conclusion and Recommendations

Based on the results stated in the previous sections, it has been agreed that the Project is expected to achieve the planned Outputs and Purpose, and will therefore be concluded as scheduled.

5-1. Recommendations

(1) Issues to be considered during the Project

Completing the ongoing activities concerning the LNDs and manuals as follow:

- the Q&A book for case procedure;
- the criminal procedure manual for court clerks and court officials;
- the State Compensation Law: subordinate LNDs and manual; and
- the Manual for Procurators Volume 2.

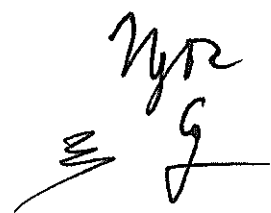
(2) Issues to be considered after the completion of the Project

1. It is recommended that the results of the Project activities in Bac Ninh Province be summarized for broader dissemination.
2. The central authorities concerned are encouraged to continue considering some of the practical issues, such as the provisions which can be understood in different ways, that are expected to be addressed through the revising or issuing of LNDs.
3. It is desirable that the Authorities/Organizations will utilize the experiences obtained through the Project in improving their routine practices. For example, the Authorities/Organizations would have more opportunities to directly hear opinions and requests from local practitioners involved in adjudication and execution work and provide, based on the opinions and requests, local practitioners with support for the better responding to their practical needs.
4. Better information sharing between the relevant local authorities/organizations is expected, leading to the enhancement of the outputs, in order to improve the capacity in conducting adjudication and execution work in local areas. It is thus recommended that the network between the local authorities/organizations be strengthened.
5. It is recommended to share the Project outputs, such as manuals, among the Authorizations/Organizations and other stakeholders through Web sites or other means.

5-2. Lessons Learned

1. The Project sought to analyze practical issues in Bac Ninh Province and other areas while improving the capacity of the Authorities/Organizations in supervising, providing guidance to, and supporting local judicial authorities/organizations. It has been verified through the Project implementation that this approach is effective for improving the capacity for adjudication and execution work.

2. In order to monitor and evaluate the progress and results of activities relevant to the improving of adjudication and execution work, it is necessary to gather additional information, including qualitative data, and to analyze it from various perspectives since the causal relationship cannot always be determined through relevant macro-level statistics. To this end, it would be useful for both sides to identify mutually agreeable indicators and means of verification, and to periodically gather such data, which will serve as a base for the before-after comparisons conducted during regular monitoring and evaluation activities.



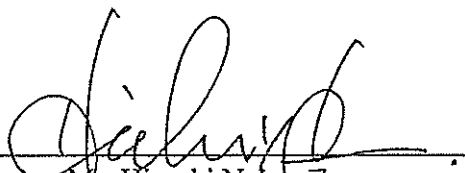
**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON TECHNICAL ASSISTANCE
FOR THE LEGAL AND JUDICIAL SYSTEM REFORM**

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and authorities concerned of the Government of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “the Vietnamese side”) had a series of meeting for the purpose of working out the details of the Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform (hereinafter referred to as “the Project”).

As a result of the discussions, JICA and the Vietnamese side agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Record of Discussions signed in Hanoi on March 30, 2007 (hereinafter referred to as “the R/D”).

Both JICA and the Vietnamese side also agreed to make this Minutes of Meetings regarding the Project, in order to confirm the mutual understandings reached through the discussions as attached hereto.

Hanoi, March 30, 2007



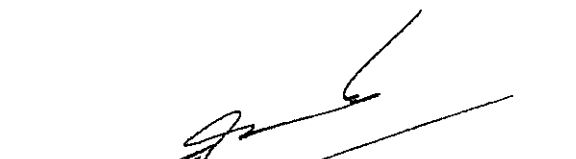
Mr. Hiroaki Nakagawa

Resident Representative

Japan International Cooperation Agency

Vietnam Office

Japan



Mr. Nguyen Huy Ngat

Director

Department of International Cooperation

Ministry of Justice

Socialist Republic of Vietnam



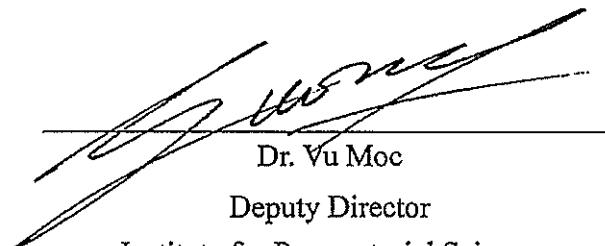
Mr. Ngo Cuong

Deputy Director

Institute for Judicial Science

Supreme People's Court

Socialist Republic of Vietnam



Dr. Vu Moc

Deputy Director

Institute for Procuratorial Science

Supreme People's Procuracy

Socialist Republic of Vietnam

THE ATTACHED DOCUMENT

I. FOLLOWUP ISSUES OF THE PREVIOUS MINUTES OF MEETINGS

1. With reference to I. 2.1 (1) of the Minutes of Meetings signed in Hanoi on February 9, 2007 (hereinafter referred to as “the M/M”), the Vietnamese side informed to JICA that the Vietnamese side nominated the Ministry of Justice of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “MOJ”) and Director of Department of International Cooperation, MOJ, as the overall responsible organization and the Project Director for the Project, who will bear overall responsibility for the administration of the Project.
2. With reference to I. 2.1 (2) of the M/M, the Vietnamese side informed to JICA that the Vietnamese side nominated Senior Legal Expert of Department of International Cooperation, MOJ, Deputy Director of Institute for Judicial Science, Supreme People’s Court of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “SPC”) and Deputy Director of Institute for Procuratorial Science, Supreme People’s Procuracy of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “SPP”), as the Project Managers for the Project, who will be responsible for the managerial and technical matters for the timely progress of the Project.
3. With reference to II. 1.1 of the M/M, both sides confirmed that Bac Ninh Province was selected as a pilot area for the Project activities related to SPC and SPP.
4. With reference to II. 1.3(1) of the M/M, JICA and MOJ will decide based on actual progress of the Project through mutual consultation whether or not JICA will support drafting of the Personal Status Registration Law, the subordinate legal normative documents related to the Civil Code and the subordinate legal normative documents related to the Judgment Execution Code after the details and legislation schedule of these laws and documents are clarified.
5. With reference to II. 1.3(3) of the M/M, JICA agreed to include support to drafting of the People’s Procuracy Office Law into the activities of the Project.

II. PROJECT DESIGN MATRIX

As a result of the discussions, both sides agreed to adopt the Project Design Matrix (hereinafter referred to as “the PDM”) shown in ANNEX I as the implementation guidelines for the Project. The PDM is commonly introduced to technical cooperation projects for the purpose of clear, efficient and effective management planning, implementation, monitoring and evaluation of the Project. The PDM is to be flexibly amended in view of the progress and achievements of the Project based upon agreement between both sides.

III. PLAN OF OPERATION

The Tentative Plan of Operation (hereinafter referred to as “the P/O”) is shown in ANNEX II for the Project. The schedule is subject to change in view of the progress of the Project within the framework of the R/D when necessity arises in the course of the Project implementation.

IV. MEASURES TO BE TAKEN BY BOTH SIDES

1. Measures to be taken by JICA

JICA explained that JICA will make the following efforts:

1) Dispatch of Japanese Experts

JICA will provide services of four long-term experts: Chief Advisor/Prosecutor, Judge, Lawyer and Project Coordinator respectively. Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

2) Training of Vietnamese Counterpart Personnel

JICA will undertake short-term study workshops in Japan for the Vietnamese counterpart personnel and provide long-term training opportunities in Japan for good performing Vietnamese counterpart personnel whose selection is agreed upon by the Vietnamese side and Japanese experts, as supplement to technical assistance provided by Japanese experts.

3) Supply of Equipment

JICA will provide supplemental equipment necessary for the implementation of the Project.

4) Facilities

JICA will provide an experts’ office in Hanoi. (As continuity from the previous project, “Technical Cooperation in the Legal and Judicial Field (1 July 2003 - 31 March 2007)” (hereinafter referred to as “the Previous Project”))

2. Measures to be taken by the Vietnamese Side

The Vietnamese side explained that they would make the following efforts as done in the Previous Project. The Vietnamese side will provide seminar rooms, conference rooms, necessary facilities, equipment, and other related materials as well as assign counterpart personnel, both in Hanoi and in Bac Ninh Province at the Vietnamese expense for the fruitful implementation of the Project. The Vietnamese side will meet running expenses necessary for the implementation of the Project.

V. MATTERS RELATED TO ADMINISTRATION AND OPERATION OF THE PROJECT

1. Role for Facilitation and Secretariat for Administration

MOJ will function as the body facilitating the Project implementation. The Department

of International Cooperation, MOJ, will act as a Secretariat responsible for communication and coordination on the Vietnamese side and administrative procedures of the Project including the submission of official requests to the Ministry of Planning and Investment.

2. Working Groups

The Vietnamese side confirmed that members of the working groups for Bac Ninh Provincial People's Court and Bac Ninh Provincial People's Procuracy would be nominated upon the commencement of the Project, by the end of May, 2007 at the latest. The organizational structure of the Project is shown in ANNEX III and the members and activities for each working group are shown in ANNEX IV.

3. Financial rules for the Project expenses

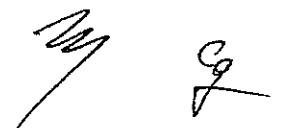
Both sides agreed to follow the basic principles as financial rules which are in conformity with the government regulation of Japan as mentioned below. Both sides also confirmed that the same cost sharing principle will be formed and applied to the Project as was done in the Previous Project for ensuring ownership of the Vietnamese side and sustainability of activity. The specific cost norm will be fixed based on mutual consultation between the Vietnamese side and the Japanese expert team in consultation with JICA Vietnam Office.

- 1) Whenever the Vietnamese side requests to disburse the Project cost, the Vietnamese side shall submit estimate of the budget to and obtain approval from the Chief advisor who will decide upon the matters with the project coordinator in advance, and settle up the balance after payment. The Vietnamese side and JICA expert team, in consultation with JICA Vietnam Office, shall make efforts for preparing appropriate budget plan, and carrying out promptly necessary procedure for authorization of the disbursement once both sides agree to the plan.
- 2) Regarding textbooks, manuals and all distributed for value, the JICA project, in principle, will not cover the cost which can be recovered by selling them, such as printing and bookbinding.

4. Others

With reference to the first item in the Activity 2-5 of the Annex I (Master Plan) of the R/D ("Evaluation of the results achieved by expanded workshops under component 1 and utilization of the achievements for further development and enhancement of capacity of local judicial officials"), the Vietnamese side and the Japanese side agreed to organize short-term training courses for skills improvement of local judicial officials. Details and scopes of these courses will be discussed and decided upon mutual consultation between the Vietnamese side and the Japanese expert team.

ANNEX I	Tentative Project Design Matrix
ANNEX II	Tentative Plan of Operation
ANNEX III	Organizational Structure of the Project
ANNEX IV	Members and Activities of Working Groups



Narrative Summary Super Goal	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>A fair, transparent and efficient judicial system based on stable, internationally competitive jurisprudence serving the democratic rule-of-law state is built</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Persuasive court judgments and decisions are rendered - Percentage of reverse decisions at the cassational and retrial level decreases - Number of backlog cases at courts and unexecuted judgments/ decisions at the pilot area decreases - Number of cases in which parties are represented by qualified lawyers increases - Publication of judgments by official court reporters as well as books, magazines and newspapers increases - Average time needed for completion of settlement of cases and execution of adjudications is shortened - Legal dispute settlement tends to be brought to the court rather than administrative agencies - Number of international civil and economic litigation in domestic courts increases - Number of international contracts designating Vietnamese courts as dispute resolution forum increases 	<ul style="list-style-type: none"> - Court statistics and reports to the National Assembly - Procuracy statistics and reports to the National Assembly - Official court reporters - Law-related books, magazines and newspapers - Articles on academic researches conducted by domestic and foreign scholars - Compiled results of surveys on internationally operating enterprises and law firms 	<ul style="list-style-type: none"> - The State of Vietnam steadily continues to pursue the objectives set forth in the Resolutions No. 48 and 49, 2005, of the Politburo of the Central Executive Committee, Communist Party of Vietnam - Legal professionals continue to maintain high professional moral standards - Relevant state agencies, practitioners and scholars continue to interact each other in order to establish and maintain modern jurisprudence based on experience in practice for the purpose of feedback to practice
<p>Overall Goal Adjudication and execution works are impartial, persuasive, transparent, expedient and consistent throughout the country</p>			
<p>Project Purpose Experiences concerning the improvement in capacity of adjudication and execution works as well as tasks of the judicial support subsystem are accumulated in Bac Ninh</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Fair and efficient court proceedings based on new concepts embodied in recently amended procedural laws are carried out in the pilot 	<ul style="list-style-type: none"> - Pilot area-court statistics - Pilot area procuracy statistics - Selected trial records and minutes 	

<p>Province (pilot area) and simultaneously absorbed, analyzed and utilized by central judicial authorities and the unified central lawyers' organization, and thereby the capacity of central judicial authorities and the unified central lawyers' organization concerning supervision over, and/or providing guidance and support to, local judicial authorities and lawyers nationwide as well as the framework supporting adjudication and execution works are improved.</p>	<p>area-court(s) - The quality of arguments by procurators and lawyers improves - Persuasive judgments are rendered by the pilot area court(s) - Number of unexecuted judgments/ decisions decreases at the pilot area - Experience in pilot area judiciary and judicial subsystem is reflected in educational materials - The supporting mechanism and tools for judicial authorities and lawyers are improved in sustainable manner</p>	<p>- Selected written judgments - Monitoring report prepared by the Project and its counterparts - Results of interviews to judges, procurators and lawyers - Compiled books and materials used for the training and fostering of legal professionals</p>	
<p>Outputs I. (Component 1) Capacity in adjudication and execution works of judges, procurators, lawyers and judicial officials of the local judiciary and judicial support subsystem in Bac Ninh Province (pilot area) is improved and experiences concerning the improvement in such capacity are accumulated in the pilot area.</p> <ul style="list-style-type: none"> - Court proceeding implementation skills and judgment writing skills of local judges in civil and criminal cases are improved. - Local procurators' skills in prosecution and criminal court proceedings are improved. - Local lawyer's skills in civil/criminal proceedings are improved. - Knowledge of the new notary works is acquired by the local public notaries. - Knowledge of the new immovable property registration system is acquired by the local property registrars. - Knowledge of the new personal status registration system is acquired by the local personal status registration officers. - Knowledge of the new civil execution system is acquired by the local execution officers. 	<p>- Procedural actions and dispositions by presiding judges are quick and efficient - Questioning by judges are accurate and efficient - Fact findings are streamlined, logical and convincing - Application of law is precise, logical and transparent - Judgments and decisions are written in a clear and convincing manner using an appropriate legal syllogism - Judgments and decisions do not allow multiple interpretations - Procurators' proving activities are sufficient and to the point - Indictments are well-streamlined and clear - Procurators' questionings are clear and efficient - Procurators' arguments are clear, logical and convincing - Lawyers' proving activities are sufficient and to the point - Lawyers' arguments are streamlined and convincing - Arrangements between the court, the procuracy, and the local lawyers association as to routine and miscellaneous procedural matters are established - Civil judgment execution is conducted in a swift manner in accordance with the newly promulgated laws - Process of notarization works is streamlined,</p>	<p>- Monitoring reports prepared by the Project and its counterparts - Selected written judgments - Selected procedural documents such as written arguments by procurators and lawyers - Written documents on arrangements between the court, the procuracy and the local lawyers association as to routine and miscellaneous procedural matters - Result of interviews to local judges, procurators, lawyers, execution officers and registrars</p>	

	<p>quick and in accordance with the new law</p> <ul style="list-style-type: none"> - Process of personal registration and issuance of certificate is streamlined, quick and in accordance with the new law - Process of property registration and issuance of certificate of registration is streamlined, quick and in accordance with the new law 	
<p>2. (Component 2)</p> <p>Institutional capacity of central judicial authorities and the prospective unified central lawyers' organization concerning supervision over, and/or providing guidance and support to, local judicial authorities and lawyers is improved based on lessons and reflections from the activities under component 1.</p> <ul style="list-style-type: none"> - Skills for compiling SPC Court Reporters are developed. - The know-how to disseminate and provide court precedents and other legal information to local judges is established. - The contents of the "Judgment Writing Manual" are updated and enriched in accordance with the revision of the Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and the enactment of the Administrative Litigation Law, reflecting the results of component 1. - The know-how for providing legal information to, and answering specific inquiries from, local procurators are improved. - A procurator's manual on appellate/cassational/re-trial procedure and supervision on criminal judgment execution activities is compiled. - The contents of the procurator's manual on investigation and first instance trial activities are updated and revised in accordance with the revision of the Criminal Procedure Code, at the same time reflecting the results of component 1. - Preparatory researches for establishing a "Criminology Centre" serving as a resource for information on procuratorial activities at the SPP are implemented and the results thereof are compiled. - The know-how for dissemination of important and useful legal information to, and answering inquiries from, local lawyers is developed. - Supporting system for improving lawyers' practice is established. - The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local public notaries is improved. 	<ul style="list-style-type: none"> - Judges use court precedents as reference in their adjudication works - Procurators and lawyers use court precedents to back up their assertions and arguments - Response by the SPC and SPP to inquiries from the city/provincial level is systematized, quick and accurate - The "Judgment Writing Manual" reflects amendments in new laws and newly arising legal issues - The "Procurators' Manual" on investigation and first instance trial reflects amendments in new laws and newly arising legal issues - The "Procurators' Manual" on appellate/cassational/retrial procedure reflects amendments in new laws and embodies concepts and know-hows in accordance with the gradual transition to procedures adopting adversarial elements - A recommendation for the establishment of a SPP "Criminology Centre" is prepared - An inquiry response system for local lawyers is established - Judges, procurators, lawyers, execution officers and registrars use updated legal information provided from central authorities - The prospective unified central lawyers' organization is established. 	<ul style="list-style-type: none"> - Monitoring reports prepared by the Project and its counterparts - Selected written judgments - Selected procedural documents such as written arguments by procurators and lawyers - Internal rules of SPC, SPP, the prospective unified central lawyers' organization and MOJ concerning the works for responding to inquiries from subordinate agencies - The revised "Judgment Writing Manual" - The revised "Procurators' Manual" on investigation and first instance trial - The "Procurators' Manual" on appellate/cassational/retrial activities - Written report and recommendation for the establishment of a "Criminology Centre" prepared by the SPP

<ul style="list-style-type: none"> - The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local property registrars is improved. - The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local personal status registration officers is improved. - The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local execution officers is improved. 		
<p>3. (Component 3)</p> <p>Necessary and up-to-date amendments to legal normative documents (LND's) serving the improvement of adjudication and execution works as well as the tasks of the judicial support subsystem are prepared.</p> <ul style="list-style-type: none"> - Final drafts of the revised Civil Procedure Code and the Administrative Litigation Law and their subordinate LND's are prepared. - Final drafts of the revised Criminal Procedure Code and the People's Procurency Office Law and its subordinate LND's are prepared. - Final draft of the State Compensation Law is prepared - Final draft of the Law on Immovable Property Registration is prepared. - Final draft of the Ordinance on Registration of Secured Transactions is prepared. - Final draft of the Judgment Execution Code is prepared. 	<p>The promulgated laws</p>	<ul style="list-style-type: none"> - Examination Results of JA (MOJ) - The revised education program of JA (MOJ) - Revised textbooks and materials - A training handbook
<p>4. (Component 4)</p> <p>Institutional capacity for training judicial titles are enhanced based on lessons and reflections from the activities under component 1,2 and 3.</p> <ul style="list-style-type: none"> - Legal and practical knowledge and study skills of Judicial Academy (JA) (MOJ) lecturers on basic substantive and 	<ul style="list-style-type: none"> - Graduates of JA (MOJ) gain ability to assert and argue on advanced legal issues - Education program of JA (MOJ) is reflecting updated information on actual legal practice - Textbooks and materials are revised 	<ul style="list-style-type: none"> - The provisions of the Civil Procedure Code and the Criminal Procedure Code are refined by discarding out-of-date provisions and adding provisions necessary for fair and efficient procedure in line with the gradual transition to proceedings adopting adversarial elements. - The provisions of the Administrative Litigation Law have such nature as to serve fair and swift settlement of administrative disputes - The provisions of the State Compensation Law contributes to the just and fair state compensation scheme - The provisions of new Law on Immovable Property Registration reflect a system of efficient and transparent immovable property registration - The provisions of new Ordinance on Registration of Secured Transactions reflect a system of efficient and transparent registration of secured transactions - The provisions of new Judgment Execution Code reflect a system of efficient and transparent judgment execution - The final drafts are submitted to the National Assembly

<p>procedural laws are improved. The results of component 1,2 and 3 are reflected in the education program of JA (MOJ).</p>	<p>- A training handbook which reflects the new training program adopted in 2007 is prepared. - A civil executors' manual which reflects the new civil execution system is prepared.</p>	<p>- A civil executors' manual</p>	<p>- Effective communication and coordination are ensured between MOJ, SPP, and SPC and other related authorities</p>
<p>Activities</p> <p>1. (For Component 1)</p> <p>1-1 Joint Activities (local judges, local procurators and lawyers)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Joint workshops on issues relating to mutual coordination in court proceedings - Trial simulation using mock court(civil and criminal) - Compilation of a joint report and recommendation on issues concerning civil and criminal proceedings - Creation of local agreement on practice and recommendation for reflection thereof in legal normative documents - Compilation of a comprehensive report including monitoring reports on the activities of Component 1 and recommendation by the local judiciary and judicial subsystem for utilization of the results in other jurisdictions <p>1-2 Activities with local court judges</p> <ul style="list-style-type: none"> - Monitoring of adjudication activities of pilot area court(s) and preparation of a report on the results - Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in fact-finding, application of law and conduct of correct adjudication procedure - Case studies - Judgment writing workshops - Learning Japanese experiences <p>1-3 Activities with local procurators</p> <ul style="list-style-type: none"> - Monitoring of procurators' activities of pilot area procuracy(ies) and preparation of a report on the results - Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in evidence gathering, proving activity, prosecution and trial proceedings - Case studies - Indictment and accusation writing workshops - Learning Japanese experiences <p>1-4 Activities with lawyers</p> <ul style="list-style-type: none"> - Monitoring of lawyers' activities in Bac Ninh province 	<p>Inputs</p> <p><u>Inputs from the Vietnamese side</u> (in Hanoi and in Bac Ninh Province (pilot area))</p> <p>a. Human Resources</p> <ul style="list-style-type: none"> - Project Director, Project Managers - Counterpart Personnel - Coordinators for communication and coordination among the Vietnamese side and administrative procedures of the Project - Members of Working Groups <p>b. Facilities</p> <ul style="list-style-type: none"> - Conference rooms for workshops and seminars <p>c. Equipment</p> <ul style="list-style-type: none"> - Related materials for administrative work for the Project <p>d. Expenses</p> <ul style="list-style-type: none"> - Expenses for the above items from a. to c. other than the expenses related to workshops that are borne by the Japanese side - Expenses for communication and coordination and administrative tasks related to the Project <p><u>Inputs from the Japanese side</u></p> <p>a. Human Resources</p> <p>(Hanoi)</p> <ul style="list-style-type: none"> - One Project Chief Advisor/Long-Term Legal Expert - Two Long-Term Legal Experts - One Project Coordinator (Japanese profession having administrative knowledge and sufficient experience in line with JICA rules and procedures) - Four Project Office staff personnel (continuingly employed from previous project*) <p>(Japan)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Advisory Groups and Units (Japanese academia and legal professions having profound knowledge and experience on law or legal and judicial affairs) <p>b. Training opportunities for Vietnamese Counterpart Personnel in Japan</p> <p>c. Facilities</p> <p>(Hanoi)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>and preparation of a report on the results after the establishment of the Working Group of Lawyers</p> <ul style="list-style-type: none"> - Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in legal consultation, evidence gathering, proving activity and trial proceedings <p>1-5 Activities with the local judges, local procurators, local lawyers, and local judicial officials</p> <ul style="list-style-type: none"> - Expanded workshops with the judges, procurators, lawyers, and local judicial officials on issues relating to mutual coordination and cooperation 	<ul style="list-style-type: none"> - One Expert's Office in Hanoi (continuing from the previous project*) (Japan) <ul style="list-style-type: none"> - Meeting rooms for Advisory Groups and Units - Conference rooms for workshops and seminars - JICA-NET system d. Equipment <ul style="list-style-type: none"> - Expert's Office equipment (continuing from the previous project*) e. Expenses <ul style="list-style-type: none"> - Expenses for the above - Expenses for seminars and workshops in Vietnam 	
<p>2. (For Component 2)</p> <p><u>2-1 Joint Activities</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Monitoring the activities under component 1 and simultaneously providing the information about experiences accumulated in the pilot area by component 1 for other area - Evaluation of the results achieved by component 1 and preparation of a comprehensive joint recommendation by central judicial agencies for utilizing the achievements for further development and enhancement of capacity of local judiciary and judicial subsystems - Seminars to promote understanding on court precedents in relation with actual practice <p><u>2-2 Activities with SPC</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Evaluation of the results achieved by component 1 and preparation of a recommendation for utilizing the achievements for further development and enhancement of capacity of local judges - Dissemination seminars on "Judgment Writing Manual" - Workshops on court precedent compilation and dissemination - Drawing a "Blueprint" for compilation and dissemination system concerning court precedents - Writing and revising tentative drafts of the revised "Judgment Writing Manual" <ul style="list-style-type: none"> ▲ Monitoring the activities under component 1 ▲ Regular drafters/editors/experts meetings ▲ Written and oral comments from Japanese experts ▲ Opinion gathering workshops <p><u>2-3 Activities with SPP</u></p>		

<ul style="list-style-type: none"> - Evaluation of the results achieved by component 1 and preparation of a recommendation for utilizing the achievements for further development and enhancement of capacity of local procurators - Workshops for identification of and finding of possible solution for specific practical problems in the advisory and feedback functions of SPP - Drawing a "Blueprint" for a better advisory and feedback system - Learning experiences of Japanese Prosecutors Offices' supervising system - Revision works on the "Procurators' Manual (Investigation and First Instance Trial)" and drafting, editing and compiling works on "Procurators' Manual (Appellate/cassational/re-trial procedure and supervision on criminal judgment execution procedure)" <ul style="list-style-type: none"> ➢ Monitoring the activities under component 1 ➢ Regular drafters/editors/experts meetings ➢ Written and oral comments from Japanese experts ➢ Opinion gathering workshops - Dissemination seminars on "Procurators' Manual" - Implementing study workshop in Japan and preparing necessary documents for preparatory researches of establishing a "Criminology Centre" 	<p>2-4 <u>Activities with MOJ/the prospective unified central lawyers' organization</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Evaluation of the results achieved by component 1 and preparation of a recommendation for utilizing the achievements for further development and enhancement of capacity of lawyers - Workshops for studying the practical advisory and feedback functions of MOJ/the prospective unified central lawyers' organization on legal information - Case studies - Learning experiences of the Japan Federation of Bar Associations' support system for lawyers <p>2-5 <u>Activities with MOJ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Evaluation of the results achieved by expanded workshops under component 1 and utilization of the achievements for further development and enhancement of capacity of local judicial officials - Dissemination seminars on the 2005 Civil Code
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3. (For Component 3)</p> <p><u>3-1 Joint Activities</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Seminars and workshops on “Consistent Legislative Drafting” <p><u>3-2 Activities with SPC</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Seminars on the Japanese civil procedure and administrative litigation procedure system - Seminars and workshops on tentative drafts of the amended Civil Procedure Code and the Administrative Litigation Law - Comments by Japanese experts <p><u>3-3 Activities with SPP</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Seminars on the Japanese criminal procedure system - Seminars on the model of organization and function of Spp - Seminars on tentative drafts of the People’s Procuracy Office Law - Seminars and workshops on tentative drafts of the amended Criminal Procedure Code - Comments by Japanese experts <p><u>3-4 Activities with MOJ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Seminars and workshops on drafts of the State Compensation Law - Comments by Japanese experts - Seminars and workshops on drafts of the Law on Immovable Property Registration - Comments by Japanese experts - Seminars and workshops on drafts of the Ordinance on Registration of Secured Transactions - Comments by Japanese experts - Seminars and workshops on drafts of the Judgment Execution Code - Comments to the law by Japanese experts 		
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

<p>Precondition Bac Ninh Province is selected as a candidate pilot area. The final decision of selecting Bac Ninh Province as a PA of this Project will be made upon the consultation with the People's Committee of Bac Ninh Province on the Vietnamese side.</p>	
<p>4. (For Component 4)</p> <p><u>Activities with Judicial Academy (MOJ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Participating as observers in the activities under component 1 and 2 and preparation of a written report thereof for the purpose of reflection in education programs/know-how of JA (MOJ) - Model lessons for lecturers adopting a seminar-discussion style, focusing on specific legal topics and case studies - Revision works of the four textbooks which were developed in the previous project* to be used in the common curriculum for judicial titles of JA (MOJ) <ul style="list-style-type: none"> ➢ Regular drafters/editors/experts meetings ➢ Comments from Japanese experts ➢ Opinion gathering workshops - Drafting, editing and compiling works on a training handbook - Drafting, editing and compiling works on a civil executors' manual 	

*The judicial officials shall mean public notaries, local executions officers, property registrars and local personal status registration officers

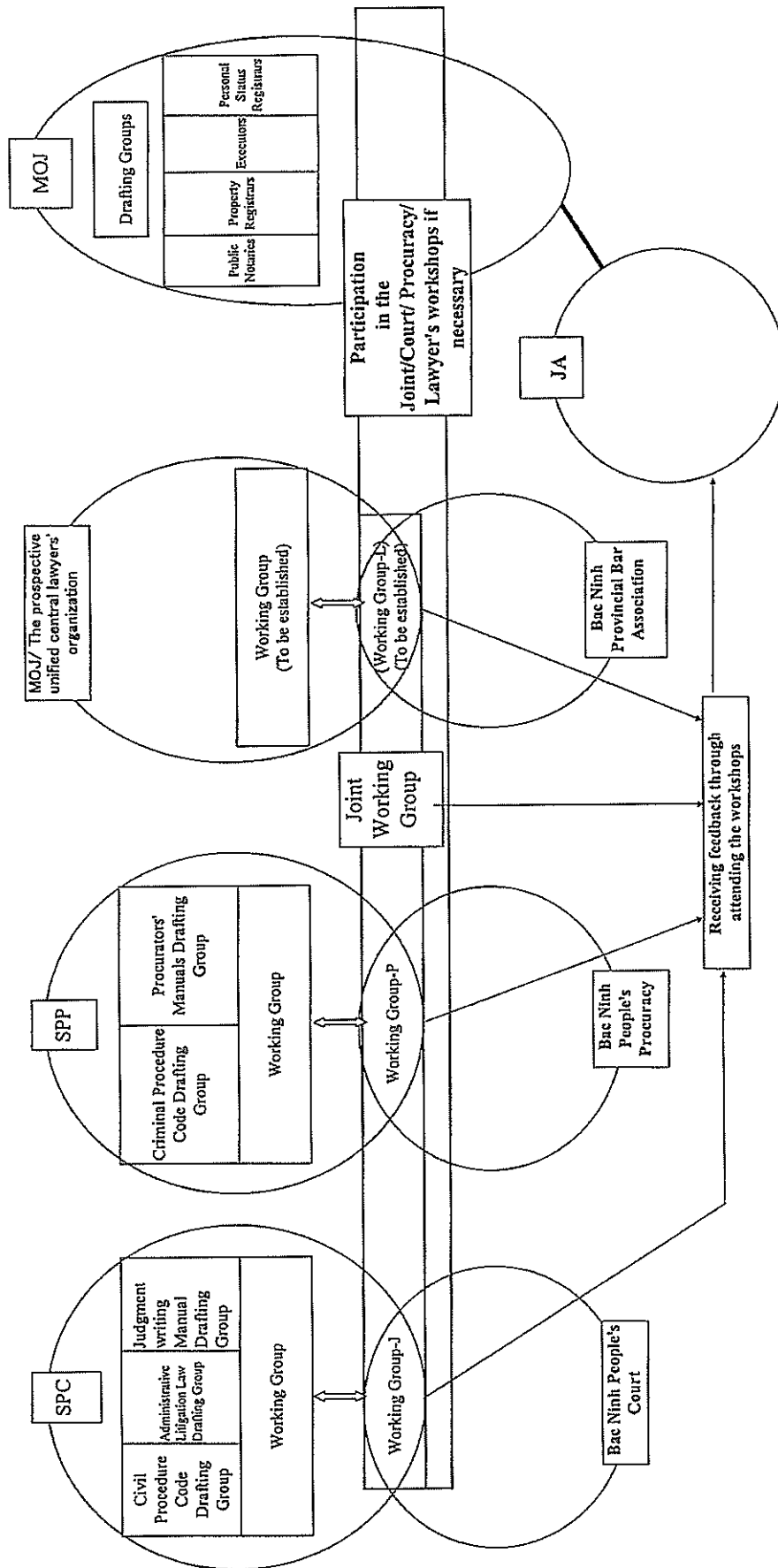
*The previous project refers to "Technical Cooperation in Legal and Judicial Field (July 2003 to March 2007)"

ANNEX II: Tentative Plan of Operation

Component	Japanese Fiscal Year	FY2007					FY2008					FY2009					FY2010				
		2007	2007	2007	2007	2007	2008	2008	2008	2008	2008	2009	2009	2009	2009	2009	2010	2010	2010	2010	2010
Component 1	Joint Activities with Local Judges, SPC, Local Prosecutors, SPP, Lawyers and The prospective unified central lawyers' organization																				
	Activities with Local Judges and SPC																				
	Activities with Local Prosecutors and SPP																				
	Activities with Local Lawyers																				
	Joint Activities with Local Judges, SPC, Local Prosecutors, SPP, Lawyers, The prospective unified central lawyers' organization and local judicial officers																				
	Joint Activities with SPC, SPP, The prospective unified central lawyers' organization and MOJ																				
	Joint Recommendations / Comprehensive Report																				
	Evaluation of the Results of Component 1 and Preparation of Recommendation																				
	Dissemination Seminars on 'Judgment Writing Manual'																				
	Activities for Court Precedent Compilation and Dissemination																				
Revising 'Judgment Writing Manual'																					
Component 2	Evaluation of the results of Component 1 and Preparation of Recommendation																				
	Activities for Improvement of Advisory, Feedback and Supervising System																				
	Revising and Drafting Prosecutors' Manuals																				
	Dissemination of the Prosecutors' Manuals																				
	Activities for Preparatory study for 'Criminology Center'																				
	Evaluation of the Results of Component 1 and Preparation of Recommendation																				
	Activities for Improvement of Advisory, Feedback and Support System																				
	Evaluation of the Results of Component 1 and Preparation of Recommendation																				
	Dissemination Seminars on the 2005 Civil Code and guiding documents																				
	Joint Workshop(s)*1																				
Component 3	Consultation on the draft of revised Civil Procedure Code																				
	Consultation on the draft Administrative Litigation Law																				
	Consultation on the draft of revised Criminal Procedure Code and the People's Procurator Office Law																				
	Consultation on the draft the State Compensation Law																				
	Consultation on the draft Law on Immovable Property Registration																				
	Consultation on the draft Ordinance on Registration of Secured Transactions																				
	Consultation on the draft Judgment Execution Code																				
	Participation in Components 1 and 2 and Preparation of Report																				
	Media Lessons																				
	Textbook Revision																				
Component 4	Drafting Handbook																				
	Drafting Manual																				
	Joint Activities																				
	Trainees Training																				

*: Workshop/Seminar in Vietnam
 *1: The Joint Workshop(s) will be held in due course.

ANNEX III Organizational Structure of the Project (Working groups)



ANNEX IV Members and activities of working groups and workshops in pilot area

Bac Ninh Provincial People's Court (and Bac Ninh City District People's Court)	
Members of working group -J	Activities of working group -J
<ul style="list-style-type: none"> >Judges of SPC (2 persons) >Local Judges (3 persons) >JICA Long-term expert (judge) (1 person) 	Monitoring of adjudication activities of Bac Ninh provincial people's court and Bac Ninh City district people's court, studying practical problems, and preparation of a report on the result of the monitoring and the studies
	Facilitating activities in workshops
Workshop participants	Activities in Workshops
<ul style="list-style-type: none"> >Members of working group -J >Judges of Bac Ninh provincial people's court and Bac Ninh City district people's court >Court clerk of Bac Ninh provincial people's court and Bac Ninh City district people's court (if necessary) >Local people's assessers (if necessary) >Judges of the Institute for Judicial Science in SPC >Lecturers of Judicial Academy in MOJ 	Discussion on case records categorized by the different topics
	Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in fact-finding, application of law and conduct of correct adjudication procedure
	Case studies
	Judgment writing training
	Learning Japanese experiences
	Discussion on reports prepared by the members of working group -J

Bac Ninh Provincial People's Procuracy (and Bac Ninh City District People's Procuracy)	
Members of working group -P	Activities of working group -P
<ul style="list-style-type: none"> >Procurators of SPP (2 persons) >Local Procurators (3 persons) >JICA Long-term expert (prosecutor) (1 person) 	Monitoring of procurators' activities of Bac Ninh provincial people's procuracy and Bac Ninh City district people's procuracy, studying practical problems, and preparation of a report on the results of the monitoring and the studies
	Facilitating activities in workshops
Workshop participants	Activities in Workshops
<ul style="list-style-type: none"> >Members of working group -P >Procurators of Bac Ninh provincial people's procuracy and Bac Ninh City district people's procuracy >Officials of Bac Ninh provincial people's procuracy and Bac Ninh City district people's procuracy (if necessary) >Procurators of the Institute for Procuratorial Science in SPP >Lecturers of Judicial Academy in MOJ 	Discussion on case records categorized by the different topics
	Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in evidence gathering, proving activity, prosecution and trial proceedings
	Case studies
	Indictment and accusation writing training
	Learning Japanese experience
	Discussion on reports prepared by the members of working group -P

Bac Ninh Provincial Bar Association	
Members of working group -L (to be established)	Activities of working group -L
<ul style="list-style-type: none"> >Lawyers of the prospective unified central Lawyers' organization (2 persons) >Local Lawyers (3 persons) >JICA Long-term expert (lawyer) (1 person) 	Monitoring of lawyers' activities of the lawyers working in Bac Ninh Province, studying practical problems, and preparation of a report on the results of the monitoring and the studying
	Facilitating activities in workshops
Workshop participants	Activities in Workshops
<ul style="list-style-type: none"> >Members of working group -L >Lawyers in Bac Ninh Province and other provinces >Lawyers of the prospective unified central lawyers' organization >Lecturers of Judicial Academy 	Discussion on case records categorized by the different topics
	Workshops for identification of and finding of possible solution for practical problems in legal consultation, evidence gathering, proving activity and trial proceedings
	Discussion on reports prepared by the members of working group -L

Joint Working Group of legal professions (bi-annually)	
Members of joint working group	Activities of joint working group
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Members of working group -J ➤ Members of working group -P ➤ Members of working group -L ➤ JICA Long-term experts 	Compilation of a joint report and recommendation on issues concerning civil and criminal proceedings, and administrative litigations
	Creation of local agreement on practice and recommendation for reflection thereof in legal normative documents
	Compilation of a comprehensive report including monitoring and studying reports on the activities of Component 1 and recommendation by legal professions for utilization of the results in other jurisdictions
	Facilitating activities in workshops
Participants in joint workshops	Activities in Workshops
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Members of joint working group ➤ Judges in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Judges of SPC ➤ Procurators in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Procurators of SPP ➤ Lawyers in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Lawyers of the prospective unified central lawyers' organization ➤ Lecturers of Judicial Academy (MOJ) 	To discuss the issues and problems extracted at each workshops and to identify key issues and measures for solution that should be tackled collectively among legal professions.
	Joint workshops on issues relating to mutual coordination in court proceedings
	Trial simulation using mock court (civil and criminal)
	To discuss reports and recommendations prepared by the members of joint working group

Expanded Workshops of all the stakeholders (annually)	
Members of expanded working group	Activities of expanded working group
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Members of joint working group 	Facilitating activities in workshops
Participants in expanded workshops	Activities in Workshops
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Members of expanded working group ➤ Judges in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Judges of SPC ➤ Procurators in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Procurators of SPP ➤ Lawyers in Bac Ninh Province and other provinces ➤ Lawyers of the prospective unified central lawyers' organization ➤ Local judicial officials* ➤ Lecturers of Judicial Academy (MOJ) 	Workshops with the court, procuracy, lawyers, and local judicial officials on issues relating to mutual coordination and cooperation
	To discuss the possibility of further coordination amongst the working groups and to identify the cross-cutting issues shared by all the stakeholders for further improvement (e.g. Further improvement of coordination between people's court and bureau of property registration on the real estate related lawsuit)

* Local judicial officials shall mean local public notaries, local execution officers, property registrars and local personal status registration officers.

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 終了時評価調査 調査日程 (2010年7月)

				Mr.Hiwatashi and Mr.Onuki	Ms.Torii, Mr.Sato, Mr.Matsubara, Ms.Kawai	Discussion Point
July	12	Mon		Arrive at Vietnam		
July	13	Tue	10:30	Meeting with Experts and JICA Vietnam Office		
			PM	Meeting with Ms.Minh		• debriefing from Ms.Minh, consultant
July	14	Wed	8:30-9:00	Meeting with ICD		• Interview on answers and questionnaires sent in advance
			9:05-9:35	Meeting with Civil Execution Dept.		
			9:40-10:10	Meeting with JA		
			10:15-10:45	Mtg with National Registration Agency for Transactions		
			10:50-11:20	Mtg. with Civil Economic Dept.		
			14:00-14:30	Mtg. with Judicial Support Dept.		
			14:45-15:15	Mtg. with Judicial Adm. Dept.		
July	15	Thu	9:00~	Interview with SPC		• Interview on answers and questionnaires
			14:00~	Interview with SPP		
			16:30~	Interview with VBF		
July	16	Fri	9:30~	Interview with Pople's Court in Bac Ninh		
			14:00~	Interview with People's Prosecutors Office in Bac Ninh		
July	17	Sat		Documentation of M/M		
July	18	Sun		Documentation of M/M	Arrive at Vietnam	
			18:30	Meeting with the experts	Meeting with the experts	
July	19	Mon	9:30~	Meeting with Experts and JICA Vietnam Office (@ JICA VN Office)	• Outline of Terminal Evaluation • Interview on answers and questionnaires sent in advance • Discussion on the Evaluation • Interview on the subsequent project	
			14:00~	Interview with SPC		
July	20	Tue	AM	Interview with SPP 8:30 ~10:30 Meeting with Mr. Moc 10:30 ~ 11:30 Meeting with Mr. Tien		
			14:00~	Interview with VBF		

July	21	Wed	9:30- 10:45	Interview with People’s Court in Bac Ninh	
			11:00-11:30	Interview with Civil Execution Dept. in Bac Ninh	
			14:00-16:30	Interview with People’s Prosecutors Office in Bac Ninh	
July	22	Thu	8:30 ~	Interview with MOJ	
			14:00~	Interview with MOJ	
July	23	Fri	AM	Drafting M/M	Discussion on draft M/M
			14:00-15:45	Meeting with MOJ	
			16:00-17:00	Meeting with VBF	
July	24	Sat		Revision of the M/M	
July	25	Sun		Revision of the M/M	
July	26	Mon	8:30 -10:00	Meeting with SPC	Discussion on draft M/M
			10:10-11:30	Meeting with SPP	
			PM	Meeting with other donors	
July	27	Tue	AM	JCC Meeting (Evaluation Session) (Representatives from MOJ, SPP, SPC and VBF)	Discussion on final draft M/M
			PM	Meeting with experts and JICA Vietnam Office	
July	28	Wed	AM	Signing the M/M	
			PM	Report to Embassy of Japan	
				Report to JICA	
				Leave from Vietnam	

附属資料 4. 評価グリッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
1. 妥当性					
1-1 必要性	社会のニーズに合致しているのか？		LNA、共産党決議 48号、49号	資料レビュー	ベトナム政府は、市場経済化に向けた法整備の整備が急務であるとの認識のもとで、2001年1月に「Legal Needs Assessment」の実施をMOJに指示したが、本アセスメントの結果を受けたベトナム共産党中央委員会政治局は、2005年5月24日に第48号決議（2010年までの法制度開発戦略及び2020年までの同開発指針）を、2005年6月2日に第49号決議（2020年までの司法改革戦略）を公表した。両決議の示した法・司法制度改革の方向性は現在も一貫してベトナム政府、SPP及びSPCの改革の指針となっている。特に、本プロジェクトとの関係では組織やシステムの整備、人材育成などが関連すると考えられる。これらの国家政策は大きな変更なく継続している。 本プロジェクトで協力の対象とした法令（改正民事訴訟法、行政訴訟法、改正刑事訴訟法、検察院組織法、国家賠償法、不動産登記法、担保取引登録に関する政令、判決執行法、改正民法）は、ベトナム政府が起草、改正を推進してきている法律であり、同国のニーズに合致している。 プロジェクト期間（2007年4月～2011年3月）は、ベトナム側が特に2010年を梟級裁判所の管轄権拡大、検察院の機構変更等の制度改革目標の節目の年としている点に対応しており、ベトナム側長期戦略のタイムミングにも合致していることにも変わりはない。
	TGのニーズに合致しているのか？		司法部（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPC）、弁護士連合会（VBF）、バクニン省裁判所、検察院、専門家	インタビュー	
1-2 優先度	開発政策との整合性	べ国長期開発計画における裁判実務強化分野の位置づけ、協力の対象である法令の国会での立法計画、権限委譲/機構変更、改革などの進捗状況	共産党決議 48号、49号、権限委譲制度改革に係る資料（目標年 2011年）	資料レビュー 質問票調査	基本的に変化はない。第48号決議の延長線上の司法改革を現在も推進している。上述の梟級の管轄権拡大は既に完了しており、梟級の裁判所や検察院の能力向上も同国の司法改革における今後の取り組み課題として重要性を増してきた。
	日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性	事前評価以降、プロジェクトを取り巻く変化はあったのか？（政策、経済、社会など） 我が国の対越援助方針・計画における裁判実務強化分野の位置づけ	SPC、SPC、MOJ 対ベトナム国別援助計画（2009年7月）、JICAの国別事業実施計画	質問票調査 資料レビュー	

附属資料 4. 評価グッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					<p>する支援のほか、地方を含む現場レベルでの法運用能力の向上のための人材育成に対する支援、法に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などを、有機的に相互連携させながら実施し、『法の支配』の確立・定着を図る」と、現場レベルでの法運用能力のための人材育成に対する支援に言及されている。</p> <p>このように、我が国の対ベトナム援助政策は、これまで同国の市場経済化を後押しする法制度の整備を支援方針として掲げてきた。さらに新たな援助政策の中では、対ベトナム支援の主要領域の基盤としてのガバナンスを強化するための法整備・司法改革として位置付け直されている。そしてこれまでの成果が相当程度上がってきたとの認識の下で、さらに法の運用に必要な制度構築・改善や地方を含む現場レベルでの法律の運用能力向上のための人材育成支援、法に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などに踏み込んでおり、この観点から、裁判実務と執行の改善、及び現場での経験を中央が吸い上げ、全国に普及する中央期間の能力向上を狙った本プロジェクトの政策との適合性は、非常に高いと考えられる。</p>
1-3 手段と しての 適切性	戦略、アプローチとしての適切性	<ul style="list-style-type: none"> パイロット地区での経験の蓄積とその蓄積を中央が吸収し、地方組織の支援を行うアプローチの適切性 バクニン省をパイロット地区に選定したことの適切性 	MOJ、SPC、SPC、専門家	質問票調査、インタビュー	<p>1) 地方での実務経験を中央機関の支援体制の改善に活用することについて</p> <p>本プロジェクトは、パイロット地区であるバクニン省における裁判実務等に関する能力改善に関する経験の蓄積及びその蓄積された経験を中央が吸収、分析して活用し、中央における実務支援の体制を改善することにより、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力を改善するものである。</p> <p>質問票の回答及びインタビューによれば、SPC、SPP、VBF、バクニン省裁判所、バクニン省検察院は、法の運用・執行における法の適用上の不備について、現段階で全国レベルの活動が展開できないのであれば、パイロット地域での結果を踏まえて全国展開を図ると、本プロジェクトで採用された段階的アプローチを評価していると考えられる。</p> <p>司法省(MOJ)についても、執行官に対するトレーニングはドンナイ省でベトナム南部の判決執行局からの参加を得て実施され、またハノイでも全国の民事判決執行機関を対象にセミナーが開催されている。このようなトレーニング、セミナーの場合は、体系的に現場の実務上の問題を吸収し、中央の支援体制の強化に活用されるというレベルにはまだ到達していないものの、参加者である現場の執行官からの意見が提出される双方向的な意見交換の機会を提供している。ただ、地方での実務経験を吸収する際に、特定の地域を対象とするのか、全国規模で行うのかという点についてはMOJから異論が出されている。MOJは事前調査の段階で、それまでのフェーズでは中央政府の体制づくりが中心になっていたことから、新たなプロジェクトでは、地方政府の便益を拡大すべく、パイロット地区を一箇所に絞るのではなく、民法の考え方を地方の実務機関まで普及浸透し、職員の能力の底上げを図るべきことが主張されていた(事前調査面談記録:事前評価付属資料2-4(1)2007年2月1日MOJとの面談記録)。事業開始後もMOJのこの立場には変化はなく、MOJにとつてのパイロット地区はバクニン省ではなく、全国を対象にしたアウトプット2に対応する活動として実施されている。この点に関して、中間レビューにてMOJ側は、バクニン省では一定の成果を得られたことを評価しつつも、全国レベルでの成果の達成には到っていないこと、全国展開を図るべき活動については、パイロット地域に限定して実施することはできないことから今後全国展開を図っていきたいとしている。</p> <p>プロジェクトのリソースが制約されている中で、効率的な活動を実施することを考えると、活動を全国レベルで直ちに展開することは難しかったと判断され、パイロット地域を設定し、そこでの実務経験を中央機関の支援体制の改善に活用するというプロジェクト・デザインは妥当であ</p>

附属資料 4. 評価グッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の機関（裁判所、検察院、弁護士）を協力機関として包括的に支援してきたことの適切性（相乗効果の有無など） 	MOJ、SPC、SPC、専門家	質問票調査、インタビュー	<p>つたと評価される。今次終了時評価調査での資料分析やインタビューによれば、プロジェクト活動を通じて、現場実務が直面する課題が中央に吸い上げられ、より効果的な中央から地方への支援・指導に結実した事例が数多く観察されており、狙いは適切だったと評価できる。</p> <p>2) バクニン省のハイロット地区としての適切性について バクニン省をパイロット地区として選定したことについては、同省がハノイのような大都市ではなく、また山間に位置する地方部でもない平均的な省であり、刑事・民事事件についても件数面で適当なレベルであること（行政訴訟事件も皆無ではないこと）、優秀な職員が存在、ハノイ近郊に所在していることから交通の便がよく、活動の実施にあたって調整しやすいことなどが関係者から挙げられており、適切な選定であったと考えられる。また省級裁判所、省級検察院とともに、省内だけでなく全国的な司法改革の推進に向けた強いコミットメントを有するカウンターパート担当者に恵まれ、有効性・効率性・インパクトに好影響を与えている。</p> <p>プロジェクトは複数の協力機関（MOJ、SPC、SPP、設立が予定されていたベトナム弁護士連合会、バクニン省の省級・県級の人民裁判所と人民検察院）を対象にして複数のコンポーネント（コンポーネント1～4）を実施した。中でも、協力機関の一つであるMOJは、国会の執行機関である政府に直属する一機関として位置づけられる一方で、他の協力機関である最高人民裁判所、最高人民検察院は憲法上に規定された司法機関として国会に直属するという、協力機関の間で国家統治機構における位置づけが相違している。このため、プロジェクト・ディレクター（PD）を担当するMOJでは、ベトナム側での各コンポーネント間、各活動間の調整が難しい状況が続いてきたと聴取した。この調整の難しさを勘案し、MOJからはプロジェクトコンポーネントを各協力機関別に分割することが望ましかったのではないかと意見が中間レビューで提示された。これまで、ワークショップ、セミナーなどの共同開催や合同調整委員会（Joint Coordination Committee）が開催されてこなかった背景には、このように共同活動に調整に多大な労力が必要とされたこともその一因と考えられる。また終了時評価においても、異なった階級のベトナム機関間の連携に困難を生じたこと、（裁判、検察、行政管理それぞれの）機能の違いが障壁となったこと等が、MOJから教訓として指摘されている。</p> <p>本プロジェクトは、中央と地方の連携強化を縦軸に、制度構築、人材育成、立法支援という大きく3つのコンポーネントを横軸においてプロジェクトが構成されているが、特に横軸の各コンポーネントについては相乗効果が狙われ、その効果はある程度認められるものの、極めて広範囲にわたり、かつ関係機関が複数存在することから、各コンポーネント間で高い効果を狙うためには多くの調整が必要になる。これは、後述するPDM上の論理的整合性にも反映されていると言える。前述のとおり、各協力機関の統治機構上の位置づけが異なることもあり、関係機関間の調整を行う場合は、プロジェクト事務局の長期専門家が主要な役割を演じることになる。この点を勘案すると、各コンポーネントを分離して実施し、全体をプログラムとして形成するという実施体制を組むことも将来的には考え得る代替案と言える。ただ、この場合、プロジェクト事務局の人的・物的体制は限定されていることもあり、日本国内の関係機関の派遣体制も含めて代替案の可能性を検討する必要がある。また、終了時評価では、中央と地方のいずれにおいても、司法関連機関同市の連携をさらに強める必要性が多くの関係者から表明され、調整にかかる困難を承知しながらも、司法改革の推進のため避けては通れない取り組み課題として認識されていることが明らかになった。</p>

附属資料 4. 評価グリッド

5項目その他	評価設問		情報源	データ収集方法	評価結果
	大項目	小項目			
	ターゲットグループ (TG) の選定の適切性	TG (司法省、SPC、SPP、パキスタンの省級人民裁判所、同省省級人民検察院、同省省級人民検察院、同省省級人民検察院) の適切性	MOJ、SPC、SPC	質問票調査	SPCとSPPはベトナム憲法上に規定された司法機関であり、特にSPCは先の第49号決議にて法の統一運用に責任を担っている。MOJは、中央官庁の一つとして所管事項に関する法規範文書の起草や国会に提出される他省庁起案の法案審査などを行っている。また、JAは法曹の養成機関であることから、これらの機関が本プロジェクトのTGとして選定されたことは妥当であったと考える。なおJAについては中間レビュー以降、法曹養成に占める実質的な位置づけが揺らいできた (SPC、SPP、VBFいずれもが独自に養成・研修機関を設立することを準備/構想している) ことを受けて、プロジェクト活動における優先度を下げる事となった。これに加えてパキスタンの省級並びに県級人民裁判所・検察院をTGに含んだことについても、現場での実務上の課題を把握し、中央機関にフィードバックするという本プロジェクトのアプローチを考慮すると、各級の実情を踏まえた問題の分析、検討を図る上で適切であったと考える。特に、2009年5月から民事訴訟法、刑事訴訟法に規定されている管轄権限を、全ての県級裁判所、県級検察院が行使することが可能になったことから、将来的な全国レベルでの展開を視野に入れて、パイロット地域の県級裁判所、県級検察院をTGに含めそれらの直面する実務上の課題を検討したことは妥当であったと考えられる。なお、事前調査では、UNDPの担当者より住民がアクセスするのは県レベルが多く、県レベルの司法の役割は重要であるとのコメントも受けていた。これは権限委譲の実現以降、実際の業務運営を通じて、県レベルの制度・組織の能力向上が重要性を増してきていることが省級および中央のC/P機関から繰り返し表明された。
	TG以外への波及効果	TG以外への波及効果には現在どのような効果が予想されるのか？	専門家	セミナー、ワークショップなどの参加者実績と今後の予定	不動産登記法、判決執行法のドラフトなどに関するセミナーや本邦研修には、TGと想定した機関以外にも国会議員、他省庁職員、金融機関職員も参加している。国会議員の参加は立法化のために執られた措置と考えられ、また、他の機関からの参加は、実務的な問題の聴取やドラフトの考え方のフィードバックが行われていると考えられ、起草されたドラフトには、より実務的な対応が期待される。
1-4 援助協調	他ドナーとの援助協調	どのような相乗効果があったのか？	プロジェクト実績表	資料レビュー インタビュー	他の援助機関との協調には、SPCへの支援に関連して、デンマークの開発援助システム (Danish International Development Assistance: DANIDA) やカナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency: CIDA) の法整備支援プロジェクトが中心となり、ドナー間ミーティングが開催されており、これに長期専門家も参加している。ミーティングではSPC関連の支援の現状や予定などの意見交換が行われている。また、UNDPが中心になって法分野での支援調整や政策ミーティングが行われているが、このミーティングに長期専門家が参加している。 DANIDAとは、SPC関連で新民事訴訟法をテーマに、北部と南部の裁判官を対象にしたワークショップが共催されている。また、SPP関連では、検察官教育 (犯罪捜査に関する訓練カリキュラム) をテーマに、SPP並びに県級検察院を対象としたワークショップが、クアンニン省で共催されている。また、DANIDAの、国会やSPCを対象とした法解釈に関するセミナーへの長期専門家の参加、検察官養成をテーマにSPPと開催したワークショップでの、日本の経験のプレゼンテーション、DANIDA支援にて開催された「弁護士連合会が設立のための作業」をテーマとするワークショップへの長期専門家の参加が挙げられる。DANIDAと共催したワークショップに関しては、内容面では例えば、日本と他国の刑事訴訟法の比較対照を実施することが可能になるという質的メリット、運営面では予算手当の弾力的な対応が可能となるという量的メリットがある (共催により、より大規模なワークショップを行うことも可能となる)。 また、今後判決書マニキュアルについてCIDAが支援している裁判所養成学校のテキストとして活用することも協議されている。このように相互に相乗効果を高めつつ、他の援助機関との協力関

附属資料 4. 評価グッド

5-項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
1-5 日本の 援助の 優位性	日本の技術の優位性	裁判実務、検察実務、登記、執行実務に関して、ベトナム国に於ける日本の技術の優位性はあるか。	MOJ、SPC、SPC、 専門家	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	係が築かれていると評価される。 本プロジェクトでは常駐の法曹三者（検察官、裁判官、弁護士）から成る長期専門家チームによる支援が継続され、現地活動にあたっては、弾力的な対応や複数の視点から実務的にも専門的にも細かいアドバイスが可能になっている。また、市場経済化の下で経済活動の基本となる民法、民訴法などの制定・改正を中心とした技術協力を1990年代から行ってきたこと、長い支援を通じて信頼関係がベトナム側と間に確立、醸成され、日本側にもベトナム法の知識の蓄積が積み重ねられており、日本からの支援における技術的な優位性を認めることができる。中間レビュー時においても、MOJより2005年改正民法の再改正のための支援要請を受けたが、2005年改正において協力してきた日本に対する大きな期待と信頼の現れといえる。 なお、フェーズ3の終了時評価では、法案起草支援分野では、カウンタート（C/P）内において、日本側が提案する考え方の一部に関してその受け入れに慎重になっている側面が指摘され、この点について、一国の根幹に関わる制度改革において、当該国が多く他国ドナーから多様な考え方や立法技術などを吸収、消化し、最も自国に適した考え方を採用して自国に合致した制度を造り上げたいと志向する態度が評価されていた。中間レビュー及び今次終了時評価調査においても、ベトナム側の民法再改正に関する先方の支援要請や各ワークショップでの日本人専門家の意見・コメントの取り組み方など、ベトナムにふさわしい法令や条文の取捨選択・吟味を行ったという姿勢は随所に感じられた。ベトナム側のオーナーシップを前提に、日本の技術的優位性が発揮されていると考えられる。
2. 有効性	目標の達成の見込みはあるか？	中央の司法機関及びベトナム弁護士連合会が現場での実務経験から得られた教訓や、新しく成立した法律あるいは起草された法案に基づき、より適切な指導及び支援を行う。 (Central judicial authorities and the unified central lawyers' organization provide more appropriate guidance and support based on lessons drawn from local practices and newly promulgated/drafted laws.)	SPC、SPP、JICA 専門家	質問票調査 インタビュー	中間レビューでは左の2指標の通り評価指標を変更した。 中央の司法機関及びベトナム弁護士連合会が現場での実務経験から得られた教訓をQ&A集、マニュアルや法律、法案に反映し、その指導、支援体制を改善することを想定している。これまでにQ&A集、マニュアル、起草支援を通じて実施されており、これまで見てきたアウトプット1〜3の達成状況と今後の達成見込みとの関係において、プロジェクト目標は活動期間の終了時点までに達成されると考えられる。また、ベトナム弁護士連合会は2009年5月12日に設立され、本邦研修や短期セミナー等のインプットをタイムリーに実施でき、弁護士連合会の活動が良好に開始されることに貢献した。
2-1 目標達成 成り測	目標の達成の見込みはあるか？	国家司法学院の卒業生並びに在校生が実務に関する	SPC、SPP、JICA 専門家	質問票調査、 インタビュー	JAの教官が今後コンポーネント1と2に関連する活動に積極的に参加し、その参加を通じて得られた教訓をJAのトレーニングに反映していくことが期待されていたが、法曹三者の養成につい

附属資料 4. 評価グッド

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
		諸問題により多くの知識を身につける (graduates/Students of JA obtain more knowledge on practical issues.)			て、SPC、SPP、VBF それぞれが自前の養成機関を準備/構想するという状況の変化が見られたため、JA に対するプロジェクト活動の優先順位を下げざるを得なかった。JA では前フェーズで作成した教科書 (①民法、②民事訴訟法、③民事事件解決技能、④刑事事件解決技能) のうち、プロジェクト期間内で③民事事件解決技能と④刑事事件解決技能の改訂がなされた。改訂にあたり、コンポーネント1と2の活動への参加によって得られた経験、改訂が教科書や教育に反映されることを期待していたが、外部からの講師は他コンポーネントの活動対象者であったものの、専任教官については積極的に参加できなかった (JA 教員側の参加意欲は高かったものの、招待されないことが多かった)。 具体的な成果物としては、執行官マニュアル、トレーニンングハンドブック1が完成し、終了時評価時点でもトレーニンングハンドブック2が作成中であるが、なお、「コンポーネント1～3の教訓をコンポーネント4に反映させる」という点での成果が見られれば、プロジェクト目標の達成により貢献したことが想定される。
	目標の達成の貢献要因・阻害要因はあるか？	貢献要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	アウトプット1～4 (特に1～3) の達成とその相乗効果、またそれぞれの成果が、受益者の具体的なニーズに合致していること。協力機関間の協調関係。JICA 専門家の専門レベルの高さ、積極的な協力精神、やる気、相手への理解、C/P に対する友好的・開放的な姿勢。ベトナム側が確実な管理と運営を担ったこと。
		阻害要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	中間レビューでプロジェクト目標の達成の阻害要因として2要因について検討し、アウトプットからプロジェクト目標に至る外部条件として新たに設定した。すなわち、①立法計画に変更がない、②JA が継続的に法曹の養成機関であり続ける、の2条件であった。前者は、国会の立法計画に変更が生じ、各法案の今後の起草スケジュールに変更が生じた場合を想定しており、実際に立法計画の変更が生じたが、プロジェクト目標の達成には影響が及ばなかった。また後者については、JA 側は今後も裁判官、検察官、弁護士、執行官、公証人その他の法律家の養成機関であることに変わりはないとしているが、SPP では検察官教育をSPP で実施し、SPC も裁判官教育を自前で実施する計画を有していることに鑑みて設定されたものであった。政府の公式見解はこの位置づけを満たしているが、実質的にはその位置づけが揺らいで、SPC、SPP、VBF との連携にも困難が生じ、上述の通り達成度に影響を与えた。
2-2 因果関係	成果は目標達成に十分か？	プロジェクト成果ごとの貢献度	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	プロジェクト目標の達成は、アウトプット1とアウトプット2の貢献が大きいと見られているが、アウトプット3の貢献も認められ、またアウトプット4も長期的にプロジェクト目標、上位目標の持続性という観点から貢献すると考えられる。
		プロジェクト成果以外に目標達成に影響を与えている要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	上記阻害要因と同様に、2つの外部条件があげられる。また、協力機関間の協調関係が確立されない場合も、影響を与えると考える。 また、終了時評価におけるC/P インタビューで一般的に指摘された事として、プロジェクト目標はベトナムの司法改革戦略と一致しているため、プロジェクト開始以前からのものも含めた各機関の様々な自立的活動が貢献要因として存在し、当プロジェクトもそうした要因に加えて司法改革の効率的・円滑な推進の一助となるものであるという認識があった。この観点からは、成果がプロジェクト目標の達成に十分かどうかは一概に断定できるものではなく、ベトナム側は日本の支援が得られなくても司法改革が目標とするところ (当プロジェクトの目標も含まれている) に自らのリソースを使って進んでいくとの認識を繰り返し表明している。当プロジェクトにおいては、限られたリソースを鑑みた場合に、妥当な程度に・かつ効率的に、この目標を達成したと評価できる。

附属資料 4. 評価グリッド

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					なお、モニタリングや評価において、実務改善や中央機関の能力強化をマクロな統計データの推移だけで把握することはできない。特に、プロジェクト活動やその成果としての能力強化との因果関係を測定するのは困難であるため、実務上の具体的な成果的な成果物や現場での活動状況を普段から収集しておき、それらを経年比較してモニタリング評価する等の工夫が必要である。
3. 効率性					
3-1 実績	実績の検証	投入は計画どおりか(計画値との比較) ?	専門家	資料レビュー インタビュー	ワーキングセッション (33 回)、ワークショップ・現地セミナー (51 回)、各種サーベイ活動 (国家賠償法、不動産登記法・担保取引登録法、民事訴訟法・刑事訴訟法、行政訴訟法関連のサーベイ)、裁判傍聴、専門家によるコメント (起草支援、マニュアル関係)、トレーニングコース (3 回)、本邦研修 (4 回)、JICA-Net を活用した国内-現地合同作業部会 (23 回) が実施されている。当初計画は、実施中に弾力的な対応が可能ないように大枠が設定されていると考えられるが、これまでのインプットは、当初想定されていたとおり長期専門家 (法曹三者と業務調整員の 4 人) の派遣、短期専門家 (2 人) の派遣、資機材の供与、現地業務費 (ワークショップ、マニュアル作成、プロジェクト事務所維持費) などであり、短期専門家については幾分少ないと思われるものの、概ね計画と現場でのニーズに沿って実施されていると考えられる。 なお、本プロジェクトは期間全般を通じて柔軟に運営された点が評価できる。民事訴訟法と行政事件訴訟法の優先順位変更や民法改正の必要性の高まりといったベトナム側のニーズに対応し、当初の活動計画にこだわり過ぎることなく、成果とプロジェクト目標の効率的な達成を追求した。
3-2 実施の プロセス	実施の体制	プロジェクトのマネジメント体制 (モニタリング、JICA 本部と在外事務所との連携、プロジェクト内のコミュニケーション)	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	それぞれの活動は、C/P 機関、JICA 専門家、そして日本国内の協力機関 (特に法務総合研究所)、JICA 本部とベトナム事務所の強いイニシアティブで運営、管理されており、国内の作業部会との連携を含めて、長期専門家がハブとなってこれを調整し、円滑な意思疎通を図りつつ、プロジェクト活動が着実に進捗している。特に、ベトナムと日本の関係者が、これまでに築かれた信頼関係をベースに、さらにお互いの文化・社会・制度を深く理解しあおうという姿勢を持って協力したため、限られたリソースを最大限に活用することが可能となった。ただ、ベトナム側の各協力機関の連携は必ずしも良いとは言えず、各機関がそれぞれのコンポーネントを独立で行い、互いの活動経験を共有する場は十分とは言えない状況になる。これまではプロジェクトの年次活動計画の採択や全体的な進捗のレビュー、年次活動計画の達成状況などの協議のために設置される合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) も終了時評価調査団の来訪時を除けば一度も開催されなかった。
	活動からアウトプットに至る外部条件は、現時点でも適応可能か?	MOJ、SPP、SPC、その他の関係機関との間で効率的なコミュニケーションと調整が確保されるためにどのようになっているのか? そのメカニズムは機能しているのか?	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	PDM Ver 1.0 にて設定されていた活動からアウトプットに至る外部条件は、「MOJ、SPP、SPC、その他の関連機関の間に効果的なコミュニケーションと調整が確保される」という内容であったが、これは協力機関がコントロールできる内部条件と考えられたことから、中間レビュー調査でこれを外部条件から除外した。
	外部条件の影響はあったのか?	ワークセッションへは積極的な参加が見られるか、また WG 参加者のうち、中央機	専門家	プロジェクト 実績表	バクニン省の WG には SPC、SPP の幹部がメンバーに入っている。これは、バクニン省で得られた知見などを中央に蓄積し、中央から他の地方へのそれらの知見等を含めた法律情報等の普及体制の確立、あるいは将来的な訴訟法改正に、これら知見などを活かすためである。研究会活動は

附属資料 4. 評価グリッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
		<p>関の幹部の参加はどの程度か？日本国内作業部会からのフィードバックの方法など</p> <p>ワークシヨップなどを通じた技術移転の方法は適切か？</p> <p>法案、デキリストなどの策定過程で、日本側のコメント、提供参考資料はどのよう利用、反映されているか？</p>	<p>MOJ、SPC、SPP、JA、関係者の認識</p> <p>MOJ、SPC、SPP、JA、関係者の認識</p>	<p>質問票調査、インタビュー</p> <p>質問票調査、インタビュー</p>	<p>民法共同研究会並びに裁判実務改善研究会が組成され、JICA-Netを通じて現地専門家を含めた活動が展開されている。2007年度、2008年度の2年間でほぼ2カ月に1度の頻度で各研究会が開催されている。</p> <p>ワークシヨップ、ワークシヨップ、マニュアルなどへのコメント（以前のフェーズのように逐条方式ではないが、きめ細かな対応が行われている）、資料の提出などが行われている。これに対する各協力機関の評価は概ね高い。例えば、法概念に関する理解の深まり（例えば、民事経済法局では国家賠償法における国家賠償責任の性格など）、具体的条文への反映（例えば、民事判決執行局では、効率的な判決執行を保障するための諸原則）、研修ハンドブックへの助言により、ハンドブックが合理的な構成と内容を有することになったこと（JA）、Q&A集作成協力により、ベトナムの判例発展における方向性を確認したこと（SPC）、パクニン省での活動を通じて犯罪学などに関する知識が広がったこと（SPP）が挙げられている。総じて、本プロジェクトでは法曹三者の総合的な観点から、目標及び成果達成に向けた一貫性あるインプットが可能となった。</p>
	ベトナム側協力機関のオーナーシップはあるのか？	プロジェクト関係部局の職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度についての評価	専門家	資料レビュー インタビュー	<p>前述のとおり、フェーズ3の終了時評価では、法案起草支援分野では、C/P内において、日本側が提案する考え方の一部に関してその受け入れに慎重になっている側面が指摘された。この点について、一国の根幹に関わる制度改革において、当該国が多く他国ドナーから多様な考え方や立法技術などを吸収、消化し、最も自国に適した考え方を採用して、自国に合致した制度を造り上げたという志向する態度が評価されていた。中間レビュー及び今次終了時評価調査においても、ベトナム側の民法再改正に関する先方の支援要請など、ベトナムにふさわしい法令の取捨選択を行いたいという姿勢は随所に感じられた。ただ、プロジェクトの運営に関しては、JCCが開催されないなど、ベトナム側のオーナーシップが発揮されていない局面も見られた。また、民法改正については、C/P担当者からの日本側への支援改善要望として「より積極的な条文提案」、「国会答弁の文案検討への参加」、「関係議員へのロビー活動」等が挙げられたように、C/P機関の一部には日本が考えるオーナーシップの在り方や、キャパシティ向上と異なる見解が生じていることが懸念される。</p>
3-3 アウト プットの 達成 度	アウトプットの産出状況は適切か？	アウトプット1の産出状況について	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	<p>事前評価時に設定した指標（アウトプット1）に対応する評価指標並びにプロジェクト目標に対応する評価指標の一部）について、現段階における進捗状況を確認したところ、SPC、SPP、パクニン省裁判所、検察院でも高い評価を得ている。</p>
		アウトプット2の産出状況について	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	<p>事前評価時に設定した指標について現段階における進捗状況を確認したところ、SPC、SPPにて高い評価を得ている。 専門家の支援を得る。Q&A集、判決書マニュアル、検察官マニュアルの作成が行われてきている。Q&A集についてはその作成と活用に係るコメントを受け、わかりやすくなったとしている。</p>
		アウトプット3の産出状況について	専門家、MOJ	インタビ ュー、資料レ ビュー	<p>支援を行ってきた民事判決執行法・国家賠償法が成立した。これらの起草作業に併せて、ワーキングセッション、ワークシヨップ、本邦研修、サーベイ（RIA調査など）が実施され、日本側のインプットが活用されてきている。</p> <p>担保取引登録法、民・刑事訴訟法、行政訴訟法について運用状況調査やRIA調査が実施され、ワーキングセッションやワークシヨップが開催された。不動産登記法については、少数の省</p>

附属資料 4. 評価グッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
		アウトプット4の産出状況について	専門家、MOJ、JA	インタビュー 資料レビュー	庁と見解の相違が残っているためまだ国会承認に至っていないが、日本からの各種インプットが活用されて適切な法案の起草を完了しており、当初計画していた以上のアウトプットを産出している。 専門家による編集グループを対象とした執行官マニユアル等のワーキングセッションが持たれて、民事執行官マニユアルや研修ハンドブックが作成された。執行官マニユアルについては、専門家により、専門用語の明確化、法律で未だ規定されていない諸内容に関するアドバイスを受け、マニユアルに反映されている。研修ハンドブックについては要綱のドラフト、構成に対するアドバイスや専門用語が明確化にされている。
3-2 因果関係	アウトプット産出のために十分な活動があったのか？ 達成されたアウトプットから見て、投入の質、量、タ イミングは適切 か？	専門家派遣人数、専門分野、派遣時期は適切性か？	活動実績表、報告書、専門家、MOJ、SPC、SPP	資料レビュー 質問票調査、 インタビュー	今次終了時評価調査時（2010年7月）までに、延べ8人の長期専門家（チーフアドバイザー兼 検察官支援2人、裁判官支援2人、弁護士支援2人、業務調整2人）と5人の短期専門家（国家 賠償法1人、行政訴訟法1人、弁護士実務2人、判例（運営指導調査団）1人）が派遣された。 事業事前評価表では、短期専門家として、裁判実務向上、民事訴訟法改正、行政訴訟法起草、国 家賠償法、戸籍法、判決執行法、法曹養成の派遣が挙げられているが、実際には、起草スケジュール などベトナム側の必要性に応じた対応が行われていた。今後予定されている短期専門家として は、①裁判実務向上（SPC関係）、②弁護士会関係、③立法支援（MOJ関係）、④刑事訴訟法改正 （SPP関係）であるが、今後も現地での必要性に応じた対応が行われると考えられる。 プロジェクト期間における専門家への交代に関しては、ベトナム側C/Pより実施期間の途中で交 替するのではなく、プロジェクト実施期間において継続的な配置が望ましい旨の指摘を中間レビ ュー時にも終了時評価調査時にも受けた。また、専門家の交代にあたり一部重複期間が設けられ ていないことも指摘できるが、C/P機関の質問票回答によれば、専門分野、派遣のタイミング、 派遣期間などを勘案すると、専門家は概ね適切に派遣、配置されていると考えられる。チーフア ドバイザーのリーダーシップの下で円滑な全体調整が行われているとともに、現地事情に詳しい 調整員が配置されている。
		供与機材の種類、量、設置 時期は適切か？	活動実績表、報告書、専門家、MOJ、SPC、SPP	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	これまでの期間（2007年4月～2010年7月）の供与機材総額は142万円であり、プロジェクト 期間に予定された全ての資機材が既に供与されている。これらの供与機材は、適切な維持管理の もとで良好に稼働し、セミナー、ワークショップなどのプロジェクト活動に貢献している。ただ、 ベトナム側のC/P機関からは量的な限定、手続きに起因する設置時期の遅れについて指摘されて いる。
		研修員受け入れ人数、分 野、研修内容、研修期間、 受け入れ時期は適切か？	研修員受け入れ実績表、受け 入れ機関報告 書（評価報告 書）、専門家、 MOJ、SPC、SPP	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	これまでの2年間に46人のC/P、関係機関職員が日本で研修を受けた。研修内容は、各研修生 の専門性を考慮して、法務省法務総合研究所（東京並びに大阪）にて、①国家賠償法起草（研修 期間：2007年11月20日～2007年11月29日（10日間））、②犯罪学研究（研修期間：2008年 6月24日～2008年7月4日（11日間））、③裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方 策（研修期間：2008年8月18日～2008年8月29日（12日間））、④刑事訴訟法（研修期間： 2009年3月9日～2009年3月19日（11日間））の4回が行われている。一回の研修は、研修生も、 研修期間2週間弱、参加者10名程度に絞られている。テーマ別に、地方・中央機関双方から実務 経験のある中堅クラス（平均年齢47才）が参加している。本邦研修に対しては研修生から高い評 価が得られている。研修に先立ちベトナム側のニーズが確認され、国内の法務総合研究所とプロ ジェクト事務所の間でカリキュラム、講義内容、見学先、日程などが決められており、現地活動 と連続性のある有機的な連携が確保されている。特に国家賠償法の起草支援にあたっては、2007

附属資料 4. 評価グリッド

5-項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
		カウンターパートの人数、配置状況、能力は適切か？	各機関別CP配置実績表、専門家、MOJ、SPC、SPP	資料レビュー インタビュー	年7月から民事経済法局の起草グループを対象とした複数のワーキングセッション、短期専門家による現地セミナーのうち、本邦研修 (MOJ 民事経済法局から局長を含む4人が参加) が実施され、さらにその後も RIA 調査などのサーベイ関連活動を扱ったワーキングセッションが開催されている。 C/P は合計 100 人である。SPC (7 人)、パクニニ省級人民裁判所 (7 人)、SPP (3 人)、パクニニ省級人民検察院 (8 人)、JA (5 人)、MOJ 民法起草グループ (6 人) はカウンターパートであるとともにワーキンググループ (WG) のメンバーである。専門分野ごとに十分な人員が確保されていると考えられる。
		プロジェクト予算は適正規模か？	コスト負担実績表、専門家、MOJ、SPC、SPP	資料レビュー 質問票調査 インタビュー	フェーズ 3 の終了時評価報告書によると、2003 年 7 月 1 日～2006 年 6 月 30 日 (延長前) の 3 年間のインプットは、日本側が長期専門家延べ 7 人 (128M/M)、短期専門家延べ 29 名 (7.4M/M)、機材供与 (コンピューターなど) 0.076 億円、現地業務費 0.48 億円、本邦研修 5 回 (期間は 0.5 カ月～1 カ月/回、参加者数は合計 56 名)、国内では各種共同研究会、関係機関による支援体制が構築されている。協力金額は 3.2 億円 (2006 年 4 月に実施された終了時評価時の実績) であった。一方、ベトナム側のインプットはカウンターパート、施設・事務室、運営経費、その他 (マニュアル、教科書作成費 26,920US\$) であった。 今次プロジェクトの予定 (2010 年 7 月の終了時評価調査時) では、2007 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日の 4 年間のインプットは、長期専門家延べ 8 人 (181M/M)、短期専門家延べ 5 名 (1.2M/M)、機材供与 (コンピューターなど) 0.014 億円、現地業務費 1,205 百万 US\$ (うちワーキングセッション、ワークショップ、セミナー開催費は 0.613 百万 US\$)、本邦研修 4 回 (期間は 0.5 カ月/回、参加者数は合計 46 名)、国内では各種共同研究会、関係機関による支援体制が構築されている。協力金額は 3.9 億円 (事前評価時に見積もられた) 向こう 4 年間の計画額であり、第 3 フェーズと比較すると実施期間は 1 年長い) であった。一方、ベトナム側のインプットは C/P、施設・事務室、運営経費、その他 (マニュアル、教科書作成費の金額は不明) であった。 民法を中心とした民事分野の立法支援と法曹強化を行ったフェーズ 3 とはスコープが異なり、単純比較はできないが、効率的な実施が評価されている前フェーズとほぼ同様な規模 (ただし、短期専門家については、これまでのインプットは過少と判断された前フェーズよりもさらに低いと考えられる) で実施されてきていると考えられる。
		カウンターパートの能力向上は貢献しているか？	専門家	資料レビュー インタビュー	長期専門家によれば、C/P の異動はまれであり、ノウハウが蓄積されると共に、企画能力の点でも向上が見られる。
3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、妥当なコストか？	アウトプットは総投入コストに見合ったものか？	過去の類似案件資料、専門家	資料レビュー	効率的な実施が評価された前フェーズとほぼ同様な規模で実施されており、総投入コストに見合ったアウトプットが産出されている。
		プロジェクト目標の達成度は、投入コストに見合ったものか？	過去の類似案件資料、専門家	資料レビュー インタビュー	効率的な実施が評価された前フェーズとほぼ同様な規模で実施されており、投入コストに見合った程度にプロジェクト目標が達成されている。
		1 回の研修実施に係るユニットコストは妥当か？	専門家、類似案件の評価報告書	資料レビュー インタビュー	プロジェクト開始後 3 年間でワーキングセッションは 17,799 US\$、ワークショップ・セミナーは 351,697 US\$ の開催費を要している。ワークショップ・セミナーは 2 日以上開催されたケースもあるため、延べ日数で判断すると、ワーキングセッション (延べ日数 38 日) は 468US\$/日、ワークショップ・セミナー (延べ日数 125 日) は 2,814US\$/日の経費を要している。Man-day ペースで

附属資料 4. 評価グッド

5項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					算出すると、ワーキングセッション（延べ参加者数 662 人日）は 26.9US\$/人日、ワークショップ・セミナー（延べ参加者数 6,631 人日）は 53US\$/人日の経費を要している。ハノイ市内のホテルでは 60 人程度が参加するワークショップ・セミナーの会場費が半日で 2,000US\$程度（2009 年 5 月 ソフイテラプラザハノイの実績）を要していることを考え、適切なレベルで運営されていると考えられる。
3-5 効 率性の 阻害要 因	投入のアウトプットへの効率的な転換の障害となった要因はあるのか？	適切に運用、活用されていない活動があれば、その原因と対応策は何か？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	これまで協力機関での合同ワークショップなどの共同活動の共催は行われておらず、また JCC も開催されていない。この背景には協力機関間の調整の難しさがある。ただし、当該協力機関が、他の機関主催のワークショップに参加するという形での活動経験の共有は行われてきている。 JA はこれまでコンポーネント 1、2 に対応する活動に参加できなかった。 判決書マニユアルは完成から SPC の承認が下りるまでの期間が長く、その期間はセミナーなどの開催が行われていなかった。C/P へのインタビューでも、中央の承認あるいは「公式文書化」を待つ間は、形式知化された経験やノウハウが広く活用できないという課題は指摘された。
4. インパクト（予測）					
4-1 上位目 標の達 成予測	上位目標の達成の見込み	投入、アウトプットの実績、活動の状況に照らし、上位目標は、プロジェクトの効果として発現が見込まれるか（事後評価で効果の検証が可能か？）	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査 インタビュー	上位目標は、プロジェクト完了後比較的短期間でベトナム全土にわたりその効果が広がることを予定しており、上位目標の達成は、プロジェクト目標の達成に加えて、48 号決議、49 号決議の判決、執行にかかる改革計画の実施、特に全国レベルで現場での人材育成や能力開発が実施されることを前提に見込む必要がある。中間レビュー調査では、事後評価でより効果の検証を可能とすべく、指標を変更した。 また今次終了時評価調査を通じて、県級の裁判所の管轄が拡大されたことにも鑑み、中央から県級の裁判所及び検察院、さらには捜査機関や執行機関までが緊密に連携できる体制を作っていくこと、並びに本プロジェクトで醸成された「パイロットエリアと中央との良好なフィードバック関係」がベトナム国内の他地域の間でも強化されていくことが主要な課題であると判断した。
	上位目標に関連する指標		関係者	資料レビュー インタビュー	中間レビューでは、上位目標に関する指標をベトナム側、プロジェクト事務所との協議に基づき変更した。
		上位目標の達成により越 国の社会経済開発計画への インパクトは見込めるか？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	資料レビュー インタビュー	本プロジェクトが支援するベトナムの法・司法制度の改革は、裁判所を中心とする司法機関及び司法関連機関の各組織の法運用体制の改善並びに法曹三者をはじめ司法手続に関係する実務家の専門能力や知識、能力の向上を図り、民主主義的な法の支配に適合した、公正、透明かつ効率的な司法制度の確立を目指しているものであり、ベトナムの社会、経済の基盤整備に与えるインパクトは大きいと考えられる。また、司法機関を中心とした紛争解決が充実することにより、それを前提とした政策、立法、制度構築が行われると考えられる。
		上位目標の達成を阻害 する要因は何か？	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	第 48 号決議、第 49 号決議が実施されないこと。 関係機関が実務へのフィードバックを念頭に、実務経験を踏まえて近代的な法律学の確立と維持を図るために、他の政府関連機関や法律実務家とプロジェクト協力機関との間で、そして他の政府関連機関や法律実務家同士の間で調整や協力が行われなければならないことが挙げられる（外部条件として設定している）。

附属資料 4. 評価グッド

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					SPC Mr. Ngoc Cuong 国際協力局長へのインタビューによれば、決議 49 号にも含まれている判例の普及の進捗が悪い事が挙げられる。
		上位目標の達成に貢献する要因は何か?	MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	第 48 号決議、第 49 号決議、特に裁判実務、執行に関する人材育成、能力向上面での政策的、財政的なインプットの増加。
4-2 因果関係	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか?		MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	プロジェクトの上位目標は、プロジェクト完了後、比較的短期間でベトナム全土にわたりその効果が広がることを予定しているが、上位目標の達成は、プロジェクト目標の達成に加えて、第 48 号決議、第 49 号決議の判決、執行にかかる改革計画の実施を前提に見込む必要がある。実施機関は上位目標の達成に意欲を示しており、この意欲を後押しすることがプロジェクト効果を高める上でより重要と考えられたことから、上位目標については当初通りの目標を維持し、変更は加えていない。
4-3 波及効果	上位目標以外の正負のインパクトは生じたか?		MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	中間レビュー時の質問票への回答では、プロジェクト目標の達成によって裁判所に対する国民の信頼が高まると期待されている。また、訴訟活動に携わる機関、職員への信頼も増加し、訴訟活動は透明性と効率性を高めると考えられる。また、ベトナムにて市場経済、そして世界各国ならびに近隣諸国と調和した法体制が整備されることが指摘されている。 負の影響については、今回の調査では特定できなかった。なお、今次終了時評価調査で見られた傾向として、C/P へのインタビューでは「予期していなかった」とある。あるいは「計画していなかった」インパクトというのはいくつかも悪いものも存在しない。そういうことが生じないよう、周到に計画・調整して活動を実施する」という回答が多かった。行政官の意識としてこういった質問には回答しにくいと考えられるため、今後同様の調査をする上では情報収集の方法を工夫する必要がある。
	ジェンダー、民族、社会階層により異なった影響が生じているか?		MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	市場経済化の推進が、ジェンダー、民族、社会階層により異なった影響を及ぼす可能性があるが、本プロジェクトとの関係でどのような影響を及ぼすのかは今後検討が必要と考えられる。
5. 自立発展性					
5-1 政策・制度面	中央司法機関及びベトナム弁護士連合会による、地方組織に対する指導、助言及び支援は、協力終了後も継続するか?		MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	中央司法機関や VBF は、その地方組織の裁判、執行実務を継続的に支援する体制を整備していく必要がある。今次のプロジェクトで Q&A 集の作成などを通じて、現場での実務上の問題の吸い上げとその分析を踏まえた中央からの指導、支援体制を整備してきた。第 48 号決議 (2010 年までの法制度開発戦略及び 2020 年までの同開発指針)、第 49 号決議 (2020 年までの司法改革戦略) で示された法・司法制度改革の方向性は現在も一貫してベトナム政府、SPP、SPC の改革の指針となっており、法制度開発の方向性は現在も一貫してベトナム政府、SPP、SPC の改革の指針とみられる。今後、司法制度改革の枠組みの中で、法規範文書の改正スケジュールが変更になることもあると考えられるが、スケジュールの変更は、便益の持続性に影響を与えると考えられる。
5-2 組織財政面	協力終了後も効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力・		MOJ、 専門家	質問票調査、 インタビュー	これまではドナーの支援を受けつつ改革を進めてきており、財政的な面での懸念は残る。中央機関やベトナム弁護士連合会による調査、セミナー、ワークショップ、トレーニングなどが可能となるための財政的な措置が採られることは、今後ともプロジェクト便益の持続性と拡大に影響を与える要因と考えられる。

附属資料 4. 評価グリッド

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
	財政面での能力はあるか（人材配置、意思決定プロセスなど）				
5-3 技術面	プロジェクトで用いられる技術移転の手法は受容されつつあるか（技術・レベリング、社会的・慣習的要因など）		MOJ、SPC、SPP、 専門家	質問票調査、 インタビュー	<p>専門家によると、C/P の異動は少なく、当該部署に長期間にわたって勤務しノウハウも蓄積されてきていることから、企画能力は備わっている。今後法令も改正され、それに合わせてマニュアルの改訂も必要になってくると思われるが、C/P には法令の改正と併行してマニュアルの改訂を行うという発想が出てきており、今後時宜を得た対応が行われるものと考えられる。</p> <p>フェーズ3の終了時評価では、法案起草支援分野では、C/P 内において、日本側が提案する考え方の一部に関する制度改革において、当該国が多くの他国ドナーから多様な考え方や立法技術などを根幹に関わる制度改革において、当該国が多くの他国ドナーから多様な考え方や立法技術などを吸収、消化し、最も自国に適した考え方を採用して自国に合致した制度を造り上げたいと志向する態度が評価されていた。中間レビューや終了時評価においても、ベトナム側の民法再改正に関する先方の支援要請など、ベトナムにふさわしい法令の取捨選択を行いたいという姿勢は随所に感じられた。一方で、民法改正については、C/P 担当者からの日本側への支援改善要望として「より積極的な条文提案」、「国会答弁の文案検討への参加」、「関係議員へのロビー活動」等が挙げられたように、C/P 機関の一部には日本が考えるオーナーシップの在り方やキャパシティ向上と異なる見解が生じていることが懸念される。</p> <p>質問票の回答及びインタビューでも、海外の専門家による支援は、ベトナム人専門家に対する活動支援に寄与することはあってもこれを代替するものではないとして、外国専門家の経験、技術の理解によってベトナム人専門家は活動のインパクトと持続性を維持するとしており、これはベトナム側の高いオーナーシップと自立発展性の表れと言える。</p>

附属資料5. 達成度グリッド

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
全てのCP機関	資料レビュー &インタビュー	全ての関係者 全ての資料	プロジェクト目標	<p>【分析事項】 プロジェクト全体としての成果を分析する。 人材育成という観点から成果があるかを鑑取する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト全体としての所感。 日本のインプットから何を学んだか。 		<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>【プロジェクト全体としての所感】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全機関がプロジェクト目標は達成できていると認識(VBFは「現段階では判断できない」との回答)。 <p>【日本のインプットから何を学んだか】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関、各活動において、それぞれ日本の知識や経験を共有でき、法令の起草や改正及び実務改善に反映されたことが、高く評価されている。 資金面のインプットで開催されたトレーニングにおいて実務面での問題が明らかとなった。法令の起草や改正につながった(そこで問題点を把握した日本側が適切なインプットを提供でき、好循環を生んだ)。
司法省 国際協力局	インタビュー	Mr. Nguyen Huy Ngat 局長 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc Ms. Train Hai Yen	全体	<p>全体の所感、日本のインプットと成果との因果関係等</p>		<p>【プロジェクト活動全般の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト活動の参加者のみならず司法省幹部からも大変高く評価された。今のやり方でかなり良い効果が上がっていると認識されている。 本邦研修は、日本法の基礎理論だけでなく、実務上の経験も学ぶことができる。具体的には、民事執行関係者が、日本での民事執行の実務や制度を視察して得られた知識は、今後の民事執行制度の運営では大変有効であると考えられる。
	インタビュー	JAの卒業生 (司法省国際協力局を通じて紹介してもらった司法省職員)	プロジェクト目標	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっている)ので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する)。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。 JAの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができたか。 JAの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。 JAの教育によって、法令の知識だけでなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 JAの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、どのような知識・技能が実務で役に立っているか。 		<p>(最近のJA卒業生がMOJ内部にいないようであり、インタビューできな</p>
	資料レビュー &インタビュー	プロジェクト活動が紹介されている雑誌・記事などの資料	コンポーネント2・3	<p>【分析事項】 プロジェクトの活動状況</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記事の掲載内容 その雑誌・記事の頒布状況、頒布されたことによる付随的な効果 	法律雑誌の3つ記事	<ul style="list-style-type: none"> 法総研は、本プロジェクト活動でワークショップを開催する際、法律新聞の記者を招き、JICAプロジェクトの支援やワークショップの情報を記事にしてもらった。 ワークショップの内容、情報がMOJのホームページにも掲載されている。 これらの記事は、法律専門家及び一般の読者に読まれる。読者はこれを通じて、現在司法省が主管する法律実務家などのように進められているのか把握できる。 『ベトナム法律(司法省発行の新聞):2010/07/07付 188号 4ページ:コラム「2005年民法典の改正」に、JICA主催の民法ワークショップにおける西岡C/Aのコメント(委任について)が掲載された。

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュイー	Ms. Dinh Thi Bich Ngoc	コンポーネント3	その他:RIA調査の有効性、今後の継続性について		<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施したRIAの効果は評価されており、従って新法令の策定に先駆けてRIAを実施する必要性が広く認知されるようになった。 RIAは既に「法規範文書制定に関する法律」に組み込まれている。ドナーの支援があるとなかろうと、RIAはやらなければならぬことになった。ただし現状を鑑みれば、ベトナムにとっではRIAは非常に新鮮なものである。ドナーの技術的・資金的支援がなければならぬ(7月22日)。ベトナムの実情として、法律で決定されても移行期間(過渡期)はかなり長い。実施能力がなければできない話だが、国賠法は日本が全面的に支援してあげたおかげで実施できた。 <p>【事前調査インタビューより】</p> <ul style="list-style-type: none"> MOJ主管の不動産登記法草案、担保取引登録法草案、国家賠償法草案の起草について実施。その結果、これらの草案起草委員会は、実効性の高い草案起草を目標として社会需要、課題などを把握でき、国会で説得力が高まり、国家賠償法草案が国会に可決された。 RIAは司法省をはじめで行われた経験であり、司法省が主管する法律草案の起草プロセスにおける重要な段階としての先例が定着した。法案の起草においては、社会状況、法の社会への影響を把握すべきである。RIA活動は、司法省における草案起草メンバーの重要なスキルであると言える。(7月22日)UNDPでRIAを行なったことがあったが、特定の法律についてRIAを実施したのは日本の三回が初めてだったということ。他のドナーの支援によるRIAが実施されたことはない。
司法省 民事経済局 (国家賠償法関係に ついては、国家賠償 局も)	資料レビュイー	国家賠償法	コンポーネント3	内容の評価		<p>【プロジェクト全体としての所感】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法: JICA支援は非常に有効であったと認識されている。しかしMr. Hieu 局長(民法改正担当)は、日本側が自ら起草案を出す、答弁案を検討する、ロビー活動をするなど踏み込んだ支援を期待している。 国賠法: 国賠法に対するJICAの支援は非常に有効だと認識されている。成立後の引き継ぎの支援により、通達に関するワークショップやマニュアル策定などを計画できるようになっている。
	資料レビュイー	国家賠償法 デクレ	コンポーネント3	内容の評価		<ul style="list-style-type: none"> デクレは作成された。 Joint Circular(連合通達)を現在作成中。
	資料レビュイー	国家賠償法 手引書	コンポーネント2・3	<p>【分析事項】</p> <p>手引書に、国家賠償に関する業務を担当する司法省及び関連機関の職員が業務を遂行するために必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手引書に、国家賠償業務を遂行するために役立つように、国家賠償法及び下位規範の説明が記載されているか。 手引書に、国家賠償業務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。 手引書に、国家賠償業務を遂行するために必要な書式が記載されているか。 手引書を作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。 		<p>手引き書(マニュアル)はまだ作成中であり、完成は2010年9月から10月頃の見通し。</p>

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	国家賠償法 申立事例の 報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 国家賠償法施行後の、国家賠償の申立件数、申立内容、案件処理等に関する事実関係を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償の申立件数 その内容 処理内容 処理の際の留意事項 		<ul style="list-style-type: none"> 下位の法規範文書(施行細則)がまだ策定されていないため、申立ては基本的に処理待ちとなっている状態。従って報告書は作成されていない。 大量の申立が未処理のまま待機状態にとどまっているものと思われる。インタビューしたC/Pも全体については把握できていないとの回答。 今後の見通しについては、インタビューでは明確な回答が得られていない。他省庁や首相からは、下位の指導文書の制定が遅いと指摘されているとのことだが、担当部局としては、大きな投資が必要、また関係省庁とのコンセンサスも必要であるため、時間がかかるとの回答を得ないとの認識。
	資料レビュー	国家賠償法 ワークショップ 報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、司法省が国家賠償法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立つたと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	国会賠償法ワークショップ報告書15部	<ul style="list-style-type: none"> 15回のワークショップにおいて、日本人専門家のコメントや問題点の指摘が大変有効であった。 具体的な内容は「資料レビュー報告書」P.5-14参照。 当報告書において、改善点は特に提案されていない。
	資料レビュー	国家賠償法 本邦研修報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、司法省が国家賠償法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立つたと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	国家賠償法本邦研修報告書	<ul style="list-style-type: none"> 日本をはじめ外国の国賠法の発展経緯、日本の国賠法の基礎理論・性質 主要事項・判例について深く理解できたため、起草に大きく寄与した。 当報告書において、改善点は特に提案されていない。
	資料レビュー	国家賠償法 大学や司法 学院のテキスト	コンポーネント3	<p>【分析事項】 大学や司法学院において使用されているテキストに、国家賠償法がどのように盛り込まれているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> テキストの分量・内容 	JAの民事執行技能教材の第6章の複写	30ページで分量で国賠法が盛り込まれている。
	資料レビュー	民法ドラフト	コンポーネント3	内容の評価		ドラフトになっていないので対応不可
	資料レビュー	民法ワーク ショップ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、司法省が改正民法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立つたと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	民法ワークショップ報告書7部	<ul style="list-style-type: none"> 7回のワークショップを実施。全ての回について、そこで出てきた意見、コメント、交わされた議論などが改正案起草に大いに役立ったと評価されている。 当報告書において、改善点は特に提案されていない。

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
インタビュー	局長 Mr. Hue 副局長 Mr. Hieu Nguyen Thanh Tinh	コンポーネント2	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償法に関する、司法省及び関連機関職員からの問合せについて、その内容及び処理状況を確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今成立した国家賠償実務に関して、司法省及び関連機関職員からの問合せがあるか。その内容。 問合せの処理はどのように行っているか。 問合せの依頼の処理に当たり、困難な事項は何か。 問合せの依頼の処理に当たり、プロジェクトで行った活動で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 	<p>分析事項・確認項目</p> <p>国家賠償法に関する、司法省及び関連機関職員からの問合せについて、その内容及び処理状況を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償法の起草作業について、ワークシヨップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かつたと考える点はあるか。その内容は、手引書等を作成した経緯について、どのようなインプットが役に立った部分はあるか。 	<p>入手資料のリスト</p>	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者に対しても各関係者や地方自治体からの問い合わせも多く、過負荷気味である。MOJ全体に対しても、この仕事量の急増は、いざいばん目に見えやすい大きなインパクトであろう。 国賠法対応の専門機関を設立することも計画中。
インタビュー	局長 Mr. Hue 副局長 Mr. Hieu Nguyen Thanh Tinh	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償法の起草作業について、ワークシヨップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かつたと考える点はあるか。その内容は、手引書等を作成した経緯について、どのようなインプットが役に立った部分はあるか。 	<p>分析事項・確認項目</p> <p>国家賠償法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償法の起草作業について、ワークシヨップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 国家賠償法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かつたと考える点はあるか。その内容は、手引書等を作成した経緯について、どのようなインプットが役に立った部分はあるか。 	<p>入手資料のリスト</p>	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシヨップ、本邦研修、サーベイについて、いずれもMOJ担当者は役に立ったとの認識である。 役に立った具体的な内容は「インタビュー報告書」P.4-6参照。なお、本邦研修については、事前に研修内容を打ち合わせてベトナム側のニーズに沿った講義や質疑応答だったことが高く評価されている。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシヨップは必ずしも終日ではなく、半日でも良い。 草案委員全員が最後まで参加できるよう、ノウハウから少し離れるところで開催した方が良い。 日本人専門家が全てのワークシヨップに参加する必要がある。 草案に対するローカルコンサルタント(司法省外部の法律に関する専門家)の評価があれば、草案の課題がより迅速に把握できるかもしれない(これはJICAに支援をしてほしいというわけではなく、単なる改善アイデアである)。 <p>【手引書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国賠法の制定が初めてだったため実施経験がなかったこと、国家賠償機関が分散されるため統一的な法の実施を担保する必要があることから、作成を考えた。 作成プロセスは、手引書の要綱作成(完了)→手引書の編纂(通達待ち)→最終ドラフト作成→日本人専門家からのコメント聴取→完成版作成→印刷、というものである。 役に立った日本のインプットは、本邦研修、国家賠償法草案、施行細則に対する日本人専門家による知見、コメント、手引きの作成支援である。
インタビュー	局長 Mr. Hue 副局長 Mr. Hieu Nguyen Thanh Tinh	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法改正に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正民法の起草作業について、これまでのワークシヨップは役に立ったか。具体的などのような点で役に立ったか。 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることは何か。 	<p>分析事項・確認項目</p> <p>民法改正に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正民法の起草作業について、これまでのワークシヨップは役に立ったか。具体的などのような点で役に立ったか。 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることは何か。 	<p>入手資料のリスト</p>	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシヨップは、改正草案について詳しく議論する場の提供となり、民法の基礎理論に関する参加者の理解が深まり、改正草案条項の趣旨・目的・内容が明確になり、説得性の高い条項作成につながっているとの評価されている。 とりわけ日本人専門家が、ベトナム民法を大変詳しく研究した上で、日本の民法の詳細な説明、ベトナム民法改正草案の具体的な条項に対する問題点の指摘や詳しいコメントを加えた点が非常に高く評価されている。 起草担当者からは「日本人専門家による指摘、コメントは押付けの形で行われるのではなく、草案起草メンバーにアイデア、考え方を提案する形で行われている」ことを高く評価する声があった。ベトナムの状況に考慮して適切な条項を作るという草案作成作業に大変役に立っているとの認識がある。 <p>【今後日本に期待している事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナム民法の体系、構造(章立て)に関するコメントペーパー、提案書の提供、日本専門家の改正草案に関するコメントペーパー、提案書の提供、日本側による朱文書の起草

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビューもしくはクエスチョンネアの送付及び回収	国家賠償実務に従事している関係機関職員(司法省の送付及び回収もらった職員)	コンポーネント2	<p>【分析事項】 国家賠償実務を担当している関係機関の職員が、国家賠償実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家賠償実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか、その内容。 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的ことのような点が適切だったか。 国家賠償実務を遂行するに際し、手引書は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 		<p>JICA-net会議の実施、JICA-netを使った会議時間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法改正に関する本邦研修 RIAを行うスキルの研修、RIAの実施、家族世帯に関するサーベイ ワーキングショップの継続実施 日本の民法改正議論に関する最新情報の提供 日本民法のベトナム語訳バージョンの提供 法案を成立させるための答弁内容の検討 国会に対するロビー活動 <p>下位の法規範文書(施行細則)や手引書(マニュアル)がまだ完成していないため、具体的な助言・サポートは開始されていない。</p>
司法省 司法扶助局	資料レビュー	公証人トレーニングコース(国の報告書(国際協力局が作成した報告書の一部))	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーニングコースの実施状況。 トレーニングコースを実施したこと、及びその内容について、司法省はどのように評価しているのか。 トレーニングコースから得られた教訓や実務での改善点を トレーニングコースを実施するに当たり、プロジェクトの活動がどのように貢献しているのか。 	公証人トレーニングコースの報告書。 トレーニングコースの教材	<ul style="list-style-type: none"> ハノイ市で2009年11月5日～6日に開催、公証人100人が参加。内容は、① 公証人活動の民営化現状・問題点、② 公証人事務所の問題点、③ 公証業務・契約取引の公証手続・原則に関する法律規定の説明、④ 公証業務・契約取引の公証手続・原則・相続関係書類の公証手続、その留意点など。 司法省の評価としては、公証人の急増により研修の需要は非常に高く、このTTCを通じて、実務の困難点を把握でき、法律上の問題点も指摘される良い機会であると認識している。 予算の問題から内容・参加者が限定的なことが問題。地方展開する必要がある。プロジェクトからは資金提供で貢献してくれている。
	インタビュー	局長 Ms. Do Hoang Yen 法律専門家 Ms. Nguyen Thi Mai 公証担当の専門家 Mr. Nguyen Van Ve	コンポーネント2	<p>【分析事項】 公証実務に関し、公証人からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公証実務に関する、公証人からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、困難な事項は何か。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、日本からのインプットにより得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人からの問合せやサポートの依頼は、公証実務(取引契約、相続)、また法律が明記していない内容に関するものがほとんど。基本的に地方の司法局を通じて、問合せ・サポートの依頼を受け、正確性を期すため公文書で回答。法律規定が不明確な事項、複数の法律で定めている事項への対処が困難である。 TTCの実施が役立ったことは、受講者とりわけ新規の公証人/公証事務所が、他の公証人/事務所が直面している問題、困難に関する処理方法、公証実務を理解できたこと。またMOJにとっては、現場実務が直面している問題点を把握でき、今後の問合せ・サポート依頼実務に反映できた。 C/Pは、日本からのインプットとしては資金面の貢献を認めている。日本人専門家としては、インプットだけではなく、そこで実務上の問題点を把握する機会により、次なるインプットに反映できることや、関連法案の起草支援に活用できる効果を重視している(詳細は左記参照)。

附属資料5. 達成度グリップ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュー/ クエスチョネア の送付及び 回収	トレーニング コースに参加 した公証人 (司法扶助局 に紹介しても らった公証 人)	コンポーネント2	<p>【分析事項】 公証人が、公証実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているか、また従前と比べて改善されたかを確認する。</p> <p>【確認項目】 ・ 公証実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。 ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか。その内容。 ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的にどのような点が適切だったか。 ・ 司法省の助言・サポートは、2〜3年前と比べて改善された点はあるか。 ・ 参加したトレーニングコースのテーマは何か。それはニーズに合致していたか。 ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は何か。 ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったか。具体的な例が取り上げられていたか。 ・ 公証実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 ・ 他の公証人に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。その反響はあるか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 公証実務に関して難しさを感じている点は、同一事項について法律規定が複数存在して、整合性が欠けていること。実際そのようなケースに直面し、司法省に法律の適用に関する問合せをし、実務のやり方を詳しく説明し公証の安全を図る内容の適切なサポートを得た(ただしインタビューは開設されて1年未満の事務所であったため過去との比較はできない)。 TCIはニーズに即しており、取引、相続の公証に関する法律規定、実務の手続、公証上の注意事項などを習得した。実務を踏まえた内容ではあったものの、具体的な事例を取り上げて説明すればさらに有用であろう。 TCで習得した、公証人として理解/把握すべき法律規定に関する知識、取引、相続に関する公証手続、公証実務上の注意事項は実務に役立っており、他の公証人にもTC資料を紹介した。
司法省 司法管理局	資料レビュー	戸籍官トレーニングの報告書	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。</p> <p>【確認項目】 ・ トレーニングコースの実施状況。 ・ トレーニングコースの内容の評価。 ・ トレーニングコースの教訓。 ・ トレーニングコースの改善点。 ・ プロジェクト活動がどう役に立ったか。</p>	戸籍官トレーニングの報告書	<ul style="list-style-type: none"> 2009年11月26日-27日、ホアビン省の山岳地帯におけるダバク県及びマイチャウ県の戸籍官46人(そのうち少数民族の方が過半数)を対象に、司法省司法行政職員が教官として実施。 内容は、戸籍届(出生届、結婚届、死亡届)、とりわけ捨てられた子の出生届、婚姻外の子供出生届、混血児の出生届、再度届け、期限過ぎた出生届、戸籍内容の訂正、変更、民族再認定、性別再認定、戸籍届実務の説明、ケーススタディ。「資料レビュー報告書」には内容の評価については特に記載されていない。 TC実施の効果としては、未端行政機関の戸籍官がその担当業務、とりわけ戸籍業務が極めて重要であることを再認識して、法理論の理解及び実務能力が向上したこと、司法省担当者としては地方戸籍官の実務上の問題を理解し指導できたこと、戸籍官同士が互いに意見交換する機会が与えられたことを評価している。ただし、参加者の人数が拡大できればもっと効果が大きいとの改善課題も認識されている。 プロジェクトによるインプットは、資金的支援が評価されている。 テキストには、戸籍に関する法規規そのもの、その説明、実務で問題になりうる点の解説、実務遂行に必要な書式などが含まれている(詳細は「資料レビュー報告書」のP.28-29参照)。 トレーニングのテキストブックは、毎回使ったものがあるわけではなく、毎回違うものを作っている。日々善悪される問合わせを踏まえて、毎回一冊のテキストブックを作っている(解説やケーススタディをいれている)。また、戸籍実務は地方によって異なるため毎回作り替える必要がある。他のマニユアルのように、全国で何年にもわたって使うものではない。 (7月22日) 全国統一の制度で戸籍実務のトレーニングを実施しているが、テキストについては、共通に使える部分と、各地域での難易度を変えなければならぬのが都度準備する部分とがある。
	資料レビュー	戸籍官トレーニングのテキストブック	コンポーネント2	<p>【分析事項】 テキストブックに、戸籍に関する業務を担当する司法省及び関連機関の職員が業務を遂行するために必要な知識・技能が分かりやすく記載されているかを確認する。</p> <p>【確認項目】 ・ テキストブックに、戸籍に関する法規規が記載されているか。 ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために役立つように、戸籍に関する法規規の説明が記載されているか。 ・ テキストブックに、戸籍実務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。 ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために必要な書式が記載されているか。 ・ テキストブックを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成</p>	戸籍官トレーニングのテキストブック	

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュー	局長 Mr.Nguyen Ouoi Cuong 専門官 Ms. Train Thu Hang	コンポーネント2	プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。 【分析事項】 戸籍実務に関し、関連機関職員からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。 【確認項目】 ・ 戸籍実務に関する、関係機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのような上で行っているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、困難な事項は何か。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、日本からのインプットにより得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。	問い合わせ公文書、 問い合わせへのMO J回答書3部、戸籍法 令のQAブック2冊	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍実務に関する問合せやサポートの依頼は、戸籍実務の特殊ケース(身分証明書上の氏名や出生証明書上の生年月日に変更/訂正することの可否、国際結婚の処理や子の国籍選択など)や、戸籍に関する法規制文書の解釈適用についてである。基本的に地方の司法局を通じて公文書で回答。同一事項に関する法律規定が複数存在して、整合性を欠いている事項、法律に定めがない事項への対応が困難である、戸籍法の制定が必要であると考えられる。 TCの実施が独立したことは、受講者とりわけ山岳地帯、農村地帯の行政端末の戸籍官が困難に関する処理方法・実務を理解できたこと。またMOJにとっては、現場実務が直面している問題点を把握でき、今後の問合せ・サポート依頼実務に反映できた。 C/Pは、日本からのインプットとしては資金面の貢献を認めている。日本人専門家としては、インプットだけではなく、そこで実務上の問題点を把握することにより、次なるインプットに反映できることや、関連法案の起草支援に活用できる効果を重視している(詳細は左記参照)。
	クエスチョネアの送付及び回収	戸籍官トレーニング参加者へのアンケート ト(メール)	コンポーネント2	関係機関職員が、戸籍実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているかを確認する。 【分析事項】 関係機関職員が、戸籍実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているかを確認する。 【確認項目】 ・ 戸籍実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。 ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか。その内容。 ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的にどのような点が適切だったか。 ・ 司法省の助言・サポートは、2-3年前前と比べて改善された点はあるか。 ・ 参加したトレーニングコースのテーマは何か。それはニーズに合致していたか。 ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は何か。 ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったか。具体的な例が取り上げられていたか。 ・ 戸籍実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 ・ 他の職員に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。その反響はあるか。		<ul style="list-style-type: none"> アンケートは、参加者のうち5人に送ったが、今のところ返ってきていない。場所によっては届いたかどうか定かではない。
司法省 担保取引登録局	資料レビュー	不動産登記法 ドラフト	コンポーネント3	内容の評価		<ul style="list-style-type: none"> 現時点のドラフトがあるが、部会の評価を待つ。
	資料レビュー	不動産登記法の国会説明用ペーパー及び国会からの説明文	コンポーネント3	内容の評価		<ul style="list-style-type: none"> (人手不可) ※国会説明の現状につき、42のインタビュー参照。

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの) (入手不可)
	資料レビュー	不動産登記法のポイントをとめた報告書	コンポーネント3	内容の評価		
	資料レビュー	不動産登記法サーベイ報告書 不動産登記法RIAサーベイ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】報告書において、司法省が不動産登記法サーベイに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、サーベイの内容に関する司法省の評価。 報告書において、サーベイに関する日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	<p>不動産登記法サーベイ報告書 不動産登記法RIAサーベイ報告書</p>	<p>インタビュー(7月14日)での追加質問によれば、日本人専門家が、地方調査でもいっつも積極的に協力したこと(例えば石田田専門家はサブ、中部まで同行した)を高く評価しており、それが結果としては非常に優れた草案作成につながったと認識している。</p> <p>【不動産登記組織体制及び業務に関するサーベイ報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不動産登記法草案の実効性、重要事項の継続研究にとって極めて重要で不可欠の活動であった」と評価されている。 日本のインプットについては、プロジェクトの資金的支援のもとに実行されたことが記載されている。 調査結果に基づき4点が提案されている(詳細は「資料レビュー報告書」P.32-33参照)。 当報告書において、支援の改善点は特に提案されていない。 <p>【不動産登記法サーベイ報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不動産登記法草案の実効性、重要事項(特に意見が分かれている4つの問題)の継続研究を算付けるためのデータと生の声を集めるものとして、極めて重要で不可欠の活動であった」と評価されている。 日本のインプットについては、プロジェクトの資金的支援のもとに実行されたことが記載されている他、インタビュー調査において日本人長期専門家から5つの問題点を指摘した事が記載されている。 調査結果に基づき5点が提案されている。(詳細は「資料レビュー報告書」P.33-35参照)。 <p>【不動産登記法RIAサーベイ報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在作成中 国会では本法案は審議が一時停止中であるため、特に国会の反応は予想できない。
	資料レビュー	不動産登記法のワークショップ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】報告書において、司法省が不動産登記法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	<p>不動産登記法のワークショップ報告書3部</p>	<p>3回のワークショップのいずれも、草案起草委員会は開催を高く評価している。</p> <p>日本のインプットで役に立ったと評価されていることは、日本の不動産登記制度の経験や現状の紹介とそれに基づく議論がなされたこと、及び草案へのコメントや意見8点(2008年8月開催分)、日本人司法書士による、日本登記制度の説明、諸外国(2国)の制度紹介、ベトナム現行制度との比較検討、現行制度へのコメント、参加者からの質問への回答(2008年4月14日開催分)、不動産登記法の作成・整備に関する日本の経験についての意見交換、ベトナムの草案に対するコメント(報告書に特記されたのは5点)など(2008年4月16日開催分)であった。詳細は「資料レビュー報告書」P.35-44参照。</p> <p>当報告書において、支援の改善点は特に提案されていない。</p>
	資料レビュー	不動産登記法の本邦研修報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】報告書において、司法省が不動産登記法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	<p>不動産登記法の本邦研修報告書</p>	<p>本邦研修は高く評価されている。特にベトナムは不動産登記に関する法律規定を整備し、不動産市場の透明性を確保しようとしている背景があり、研修で得られた知識は起草作業に大変参考になる。</p> <p>役に立ったと評価されている日本のインプットは、①日越の不動産登記システムを比較して、ベトナムの不動産登記システムの問題点を理解できた点、</p> <p>②日本の不動産登記システムを参考にして、草案に「不動産登記は情報の公示、透明性の確保を目的とする」、「不動産の取引当事者が不動産の情報を十分入手できる効果的なシステムを構築すること」、「利害関係者が自己の権利を保護でき、不動産取引の安全性、安定性を確保すること」、「民法、土地法、住宅法などの実体法と不動産登記法の手続法との整合性を図ることを反映した点(詳細は「資料レビュー報告書」P.44-46参照)。</p>

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	担保取引登録令のドラフト	コンポーネント3	内容の評価		<ul style="list-style-type: none"> 部会の意見を帰国後聴取 現地専門家によれば、民法や不動産登記の実体法の大きな枠がしっかりしていないので、担保登録だけで成果をだそうとしても使いやすい立法にはならないとの意見もあり。
	資料レビュー	担保取引登録令のポイントをとまとめた報告書	コンポーネント3	内容の評価		(未対応)
	資料レビュー	担保取引登録令のワークショップ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、司法省が不動産登記法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	担保取引登録令のワークショップ報告書 3部	<ul style="list-style-type: none"> ①2008年8月11日のWS(不動産登記法及び担保取引登録法ドラフト)、②2008年8月25-29日のWS(不動産登記法草案ドラフト8、担保取引登録法ドラフト8)、③2009年10月6-7日のWS(担保取引政令草案)のいずれも高く評価されている。 各WSで役に立った日本のインプットは、①短期/長期専門家による8件の、草案の主要事項へのコメント・意見や、日本の制度に関する情報、②日本人専門家による12件のコメント、指摘(不動産登記法につき5件、担保取引登録法につき7件)が報告されている。③WSについては、「資料レビュー報告書」には役に立ったと明記されていないものの、日本人専門家が論点についてのコメント・指摘や日本の法制度の紹介をしていることが報告されている。 本報告書では改善点は特に提案されていない。 (詳細は「資料レビュー報告書」P.46-50参照)
	資料レビュー	担保取引登録令のRIAサーベイ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、司法省がRIAサーベイに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、サーベイの内容に関する司法省の評価。 報告書において、サーベイに関する日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	担保取引登録令のRIAサーベイ報告書	<p>(本報告書は、サーベイによる分析結果が記載されているのみであり、司法省の評価、日本のインプット等については把握できなかった様子(詳細は「資料レビュー報告書」P.50-52参照))。</p>

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュー	局長 Mr. Yu Duc Long 専門家 Ms. Nguyen Thu Thuy	コンポーネント3	<p>【分析事項】 不動産登記法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産登記法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 不動産登記法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 不動産登記法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 不動産登記法の起草作業につき、困難だった点はあるか。起草の進捗が遅れた理由をどのように分析しているか。 不動産登記法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は、 		<p>ワークショップは具体的に以下の内容で役に立った:①日本の不動産登記制度の経験・状況について日本人専門家から説明を受けることができた、②得られたコメント・指摘は、草案に反映された(具体的には、登記対象について土地使用権を基にして登記をすること、不動産の登記機関の一体化、不動産に関する証明書の統一、登記の効果、など)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦研修において役立った内容は、上述の報告書のとおり。 サーベイは具体的に以下の内容で役に立った:①不動産登記の管轄権が分散されたことによりどのような問題が実際存在しているかが明らかになった、②登記情報の入力制度が整備されていないことが判明した、③複数の現行法律で定められている不動産登記手続は不動産登記法で統一的に定める必要があることが明らかになった、④不動産登記情報の開示の必要性が明らかになった。このサーベイは本法草案の実効性、草案の重要事項の継続研究を裏付けるデータ、生の声を収集するものとして、極めて重要な不可欠の活動であった。 起草作業は全般に円滑であったが、政府と国会間の考えが一致していないため、国会可決に至っていない。 日本の支援の改善案は、ワークショップの参加者に国会議員を含め、関係機関の草案への理解・支持を得る場とする事、本邦研修を通じて日本の不動産登記制度の実務経験を研修すること。 <p>(7月14日 Dr. Long 局長)</p> <p>本邦研修などをはじめとする日本からのインプットは、政令8号に反映された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人専門家による「契約があり、契約を登録しなければならず、そのためには公証しなければならぬ」という指摘を契機に、行政改革の中にも「契約の公証」を廃止するというのが盛り込まれた。政府の行政改革30号の中で、「公証が必要」という条件は取引の阻害要因となっていると認識された。 日本の専門家により、不動産取引の変動をどこで記録するという指摘があった。実際、ベトナムの土地取引の窓口を一本化する上でも、変動をどこかに記録するようになった。 オンライン登録について、専門家に加えて、法務省の職員にも円滑なオンライン登録についての情報やアイデアを得て、実際にベトナムのオンラインシステムにも反映されている(2010年8月から運用)。
			コンポーネント3	<p>【分析事項】 担保取引登録令の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保取引登録令の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 担保取引登録令の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 担保取引登録令の起草作業につき、困難だった点はあるか。起草の進捗が遅れた理由をどのように分析しているか。 担保取引登録令の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は、 		<p>ワークショップは具体的に以下の内容が役に立った:①草案について法律専門家、関係機関から重要事項について意見を聴取することができた。②草案起草委員会は、日本人専門家が紹介した担保取引制度の実務を聞いたうえで、ベトナムの状況に見合った草案を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> サーベイは具体的に以下の内容で役に立った:①担保取引登録を定める政令08/2000/ND-CP号の実施状況の問題点が明らかになった、②この政令を代替する新しい担保取引登録政令草案の影響が明らかになった。 起草の進捗が遅れたのは、船舶、飛行機に関する登記、土地使用権の登記に関して司法省、資源探査者と交通運輸省の考え方が一致していないかつたから(その後、考え方の一致を見た)。 日本の支援はこれまで通り続けてほしい。 <p>(7月22日 Dr. Long)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保取引に関する新たな政令は、先週首相が署名した。何番になるかは、未定。8号政令に変わる政令というものは(民法の担保取引を執行するより具体的な実体法である163号政令は、現行のまま。いずれ小規模な改正は予定している)。8号政令に関しては日本の専門家からのインプットは大きく貢献した。ベトナムとなったものは、JICA支援で起草された担保取引登録法案(既に国会提出、その後却下された)。我々としては、最終的に担保取引登録法として成立させたい。立法計画では第12期国会での成立が予定され

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	担保取引登録官トレーニングの報告書	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニングコースの実施状況。 ・ トレーニングコースの内容の評価。 ・ トレーニングコースの教訓。 ・ トレーニングコースの改善点。 ・ プロジェクト活動がどう役に立ったか。 		<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>ている。政令は、数々の現行行政令を吸収して一本化したものだが、法律とすれば様々な改革が可能となる。</p> <p>(報告書が存在しない)</p> <p>【7月28日 Ms.Minhh追加開取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告ではこの開権が言及されているが、このTCの為の個別の報告はしていない由。 ・ どういうものを報告書に残すかというMOJ内のルールは？→Minhさんの推測としては、JICAからのインプットで新たな知識がたくさんあれば残すのではないが。 ・ 通訳として参加した他のTCでは、現場の問題点を講師が確認していた。きちんと議論が起きていた。しかし本省に戻って、報告書にまとめていないのではないが。
	資料レビュー	担保取引登録官のQA集	コンポーネント2	<p>【分析事項】 QA集に、担保取引登録に関する業務を担当する関連機関職員が業務を遂行するために必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QA集に、担保取引登録業務を遂行するために役立つように、担保取引登録に関する法規範の説明が記載されているか。 ・ QA集に、担保取引登録業務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。 ・ QA集を作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。 	担保取引登録官のQA集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保取引登録業務を遂行するために役立つように、担保取引登録に関する法規範の説明(具体的には2005年民法、2003年土地法、住宅法及び下の法規範文書15点)が記載されている。 ・ QA集は担保取引登録、動産、不動産、船舶、飛行機の担保取引登録手続が詳細に解説されているが、実務で問題になりうる12点について解説が記載されている。 ・ QA集の作成経緯については、担保取引に関する規定は複数の法律に定められ、またそれに関連する下位法規範文書も多く存在している中で、登録官が適正に登録業務を行うため、これらの法規範文書の条文をいづれでもどこでも迅速に調べられ、またその解釈適用を詳細に解釈され、業務上のガイドラインが詳しく説明され、事例が書かれているものが必要だった。 ・ 作成プロセスは、①地方の担保取引センターによる問い合わせ、サポート依頼を通じて問題の抽出→②登記官から問題の抽出→③問題点を絞ってQA集ドラフトを作成→④QA集ドラフトについて、意見、コメントを収集して完成。 ・ 日本からの役に立ったインプットは、日本人専門家がQA集の作成に関連して、ワークショップやトレーニングコースを通じて、日本の担保取引法及び不動産登記法制度を説明し、ベトナムの担保取引法制度上の問題点の指摘や詳細なコメントを加えたことである。 <p>(詳細は「資料レビュー報告書」P.53-57)</p> <p>※「インタビュー報告書」には担保取引登録業務に関する問合せやサポートの依頼についての開取りの記載が無い。</p>
	インタビュー	局長 Mr. Vu Duc Long 専門家 Ms. Nguyen Thu Thuy	コンポーネント2	<p>【分析事項】 担保取引登録業務に関する、関連機関職員からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担保取引登録業務に関する、関連機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、困難な事項は何か。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、QA集はどのように活用されているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、サーベイ、地方でのワーキングショップ等で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 ・ QA集を作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。新たに作成したものは他にもあるか。 		

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの) ※「質問票報告書」には担保取引登録官の質問票評価については記載が無い。
	インタビュアー/クエスチョンネアの送付及び回収	トレーニングコースに参加した担保取引登録局(担保官)に紹介してもらった登録官(官)	コンポーネント2	<p>【分析事項】 担保取引登録官が、担保取引登録実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けられているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保取引登録実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか。その内容。 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的な点のようなのが適切だったか。 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善されたか。それはどのような点か。 参加したトレーニングコースのテーマは何か。それはニーズに合致していたか。 トレーニングコースで習得できた知識・技能は何か。 トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったか。具体的な例が取り上げられていたか。 担保取引登録実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 他の担保取引登録官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。その反響はあるか。 		
司法省 民事判決執行総局	資料レビュー	民事判決執行法	コンポーネント3	内容の評価		<p>・執行レベルではより明確になった等の評価が聞かれている。</p> <p>【専門家コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 去年(2009年)デクレのドラフトを検討した。日本のインプットが反映されている部分は少ないと思う。 これについては、執行法の施行一年後、南部の現場で聞くという機会があったので、そこでの課題・論点が改正に向けてきちんと議論され反映された、というプロセスを辿うことができ、実務→法制というフィードバックをクリアに見ることができた。 エンドユーザーのフィードバックを取り込んでいこうという姿勢が出ているのは大きな進歩ではないか。次フェーズではこれを広げていきたい。
	資料レビュー	民事判決執行法の法規範文書54号及び74号デクレ、通達	コンポーネント3	内容の評価		同上

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	民事判決執行法のワークショップ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか、その内容は。 	民事判決執行法のワークショップ報告書 3部	<ul style="list-style-type: none"> ①2008年7月24-26日、②2008年12月18-19日、③2009年2月26-27日のいずれのWSも高く評価されている。日本人専門家によるドラフトへのコメント・意見や、日本の民事執行の制度や経験が、法律や下位法規の起草関係者にとって重要な参考資料、情報であると評価された。 役に立ったと評価されている日本のインプットは、①以下の事項に関するコメント・意見や日本の制度・経験の紹介であった:民事執行原則、期間、根拠、判決執行決定、民事執行請求、債務者の財産の取調べ義務、執行不可能な判決裁判断所の決定、民事執行費用、執行時効、執行機関の組織体制、保全処分、民事執行補助、強制執行、差押、執行根拠と民事執行における裁判所の役割、法律間の矛盾、具体的な草案の不備など、②③判決執行法に関するコメント、また、ベトナムの参加者が日本人専門家のコメントから教訓(民事判決執行法の施行時には下位法規草案を迅速に制定して民事執行手続の迅速性、簡易性、低コストを確保すべきである)を得たこと、である。 改善提案は特に無い。
	資料レビュー	民事判決執行法の本邦研修報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか、その内容は。 	民事判決執行法の 本邦研修報告書	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修は、実用性の高い情報及び経験を吸収でき、今後の民事執行法の整備継続及び民事執行機関の体制作り、民事執行法の実施に関する方針を立てることに活用できるとして、高く評価されている。 役に立ったインプットとして以下が挙げられている:①民事執行機関の有効性、効率性の観点から民事執行機関の組織体制、②執行官の独立性、国家機関、組織、個人の民事執行業務への不法な干渉の防止、③民事執行手続の透明性、迅速性、④裁判所の判決、決定の執行に対する関係機関の協力体制の強化、⑤強制差押、不動産という差押財産の処分、知的財産権に対する差押手続、手順、⑥民事執行経費の削減を目的とする強制差押、差押財産の利用に関する手続、手順、⑦裁判所の判決決定の執行請求と国民の基本権利の保障及び社会問題解決とのバランス(債権者の所有権、使用権、債務者への宿泊先の提供など)、⑧民事執行に関する下位法規草案の整備などである。
	インタビュー	局長 副局長 法律専門官	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 民事判決執行法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 民事判決執行法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 民事判決執行法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。 		<ul style="list-style-type: none"> ワークショップは役に立った。日本人専門家が議論の中で加えたコメントは、最終草案に反映された。とりわけ、執行機関の独立性、民事執行の透明性の確保、執行手続の迅速性、利便性、知的財産権を含め財産の差押、評価、競売などに関する日本人専門家によるコメント・指摘は草案起草作業に大変役に立った。 本邦研修については上欄の報告書と同じ。 サーベイは実施されなかった。 引き続きこれまでのように支援してほしい。

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	民事判決執行状況にかかわる統計・報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 民事判決執行法施行後の、民事判決執行の運用状況を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行の受理件数 民事判決執行の既済件数・未済件数 未執行件数 未執行の理由 民事判決執行実務に関しより改善すべき点、その他留意事項 	民事判決執行法の運用状況にかかわる統計・報告書	<p>民事判決執行の受理件数: 458,209件、既済件数: 126,635件、未済件数: 147,238件、未執行件数: 184,336件</p> <p>未執行の理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> 一判決の命令内容に関して、裁判所による説明を待っている。 一債権者の住所が確定できない。 一執行財産が確定できていない。 一差押えられ、競売にかけられた財産が売却できていない。 <p>※改善点については「資料レビュー報告書」P.65-68参照。</p> <p>【7月22日MOJ執行局インタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行後、体制も充実し、執行のモデルも改正された。執行官の独立性が担保され、職員も動機づけが強まった結果、初めて執行のノルマが達成された。ある類型では、提訴するまで3ヶ月かかっていたものが15日に短縮された。 ・ しかしある類型では、一見手続き期間が長くなってきているように見えるものがある。執行財産に関する競売方法が変更になった(以前は執行官が主催する評価委員会、法施行により専門的な評価委員会が設立される必要があった)が、これは執行官が財産評価業務から開放され、専門的な立場からの評価がなされるようになった。しかしあらゆる場所に評価委員会がアウト向く必要がある。また評価基準は同法とは別の文書で規定されている。 ・ 競売方法も変更になった。減価の回数制限せず、売れるまで下げっていく方式となった。しかしこれに対しては地方から、競売期間を長引かせるという指摘もある。 ・ 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼がある。処理は公文書で行われる。 ・ 処理にあたり困難な事項は、土地使用権の譲渡、公証、財産の競売などを定める法律規定が整合性を欠いていること。 ・ プロジェクトで行った活動(地方サーベイ、地方ワークショップ等)で地方執行官が実務上、困っている問題が明らかになったので、問合せやサポートの依頼の処理は、明確かつ詳細に行われるようになった。 ・ トレーニングコースの実施により地方執行官が直面している問題、その解決策が議論されているので、これらの情報は問合せやサポートの依頼の処理に反映された。 <p>【7月21日バクニン省執行局長のインタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行業務が滞るほとんどのケースは、法律の規定が不明確で裁判所や検察院の間で解釈が異なる等が原因。中央の執行局に問い合わせるが、SPCとSPPとの間の認識合わせが必要な場合は時間がかかる。 ・ 省から中央への問い合わせは、回答はその省に對してのみとなるため、繰り返し色々な省から同じ問い合わせが行っているだろう。できればICAの支援でQ&A集を作って全国に配布する等の活動がなされると良い。 <p>※(7月22日MOJのCJE局から)判決が不明確で執行できないため問い合わせした件数=全国で累積1,500件。年度別、省別の詳細データは残っていないとのことだが、バクニン省であれば毎年10件程度であろう(MOJ民事執行総局担当者より)。</p>
	資料レビュー	地方の執行官からの問い合わせに対する回答実績	コンポーネント2	<p>【分析事項】 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行実務に関する、司法省及び関連機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 問合せやサポートの依頼について、どのような処理をしているか。その内容。 プロジェクト活動がどう役に立ったか。 		

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	執行官トレーニングコースの報告書	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーニングコースの実施状況。 トレーニングコースを実施したこと、及びその内容について、司法省はどのように評価しているのか。 トレーニングコースから得られた教訓や実務での改善点 トレーニングコースを実施するに当たり、プロジェクトの活動がどのように貢献しているのか。 	執行官トレーニングコースの報告書	<ul style="list-style-type: none"> 司法省も参加者も、トレーニングコースを高く評価した。執行官はこのコースで重要な情報、知識を研修するだけでなく、実務上の問題点を指摘して、互いに意見交換し、また司法省民事執行局に対して直接意見、指摘をすることができた。 またこのコースでは、日本人専門家は日本の民事執行法、民事執行制度について紹介説明をし、その上でベトナム民事執行法の問題点を指摘して、参加者が活発に議論できた。このトレーニングコースは単純な研修コースを越えて、研究会として参加者にとって極めて役に立ったものである。 また、参加者による指摘、コメントは、民事執行法の施行細則の草案起草にも大変有益でかつ参考になる情報である。(詳細は「資料レビュー報告書」P.68-70参照) <p>(現在作成中であり資料が存在しない)</p>
	資料レビュー	執行官業務マニュアル	コンポーネント2	<p>【分析事項】 マニュアルに、民事判決執行に関する業務を担当する関連機関の職員が業務を遂行するために必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアルに、民事判決執行実務を遂行するために役立つように、民事判決執行法及び下位規範の説明が記載されているか。 マニュアルに、民事判決執行実務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。 マニュアルに、民事判決執行実務を遂行するために必要な書式が記載されているか。 マニュアルを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。 		<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修、ワークショップは役に立った。具体的な内容は上述の報告書参照。 今回の本邦研修は、ベトナムの民事執行法の整備に極めて有益なものがある。民事執行法は国会に制定されたが、これは、ベトナムにおける民事執行法の整備の最初の第一歩であると考えられる。そういう意味で、今回の本邦研修は、民事執行法が制定されてから、外国の民事執行法の整備運営に関する最初の海外研修であるが、この研修では、実用性の高い情報及び経験を取り入れた。ここで得た情報は、ベトナムの今後の民事執行法の整備継続及び民事執行機関の体制作り、民事執行法の実施に関する方針を立てることに極めて役に立つ。 サーベイは行われなかった。
	インタビュー	局長 副局長 法律専門官	コンポーネント2	<p>【分析事項】 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、困難な事項は何か。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、執行官業務マニュアルはどのように活用されているか。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、プロジェクトで行った活動(地方サーベイ、地方ワークショップ等)で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 問合せやサポートの依頼の処理に当たり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 執行官業務マニュアルを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。他にも新たに作成したものはあるか。 		

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
関係機関	インタビュアー/クエスチョンネアの送付及び回収	トレーニングコースに参加した執行官(民事判決執行総局に紹介してもらった近隣の執行官)	コンポーネント2	<p>【分析事項】 執行官が、民事判決執行実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けられているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか。その内容。 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的な点のような点が適切だったか。 業務マニュアルは実務の役に立っているか。具体的にどのような点が役に立っているか。 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善されたか。それはどのような点か。 参加したトレーニングコースのテーマは何か。それはニーズに合致していたか。 トレーニングコースで習得できた知識・技能は何か。 トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったか。具体的な例が取り上げられていたか。 執行実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 他の執行官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。その反響はあるか。 	クエスチョンネア	<ul style="list-style-type: none"> 民事判決執行実務に関し、難しさを感じる点は、執行業務、解釈適用について意見が統一されていない法規範文書の、具体例への適用、執行法の解釈適用(執行条件、執行書式、差押、評価、競売、競売、執行終了、執行債務者の財産情報の提供など)。 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたが、得られた助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであった。具体的に、地方で生じた事案に対して詳細な実務技能の説明がなされた。 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善された。迅速で詳細な助言が出されるようになった。ただし、執行法の統一適用のためには迅速な施行細則、法規範文書の発行が急務である。 参加したトレーニングコースのテーマは2008年民事執行法の運用で、ニーズに合致した内容だった。習得できた知識・技能は執行財産の確認、執行条件の確認、差押、競売手続、強制執行、執行法の適切な運営など民事執行上の実務知識であり、実務を踏まえた具体的な例が取り上げられる内容だった。 実際に執行実務で、役に立っている。具体的には、債務者の説得、関係機関の執行協力の説得、執行財産の情報収集、執行条件の確認、差押、競売手続、強制執行といった内容である。 他の執行官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介している。その反響はある。
最高人民裁判所、バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所	資料レビュー	バクニン省における控訴、再審、監督審申立に関する他の資料(バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所)	コンポーネント1	<p>【分析事項】 2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、控訴申立件数、再審申立件数、監督審申立件数の推移を確認する。また、控訴、再審、監督審申立の理由及び結果について確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> バクニン省級裁判所が下した判決の数(2006年、2007年、2008年、2009年) 各年の控訴申立件数 各年の再審申立件数 各年の監督審申立件数 控訴、再審、監督審申立の理由(事実誤認、法令違反等) 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようになつたか(原判決が維持されたのか、差し戻し・破棄・変更されたのか等) バクニン省の県級裁判所が下した判決の数(2006年、2007年、2008年、2009年) 各年の控訴申立件数 各年の再審申立件数 各年の監督審申立件数 控訴、再審、監督審申立の理由(事実誤認、法令違反等) 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようになつたか(原判決が維持されたのか、差し戻し・破棄・変更されたのか等) 訴訟手続違反が理由で、監督審又は再審で、差し戻し・破棄・変更された判決の有無。 判決の正確性や論理性が欠くという理由で、監督審または再審で、差し戻し・破棄・変更された判決の有無。 	<p>バクニン省における控訴、再審、監督審申立に関する統計</p> <p>※「資料レビュー報告書」にはプロジェクト前後での比較分析なし。この数字自体では確かに明確な変化は読み取れない。 【7月28日 Ms.Minhの推測】毎年の判決の拡大は、県級の管轄が徐々に拡大したせいだろう。</p>	

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	バクニン省における民事判決執行に関する統計その他の資料(バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所)	コンポーネント1	<p>【分析事項】 2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、不明確なため確認を求められた判決の数及び最終的に執行できなかった判決の数の推移を確認する。また、不明確なため確認を求められた判決及び最終的に執行できなかった判決の内容と理由を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> バクニン省級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の数。 バクニン省級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の数。 バクニン省級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の理由。 バクニン省級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の内容及び理由。 バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の数。 バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の数。 バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の理由。 バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の内容及び理由。 	バクニン省における民事判決執行に関する統計	<p>【統計データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> バクニン省級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の内容及び理由;判決における決定の部分が不明確で(紛争対象の土地と隣接地の境界が確定されなかった)、執行官が理解できなかったもので確認を求めた。 バクニン省級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の内容及び理由;判決書の決定部分に返済物の詳細を記載しなかったもので、執行官は返済物の詳細を記載しなかったもので、執行官が不明確なため執行できなかった。 <p>※上記以外の確認項目については、SPCからはデータが得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、バクニン省民事判決執行局の統計報告資料には、「バクニン省地域では不明確な判決書や執行不可能な判決は少なく、もし不明確な判決がある場合、裁判所に対して直接問い合わせたり、文面での説明を請求して具体的な回答を得たりして対処しているため、判決が不明確という理由で、執行できないケースは少ない」との記載がある。 <p>【データの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> C/P(バクニン省級裁判所長 7月16日)としては、判決書の内容は改善されたこと認識しており、プロジェクトの効果も貢献しているとの認識、改善内容としては例えば、判決全体として論理一貫性ある内容が書かれるようになった。 またバクニン省級裁判所長(7月16日)は、判決書については、これらベトナムのモデルとしてどういふものとすべきか吟味しなければならぬ(日本の模倣が良いのか、その他からモデルを探るか)との認識を持っている。 <p>(2008年と2010年の両方のサンプルとも問題が認められず、特に変化が確認できなかった。また、同じ裁判官による判決書ではないので、プロジェクトの実施前後の変化を測定する材料としては不十分である。詳細は「資料レビュー報告書」P.72-74参照)。</p>
	資料レビュー	バクニン省級裁判所の裁判記録(インタビューに基づき提出を受ける)	コンポーネント1	<p>【分析事項】 プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、裁判記録の記載内容の変化を確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判記録の内容の具体的な変化(訴訟手続の具体的な改善内容及びそれを裏付ける裁判記録内容の改善部分の確認) ※改善確認ポイント: <ul style="list-style-type: none"> 必要な手続を履行したかどうか(裁判記録から明確に知ることができるか)。 訴訟の早い段階から争点を明確にした上で、主張や立証活動(本人、被告人、参考人等)に対する尋問などが行なわれているか。 	バクニン省級裁判所の2006年及び2010年裁判記録	<p>(入手した判決書は2008年～2009年のものであったため、プロジェクト前後での変化を分析するには不十分である。なお、入手した判決書は、左記確認ポイントをいすれも満たしていたと報告されている。判決書の内訳は、2009年バクニン省級裁判所の控訴審民事判決書3通、2008年バクニン省級裁判所の控訴審刑事判決書3通、2009年バクニン省級裁判所の初審刑事判決書3通、2009年バクニン省級裁判所の控訴審民事判決書2通の、合計7通である。詳細は「資料レビュー報告書」P.74-84参照)。</p>
	資料レビュー	バクニン省級裁判所の判決書(インタビューに基づき提出を受ける)	コンポーネント1	<p>【分析事項】 プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、判決書の記載内容の変化を確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 判決書の内容の具体的な変化(判決書内容の改善部分のプロジェクト前後比較を含む) ※改善確認ポイント: <ul style="list-style-type: none"> 「訴訟内容」として記載されている内容が、当事者一方の主張なのか、裁判所の認定事実なのか、争いが無い事実なのか(明確にされているか)。 争点(争点)が分かり易いか。 結論に至った理由が示されているか。(過去の例で、「事件の包括的な審理に基づき」、「…と認定する十分な証拠がある」といった記載があるが、結論に至った理由が具体的に示されていないケースが散見された。また、当事者の主張や証拠、部分的事実認定を羅列的に記載した上で、「以上の根拠から」「上記のため」等のみ記載して、ただちに結論を記載しているケースもあった。) 刑事事件の判決書で、認定した犯罪行為が具体的に記されているか。(過去の例で、時刻、場所の特定がなされていなかったり、「殴った」とのみ記載がある 	バクニン省級裁判所の7つ判決書	

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	バクニン省で作成している書記官事務官向け刑事手続マニュアル	コンポーネント1・2	<p>り、「どちらの手で、どこを、何回読んだ」のかについては記載がないケースがあった。</p> <p>【分析事項】 マニュアルに、刑事事件を担当している裁判所職員が業務を遂行するために必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。</p> <p>【確認項目】 マニュアルに、実務の遂行に役立つように、刑事手続に関する法規範文書の説明が記載されている。 マニュアルに、実務で問題になりうる点について、解説が記載されている。 マニュアルに、実務を遂行するために必要な書式が記載されている。 マニュアルを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか、作成プロセスはどのようなものだったのか、日本からのインプットが役に立った部分はあるか。</p>	刑事手続マニュアル ドラフト	<p>(入手したマニュアルは中間ドラフトであるため、今後内容が変更される可能性がある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> マニュアルには、実務の遂行に役立つように、刑事手続に関する法規範文書の説明が記載されており、また実務で問題になりうる点について解説が記載されている(詳細は「資料レビュー報告書」P.84-85参照)。ただし、実務を遂行するために必要な書式は記載されていない。 マニュアル作成の趣旨は、①訴訟手続の透明性の確保、②省級裁判所のホームページに掲載して関心のある人が入手できるようにし、国民、当事者の自己権利義務の理解を促進する、③新規任命された裁判官、書記官、その他の裁判所職員が、刑事訴訟手続を把握することで、裁判実務の円滑な遂行を促進する、④訴訟手続の統一性を図る、⑤全国の裁判所で活用する(プロジェクトのハイライト活動の一環として評価されれば)というものである。 作成プロセスは、①執筆者がマニュアルの要領作成→②ワーキンググループがマニュアルの要領を討論→③マニュアルドラフトの執筆→④マニュアルドラフトに対して省級裁判官の意見聴取→⑤マニュアルドラフトを完成→⑥マニュアルを省級裁判所のホームページで公開、というものである。 役立った日本のインプットは、刑事訴訟法に関するワークショップで活発に議論された、刑事訴訟の実務や問題点など(例えば、ドラフトの「裁判準備期間及び拘留時間の決定」について)であり、議論の内容や結果がドラフトに反映されている。
	資料レビュー	判決書マニュアル(ドラフト、完成版)	コンポーネント1・2	<p>内容の評価</p>		<p>【専門家コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自身のインプットは、今フェーズは行なっていない。前フェーズに作成した分の承認を待っていた。Dissemination活動は今後行う必要がある。
	資料レビュー	判決書マニュアル(ドラフト)のワークショップ報告書	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】 報告書において、判決書改善の成果についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】 ・ワークショップの実施状況。 ・報告書における、ワークショップの内容に関する評価。 ・報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 ・報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。</p>		(報告書が作成されていない)
	資料レビュー	QAブックのファイナルドラフト	コンポーネント1・2	<p>内容の評価</p>	QAブックのドラフト	<ul style="list-style-type: none"> ファイナライズされていない

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの) (報告書が作成されていない)
	資料レビュー	QAブック作成のためのワークシヨップ報告書	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】 報告書において、裁判実務改善の成果についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシヨップの実施状況。 報告書における、ワークシヨップの内容に関する評価。 報告書において、ワークシヨップにおける日本のインプットのうち、役に立たたと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか、その内容は。 	人民議会に提出している報告書	<ul style="list-style-type: none"> 報告書においては、実体法・手続法の規定に則って、訴訟手続の改善等により、裁判の質が確保されていることがデータに表れているとの評価が下されている(しかし必ずしも統計データから客観的に読み取れるものではない)。 控訴審裁判の統計については、原判決の破棄、変更は、原告、被告、当事者により、裁判官の過失によるものではなかった事件が多かった。ただし、刑事事件の裁判には、訴訟手続に違反したり、事件の事実を十分把握しておらず、罪名、罪刑の適用が誤ったりする状況が見られた。民事事件の裁判には、資料の検討、証拠の評価が十分ではなかった原因によって、認定が誤ったりして、上級裁判所によって判決の破棄、変更をされた判決が見られた。 報告書において、実務改善の効果については、判決のクオリティが改善されたことにより、抗議、控訴された県級裁判所の判決数が減っていることが推測されている(具体的には、2006年に県級裁判所が担当した刑事事件472件のうち88件(20.7%)が抗議、控訴されたのに対して、2009年は604件中101件(16.7%)に減少した)。また、裁判所の裁判実務の改善の現れだ告発・不服申し立ての件数も減っていることが、裁判実務の改善の効果としてしている。しかし、その他の件数の推移に関しては、実務改善の効果として評価した記載はほとんど見られない(司法改革によって県級裁判所の管轄権が強化された結果であることや、経済社会の発展に伴って事件数が増えたという推測については言及している)。 <p>(なお、当該報告書には、裁判記録の内容に関する評価、訴訟手続の改善に関する取り組み及びその成果についての評価、判決書の改善に関する取り組み及びその成果についての評価、刑事手続マニュアルの改訂に関して特に記載がなかった。)</p>
	資料レビュー	人民議会に提出している半期報告書	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】 報告書において、バクニン省級裁判所(及びバクニン省内の県級裁判所)が、バクニン省級裁判所(及びバクニン省内の県級裁判所)の業務改善についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計について 報告書において、各年の統計の結果をどう評価しているか。 報告書において、各々の件数の推移をどう評価しているか。 裁判記録について 報告書において、裁判記録の内容の変化をどう評価しているか、特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。 報告書において、訴訟手続の改善(当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等)に関する取り組み及びその成果について、どう評価しているか。 判決書について 報告書において、判決書の改善に関する取り組み及びその成果について、どう評価しているか。 刑事手続マニュアルについて 報告書において、刑事手続マニュアルをどう評価しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 各年の統計結果は、県級裁判所の管轄権の強化、裁判実務の事実を反映している評価している。 各々の件数の推移評価については、県級裁判所の管轄権が強化されたこと、バクニン省の経済社会の発展に伴って事件数が増えていることによる推移と評価している。 実務改善の結果は統計に表れていると考えられる(根拠は上述の報告書と同内容)。 バクニン省級裁判所長(7月16日)としては、この数字だけで正確に変化を評価できないとの認識(理由は左記参照)。全体的な改善があったと言えるかもしれないが、判決の品質の変化によるものもあれば、訴訟手続による変化もある。判決書の質が高められたのは、それに関するワークシヨップが開かれたことによる結果だと思っている。
	資料レビュー及びインタビュー	バクニン省の省級裁判官、県級裁判官へのインタビュー	コンポーネント1・2 (統計関係)	<p>【分析事項】 バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年の統計の結果をどう評価しているか。 各々の件数の推移をどう評価しているか。 実務改善の結果が、統計に表れていると考えているか。その根拠は何か。 実務改善の結果が統計に表れていないとすると、その理由は何か。統計以外に、実務改善の結果が表れる指標があるか。 		

附屬資料5. 達成度グランド

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
		コンポーネント1・2 (裁判手続関係)		<p>【分析事項】 バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判記録の内容の変化をどう評価しているか。特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。 訴訟手続の改善(当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等)に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。 どの裁判記録から、訴訟手続の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の裁判記録との違いはどのような点にあるか(裁判記録の写しの提出を受ける)。 QAブックは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 	<p>裁判記録所2部</p>	<p>(7月15日のバクニン省級裁判所所長への聞き取り時は、裁判記録について質問したつもりだったが、判決書の記載内容についての回答があった。改めて裁判記録の内容の変化について質問要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのワークショップで指摘された内容に基づき、SPCが裁判記録の内容・書式を変更し、ガイドラインとして下級裁判所に指導した(ガイドライン策定はプロジェクト外の自立的活動として実施)。これらの変更は、裁判実務に関する説明(詳細は「インタビュー報告書」p.28)。その結果、記載内容に関する説明の妥当性が向上し、根拠条文の明確性も改善されることがとなり、当事者の権利利益の保護が強化された。 訴訟手続の改善に関する取組みについては、ワークショップを通じて、民訴、刑訴上の実務改善が議論され、改善点が明らかになった。バクニン省級裁判所の実務でこれらを活用した結果、裁判官は事件の審理において紛争の重点を絞って、適正な判断をしながら訴訟を進めることが可能になった。 裁判記録からは、当事者の陳述書、和解調書の事実説明の部分で簡潔さ・論理性・明確性が得られた点から、訴訟手続の改善が読み取れる(ただし、プロジェクト前との比較から客観的に得られる分析ではない)。 QAブックは裁判実務の改善にとっても役に立つと考えられる(最終ドラフト作成中であり、完成後、全裁判官に配布される見込み)。具体的に役に立つと考えられる部分は、訴訟法の解釈適用(詳細は「インタビュー報告書」p.29参照)。 QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っている(訴訟法の問題点、裁判実務上の困難が裁判官によって提起された議論されたが、これは裁判手続の改善に繋がるものとして参考になる有益な情報であると考えられる)。 判決書の改善に関する取り組みは正しい方向に進んでおり成果が得られていると認識している。裁判官は判決書を書く際にSPCの書式に従って記載する。プロジェクト活動による判決書きワークショップ、及び判決書の改善に関する取り組みによって、裁判官の判決書を書く能力が向上された。判決書マニュアルは裁判官にとって重要な手引となっている。 下級裁判官の判決書の書き方も改善された。とりわけ、事実部分・判断部分では、要件事実に沿って記載されるようになった。また、根拠、法律規定の引用もわかりやすく記載された。判決書マニュアルが作成される前には、事実部分で紛争解決に関係しない事実も記載されたり、紛争の争点も明確に読み取れなかったり、また事実を当事者の陳述/主張の写しのよな形で書かれたりした判決書が見られた。 判決書マニュアル(ドラフト)は、裁判官とりわけ下級裁判官の判決書の改善にとっても役に立っている。裁判官は、判決書マニュアルを通じて、判決書の基本原則・事実・判断・決定という判決書の各部分の書き方及び注意事項を把握できる。またマニュアルに含まれている判決書サンプルも有益で参考になる。その結果、判決書の事実説明部分の論理性・適切性、判断部分の妥当性・根拠条文の明確性が向上したと言える。 判決書ワークショップは、判決書の改善に役に立った。ワークショップに参加した裁判官は、最高裁判所の判決書サンプル、判決書きの説明を受けて、書き方を理解して、判決書を改善するためのスキルを獲得した。
		コンポーネント1・2 (判決書関係)		<p>【分析事項】 バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 判決書の改善に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。 どの判決書から、判決書の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の判決書との違いはどのような点にあるか(判決書の写しの提出を受ける)。 判決書マニュアル(ドラフト)は、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。 判決書ワークショップは、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。 		<p>(バクニン省級裁判所所長 Dr. Tue 7月16日)判決書について、さらなる改善は必要。ベトナムの裁判官が書いた判決が、世界各国と同等のレベルにあって、判例として使えるには至っていない。ただ、どのような改善が必要かを説明するのは非常に難しい。評価・研究・学習をしてまとめなければ、最適な対策を見出すことが難しい。</p>

附屬資料5. 達成度グランド

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
		コンポーネント1・2 (刑事手続マニュアル関係)	【分析事項】 パクニン省の裁判官が、パクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 【確認事項】 ・ 刑事手続マニュアルをどう評価しているか。 ・ 刑事手続マニュアルは、刑事事件の処理に役立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。 ・ 刑事手続マニュアルについて、作成経緯や作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。他にも新たに作成したものがあるか。	分析事項・確認項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当マニュアルには、刑事訴訟の各段階において、裁判官が適正な認定/判断をするためにどんな法律規定を調べて、何を検討すべきか、どんな業務を行うべきか、その方法がどのようなものか等が詳しく説明されており、有用である。 ・ ただし、刑事事件の解決に当って、裁判官及び書記官が行うべき業務、スキルの中で十分説明できていないこと、引用すべき法律文書が足りていないという課題も残っている。 ・ 当マニュアルは、刑事事件の処理に役立っている。上記のような有用性がある結果として、円滑・迅速かつ適正な裁判に繋がっている。 <p>※作成経緯(作成の趣旨・目的)は「資料レビュー報告書」p85参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成プロセスは、①裁判官、書記官、審査官、裁判所専門員など裁判実務家、法律家、学者、大学教授、弁護士の意見を聴取→②聴取した意見をまとめて、研究会で討論→③刑事手続マニュアルの要領を作成→④詳細な要領に関する関係者の意見を聴取→⑤刑事手続マニュアルドラフトの執筆、完成、というものであった。 ・ 日本からのインプットの中では、日本の刑事手続に関する情報、経験はとても参考になった。日本の経験はベトナムの状況にも見合っていたため、執筆者に受け入れられ、マニュアルに反映された。 ・ 裁判実務に関する、下級裁判所や関係機関からの問合せやサポートの依頼は、約40-60件/年。その内容、裁判所以外の関係機関によるものは約5-10件/年(10%)である。その内容は、法律適用がほとんどである。それらの処理については、問い合わせの20-40%が公文書での回答/説明。残りの問い合わせやサポートの依頼は、とりまめらられてガイドラインの形で処理されるか、または法律・法令・SPCの裁判官決議の改正を国会や国会常務委員会に提案するかたちで処理される。 ・ 処理にあたって困難な事項は、法律/法令が不明確であるか、同一事項を定める複数の法律が存在し整合性を欠いているために、当事者の権利利益を十分保護できないケースである。 ・ 問合せやサポートの依頼は主に法律の解釈適用であるので、民事訴訟法、刑事訴訟法に関するQAブックは、今後活用されると考えられる。 ・ プロジェクトで行ったワークショップでは、裁判実務上の経験、問題点、民事訴訟法、刑事訴訟法の問題点が議論、総括された。これらの情報は、問合せやサポートの依頼の処理に反映された。
インタビュ		(問い合わせ対応に関する)最高裁判所の裁判官と専門官へのインタビュー	コンポーネント2	【分析事項】 裁判実務に関する、下級審裁判官からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、最高裁が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。 【確認項目】 ・ 裁判実務に関する、司法省及び関連機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、判決書マニュアル、QAブックはどのように活用されているか。 ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、プロジェクトで行った活動(ワークショップ等)で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに問い合わせることになった理由(問題の所在):民事訴訟法、刑事訴訟法上の運営、解釈適用。 ・ SPCからの回答時間:1週間以内。 ・ SPCからの回答が、問題解決につながった。具体例に対する法解釈適用の説明が有益であった。 ・ SPCの回答能力:プロジェクトによる、民事訴訟法・刑事訴訟法に関するワークショップで、問題点が抽出された。これによりSPCが、地方機関が実務的に直面している問題を把握できたので、迅速な回答を出せている。
クエスチョンアの送付及び回収		地方の裁判官(最高裁判所理論研究所における上記調査において、対応能力が向上したとして具体例に挙げられた地方の裁判官)	コンポーネント2	【分析事項】 地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。SPCから聴取した具体的事例において、SPCからの回答がどのような点で役に立っていたのかを確認する。 【確認項目】 ・ SPCに問い合わせることになった理由(問題の所在) ・ SPCからの回答時間 ・ SPCからの回答が、問題解決につながったのか、また、どのような点で有益であったのか ・ SPCの回答能力が、プロジェクト開始以前と開始後で変化が認められたのか、どのような変化が認められたのか、 ・ その他、SPCの対応ぶりに関する意見	クエスチョンア	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに問い合わせることになった理由(問題の所在):民事訴訟法、刑事訴訟法上の運営、解釈適用。 ・ SPCからの回答時間:1週間以内。 ・ SPCからの回答が、問題解決につながった。具体例に対する法解釈適用の説明が有益であった。 ・ SPCの回答能力:プロジェクトによる、民事訴訟法・刑事訴訟法に関するワークショップで、問題点が抽出された。これによりSPCが、地方機関が実務的に直面している問題を把握できたので、迅速な回答を出せている。

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
クエスチョネアの送付及び回収	QAブックのワークシヨップ参加者(地方の裁判官等)へのアンケート	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】</p> <p>ワークシヨップ参加者が、裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> QAブックは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的などの部分が役に立っているか。 QAブック作成のためのワークシヨップは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的などの部分が役に立っているか。 	クエスチョネア	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> QAブックは裁判実務の改善にとっても役に立つと考えられる(最終ドラフト作成中であり、完成後、全裁判官に配布される見込み)。具体的には、訴訟法の解説適用(詳細は「質問票に関する報告」p.4参照)。 QAブック作成のためのワークシヨップは、裁判手続を改善するために役に立っている(訴訟法の問題点、裁判実務上の困難が裁判官によって提起され議論されたが、これは裁判手続の改善に繋がるものとして参考になる有益な情報であると考えられる)。 	
クエスチョネアの送付及び回収	判決書マニュアルのワークシヨップ参加者(地方の裁判官等)へのアンケート	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】</p> <p>ワークシヨップ参加者が、裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 判決書マニュアル(ドラフト・完成版)は、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。 判決書ワークシヨップは、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。 	クエスチョネア	<ul style="list-style-type: none"> 判決書マニュアル(ドラフト・完成版)は、判決書の改善に役に立った。具体的に役に立った部分は、判決書の書き方が統一した書式に基づいて説明されたので、裁判官はこれを参考にして、判決書を簡潔かつわかりやすく記載することができるようになったことである。 判決書ワークシヨップは、判決書の改善に役に立った。具体的に役に立った部分は、ワークシヨップで裁判官から判決書記載に関する問題点が抽出されたことである。SPCはこれらの意見を集めて、それに対応する判決書のマニュアルを出版した。 	
資料レビュー	行政訴訟法ドラフト	コンポーネント3	内容の評価	<p>【専門家コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年3月に本部が入手したバージョンが、微調整はあるが最終版だろう。どうい立場を取るのか、ということについては、本邦研修で話したことが反映されている。 市民のアクセスのしやすさについては、訴訟要件の列挙をやめているので、門前払いされないことになった。不服申立てを事前に要求していないで、覆かせておいたり通知でこまかしたりということが不要になった。起草内容としては、理論的に改善されるはず。 	<p>国会提出バージョンを村上敬一先生にインタビュー</p> <p>【専門家コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年3月に本部が入手したバージョンが、微調整はあるが最終版だろう。どうい立場を取るのか、ということについては、本邦研修で話したことが反映されている。 市民のアクセスのしやすさについては、訴訟要件の列挙をやめているので、門前払いされないことになった。不服申立てを事前に要求していないで、覆かせておいたり通知でこまかしたりということが不要になった。起草内容としては、理論的に改善されるはず。 	
資料レビュー	行政訴訟法のワークシヨップ報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】</p> <p>報告書において、最高裁が行政訴訟法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークシヨップの実施状況。 報告書における、ワークシヨップの内容に関する裁判所の評価。 報告書において、ワークシヨップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか、その内容は。 	行政訴訟法のワークシヨップ報告書	<ul style="list-style-type: none"> SPC及びWWSに参加した地方裁判官は、WSの内容を高く評価しているWSの目的は、行政訴訟法草案を紹介し、裁判官、司法機関から意見を聴取することであったが、これは達成された。草案の主要事項、草案起草委員会の意見が一致していない条項が説明され、北部及び南部各地の裁判官、行政裁判部の裁判官が積極的に草案の条項について詳しいコメント・意見を出し、活発な議論を通じて、法理論及び裁判実務の観点から草案の問題点などが検討された(詳細なコメント・意見は「資料レビュー報告書」p.89参照)。 報告書において、ワークシヨップにおける日本人専門家の意見/コメントが90点挙げられ、役に立ったと評価されている。 2010年末に行われる第8会議に最終草案を提出するできるよう、JICAプロジェクトの支援に期待する旨が記載されている。 	

附属資料5. 達成度グランド

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	行政訴訟法の 本邦研修 報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、最高裁が行政訴訟法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に関する裁判所の評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	行政訴訟法の 本邦 研修報告書	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦研修では、日本の行政事件訴訟法の歴史、基本理論、法律規定、及び裁判実務に関する豊富な知識を吸収できた。また、ベトナムの行政訴訟法草案について日本人専門家から有益なコメントを受け、意見交換をすることができた。これらの知識は、ベトナムの行政訴訟法草案の作成に大変役に立った。 本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は、日本人専門家の講義から以下の知見を得られたことである。①日本裁判所の行政事件管轄権、②行政事件訴訟の種類、③1962年の行政訴訟法の改正で不服申立前提主義が廃止されたこと、④訴訟手続、⑤訴訟機関及び訴訟参加者、⑥訴訟要件、⑦証拠収集及び提供、⑧判決効力、⑨執行停止。
	インタビュー	行政訴訟法 起草グループ メンバー	コンポーネント3	<p>【分析事項】 行政訴訟法の起草に関し、最高裁が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政訴訟法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 行政訴訟法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 行政訴訟法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 行政訴訟法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。 		<p>ワークショップの以下の内容が役に立った: ①草案起草メンバーが草案の趣旨目的、主要事項を地方裁判官に直接説明することができた、②ハノイでは北部各地の裁判所長・行政裁判部長・司法局の幹部・関係機関の代表者が、カントでは南部各地の裁判所長・行政裁判部長・司法局の幹部・関係機関の代表者が参加でき、行政訴訟法草案の主要事項について活発にコメント・指摘・議論できた、③日本人専門家が日本の行政事件訴訟法と比較した上で、草案に対して詳細なコメントを出した。これらのコメントは、草案起草作業に大変有益で役に立ち、多くの意見/コメントが草案に反映された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦研修に参加したメンバーは主に草案起草委員会であるため、日本人専門家から紹介された以下の内容は、参加者にとって極めて有益で、草案起草作業に大変役に立った: ①日本の裁判所の管轄権、②日本の行政事件訴訟制度、③訴訟提起の前提条件、④行政訴訟の手続、⑤訴訟機関及び訴訟の当事者、⑥訴訟条件、⑦証拠の提起及び収集、⑧判決効力、⑨行政処分の停止。 行政訴訟法の起草作業に関する日本の支援は効果が高く、評価している。その結果、草案は2010年の国会に提出され審議された。同草案は来年(2011年)の国会で可決される予定であるため、このような支援を今後も継続することが要望されている。 「サーベイは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。」については、「資料レビュー報告書」には特に明記されていない。 JJAのカリキュラムは充実している。実務スキルの研修が主な内容であり、裁判実務に関する専門知識及び具体的な民事・刑事訴訟の基本的なスキルが含まれる。授業で法実務の専門知識と裁判スキルが教えられているので、充実していると認識している。 教職員は、JJAの常務教官の他、実務家が非常勤教官として授業を担当している場合が多い。非常勤教官の中で、裁判官の講義は、他の実務家より高く評価されている。 現在の職務とJJAで学んだこととの関連性については、裁判官養成コースに派遣された受講生は、全て裁判所の書記官、審判官であり、卒業後、裁判所に戻って、引き続き書記官、審査官として勤務するということである。また、裁判官として任命される人もいる。これらの裁判職員が担当する業務は、JJAで学んだことと密接に関連している。JA卒業後の職員の成績を見れば、JJAで学んだことは、これらの職員の業務にとっても役に立つと立つと認める。 JJAの教育内容は、実務的な観点からの教育が主体である。法令に関する教育もあくまで実務に関わるものである。 JJAの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができた。 JJAの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が実
	インタビュー	JA卒業生 (最高裁国際 協力局から紹 介を受ける)	プロジェクト目標	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの卒業生が、JJAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっている)ので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JJAのカリキュラム、教職員、授業の充実度 JA卒業後の現在の職務とJJAで学んだこととの関連性 JJAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。 JJAの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができたか。 JJAの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。 JJAの教育によって、法令の知識だけでなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 JJAの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、どのような知識・技能が実 		

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュー	外部講師としてJAで講義を行っている裁判官(最高裁国際協力局から紹介を受ける)	プロジェクト目標	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できてきたことを確認する。(法令に関する教育が行われていることは分かっているから、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する。)</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAのカリキュラム、教職員、授業の充実度 JA卒業後の職務とJAで学んだこととの関連性 JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われているか。 JAの教育を通じて、JAの卒業生は、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 		<p>分析・確認結果(終了時評価調査の事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>能が何であるかを理解することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育によって、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。 JAの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、実務で役に立っている知識・技能は事件受理、事件審査、事件解決、和解、当事者の尋問など裁判実務、訴訟手続である。 JAのカリキュラムは裁判実務、事件解決のスキルを主要な教育内容として作成されている。 教職員はJAの常務教官の他、裁判官、大学教授、法律家などの非常勤教官であり、法律知識・実務の専門知識が豊かである。 授業は法令教育のほか、裁判実務、訴訟手続が主な内容であるので、充実していると考えられている。 JA卒業後の職務とJAで学んだこととの関連性について、JAの研修生は、元々裁判所、検察庁、執行機関など司法機関の職員であるため、JA卒業後、裁判官、検察官に任命されるかまたは元の仕事に戻るため、JAで獲得した知識は彼らの業務にとっても有益である。 JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われている。JAの教育内容は、土地法、契約外の損害賠償などテーマ別の法令教育があるが、教育の内容はやはり裁判実務が多い。 JAの教育を通じて、JAの卒業生は、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。例えば、審査官・書記官は、JAの教育で得られた裁判実務、事件審理の技能、知識を現在の職務に役立っている。
最高人民検察院、バクニン省級人民検察院、バクニン省内の県級人民検察院	資料レビュー	バクニン省における統計	コンポーネント1	<p>【分析事項】 2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、控訴申立件数、再審申立件数、監督審申立件数の推移を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年の控訴申立件数 各年の再審申立件数 各年の監督審申立件数 控訴、再審、監督審申立の理由(事実誤認、法令違反等) 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようなか(原判決が維持されたのか、破棄されたのか、破棄されて差し戻されたのか等)。 	バクニン省における統計	<p>各年の控訴申立件数(2006年、2007年、2008年、2009年)：12件、12件、16件、17件</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年の再審申立件数：2(2008年) 各年の監督審申立件数：0、1、3、3 控訴、再審、監督審申立の理由(事実誤認、法令違反等)：事実誤認 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようなか(原判決が維持されたのか、破棄されたのか、破棄されて差し戻されたのか等)：破棄されて差し戻された。 <p>※「資料レビュー報告書」にはプロジェクト前後での比較分析なし。この数字自体では確かに明確な変化は読み取れない。</p> <p>※開始前後での比較は出ていない</p> <p>【2006年6月27日付のQue Vo県級検察庁の起訴状】 起訴状は、麻葉覚せい剤の違法な貯蓄、売買、という犯罪者、犯罪行為の内容、時刻、場所が明確で、麻葉覚せい剤の違法な貯蓄、売買の構成要件の該当する事実が明確に記載された。刑法第194条第1項の適用条文が適切である。ただし、起訴状には、麻葉の貯蓄、売却した犯罪者のみを訴追して、麻葉を購入した人に対して刑法第194条1項に定める麻葉の売「買」罪についてなせ訴追しないのかその理由について記載していない。また、麻葉の貯蓄、売却した犯罪者が麻葉の購入した人との間の関係は知り合い関係であるかどうか、麻葉購入者を犯罪者の家へ連れて行った人の役割(麻葉売買の仲介人であるかどうか)は起訴状に記載されていない。</p> <p>【2008年10月13日付のバクニン省級検察庁の起訴状】 起訴状は、麻葉覚せい剤の違法な貯蓄という犯罪者、犯罪行為の内容、時刻、場所が明確で、麻葉覚せい剤の違法な貯蓄の構成要件に該当する事実が明確に記載された。刑法第194条第2項pの適用条文が適切である。</p>
	資料レビュー	バクニン省における裁判の起訴状	コンポーネント1	<p>【分析事項】 プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、起訴状の記載内容の変化を確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 起訴状の内容の具体的な変化(起訴状内容の改善部分のプロジェクト前後比較を含む) <p>※改善確認ポイントとして、従前の問題点は以下のとおり： <ul style="list-style-type: none"> 記載内容が整理されておらず、明確でない。 構成要件に該当する事実が明確に記載されていない。 適用条文が適切でない。 </p>	バクニン省における裁判の起訴状2部	

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	他機関の職員が参加している検察院主催のワークショップに関する報告書	コンポーネント1	<p>【分析事項】</p> <p>パクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員(警察官など)が、裁判実務に関連する種々の問題点の共有を図るための機会を設けているか。その成果達成において、プロジェクトはどのような貢献をしたのか。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他機関の関係者を巻き込んだワークショップの実績、そのテーマと内容 そのワークショップから得られた成果 <p>内容の評価</p>	9つワークショップの資料	<p>報告書が存在しない</p> <ul style="list-style-type: none"> SPPとベトナム検察院が共同主催した9つのワークショップについて、資料は入手した。
	資料レビュー	検察官マニュアル(ドラフト・完成版)	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】</p> <p>報告書において、実務改善の成果についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施状況。 報告書における、ワークショップの内容に関する評価。 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	<p>報告書が存在しない</p> <p>【7月28日 Ms. Minh追加質問】ドラフト修正作業だったので残さなかったというパターン。SPPに対しては、議論の経緯を残すべきかどうかについては、聞いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高検察院検察研究所所長Mr.Mocの補足説明:ワークショップはとて有益であった。日本人専門家及びベトナム検察官が活発に議論して、とりわけ公判期日における検察官の議論、立証活動のスキルについてとて有益な情報、実務経験が伝えられた。これらの意見、コメントは、マニュアルのドラフトに反映された。日本人専門家にとても熱心にドラフトへのコメントを加えた。日本人専門家から伝えられた法理論の知見及び豊かな実務経験はドラフトの完成に大変参考になった。 	
	資料レビュー	訴訟手続が改善されたことと裏付けとなる資料(インタビューを受ける。)	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】</p> <p>プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に關し、訴訟手続の変化が表れている資料を確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訴訟手続の具体的な変化(変化を裏付ける報告書や裁判記録の、プロジェクト前後比較を含む) <p>※改善確認ポイント:</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な手続を履践したかどうか(裁判記録から明確に知ることができるか)。 訴訟の早い段階から争点を明確にした上で、主張や立証活動(本人、被告人、参考人等に対する尋問など)が行なわれているか。 	<p>検察記録</p> <p>【裁判官のインタビューによる補足説明】プロジェクトの活動の一環として刑事訴訟法、民事訴訟法に関するワークショップが数回行われて、訴訟法の運営上の問題点が抽出された。これらの問題点について、今後最高裁が、Q&Aブック、ガイドラインなどを通じて、指導、解決を図ると考えられる。従って、現在は訴訟手続の改善にまで至っていないが、プロジェクト活動は、将来、訴訟手続の改善に資すると見込まれる。また、ベトナム刑事訴訟法上、裁判官は、公判期日開始前に、主張や立証活動(本人、被告人、参考人等に対する尋問など)を行なっていない。</p>	

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
資料レビュー	資料レビュー	検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の質が向上したことを裏付ける資料(インタビューに基づき提供を受ける。)	コンポーネント1・2	<p>【分析事項】</p> <p>プロジェクト開始前と比較し、検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の質が向上したことを表す資料を確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の具体的な変化(変化を裏付ける報告書や裁判記録の、プロジェクト前後比較を含む) 改善確認ポイント: <ul style="list-style-type: none"> 被告人や参考人に対する尋問技術が向上しているか。 裁判官や弁護人から釈明を求められた際に、適切に対応できているか。 	バクニン省検察庁法廷傍聴報告書17部	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>【バクニン省の検察官に対するインタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検察官は、事実書や法律規定をよく把握している。法廷において積極的に弁護士と議論し、被告人・参考人に尋問し、その結果、立証活動の質が以前より向上された。 バクニン省検察院は、2008年にバクニン省内の検察官全員を対象にして検察官コンテストを行った。 バクニン省検察院は、2009年から法廷傍聴など法廷視察調査活動を行っている。この活動の目的は、検察官の公訴能力を把握して、尋問、議論、立証活動など検察官の公訴上の問題点を抽出して、その解決・改善を図り、バクニン省内の検察官の能力を強化することである。 <p>【バクニン省検察院法廷視察調査団の報告書(17部)】</p> <p>バクニン省検察院法廷視察調査団が2009年1～11月の17回にわたって、省級(7件)・県級(10件)の法廷視察調査を行った。検察官が積極的に尋問をして、弁護士の弁論の問題点、矛盾内容、また自己の主張を裏付ける立証が良くできているという評価がされた事件数は11件であった。これに対して、検察官の議論、尋問、立証活動において問題のある事件が6件(省級検察官による公訴2件、県級4件)であった(詳細は「資料レビュー報告書JP.94-101」)。</p> <p>※Ms.Minhによる分析結果: 4事件において検察官が不適切な罪名、量刑を認定した。また、2事件において裁判合議は明確に刑事訴訟法に違反し、検察官も気づいていなかった。これらの事件の公訴権を担当したバクニン省級検察官及び県級検察官は、起訴状の記載、尋問、弁論、立証の能力がまだ不十分である。また、これらを支持した裁判官も今後引き続き能力の強化が必要であると考えられる。</p>
資料レビュー及びインタビュー	資料レビュー及びインタビュー	バクニン省の省級検察官、県級検察官へのインタビュー	コンポーネント1・2 (統計関係)	<p>【分析事項】</p> <p>バクニン省の検察官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年の統計の結果をどう評価しているか。 各々の件数の推移をどう評価しているか。 実務改善の結果が、統計に表れているかと考えているか。その根拠は何か。 実務改善の結果が統計に表れていないとすると、その理由は何か。統計以外に、実務改善の結果が表れる指標があるか。 	<p>【事前調査インタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 推移は、県級での第一審公訴権が強化されたことによる影響と、経済社会の発展に伴う省内の事件増の影響があると評価している。 実務改善の効果で、控訴、異議申立をされた県級裁判所の判決の割合が減っていると評価している。 <p>【7月15日SPP Mr. Moc検察理論研究所次長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない形で計測することは非常に難しいが、プロジェクト活動によって職員のリベラは高められている。日越両国の法制度を比較することで、ベトナムの法律の不備、改善すべき点などを再認識できるようになった。 業務の質ははつきり高められている。法廷での弁論の質は、特にJICAの支援により良い影響を受けた。以前から法廷弁論自体はあったが、JICAの支援を通じて、正しいやり方がとられるようになり、内容も良くなった。それぞれの立場の法曹家も、自身の適切な立場を理解するようになってきている。 <p>【7月20日SPP Mr. Moc検察理論研究所次長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 控訴審が第一審を支持するケースが70-80%である。控訴審が第一審の結果論を変更するのは刑の限度がほとんど。刑事の場合、監督審に申し立てられることは多くない。新たな事実が発見される場合や法律違反が認められた場合に監督審にかけられる。新たな事実が発見されるのは、捜査時に発見できなかったということであり、捜査関係の職員のリベラによるものである。法律違反についても関係職員のリベラが関係する。 実務改善の結果を測定する妥当な指標は、冤罪や誤判の数が考えられる。検察の統計局が、有別の数字をとっている。バクニン省がプロジェクト実施前から無罪率ゼロというのはそれで問題なからう。刑事分野は複雑な社会活動であり、データだけで評価するのは難しい。なお、ベトナムでは別の罪名で判決が出た際も無罪として扱われる。 	

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
			<p>コンポーネント1・2 (裁判手続関係)</p>	<p>【分析事項】 バクニン省の検察官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判記録の内容の変化をどう評価しているか。特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。 訴訟手続の改善(当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等)に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。 どの裁判記録から、訴訟手続の改善が読み取れるか(具体的に記録のどの部分か)。プロジェクト開始前の同種事案の裁判記録との違いはどのような点にあるか。 検察官の議論、尋問、立証活動の質が向上しているか。プロジェクト活動は質の向上の役に立っているのか。どのような点が役に立っているのか。 		<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>【事前調査インタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判記録の内容は全体的にみれば、改善されている。記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性が確保されている。 現行の刑事訴訟手続上、裁判官は「当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進める」ということができないので、手続改善の評価ができない。 検察官の議論、尋問、立証活動の質が向上しており、プロジェクト活動はこれに貢献している。ワークショップでは、議論、尋問、立証の技能、知識、これららの技能の向上対策に関する報告・発表が行われた。また、参加者がこれららの技能について活発な討論をした。このような機会を通じて、検察官は、自ら能力強化に役に立つ有益な情報を得られた、一方で、省級・県級検察院は、省級・下級検察官の議論/尋問/立証の技能の現状と問題点を把握して、その対策も検討することができた。
		<p>コンポーネント1・2 (他の関係者が参加したワークショップ関係)</p>		<p>【分析事項】 バクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員(警察官など)が、裁判実務に関連する種々の問題点の共有化を図るための機会を設けているか。その成果達成において、プロジェクトはどのような貢献をしたのか。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ワークショップにおいて、裁判実務に関し、誰がどのような発表を行い、どのような議論がなされ、その結果、どのような共通認識を持つことができたのか。 このようなワークショップの報告書や配布資料を裁判所、弁護士会などにも配布していないのか。 具体的に、プロジェクトのどのような活動が、バクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員が、裁判実務に関する問題点の共有化を図る上で、有益であったのか。 ワークショップや配布資料のどのような点が、実務改善に有益であったのか。実際に実務で役立つ事例はあるか。 		<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの支援のもとで、最高検察院とバクニン省級検察院は、9つのワークショップを開催した。そのテーマは、主に刑事訴訟、刑事裁判実務に関係するものである。 2007年8月の「刑事事件における証拠、立証」と2007年10月の「起訴状、議論書の書きスキル」のワークショップにおいて、裁判実務に関し、省級・県級検察院の検察官が以下の発表、議論を行った。その結果、起訴状、議論書の作成技能の現状、問題点、作成技能の質の向上に関する共通認識を持つことができた(ワークショップの詳細は「インタビュー報告書」P.37-38参照)。 ワークショップの報告書や配布資料は、裁判所の参加者、弁護士などにも配布された。

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
			コンポーネント1・2 (起訴状関係)	<p>【分析事項】 バクニン省の検察官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 起訴状の改善に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。 どの起訴状から、起訴状の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の起訴状との違いはどのような点にあるか(起訴状の写しの提出を受ける、具体的な改善部分を確認する)。 検察官マニュアルは、起訴状の改善に役に立ったか。具体的にどの部分に役に立ったか。 起訴状ワークショップは、起訴状の改善に役に立ったか。具体的にどの部分に役に立ったか。 		<ul style="list-style-type: none"> 起訴状の改善に関する取組みはバクニン省検察院及び県級検察院で積極的に進められた。2008年にバクニン省内の検察官コンテキストにおいて、起訴状の作成と試験項目も導入され、その成果は大変良好であった。 検察官の起訴状の作成能力・スキルは向上されたと言える。 省級検察院の第一審事件の起訴状では、改善が読み取れた。プロジェクト開始前の同種事案の起訴状との違いは、事案では、犯罪者、犯罪目的、動機、犯行、罪名認定のための重要な根拠、罪名の軽減などの記載が簡潔であり、また内容が論理的で説得力がある。 検察官マニュアルは、起訴状の改善に役立った。具体的には、起訴状の記載すべき事項、文書の書き方、留意点などが詳しく分析・説明されている点が活用しやすい。 起訴状ワークショップも、起訴状の改善に役立った。具体的には、バクニン省の検察官が、起訴状、議論書の作成技能の現状、問題点を詳細に討論し、また作成の仕方を覚えるとともに、作成技能を向上するために検察官は何をするべきなのかということも指摘された。
	資料レビュー	問い合わせ 対応の実績	コンポーネント2	<p>【分析事項】 地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方機関からの問い合わせ状況や回答状況 		(実績が資料として存在しない。下欄インタビュ結果を参照)
	インタビュ	(問い合わせ 対応に関する) 最高検検 察理論研究 所の検察官 へのインタビュ	コンポーネント2	<p>【分析事項】 地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、最高検が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方機関からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、検察官マニュアルはどのように活用されているか。 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、バクニン省でのプロジェクト活動は役に立っているか。どのような点で役に立っているか。また、その他のプロジェクト活動(ワークショップ等)で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関からの問合せやサポートの依頼はある。内容は訴訟法の適用解釈である。基本的に公文書で処理する。 処理にあたり困難な事項は、法規範文書が不明確で、公安省、最高検察院、最高裁判所、司法省など司法関係機関間の意見統一が必要な場合に、最高検察院だけでは、解釈適用の指導、説明ができないことである。 そのような場合には、関係省庁の共同通達の制定を提案した。 検察官マニュアルの内容は、主に公訴権の実施技能及び司法活動の監督技能であり、法律解釈適用について深く触れていないため、地方機関からの法解釈適用に関する問合せやサポートの依頼にはあまり活用されていない。 プロジェクト活動は役に立っている。具体的には、ワークショップで、検察官が刑事訴訟法の問題点、法の適用解釈に関する問題点、公訴権、司法監督権の行使に関する問題点を提起して議論をするが、これは検察官実務にとっても有益である。 	

附屬資料5. 達成度グリップ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
クエスチョナリーの送付及び回収	地方の検察官(最高検検察理論研究所)における上記調査において、対応能力が向上したと見て具体例に挙げられた地方の検察官)	コンポーネント2	【分析事項】 地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。SPPから騰取した具体的事例において、SPPからの回答がどのよう有益であったのかを確認する。 【確認項目】 ・ SPPに問い、合わせることとなった理由(問題の所在) ・ SPPからの回答時間 ・ SPPからの回答が、問題解決につながったのか、また、どのような点が有益であったのか ・ SPPの対応能力が、プロジェクト開始以前と開始後で変化が認められたのか、どのような変化が認められたのか。 ・ その他、SPPの対応ぶりに関する意見 ・ 検察官マニユアルに関する評価・意見	分析事項・確認項目	改正刑事訴訟法ドラフト、検察官法令ドラフト	【バウニン省検察官による回答】 ・ SPPに問い(合わせることとなった理由(問題の所在):法律、法規範文書が明記に規定されていない事項、または規定が重複している事項に関する法解釈適用 ・ SPPからの回答時間:1週間以内 ・ SPPからの回答は問題解決につながった。具体的な事案に対する解説説明は有益であったし、今後の同類事案への解釈適用が可能になった。 ・ SPPの回答能力に変化は認められない ・ 検察官マニユアルに関する評価・意見:起訴状の改善に役にたった。具体的には、起訴状に記載すべき事項、文書の書き方、留意点などが詳しく分析・説明されているため活用しやすい。
資料レビュー	改正刑事訴訟法・改正検察院組織法ドラフト	コンポーネント3	【分析事項】 改正刑事訴訟法や改正検察院組織法の起草に向けた活動として、どのような活動がなされたのか。 【確認事項】 ・ 改正刑事訴訟法、改正検察院組織法の起草に向けた活動内容 ・ 現在の進捗状況	内容の評価	改正刑事訴訟法ドラフト、検察官法令ドラフト	未完成につき対応不可 ・左記「対象」列に記載された資料は存在しない。 【SPP検察研究所副所長Mr. Vu Van Mocによる補足説明】 ・ 改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法の起草に向け、改正法草案の起草に向けた研究会やワークショップを開催して、現行の刑事訴訟法及び検察院組織法に関する問題に関して、意見・コメントを聴取した。これらに基づき改正すべき条項、内容を報告書にまとめ、草案を作成した。 ・ 刑事訴訟法に関するワークショップは数回開催された。日本人専門家、ベトナム法律家、法曹から有益なコメント・意見が出された。またSPPに対する本邦研修(目的:日本の刑事訴訟法、検察院組織法の研究)は、改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法の草案起草に大変役に立った。 ・ 現在、改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法草案の起草作業が進められている。また問題点について意見聴取をしている。また、現在、改正刑事訴訟法第3案が作成された。(報告書が存在しない)
資料レビュー	刑事訴訟法ワークショップに関する報告書	コンポーネント3	【分析事項】 報告書において、SPPが改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。 【確認項目】 ・ ワークショップの実施状況。 ・ 報告書における、ワークショップの内容に対する評価。 ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか、その内容は。	内容の評価		【SPP検察研究所副所長Mr. Vu Van Mocによる補足説明】 ・ ワークショップの内容はとても良かった。SPPが主管機関である改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に対して、日本人専門家及びベトナム検察官、司法職員、法律専門家が活発に議論した。特に日本人専門家が理論及び実践的な知見をとても熱心に伝えた。被告人の弁護権、公判期日での検察官の議論、立証活動などに関する意見、コメントは、草案起草にとっても役に立った。 ・ ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのは、刑事訴訟における弁論主義、公判期日における検察官の議論技能に関する理論及び経験。 ・ 提案されている改善点は特にないが、これまでの活動の継続、強化が期待されている。

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	刑事訴訟法 本邦研修に 関する報告書	コンポーネント3	<p>【分析事項】 報告書において、SPPが改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に対する評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	刑事訴訟法本邦研修に関する報告書	<p>本邦研修の内容に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本側が、研修内容を十分に準備していたので、とても良い成果が得られた。SPPはこの研修を高く評価した。 研修内容は充実していた。ベトナム側の関心である日本の刑事訴訟法及び訴訟実務について、日本人専門家が丁寧に説明された。これらの内容はベトナムの刑事訴訟法の改正草案起草にとっても役に立った。 研修では、ベトナム刑事訴訟法改正内容、方針について日本側に説明して、日本の刑事訴訟法との比較検討をできた。 <p>【役に立った日本のインプット】</p> <p>日本人専門家による下記の講義、説明である:</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の司法改革の内容 段階における刑事訴訟手続 公判期日の訴訟手続 検察官の議論、立証活動 検察官の任命制度
	インタビュー	刑事訴訟法 起草グループ メンバー	コンポーネント3	<p>【分析事項】 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。 		<p>ワークショップでは、検察官、実務家、関係機関の専門家から現行刑事訴訟法・検察院組織法の問題点に関して意見、コメントが出された。これらの法律運営上の問題が抽出されたので、今後の改正法草案起草作業に役に立つ。また日本人専門家が熱心に日本の刑事訴訟法の法理論、実務に関する知識、経験を伝えたことは、ベトナムにとって大変参考になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦研修は、日本側が研修内容を十分に準備していたので、ベトナム側が関心を持っている日本の刑事訴訟法及び訴訟実務について日本人専門家による丁寧な説明を受けることができ、とても良い成果が得られ、刑事訴訟法の改正草案起草にとっても役に立った。またベトナムの刑事訴訟法改正の内容・方針について日本側に説明し、日本の刑事訴訟法との比較検討が行われた。 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業に関する日本の支援は、他のドナーに比べると小さく、今後この分野の支援を強化してほしい。 <p>(特に資料が存在しない。)</p>
	資料レビュー & インタ ビュー	プロジェクト活 動が紹介され ている雑誌・ 記事などの資 料	コンポーネント1・2・3	<p>【分析事項】 プロジェクトの活動状況</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記事の掲載内容 その雑誌・記事の頒布状況、頒布されたことによる付随的な効果 		
	資料レビュー	犯罪学セン ター成立に向 けた活動に関 する資料	コンポーネント2	<p>【分析事項】 改正刑事訴訟法や改正検察院組織法の起草に向けた活動として、どのような活動がなされたのか。</p> <p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正刑事訴訟法、改正検察院組織法の起草に向けた活動内容 現在の進捗状況 	犯罪学センター成立 提案書	<ul style="list-style-type: none"> 入手した資料(犯罪学センター設立提案)によれば、犯罪学センター設立の第1段階は2007年から2010年(SPP検察研究所の犯罪部のレベルを上げて、既存の管理人事組織を強化して犯罪学センターとする)、第2段階は2010年以降(機関検察研究所と同等)にして、3~5年後、国家レベルの犯罪学言及センターにする)である(詳細は「資料レビュー報告書」P.104-106)。 現在の進捗状況は資料に記載されていない。

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	資料レビュー	犯罪学センター 本邦研修に 関する報告書	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、SPPが犯罪学センターに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	犯罪学センター本邦研修に関する報告書	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <p>【SPP検察研究所副所長Mr. Vu Van Mocによる補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪学センター本邦研修はどれも役に立った。ベトナムでは、犯罪学研究は、新しい概念ではないが、これまで十分に重視されていなかった。そのため経験が極めて少ない。本邦研修で紹介説明された研究方法、アプローチの仕方は、ベトナム研究者にとって大変参考になる情報である。 改善提案としては、犯罪学研究に関する本邦研修及び犯罪学研究方法、経験に関する日本人専門家による現地講義の継続実施が挙げられる。
	インタビュー	検察理論研 究所副所長 Mr. Moc	コンポーネント2 (犯罪学センター)	<p>【分析事項】 犯罪学センターに関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪学センター本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。 犯罪学センターに関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。 		(同上)
			プロジェクト目標 (JA外部講師)	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっている)。それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAのカリキュラム、教職員、授業の充実度 JA卒業後の職務とJAで学んだこととの関連性 JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。 JAの教育を通じて、JAの卒業生は、法令の知識だけでなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 		<p>現在、検察院はJAへ受講生を派遣しておらず、検察官学校で教育している。また、検察官実務について言えば、検察官学校では、教育カリキュラム、教官、授業が充実している。教官は経験の豊かな検察官が担当するので、検察官に必要な技能、実務を詳しく説明、講義することができる。</p>

附属資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの) 「インタビュー報告書」には該当箇所が見当たらない(JA卒業生の裁判官へのインタビューについては前述)。
ベトナム弁護士会	インタビュー	JA卒業生	プロジェクト目標	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する。(法令に関する教育が行われていることは分かっている)ので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAのカリキュラム、教職員、授業の充実度 JA卒業後の現在の職務とJAで学んだこととの関連性 JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。 JAの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができたか。 JAの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。 JAの教育によって、法令の知識だけでなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 JAの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、どのような知識・技能が実務で役に立っているか。 	入手資料のリスト	
	資料レビュー	本邦研修の報告書	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、VBFが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、本邦研修の内容に対する評価。 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	本邦研修の報告書	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修では以下の目的が達成された。 <ul style="list-style-type: none"> ①日弁連との戦略的なパートナーシップの構築：VBFと日弁連は今後の協力内容について合意できた：VBFの管理機関の能力強化、弁護士の養成、弁護士の継続研修、立法及び司法、法治国家の建設における弁護士の地位、役割の強化。JICA法、司法制度改革支援プロジェクト事務所を通じて協力活動を行う。 ②日弁連の組織構造、自律性、司法改革及び法律改正への日弁連の役割 ③弁護士資格の養成、弁護士の継続研修 ④弁護士の権利保護委員会の設立の法的根拠及び運営体制 ⑤弁護士職業倫理規程 ⑥弁護士の懲戒処分制度及び弁護士の不服申立解決制度 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は、日本人専門家の講義、日弁連、最高裁判所、大阪弁護士会、関西大学法学部、弁護士事務所の見学を通じて、上記の研修内容に関する豊かな情報を得られたことであり、これらVBFの運営活動にとっても参考になる。
	資料レビュー	セミナーの報告書(3月～4月に完成予定)	コンポーネント2	<p>【分析事項】 報告書において、VBFが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、セミナーの内容に対する評価。 報告書において、セミナーにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	セミナーの報告書	<ul style="list-style-type: none"> セミナーでベトナム弁護士と日本弁護士との間で活発な意見、情報が交換された。これらの情報はVBFの運営にとっても役に立つ有益なものとなった。 セミナーにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は以下の通りである：①日本人短期専門家による、弁護士職務基本規程と倫理、日弁連、各単位弁護士会の組織構造と自律性、弁護士の研修制度についての講義、②日本人短期専門家による日本の継続研修や養成の現状を踏まえた助言、③その他日本人専門家の講義は有益で、弁護士職業倫理規程の作成に対して参考になる情報がたくさん得られた(詳細は「資料レビュー報告書」P.107-108)。

附屬資料5. 達成度グラフ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの) (上の欄と同じ内容)
	インタビュー	ベトナム弁護士会担当者	コンポーネント2	<p>【分析事項】</p> <p>VBFが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本邦研修は役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 セミナーは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。 日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。 		
司法学院	資料提出	トレーニングハンドブック1・2	コンポーネント4	<p>【分析事項】</p> <p>トレーニングハンドブックの内容</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーニングハンドブックにおいて、実務的な知識・技能に関する教育の必要性が記載されている。 トレーニングハンドブックが、実務からのフィードバックを受けて作成されている。 	トレーニングハンドブック1	<p>【トレーニングハンドブック1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「司法学院の教育目標」や「司法学院の教育理念、教育技法」「司法学院の実務教育カリキュラム」といったセクションで、実務的な知識・技能に関する教育の必要性が記載されている。 教育学習の一般論が記載しているため、実務からのフィードバックを受けて作成されている内容が明確に読み取れていない。(詳細は「資料レビュー報告書」p.109参照) <p>【トレーニングハンドブック2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在作成中であるため、入手できない。 (以下 7月22日Ms. Lien) 去年の時点で、一次草案をプロジェクト事務所に提出して、いくつかコメントは受領した。残りの部分のコメントを受け取っていない。新たな指導部ができたため、自ら修正している。それを再度(全体の一部を)送付した。 (西岡C/A: その段階のものを受領しており、現在翻訳中。) JIA側作業が機構改組などで遅れたことを了承願いたい。2011年2月頃の印刷出版を目安としている。
		執行官マニュアル	コンポーネント4	<p>【分析事項】</p> <p>執行官マニュアルの内容</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行官マニュアルにおいて、実務的な知識・技能に関する記載がなされている。 執行官マニュアルが、実務からのフィードバックを受けて作成されている。 	執行官マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 実務的な知識・技能に関する記載がなされている。4部構成のうち第2～4部は民事執行実務の詳細な説明である。 第2～4部の記載内容は、民事執行法、及びその関係法規範文書の実体的な条項、執行機関の実務問い合わせの処理を記載した司法省の実務ガイドラインという公文書を引用して、実務技能が詳細に説明されている。また、実務上で実際に問題が発生したため注意すべきポイントが、網掛けで記載されている。 JIAは日本の協力について高く評価した。具体的にはJICAはJIAの長期的なパートナーである。他のパートナーより、JICAの支援活動の方が多い。JICAの協力は、教官の能力強化、教材の整備、カリキュラムの整備を通じて、JIAの教育の質向上に貢献している。ただし、JICAプロジェクトの活動は時々主観的、客観的な理由によって、計画より遅れるのでJIAの教育研修のニーズに適時に対応できなかったことがある」と記載されている。 <p>【7月28日Ms. Minh追加質問】</p> <p>「主観的、客観的な理由」とは、ベトナム語の一般的なニュアンスは、「自分たちのせいもあれば、周りのせいもあって」というようなこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのは、トレーニングマニュアル、執行官マニュアルという教材の作成である。法曹養成共通カリキュラムの作成が最も効果的であったと評価されている。 提案されている改善点は、①活動が迅速に展開できるように全体の協力活動及び年次活動の承認プロセスの簡易化、迅速化を図ること、②パートナーに対して、協力活動の承認手続、財務制度、資金使用規制などに関する直接で正式な指導をすること。
		JICAとの協力について記載された報告書(年次報告書等)	コンポーネント4	<p>【分析事項】</p> <p>報告書において、JAが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書における、日本の協力に関するJAの評価。 報告書において、日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。 	JICAとの協力について記載された報告書	

附屬資料5. 達成度グリップ

関係機関	分類	対象	PDMとの関連	分析事項・確認項目	入手資料のリスト	分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)
	インタビュー	JA教職員	コンポーネント4	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの学生・卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっているか、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する)。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われているか。 JAの教育内容が、実務からのフィードバックを受けて検証され、改善されているか(資料等から分かる客観的な改善点)。 	<p>公証人の養成コースの教材(事案文書、ケーススタディ用裁判記録)</p>	<p>分析・確認結果(終了時評価調査の、事前調査及び調査団による現地調査を総合したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われている。JAの教育内容が法律に関する教育は、実務の観点から行われるので単なる法科大学での法学教育と異なる。JAの教育は、実務上必要なスキル、技能をカリキュラム、講義に取り込まれている。カリキュラムにおける実務技能の分量は、50%程度。法令の教育は15%程度。実務技能の研究では、ケーススタディで行う。ケーススタディで使われる事例は実際の記録文書である(参考資料:公証人養成コースのカリキュラム、事例の記録書)。 JAの教育内容は、実務からのフィードバックを受けて検証され、改善されている。具体的には、JAの外部教官は、豊かな経験を持つ執行官、公証人、裁判官、弁護士などの実務家であるので、実務に必要な技能、スキルを講義に取り入れている。学部長は、講義、教官に対する研修生のコメント、意見を受け入れて、必要に応じて、外部教官と意見交換をして、教育内容の検証、改善を図っている。 <p>(参考資料:公証人養成コースのカリキュラム、実務研修のための事例記録書、教材の写し)</p>
		JA学生	コンポーネント4	<p>【分析事項】 従前と比較して、JAの学生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっているか、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する)。</p> <p>【確認項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われているか。 JAの教育を通じて、今後従事する職務のイメージを把握することができたか。 JAの教育を通じて、今後従事する職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。 JAの教育によって、法令の知識だけでなく、今後従事する職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。 		<p>(7月14日 Mr. Huyen)</p> <p>しかし、昨今、また執行官が関係するコンポーネントに参加する環境になっていない。実務が関係するセミナーには、招待されていない。ぜひ今後、より多くのJA教員がオブザーバー参加できるような環境作りをしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていた。ケーススタディ、模擬裁判、模擬相談などによって実務研修を行う。 JAの教育を通じて、今後従事する職務のイメージを把握することができた。自分は今後、弁護士になりたいと考えているが、JAのコースで弁護士事務所運営、クライアントとのやりとり、契約作成、法律相談、刑事、民事の弁護技能、訴訟手続上の必要な文書の作成技能などの知識を教えられていた。 JAの教育を通じて、今後従事する職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたと思う(具体的教育内容は上述)。 JAの教育によって、法令の知識だけでなく、今後従事する職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。

附属資料 6. 日本及びベトナム両側からの投入実績 (2010年7月現在)

I. ベトナム側投入

1. カウンターパート

- ①プロジェクトディレクター：Mr. Nguyen Khanh Ngoc (MOJ 国際協力部部長)
- ②プロジェクトマネージャー：Dr. Vu Moc (SPP 検察理論研究所副所長)、Mr. Ngo Cuong (R/D 締結当時：SPC 裁判理論研究所副所長)、(現職：SPC 国際協力部部長)、Ms. Dinh Thi Bich Ngoc (MOJ 国際協力部職員)
- ③コンポーネント 1、2 (裁判実務改善)：担当カウンターパート (下表 1-1、1-2 参照)
- ④コンポーネント 3 (民法に関連する基本法令) 担当カウンターパート (下表 2-1～2-3 参照)
- ⑤コンポーネント 4 (国家司法学院) 担当カウンターパート (下表 3 参照)

③コンポーネント 1 と 2 関連のカウンターパート

表 1-1 (a)SPC 関係

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
1	Mr. Ngo Cuong	Deputy Director	Institute for Judicial Science of the SPC
2	Ms. Dang Thi Thanh	Deputy Chief Judge	Criminal Department of the SPC
3	Ms. Bui Thi Hai	Deputy Chief Judge	Economic Department of the SPC
4	Ms. Hoang Thi Bac	Judge	Labor Department of the SPC
5	Ms. Nguyen Thi Thanh Tu	Judge	Civil Department of the SPC
6	Ms. Dao Thi Xuan Lan	Judge	Administrative Department of the SPC
7	Mr. Nguyen Tri Tue	Chief Judge	The People's Court of Bac Ninh Province
8	Mr. Pham Minh Tuyen	Chief of Criminal Section	The People's Court of Bac Ninh Province
9	Mr. Nguyen Van Vu	Chief of Civil Section	The People's Court of Bac Ninh Province
10	Mr. Nguyen Huu Xuong	Deputy Chief Officer of Administrative Office	The People's Court of Bac Ninh Province
11	Mr. Tran Van Chinh	Legal Expert	The People's Court of Bac Ninh Province
12	Mr. Ngo Xuan Hai	Chief Judge	The People's Court of Tu Son District, Bac Ninh Province
13	Ms. Pham Thi Phuong	Deputy Chief Judge	The People's Court of Bac Ninh city, Bac Ninh Province
14	Mr. Tran Ngoc Thanh	Deputy Chief Officer	International Cooperation Section - Institute for Judicial Science of the SPC

表 1-2 (b)SPP 関係

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
1	Mr. Vu Moc	Deputy Director	Procuratorial Science Institute of SPP
2	Mr. Le Tien	Director	International Cooperation Dept. of SPP
3	Ms. Hoang Thuy Hoa	Project Accountant	Procuratorial Science Institute of SPP
4	Mr. Nguyen Van Hoat	Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province

5	Mr. Nguyen Dinh Vu	Vice Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
6	Mr. Nguyen Tien Long	Vice Chief-Procurator	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
7	Mr. Nguyen Van Thanh	Manager of A1 Department	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
8	Mr. Nguyen Minh Dong	Manager of Department 1	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
9	Ms. Chu Nguyet Anh	Vice Manager of Department 3	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
10	Mr. Phung Duc Khiem	Expert	The People's Procuracy of Bac Ninh Province
11	Mr. Nguyen Thien Nhan	Chief Accountant	The People's Procuracy of Bac Ninh Province

④コンポーネント3 関連のカウンターパート

表2-1 アウトプット3 (民法に関連する基本法令) 担当カウンターパート

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
不動産登記法			
1	Dr. Nguyen Thuy Hien	Vice-minister and Director of NRAFT (MOJ)	Ministry of Justice
2	Mr. Tran Dong Tung	Deputy Director of NRAFT	Ministry of Justice
担保取引登録令			
3	Dr. Nguyen Thuy Hien	Vice-minister and Director of NRAFT (MOJ)	Ministry of Justice
4	Mr. Tran Dong Tung	Deputy Director of NRAFT	Ministry of Justice
国家賠償法			
5	Dr. Duong Dang Hue	Director of the Civil and Economic Law Department (MOJ)	Ministry of Justice
6	Mr. Nguyen Thanh Tinh	Deputy Director of CED	
判決執行法			
7	Mr. Nguyen Thanh Thuy	Deputy Director of Civil and Economic Department (MOJ)	Ministry of Justice
8	Mr. Le Tuan Son	Legal expert of CJED	

表2-2 アウトプット3 (行政訴訟法) 担当カウンターパート

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
1	Comrade Tran Van Tu	Deputy Chief Justice	Supreme People's Court
2	Comrade Ngo Hong Phuc	Director of Institute for Judicial Science	Supreme People's Court
3	Comrade Dao Thi Xuan Lan	Deputy Chief Judge of Administrative Court	Supreme People's Court
4	Comrade Nguyen Hop Pho	Deputy Director of Department 12	Supreme People's Procuracy
5	Comrade Nguyen Phuoc Tho	Deputy Director of Legal Department	the Government Office
6	Comrade Dang Thanh Son	Deputy Director of Criminal - Administrative Law Department	Ministry of Justice
7	Comrade Tran The Quan	Vice Director of Legislative Department	Ministry of Public Security
8	Comrade Pham Ngoc Son	Director of Legislative Department	Ministry of Natural Resources and Environment
9	Comrade Vu Nhu Thang	Vice Director of Legislative Department	Ministry of Finance

10	Comrade Nguyen Duc Pho	Vice Chairman of Inspection Committee	Supreme People' s Court
11	Comrade Do Van Cuong	Vice Head of Economic - Administrative Law Division, Legislative Department	Ministry of Public Security
12	Comrade Nguyen Van Tuan	Inspector of Legislative Department	the Government Inspection Agency
13	Comrade Truong Khanh Hoan	Senior expert of Criminal - Administrative Law Department	Ministry of Justice
14	Comrade Hoang Thi Quynh Chi	Senior examiner of Institute for procuratorial science	Supreme People' s Procuracy
15	Comrade Nguyen Thi	Expert of Legislative Department	Ministry of Natural Resources and Environment
16	Comrade Hoang Thanh Huong	Expert of Legislative Department	Ministry of Finance
17	Comrade Nguyen Chau Hoan	Head of Expert Bureau of Administrative Court	Supreme People' s Court
18	Comrade Chu Thanh Quang	Head of Criminal - Administrative Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
19	Comrade Tran Van Tang	Head of Administrative, Informational, Documentary Division of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
20	Comrade Bui Thi Dung Huyen	Head of Civil - Economic and Commercial Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
21	Comrade Ngo Van Nhac	Vice head of Criminal - Administrative Law Research Bureau of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
22	Comrade Hoang Thi Thuy Vinh	Vice Head of Administrative, Informational, Documentary Division of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
23	Comrade Tran Huy Loc	Expert of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court
24	Comrade Do Thi Phuong	Expert of Institute for Judicial Science	Supreme People' s Court

表2-3 アウトプット3 (刑事訴訟法) 担当カウンターパート

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
1	Le Huu The	Director, Procuratorial Science Institute	Supreme People' s Procuracy
2	Do Van Duong (undecided)	Deputy Director, Procuratorial Science Institute (Le Vinh Tuan had been appointed to be the vice chief before, but he passed away)	Supreme People' s Procuracy
3	Vu Van Moc	Deputy Director, Procuratorial Science Institute	Supreme People' s Procuracy
4	Dang Thi Thanh	Deputy Chief Judge of Criminal Division	Supreme People' s Court
5	Nguyen Cong Hong	Deputy Director of Department for Administrative and Criminal Laws	Ministry of Justice

6	Nguyen Ngoc Anh	Director of Legislative Department	Ministry of Public Security
7	Le Thanh Trung	Deputy Director of Legislative Department	Ministry of National Defense
8	Tran Ngoc Nhan	Chairman of the Committee for Democracy and Laws	Member of the Central Committee of Vietnam Fatherland Front
9	Ngo Van Nhac	expert of Judicial Science Institute	Supreme People's Court
10	Nguyen Van Hoan	expert of Department for Administrative and Criminal Laws	Ministry of Justice
11	Tran Vi Dan	Deputy Director of Legislative Department	Ministry of Public Security
12	Nguyen Duc Hung	expert of Director of Legislative Department	Ministry of National Defense
13	Pham Thu Huong	expert of Committee for Democracy and Laws	Central Committee of Vietnam Fatherland Front
14	Nguyen Ngoc Khanh	Deputy General Editor of the Procuracy Magazine	Supreme People's Procuracy
15	Nong Xuan Truong	expert of Procuratorial Science Institute	Supreme People's Procuracy
16	Nguyen Xuan Ha	expert of Procuratorial Science Institute	Supreme People's Procuracy
17	Hoang Thi Quynh Chi	expert of Procuratorial Science Institute	Supreme People's Procuracy
18	Nguyen Thi Thuy	expert of Procuratorial Science Institute	Supreme People's Procuracy

⑤コンポーネント4 カウンターパート

表3 国家司法学院 (JA)

番号	名前	役職	出身母体 (機関)
1	Dr. Phan Huu Thu	Director	Judicial Academy
2	Dr. Nguyen Thanh Tri	Head of Training Department	Judicial Academy
3	Dr. Nguyen Van Huyen	Vice Director	Judicial Academy
4	Chu Ha Thanh	Vice Director	Judicial Academy
5	Dr. Le Thu Ha	Head of Executor Training Department	Judicial Academy

2. 運営経費自己負担

(1) 資材・施設・事務室について

ハノイの司法省内に以前のフェーズからプロジェクト事務所が維持されている。また、バクニン省省級人民裁判所並びに省級人民検察院に、JICA 供与機材が設置されるとともに、同裁判所、検察院にてワーキングセッション用の会議室など活動の場が確保されている。

(2) 業務負担

(単位：百万 VND)

司法省 (MOJ)			
	2007 年度実績	2008 年度実績	2009 年度予算
専門家との活動経費	20	25	45
報酬	45	80	120

会議室	NA	NA	NA
設備	NA	NA	NA

最高人民検察院 (SPP)			
	2007 年度実績	2008 年度実績	2009 年度予算
人件費	148	148	148
運営経費	168	168	168
機材費			
合計	316	316	316
出所：質問票回答			

注：SPP の回答には実績と予算の明示はないが、実績と予算はほぼ同水準と考えられる。

II. 日本側投入

1. 専門家派遣

8人の長期専門家（チーフアドバイザー2人、裁判官支援2人、弁護士支援2人、業務調整2人）、

4人の短期専門家（国家賠償法1人、弁護士実務2名、判例（運営指導調査団）1人）が派遣された。

番号	専門	氏名	派遣期間
長期専門家			
1	チーフアドバイザー /検察官支援	伊藤文規	2007年4月1日～2010年3月31日
2	チーフアドバイザー /検察官支援	西岡剛	2010年4月1日～2011年3月31日（予定）
3	裁判官支援	中島朋宏	2007年4月1日～2009年3月31日
4	裁判官支援	西村修	2009年4月1日～2011年3月31日（予定）
5	弁護士支援	石那田隆之	2007年5月13日～2009年3月31日
6	弁護士支援	小幡葉子	2009年5月9日～2011年3月31日（予定）
7	業務調整	勝俣祐二	2006年7月20日～2007年10月31日
8	業務調整	山本泉	2007年10月12日～2011年3月31日（予定）
短期専門家			
1	裁判実務向上		
2	民事訴訟法改正		
3	行政訴訟法起草	村上敬一	2009年7月30日～2009年8月5日
4	国家賠償法	森寫昭夫	2008年8月3日～2008年8月13日
5	戸籍法		
6	判決執行法		
7	法曹養成		
8	弁護士実務(1)	小林哲也	2010年1月28日～2010年2月1日
9	弁護士実務(2)	鳥山半六	2010年1月29日～2010年1月31日
調査団			
1	運営指導（判例）	村上敬一	2009年3月1日～2009年3月8日

2. 本邦研修

(1) 国家賠償法起草

研修期間：2007年11月20日～2007年11月29日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Duong Dang Hue	司法省民事経済法局 局長
2	Ms. Duong Thi Thanh Mai	司法省司法科学研究所 所長
3	Mr. Mai Anh Thong	最高人民検察院第一局（経済捜査監督） 副局長
4	Mr. Ngo Huu Loi	財務省法務局 副局長
5	Mr. Ngo Trung Thanh	国会事務局法務部 法律専門官
6	Ms. Hoang Thi Thuy Hang	司法省民事経済法局 上席法律専門官
7	Mr. Luong Duc Tuan	司法省民事経済法局 法律専門官
8	Mr. Vu Huy Khanh	公安省法律局 法律専門官
9	Mr. Cao Xuan Thuy	司法省人事局 法律専門官
10	Ms. Nguyen Thi Ngoc Bich	司法省民事経済法局 法律専門官

(2) 犯罪学研究

研修期間：2008年6月24日～2008年7月4日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Duong Thanh Bieu	最高人民検察院 次長検事
2	Mr. Vu Xuan Truong	ナム・ディン省人民検察院 検事正
3	Mr. Nguyen Van Tien	ハ・ティン省人民検察院 次席検事
4	Mr. Nguyen Tien Nghiep	ロン・アン省人民検察院 次席検事
5	Mr. Dinh Van Hien	最高人民検察院犯罪学・犯罪統計部 副部長
6	Mr. Truong Minh Manh	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部 検事
7	Mr. Nguyen Cong Dong	最高人民検察院ハノイ控訴審訴追・監督部 検事
8	Mr. Nguyen Ngoc Khanh	最高人民検察院検察理論研究所調査・法制課 課長
9	Ms. Vu Thi Hai Yen	最高人民検察院国際協力部 法律専門官
10	Mr. Nguyen Xuan Ha	最高人民検察院検察理論研究所 法律専門官

(3) 裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策

研修期間：2008年8月18日～2008年8月29日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Nguyen Tri Tue	バクニン省級人民裁判所 所長
2	Ms. Hoang Thi Kim Oanh	最高人民裁判所刑事裁判所 副所長
3	Ms. Bui Thi Hai	最高人民裁判所経済裁判所 副所長
4	Ms. Hoang Thi Bac	最高人民裁判所労働裁判所 裁判官
5	Ms. Dao Thi Xuan Lan	最高人民裁判所行政裁判所 副所長
6	Mr. Pham Minh Tuyen	バクニン省級人民裁判所 副所長
7	Mr. Nguyen Van Cuong	最高人民裁判所裁判理論研究所 副所長
8	Mr. Nguyen Thanh Man	ダナン市人民裁判所 副所長
9	Mr. Nguyen Van Vu	バクニン省級人民裁判所民事裁判所 所長
10	Mr. Nguyen Huu Xuong	バクニン省級人民裁判所事務局 副局長

(4) 刑事訴訟法

研修期間：2009年3月9日～2009年3月19日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：16名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Bui Duc Long	最高人民検察院勾留・留置・受刑者管理及び再教育監督局長
2	Mr. Nguyen Duy Hong	最高人民検察院社会秩序関連刑事事件訴追・捜査監督局長
3	Mr. Duong Van Tiu	最高人民検察院監察局長
4	Mr. Nguyen Viet Hung	バク・ザン省人民検察院検事正
5	Mr. Nguyen Van Hoat	バク・ニン省人民検察院検事正
6	Mr. Huynh Dung Tien	ティエン・ザン省人民検察院検事正
7	Mr. Nguyen Tien Long	バク・ニン省人民検察院次席検事
8	Mr. Cao Van Phuc	最高人民検察院麻薬関連事件訴追・捜査監督部副局長
9	Mr. Nguyen Cong Thi	グ・アン省人民検察院次席検事
10	Ms. Bui Thi Hong Van	ハ・ナム省人民検察院次席検事
11	Mr. Dinh Van Dan	最高人民検察院人事組織局課長
12	Mr. Nguyen Van Thanh	バク・ニン省人民検察院捜査公判監督課長
13	Mr. Nong Xuan Truong	最高人民検察院検察理論研究所法律専門官
14	Mr. Phung Duc Khiem	バク・ニン省人民検察院検事
15	Mr. Nguyen Ngoc Tam	最高人民検察院検事
16	Mr. Lai Cao Binh	最高人民検察院汚職事件訴追・捜査監督部検事

(5) 不動産登記法

研修期間：2009年8月17日～2009年8月21日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：7名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Vu Duc Long	NRAST 局長
2	Mr. Pham Tru Thuc	国会事務局法律局副局长
3	Ms. Do Thu Thuy	NRAST 副局长
4	Ms. Ha Phungh Lan	国際協力局副局长
5	Ms. Ngo Thi Kim Thu	民事経済法局シニア専門官
6	Ms. Nguyen Thi Thu Hang	NRAST 財産取引登録課長
7	Mr. Nguyen Viet Phuong	NRAST 専門官

(6) ベトナム弁護士連合会活動

研修期間：2009年10月29日～2009年11月6日

主な研修機関：日本弁護士連合会

定員：18名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Le Ang Thuc	ベトナム弁護士連合会会長
2	Mr. Nguyen Phong The	ベトナム弁護士連合会常任委員会
3	Mr. Phan Anh Thong	ベトナム弁護士連合会常任委員会
4	Mr. Nguyen Lich	ベトナム弁護士連合会常任委員会
5	Mr. Nguyen Son Thithanh	ベトナム弁護士連合会常任委員会
6	Mr. Luu Dung Tien	ベトナム弁護士連合会国際委員会委員長
7	Mr. Nguyen Cam	ベトナム弁護士連合会設立委員会
8	Mr. Hoang Binh Thanh	ベトナム弁護士連合会設立委員会
9	Ms. Pham Thanh Thivan	ベトナム弁護士連合会常任委員会

10	Mr. Pham Kha Van	ベトナム弁護士連合会常任委員会
11	Mr. Le Ban Cong	ベトナム弁護士連合会常任委員会
12	Mr. Hoang Duoc Huy	ベトナム弁護士連合会規範委員会
13	Mr. Phan Vuong Thien	ベトナム弁護士連合会常任委員会
14	Mr. Nguyen Binh Viet	ベトナム弁護士連合会常任委員会
15	Mr. Vu Thang Ba	ベトナム弁護士連合会
16	Mr. Nguyen Tu Van	ベトナム弁護士連合会
17	Mr. Chu Luu Duc	ベトナム弁護士連合会
18	Mr. Nguyen Hong Sy	ベトナム弁護士連合会

(7) 刑事訴訟法

研修期間：2009年11月30日～2009年12月4日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Nguyen Minh Duc	最高人民検察院犯罪統計局長
2	Mr. Nguyen Manh Hung	最高人民検察院判決執行監督部長
3	Mr. Trieu Viet Hanh	ラオ・カイ省人民検察院検事正
4	Mr. Nguyen Thanh Hao	最高人民検察院刑事事件訴追・裁判監督部副部長
5	Mr. Nguyen Huy Tien	最高人民検察院ハノイ控訴部副部長
6	Mr. Nguyen Phuong Dong	バクザン省人民検察院次席検事
7	Mr. Ding Xuan Nam	最高人民検察院ハノイ検察訓練校副校長
8	Mr. Nguyen Van Minh	最高人民検察院人事部人事管理課長
9	Mr. Tong Minh Tuyen	最高人民検察院検事
10	Mr. Mai The Bay	最高人民検察院検事

(8) 民事判決執行法

研修期間：2009年12月21日～2009年12月25日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Nguyen Thanh Thuy	司法省 民事判決執行総局副総局長
2	Ms. Tran Minh Phuong	司法省 民事判決執行総局人事課副課長兼上級法律専門家
3	Mr. Le Tuan Son	司法省 民事判決執行総局法律専門家
4	Ms. Nguyen Thi Viet Anh	財務省法務局総務課副課長
5	Ms. Dao Thi Hong Minh	内務省組織人事局副局長
6	Mr. Nguyen Cong Long	国会事務局司法部副部長
7	Mr. Le Cong Phuc	司法省 ビンズオン省民事判決執行局局長
8	Mr. Tran Van Thu	司法省 ゲアン省民事判決執行局局長
9	Mr. Tran Van Muoi	司法省 バリア・ブンタウ省民事判決執行局局長
10	Mr. Le Ba Son	司法省 トウアティエンフェ省民事判決執行局局長

(9) 行政訴訟法

研修期間：2010年2月23日～2010年3月5日

主な研修機関：法務省法務総合研究所

定員：10名

番号	氏名	カウンターパート機関 役職（専門分野）
1	Mr. Tran Van Tu	最高人民裁判所副長官
2	Mr. Ngo Hong Phuc	最高人民裁判所裁判理論研究所所長
3	Mr. Huynh Sang	カインホア省人民裁判所所長

4	Mr. Tran Van Chau	ベンチェー省人民裁判所所長
5	Mr. Huynh Ngoc Anh	ホーチミン市人民裁判所副所長
6	Mr. Ta Quoc Hung	ハノイ市人民裁判所副所長
7	Mr. Chu Thanh Quang	最高人民裁判所裁判理論研究所刑事行政部部長
8	Mr. Nguyen Khoi Xuan	最高人民裁判所行政裁判所専門職部部長
9	Mr. Mai Anh Tai	最高人民裁判所秘書課法律専門官
10	Mr. Bui Van Thanh	最高人民裁判所国際協力部法律専門官

3. 機材供与

平成 20 年度

項目	価格 (US\$)	価格 (円) (注)	合計供与台数	供与先
コンピュータ (デスクトップ)	1,870	204,447	2	バクニン人民裁判所、 バクニン検察院 各 1
コンピュータ (ラップトップ)	3,020	330,177	2	バクニン人民裁判所、 バクニン検察院 各 1
プロジェクタ	1,470	160,715	2	バクニン人民裁判所、 バクニン検察院 各 1
合計	6,360	695,339		

平成 21 年度

項目	価格 (US\$)	価格 (円) (注)	合計供与台数	供与先
コンピュータ (デスクトップ)	1,590	143,065	2	ベトナム弁護士連合会
コンピュータ (ラップトップ)	2,690	242,041	2	
ソフトウェア	835	75,132	4	
プリンタ	685	61,635	1	
スキャナ	800	71,982	1	
合計	6,600	593,855		

供与機材総額	12,960	1,289,194
--------	--------	-----------

4. 在外事業強化費

(単位：US\$)

在外事業強化費	合計	内訳			
		2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
ワーキングセッション、ワークショップ、現地セミナーの開催費、サーベイ活動の費用 (注)	613,968	99,486	179,009	145,702	189,771
マニュアル等印刷	10,689	14,675	26,150	54,380	46,739
プロジェクト事務所経費 ^注 など	449,225	99,165	109,784	134,147	106,129
合計	1,205,137	213,326	314,943	334,229	342,639

出所：プロジェクト事務所

(注) ワーキングセッション、ワークショップ/現地セミナー、サーベイ活動の実施費用

(単位：US\$)

項目	合計	内訳			
		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ワーキングセッション	47,933	5,418	4,422	7,959	30,134
ワークショップ	313,455	54,357	149,771	65,114	44,213
現地セミナー	173,909	1,468	19,047	61,940	91,454
サーベイ活動	78,671	38,243	5,769	10,689	23,970
合計	613,968	99,486	179,009	145,702	189,771

5. 国内支援委員会

① ベトナム民法共同研究会

番号	名前	所属	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
			11名	10名	10名	10名
1	森島 昭夫	(部会長) 特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長	○	○	○	○
2	新美 育文	明治大学法学部教授	○	○	○	○
3	内田 勝一	早稲田大学常任理事/国際教養学部教授(H19/20)/早稲田大学常任理事/副学長/国際教養学術院教授(H21)	○	○	○	○
4	野村 豊弘	学習院大学法学部教授/学習院常務理事	○	○	○	○
5	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	○	○	○	○
6	角 紀代恵	立教大学法学部教授	○	○	○	○
7	佐藤 恵太	中央大学大学院法務研究科教授(H19)/法科大学院教授(H20/H21)	○	○	○	○
8	神前 禎	学習院大学法学部教授(H19)/法科大学院教授(H20/H21)	○	○	○	○
9	田中 嘉寿子	法務総合研究所国際協力部教官	○			
10	亀卦川 健一	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○			
11	横山 幸俊	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○		
12	西岡 剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官			○	
13	松原 禎夫	法務省法務総合研究所国際協力部教官				○
14	森永 太郎	東京地方検察庁刑事部風紀係検事(H19)/法務省法務総合研究所国際協力部教官(H20/21)	○	○	○	○

第1回	平成19年4月23日
第2回	平成19年6月4日
第3回	平成19年8月29日
第4回	平成19年10月31日
第5回	平成20年1月30日
第6回	平成20年4月8日

第7回	平成20年6月2日
第8回	平成20年7月22日
第9回	平成20年9月1日
第10回	平成20年12月15日
第11回	平成21年2月12日
第12回	平成21年4月20日
第13回	平成21年6月11日
第14回	平成21年7月22日
第15回	平成21年8月14日
第16回	平成21年10月19日
第17回	平成21年12月15日
第18回	平成22年2月23日
第19回	平成22年5月17日
第20回	平成22年7月12日

② ベトナム裁判実務改善研究会

番号	名前	所属	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
			5名	5名	3名	3名
1	村上 敬一	(委員長) 同志社大学大学院司法研究科教授	○	○	○	○
2	井関 正裕	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士	○	○		
3	塚原 長秋	弁護士	○	○		
4	亀卦川 健一	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○			
5	横山 幸俊	法務省法務総合研究所国際協力部教官		○		
6	宮崎 朋紀	法務省法務総合研究所国際協力部教官	○	○	○	
7	西岡 剛	法務省法務総合研究所国際協力部教官			○	
8	松原 禎夫	法務省法務総合研究所国際協力部教官				○
9	松川 充康	法務省法務総合研究所国際協力部教官				○

第1回	平成19年4月24日
第2回	平成19年5月15日
第3回	平成19年6月5日
第4回	平成19年7月31日
第5回	平成19年9月12日
第6回	平成19年11月12日
第7回	平成20年2月1日
第8回	平成20年6月13日
第9回	平成20年7月29日
第10回	平成20年10月27日
第11回	平成21年1月7日
第12回	平成21年3月19日
第13回	平成21年6月10日

第 14 回	平成 21 年 7 月 15 日
第 15 回	平成 21 年 9 月 30 日
第 16 回	平成 21 年 12 月 16 日
第 17 回	平成 22 年 1 月 20 日
第 18 回	平成 22 年 2 月 9 日
第 19 回	平成 22 年 5 月 13 日
第 1 回	平成 19 年 4 月 24 日

附属資料7. 現地セミナー及びサーベイ実績

附属資料7

種別	目的(あるいはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加人数	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
司法省	民事経済法局	2007年7月18日	1日	1		ハノイ	40	40			40	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2007年8月16日	1日	1		ハノイ	34	34			34	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2007年9月6日	1日	1		ハノイ	37	37			37	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2007年12月26日	1日	1		ハノイ	6	6			6	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2008年2月18日	1日	1		ハノイ	13	13			13	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2008年3月5日	1日	1		ハノイ	30	30			30	起草グループ	
司法省	民事判決執行局	2008年3月10日	1日	1		ハノイ	15	15			15	起草グループ	
司法省	民事判決執行局	2008年3月24日	1日	1		ハノイ	15	15			15	起草グループ	
司法省	民事経済法局	2007年9月27日	1日	1		ハノイ	16	16			16	起草グループ	所管局移管前
司法省	国家司法学院	2007年7月12日	1日	1		ハノイ	17	17			17	JA編纂グループ	
司法省	国家司法学院	2007年8月17日	1日	1		ハノイ	18	18			18	JA編纂グループ	
司法省	国家司法学院	2007年8月24日	1日	1		ハノイ	19	19			19	JA編纂グループ	
司法省	国家司法学院	2007年9月26日	1日	1		ハノイ	10	10			10	JA編纂グループ	
司法省	国家司法学院	2007年11月28日	1日	1		ハノイ	10	10			10	JA編纂グループ	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2007年6月15日	1日	1		ハクニン	8	8			8	ハクニン省裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2007年10月5日	1日	1		ハクニン	32	32			32	ハクニン省級、 県級裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2007年10月29日	1日	1		ハクニン	15	15			15	ハクニン省級裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2007年11月30日	1日	1		ハクニン	8	8			8	ハクニン省級裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2008年1月28日	1日	1		ハクニン	9	9			9	ハクニン省級裁判所	
最高人民検察院	SPP	2007年11月27日	1日	1		ハノイ	25	25			25	SPP	
最高人民検察院	SPP	2008年3月6日	1日	1		ハノイ	30	30			30	編纂グループ	
司法省	民事経済法局			7	7						176		
司法省	民事判決執行局			2	2						30		
司法省	国家司法学院			5	5						74		
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所			5	5						72		
最高人民検察院	SPP			2	2						55		
合計				21	21						407		

ワークショップ

司法省	民事経済法局	2007年9月17日～18日	2日	2		ハノイ	72、58	72	58		130	起草G、SPC、 SPP	新美短期専門家
司法省	民事経済法局	2008年3月19日	1日	1		ハノイ	45	45			45	関係国家機関	
司法省	民事経済法局	2007年7月24日～26日	3日	3		クアンニン	32、32、32	32	32	32	96	北部地方司法 局執行官	所管局移管前
司法省	民事判決執行局	2007年12月6日～7日	2日	2		プンタオ	24、18	24	18		42	南部地方司法 局執行官	
司法省	民事判決執行局	2008年3月4日	午前	0.5		ハノイ	43	43			21.5	天然資源環境 省、銀行	
司法省	民事判決執行局	2008年3月4日	午後	0.5		ハノイ	35	35			17.5	関係国家機関	
司法省	民事判決執行局	2008年3月18日	1日	1		ハノイ	50	50			50	民事判決執行局	
司法省	民事判決執行局	2007年11月20日～21日	2日	2		ドンハイ	29、28	29	28		57	南部判決執行局	
司法省	担保取引登録局	2008年3月25日～26日	2日	2		ハノイ	62、46	62	46		108	関係国家機関、 国会議員	
司法省	担保取引登録局	2007年12月3日～4日	2日	2		ハノイ	34、35	34	35		69	担保登記官	
司法省	司法扶助局	2007年6月28日	1日	1		ハノイ	86	86			86	地方弁護士(58名) Luu大臣	
最高人民裁判所	SPC	2007年5月14日～15日	2日	2		ハノイ	80	80			80	北部裁判官	DANIDA共催
最高人民裁判所	SPC	2007年5月22日～23日	2日	2		ホーチミン市	80	80			80	南部裁判官	DANIDA共催
最高人民裁判所	SPC	2008年3月21日	1日	1		ハクニン	60	60			60	ハクニン省級、 県級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	2008年3月27日～28日	2日	2		ハクニン	70、70	70	70		140	SPC、ハクニン省 級裁判所	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2007年8月30日～31日	2日	2		ハクニン	58、58	58	58		116	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2007年10月11日～12日	2日	2		ハクニン	60、57	60	57		117	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2007年11月14日～15日	2日	2		ハクニン	60、60	60	60		120	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	SPP	2007年10月22日～23日	2日	2		クアンニン					0	SPP、県級検察院	DANIDA共催
最高人民検察院	SPP	2008年3月13日～14日	2日	2		ハイフオン	61、61	61	61		122	SPP、党関係者	
司法省	民事経済法局			6	3						271		
司法省	民事判決執行局			6	5						188		
司法省	担保取引登録局			4	2						177		
司法省	司法扶助局			1	1						86		
最高人民裁判所	SPC			7	4						360		
最高人民検察院	ハクニン省級検察院			6	3						353		
最高人民検察院	SPP			4	2						122		
合計				34	20						1557		

種別	目的(あるいはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加人数	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
司法省	民事経済法局	2008年7月1日	1日	1		ハノイ	12	12				12 起草グループ	
司法省	民事経済法局	2008年8月4日	1日	1		ハノイ	30	30				30 起草グループ	森脇短期専門家
司法省	民事経済法局	2008年8月28日	1日	1		ハノイ	12	12				12 起草グループ	
司法省	担保取引登録局	2008年4月16日	1日	1		ハノイ	7	7				7 起草グループ	日本司法書士連合会
司法省	国家司法学院	2008年5月19日	1日	1		ハノイ	16	16				16 JA編纂グループ	
司法省	国家司法学院	2008年9月5日	1日	1		ハノイ	11	11				11 JA編纂グループ	
最高人民裁判所	SPC	2009年2月15日	1日	1		ザーライ	9	9				9 SPC、ハクニン省級裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2008年7月16日	1日	1		ハクニン	15	15				15 ハクニン省級裁判所	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	2008年12月24日	1日	1		ハクニン	10	10				10 ハクニン省級裁判所	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2008年7月30日	1日	1		ハクニン	30	30				30 ハクニン省級検察院	
司法省	民事経済法局			3	3						54		
司法省	担保取引登録局			1	1						7		
司法省	国家司法学院			2	2						27		
最高人民裁判所	SPC			1	1						9		
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所			2	2						25		
最高人民検察院	ハクニン省級検察院			1	1						30		
合計				10	10						152		

ワーキングセッション

司法省	民事経済法局	2008年4月17日～18日	2日	2		ハノイ	60, 53	60	53			113 公安省	
司法省	民事経済法局	2008年6月12日	1日	1		ハノイ	42	42				42 関係国家機関	
司法省	民事経済法局	2008年6月17日	1日	1		ハノイ	114	114				114 ハノイ商工会議所	
司法省	民事経済法局	2008年6月20日	1日	1		ニャチャン	62	62				62 中部関係機関	
司法省	民事経済法局	2008年6月23日～24日	1日	1		ホーチミン市	58, 44	58	44			102 南部関係期間	
司法省	民事経済法局	2008年8月5日～6日	2日	2		ハノイ	44, 44	44	44			88 起草G、国会法律委員会	森脇短期専門家
司法省	民事経済法局	2008年12月3日～5日	3日	3		ハイフォン	31	31				31 起草G、国会法律委員会	
司法省	民事経済法局	2009年3月1日	1日	1		ハノイ	45	45				45 北部各省国会議員	
司法省	民事経済法局	2009年3月30日	1日	1		クアンビン	49	49				49 中部各省国会議員	
司法省	民事経済法局	2009年4月1日	1日	1		ホーチミン市	65	65				65 南部各省国会議員	
司法省	担保取引登録局	2008年4月14日	1日	1		ハノイ	46	46				46 起草G、関係政府機関	日本司法書士連合会
司法省	担保取引登録局	2008年5月28日	1日	1		ハノイ	41	41				41 大学、関係機関	
司法省	担保取引登録局	2008年8月8日	1日	1		ハノイ	40	40				40 起草G、関係政府機関	森脇短期専門家
司法省	担保取引登録局	2008年9月25日～26日	2日	2		ニャチャン	39, 39	39	39			78 起草G、関係政府機関	
司法省	担保取引登録局	2008年9月29日～30日	2日	2		ホーチミン市	55, 55	55	55			110 起草G、関係政府機関	
司法省	担保取引登録局	2008年11月25日	1日	1		ハノイ	51	51				51 起草G、関係政府機関	日本司法書士連合会
司法省	担保取引登録局	2008年8月11日	1日	1		ハノイ	39	39				39 起草G、関係政府機関	森脇短期専門家
司法省	担保取引登録局	2009年2月16日	2日	2		ハノイ	13	13				13 起草G、関係政府機関	
司法省	民事判決執行局	2008年9月4日	1日	1		ハノイ	36	36				36 民事判決執行局	
司法省	民事判決執行局	2008年12月18日～19日	2日	2		ハノイ	66, 66	66	66			132 全国民事判決執行機関	
司法省	民事判決執行局	2009年2月26日～27日	2日	2		ニャチャン	40, 40	40	40			80 中部地方省執行局	
司法省	司法扶助局	2008年6月5日	1日	1		ハノイ	104	104				104 地方省弁護士(38名)	
最高人民裁判所	SPC	2008年12月25日～26日	2日	2		ハノイ	78, 63	78	63			141 北部地方省級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	2009年2月16日～17日	2日	2		ザーライ	56, 52	56	52			108 中部地方省級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	2009年2月19日～20日	2日	2		カマウ	74, 70	74	70			144 南部地方省級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	2009年2月23日～24日	2日	2		ハノイ	68, 62	68	62			130 北部地方省級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	2009年3月3日～4日	2日	2		ダナン	36, 38	36	38			74 中部地方省級裁判所	村上短期専門家
最高人民裁判所	SPC	2009年3月5日～6日	2日	2		ホーチミン市	56, 51	56	51			107 南部地方省級裁判所	村上短期専門家
最高人民検察院	SPP	2008年5月15日～16日	2日	2		ハイフォン	58, 58	58	58			116 SPP、地方省級検察院	
最高人民検察院	SPP	2008年6月14日～15日	2日	2		タイビン	54, 54	54	54			108 SPP、地方省級検察院	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2008年9月8日～9日	2日	2		ハクニン	43, 43	43	43			86 ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	SPP	2008年12月2日	1日	1		ハドン	200	200				200 検察業務研修センター	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	2008年12月8日～9日	2日	2		ハクニン	50, 50	50	50			100 ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	SPP	2009年2月24日～25日	2日	2		フート	70, 70	70	70			140 SPP、地方省級検察院	
司法省	民事経済法局			14	10						711		
司法省	担保取引登録局			11	8						418		
司法省	民事判決執行局			5	3						248		
司法省	司法扶助局			1	1						104		
最高人民裁判所	SPC			12	6						704		
最高人民検察院	ハクニン省級検察院			4	2						186		
最高人民検察院	SPP			7	4						564		
合計				54	34						2935		

種別	目的(あるいはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加人数	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
ワーキングセッション													
司法省	民事経済法局			10	10						230		
司法省	担保取引登録局			1	1						7		
司法省	民事判決執行局			2	2						30		
司法省	司法扶助局			0	0						0		
司法省	国家司法学院			7	7						101		
最高人民裁判所	ハクニン省裁判所			7	7						97		
最高人民裁判所	SPC			1	1						9		
最高人民検察院	ハクニン省級検察院			1	1						30		
最高人民検察院	SPP			2	2						55		
合計				31	31						559		

ワーキングセッション

司法省	民事経済法局			20	13						982		
司法省	担保取引登録局			15	10						595		
司法省	民事判決執行局			11	8						436		
司法省	司法扶助局			2	2						190		
司法省	国家司法学院			0	0						0		
最高人民裁判所	ハクニン省裁判所			0	0						0		
最高人民裁判所	SPC			19	10						1064		
最高人民検察院	ハクニン省級検察院			10	5						539		
最高人民検察院	SPP			11	6						686		
合計				88	54						4492		

平成21年度

ワーキングセッション

司法省	民事経済法局	国賠法	20010年3月4日	1日	1	ハノイ	23	23			23	起草グループ	
司法省	民事経済法局	国賠法	20010年3月5日	1日	1	ハノイ	30	30			30	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(契約)	2009年12月8日	1	1	ハノイ	28	28			28	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(財産)	2009/12/11日	1	1	ハノイ	16	16			16	起草グループ	
最高人民裁判所	ハクニン省級裁判所	行政訴訟法	2009年6月17日	1	1	バクニン	6	6			6	起草グループ	
司法省	民事経済法局			4	4						81		
最高人民裁判所	ハクニン省裁判所			1	1						6		
合計				5	5						87		

ワーキングセッション

司法省	民事経済法局	国賠法	2009年8月31日	1日	1	ハノイ	25				25	起草グループ	
司法省	民事経済法局	国賠法普及セミナー	2010年3月16日	1日	1	ホーチミン市	149				149	関係国家機関、南部地方機関	
司法省	民事経済法局	民法改正(契約)	2009年7月28、29日	2日	2	ハノイ	50	50	50		100	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(財産)	2009年8月6、7日	2日	2	ハノイ	43	43	43		86	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(財産)	2009年12月21日	1日	1	ハノイ	32				32	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(利率)	2010年1月19日	1日	1	ハノイ	57				57	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正(契約)	2010年3月10日	1日	1	ハノイ	29				29	起草グループ	
司法省	担保取引登録局	担保取引登録令	2009年10月6、7日	2日	2	ハノイ	58				58	起草グループ	
司法省	民事判決執行局	民事判決執行法	2009年6月13～14日	2日	2	アンザン	47	47	47		94	起草G、南部各省執行官	
司法省	司法管理局	戸籍官トレーニング	2009年11月26～27日	2日	2	ホアビン	48	48	48		96	ホアビン省戸籍官	
司法省	司法管理局	日本の戸籍法	2009年12月23日	1日	1	ハノイ	33				33	起草グループ	
司法省	司法扶助局	公証人トレーニング	2009年11月5～6日	2日	2	ハノイ	41	41	41		82	司法扶助局、公証人	
司法省	司法扶助局	公証人トレーニング	2010年3月12日	1日	1	ハノイ	49				49	司法扶助局、公証人	
最高人民裁判所	SPC	行政訴訟法	2009年8月3～4日	2日	2	ハノイ	84	84	84		168	SPC、全国省級裁判所	村上短期専門家
最高人民裁判所	SPC	行政訴訟法	2010年1月12から13日	2日	2	カント	78	76	79		155	南部省級裁判所	
最高人民裁判所	SPC	行政訴訟法	2010年1月20～21日	2日	2	ハノイ	70	70	70		140	北部省級裁判所	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	刑事実務改善	2009年5月12～13日	2日	2	バクニン	57	57	57		114	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	検察実務	2009年8月27日	1日	1	バクニン	42				42	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	ハクニン省級検察院	検察実務	2010年1月27日	1日	1	バクニン	70				70	ハクニン省級検察院	
最高人民検察院	SPP	検察官マニュアル作成	2009年4月9～10日	2日	2	ハイズオン	59	59	59		118	SPPマニュアル編集グループ	
最高人民検察院	SPP	検察官マニュアル作成	2010年1月28～29日	2日	2	ニンビン	55	55	55		110	SPPマニュアル編集グループ	
最高人民検察院	SPP	刑事訴訟法改正セミナー	2009年6月3～4日	2日	2	タムダオ	55	55	55		110	起草グループ	
ベトナム弁護士連合会	VBF	弁護士の継続研修、職務規定と倫理	2010年1月29～30日	2日	2	ニャチャン	111	111	111		222	全国各省弁護士会	小林・島山短期専門家
司法省	民事経済法局			7	6						61		
司法省	担保取引登録局			2	1						58		
司法省	民事判決執行局			2	1						94		
司法省	司法管理局			3	2						129		
司法省	司法扶助局			3	2						131		

種別	目的(あるいはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加人数	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
最高人民裁判所				6	3						463		
最高人民検察院	ハソニン省級検察院			4	3						226		
最高人民検察院				6	3						338		
ベトナム弁護士連合会				2	1						222		
合計				35	22						1722		

平成22年度(第1四半期まで)

ワーキングセッション

種別	目的(あるいはタイトル)	開催日程	開催期間	期間	開催回数	開催場所	参加人数	1日目	2日目	3日目	延べ出席者数(人・日)	参加者の主な出身機関	備考
----	--------------	------	------	----	------	------	------	-----	-----	-----	-------------	------------	----

ワーキングセッション

司法省	民事経済法局	民法改正	2010年5月26～27日	2		ハノイ	55	55	55		110	起草グループ	
司法省	民事経済法局	民法改正	2010年6月14日	1		ハノイ	25				25	起草グループ	
司法省	民事判決執行局	判決執行法	2010年6月17～18日	2		プンタオ	58	58	58		116	南部各省執行官	

附属資料7. 現地セミナー及びサバーバイ実績

法律	所管	調査名称	期間	サバーバイ場所	サバーバイ方法	備考
国家賠償法	司法省・民事経済法局	RIA調査	2008年1月8日～10日	ハノイ	書面送付 + インタビュー (ワークショップ形式)	RIA報告書
			2008年1月16日～18日	ティエンザン		
			2008年1月21日～23日	ダナン		
不動産登記法 + 担保取引登録法	司法省・担保取引登録局	運用実態調査	2007年9月18日～20日	ラオカイ	インタビュー (ワーキング・セッション形式)	専門家報告書
			2007年9月24日～25日	タイビン		
			2007年10月1日～3日	フエ		
			2007年10月18日～19日	ダクラク		
			2007年10月31日～11月2日	ホーチミン市		
			2007年11月5日～11月8日	カマウ		
			2009年3月3日～4日	ハノイ		
			2009年3月9日～10日	ダナン		
民事訴訟法・刑事訴訟法	最高人民裁判所	運用状況調査	2009年3月11日～12日	ホーチミン市	書面送付 + インタビュー (ワーキング・セッション形式)	作成中
			2010年2月、3月	ハノイ		
			2008年3月11日～12日	バクニン		
行政訴訟法	最高人民裁判所	運用状況調査	2009年4月	ハノイ	Q & Aトランプ作成	作業中
			2009年2月20日	カマウ		
			2009年	ハノイ		
バクニン省刑事裁判実態調査	最高人民裁判所もしくは最高人民検察院		2009年9月～	バクニン	裁判膨張、ワークショップ、報告書作成	2010年度も継続

インタビュー報告書

ハノイ、2009年7月5日

目次

A. 司法省関係部署	1
1. 国際協力局	1
2. 民事経済局—国家賠償法草案起草関係者	2
3. 民事経済局—民法改正草案起草関係者	4
4. 司法扶助局	6
5. 司法管理局	8
6. 担保取引登録局	10
7. 登録官	13
8. 民事執行局	14
B. 最高人民裁判所、バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所	17
1. 問い合わせ対応に関する最高裁裁判理論研究所の裁判官と専門官へのインタビュー	17
2. 行政訴訟法起草グループメンバー	18
3. バクニン省の省級裁判官、県級裁判官	19
4. J A 卒業生（最高裁国際協力局から紹介を受ける）	23
5. 外部講師として J A で講義を行っている裁判官	24
C. 最高人民検察院、バクニン省級人民検察院、バクニン省内の県級人民検察院	25
1. バクニン省級人民検察院	25
2. 最高検察理論研究所	29
D. ベトナム弁護士会担当者	31
E. 司法学院	32
1. J A 教職員	32
2. J A 学生	33

A. 司法省関係部署

1. 国際協力局

日時：6月9日 14:00

場所：司法省国際協力局会議室

インタビュー相手：

名前：Dinh Thi Bich Ngoc

所属先：司法省国際協力部アジア太平洋アフリカ課長

本プロジェクトにおける立場：コーディネーター

名前：Tran Hai Yen

所属先：司法省国際協力部アジア太平洋アフリカ副課長

本プロジェクトにおける立場：サブコーディネーター

【分析事項】

プロジェクトの活動状況

【確認項目】

記事の掲載内容

【資料レビューの留意点】

司法省の担当者 (Ms. Dinh Thi Bich Ngoc) から、その雑誌・記事の頒布状況、頒布されたことによる付随的な効果を聴取する。

【確認結果】

- ・ プロジェクト活動に関する一般的な評価について
 JICAプロジェクトは、司法省に対して、法律起草、司法運営及び人材育成という3つコンポーネントを行われている。これらの活動に関わり、享受している関係者が高評されているのはもちろん、司法省幹部も大変高く評価された。プロジェクト活動は、法律起草、人材育成、司法運営において、具体的な成果を得られた。すなわち、法律草案が起草され、国会に可決された。司法運営に関しては、手引き、マニュアルが作成された。そして、人材育成については、有益なトレーニングコースが各地で行われた結果、司法職員の実務がより円滑に行われている。
- (1) 本プロジェクトは大きな成果が得られている。具体的には、司法省が草案起草を主管する民事執行法草案及び国家賠償法草案は、本プロジェクトのコンポーネント3として支援を受けられ、国会に2008年及び2009年の会期に可決された。
- (2) RIAについて
 司法省が主管する不動産登記法草案、担保取引登録法草案、国家賠償法草案の起草について、本プロジェクトのコンポーネント3としてRIAが行われた。その結果として、これらの草案起草委員会は、実効性の高い草案起草を目指して社会需要、課題などを把握できた。その結果として、国会で説得力の高い国家賠償法草案が国会に可決された。また、このRIAは司法省にはじめて行われた経験であり、司法省が主管する法律草案の起草プロセスにおける重要な段階としての先例が定着された。すなわち、法律草案の起草は、社会状況、法の社会への影響を把握すべきである。RIA活動は、司法省に

における草案起草メンバーの重要なスキルと言える。

- (3) トレーニングコースが計画通り実施されている。すなわち、執行官、戸籍官、公証人、登記官を対象にして行われた研修コースは良い結果が得られた。受講者はこのような研修コースを高評した。これらの研修コースを通じて、受講者は、業務に関する新しい法律規定をアップデートでき、また実務上の問題点を解けられ、教官及び受講者との間で実務上の問題点、課題について意見を交換するだけでなく、受講者間の意見交換も可能になって、大変有益であった。
- (4) 本邦研修については、本プロジェクトの計画に基づいて行われてきた。本邦研修を通じて、草案起草委員会は、担当する法律草案起草に重要な構想、アイデアを引き出すことができた。これは、法律草案起草プロセスの重要な段階でもあると言える。また、本邦研修は、日本法の基礎理論だけでなく、実務上の経験も学ぶことができる。具体的には、民事執行法が制定された後、関係者が、日本での民事執行の実務、民事執行制度を視察して獲られた知識は、今後の民事執行制度の運営では大変重要なことになると考えられる。
- (5) 司法省国際協力局は、本プロジェクトの活動としてJICAプロジェクト事務所、司法省専門部署と協力してワークショップが行われる際、法律新聞の新聞記者を招き、JICAプロジェクトの支援、ワークショップの情報を記事にしてもらった。また、ワークショップの内容、情報が司法省のホームページにも掲載されている。これらの新聞記事は、法律専門家及び一般の読者に読まれる。読者はこれを通じて、現在司法省が主管する法律事案はどのように進められているのか把握できる。

2. 民事経済局—国家賠償法草案起草関係者

日時：6月11日 16:00、14日 14:30

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Duong Dang Hue

所属先：司法省民事経済局長

本プロジェクトにおける立場：コンポーネント3 国家賠償法草案起草メンバー

名前：Mr. Nguyen Thanh Tinh

所属先：司法省民事経済副局長

本プロジェクトにおける立場：コンポーネント3 国家賠償法草案起草メンバー

【確認項目】

- ・ 国家賠償法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 国家賠償法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 国家賠償法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 国家賠償法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点

はあるか。その内容は。

- ・ 手引書等を作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。

【確認結果】

- ・ 国家賠償法の起草作業について、ワークショップは大変役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) ワークショップでは、日本人専門家（長期専門家及び短期専門家）が国家責任論、国家賠償の性質、国家賠償の適用範囲、国家賠償の要件、賠償手続、公務員の求償責任、国家賠償責任機関、国家賠償資金運営など国家賠償の基礎理論を詳しく説明して、その上でベトナムの国家賠償法草案に詳細な指摘、コメントをしたことは起草作業に大変役に立った。
 - (2) ベトナム関係者、とりわけ草案起草メンバーがワークショップを通じて、国家賠償法と刑事補償法との相違が十分理解できたので、国家補償と違った国家賠償法の必要な内容、注意事項が理解できた。
 - (3) ワークショップで、議論が集中した国家責任論、国家賠償の要件、国家賠償範囲、賠償手続、公務員の求償責任、国家賠償責任機関、国家賠償資金運営など国家賠償理論が十分理解できた結果、国家賠償法草案が作成でき、国会に対して十分な説明をでき、国会議員に納得してもらった。
 - (4) 国家賠償法起草のみならず、その施行細則起草、業務手引きの起草にも役に立った。
 - (5) 国家賠償法の必要性について、国家機関（行政機関、司法機関、国会議員）、法律専門家、社会政治団体、企業、国民の理解を得られた。
- ・ 国家賠償法の起草作業について、本邦研修は役に立った。日本側が、ベトナム側の研修内容を事前に打ち合わせ、その上で本邦研修の受け入れ体制を十分整えたので、本邦研修が大きな成果が得られた。具体的には以下の通りである。
 - (1) 本邦研修における講義は、日本人専門家が一方的な講義ではなく、ベトナム側が研修したい内容について講義した上で、質疑応答の形で進められたので、研修者は多くの情報、知識を得られた。また、自分の理解は正しいかどうかは、日本人専門家への質問を通じて確認できた。
 - (2) 研修者が日本人専門家の説明により、国家責任論、国家賠償の要件、国家賠償範囲、国家賠償責任者、国家賠償法と民法その他の法律との関係、刑事補償と国家賠償との違いなど、日本の国家賠償法の基本理論、主要内容、実務、判例が理解できたので、ベトナム国家賠償法草案の起草作業が円滑に行われた。
 - (3) 本邦研修の参加者が国会議員も含まれるので、国家賠償法の必要性、日本など世界各国の国家賠償法理論、実務について知識を得られ、ベトナムの国家賠償法草案への支持も得られた。
- ・ 国家賠償法の起草作業について、サーベイは役に立った。具体的な内容は以下の通り

- (1) 以下の点について情報を把握できた
 - ① 国家賠償法制定前の国家賠償現状
 - ② 国家賠償法制定の必要性に対する認識度
 - ③ 国家賠償要件、刑事補償責任、求償、国家賠償法の必要な内容
 - ④ 国家賠償法の社会影響（積極性、消極性）
 - ⑤ 国家予算への影響
- (2) 起草委員会が上記の情報に基づき、ベトナムの現状に見合った草案を検討できた。
- (3) 国会議員に十分な根拠で納得させた。その結果、国家賠償法が可決された。
- ・ 国家賠償法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点は以下の通り

ワークショップがより柔軟に行えば良い。すなわち、必ずしも終日ではなく、半日でも良い。草案委員全員が最後まで参加できるようにワークショップがハノイから少し離れたところで行った方が良い。日本人専門家は全てのワークショップに参加する必要がない。草案に対するローカルコンサルタントの評価があれば、草案の課題へのアクセスがより効果である。
- ・ 手引書の作成理由について

国家賠償法が初めて制定されたので今までの実施経験がなかった。国家賠償機関が分散される。法の実施が統一して行うために業務説明手引きが必要である。また、この実務手引きについて国内専門家だけでなく、日本人専門家の意見が必要である。
- ・ 手引き作成プロセスについて

要領の作成（できた）、内容作成（通達待ち）、最終ドラフトが出来上がれば、日本人専門家のコメントをしてもらおう。その後、完成版を作成し、印刷する。
- ・ 日本からのインプットが役に立った部分は、本邦研修、国家賠償法草案、施行細則に対する日本人専門家による知見、コメント、手引きの作成支援

3. 民事経済局—民法改正草案起草関係者

(1) 日時：6月14日 16：30

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Nguyen Am Hieu

所属先：司法省民事経済副局長

本プロジェクトにおける立場：（コンポーネント3）2005年民法改正草案起草メンバー

【確認項目】

- ・ 改正民法の起草作業について、これまでのワークショップは役に立ったか。具体的にどのような点で役に立ったか。
- ・ 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることは何か。

【確認結果】

- ・ 改正民法の起草作業について、これまでのワークショップは役に立った。具体的に役に立った点について

- ① 今回の民法改正は、2005年民法の抜本的な改正を目指す。これまでのワークショップでは、全国から集まった学者、実務家、法律家が参加して、財産権法、契約法など2005年民法の重要部分に関する問題点を指摘して、議論した。その上で、財産法、契約法の改正草案を検討した。
- ② 日本人専門家は、日本民法の基本理論を十分理解しているのはもちろん、ベトナム民法を大変詳しく研究したので、草案起草者の質問に熱心に答えて、また改正草案の具体的な条項に対する問題点の指摘、詳しいコメントをできた。これらのコメントは、すばらしいもので、草案の起草作業にとっても役に立った。
- ・ 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることについて
 - ① ベトナム民法の体系、構造（章立て）に関する日本人専門家、学者の提案
 - ② 今後、民法改正草案に関するワークショップ、研究会は、現行のやり方の他、日本における学者、短期専門家の知見を活用するために、JICA-netを通じて行うことは適切である。ただし、JICA-netの会議時間はより長く設けてほしい。
 - ③ 民法改正に関する本邦研修を希望する。

(2) 日時：6月16日 8：30

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Ms. Hoang Thi Thuy Hang

所属先：司法省民事経済局専門家、

本プロジェクトにおける立場：（コンポーネント3）2005年民法改正草案起草メンバー、財産権法の改正草案作成の担当

名前：Ms. Nguyen Thi Hanh

所属先：司法省民事経済局専門家

本プロジェクトにおける立場：（コンポーネント3）2005年民法改正草案起草メンバー、契約法の改正草案作成の担当

【確認項目】

- ・ 改正民法の起草作業について、これまでのワークショップは役に立ったか。具体的にどのような点で役に立ったか。
- ・ 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることは何か。

【確認結果】

- ・ 改正民法の起草作業について、これまでのワークショップはととても役に立った。具体的に役に立ったどのような点について
 - ① ワークショップは、日本人専門家、ベトナムの民法学者、実務家、法律家及び関係機関が参加して、民法の問題点を指摘して、改正草案について詳しく議論する場を提供した。
 - ② ワークショップでは、日本人専門家は熱心に日本民法の起草理論、物件法論、債権法論を説明して、その上でベトナム民法の改正草案について丁寧に問題点を指摘して、コメントを出した。ベトナム参加者、とりわけ、改正草案作成メンバーにとってこれらの情報、指摘、コメントはととても参考になる情報であると考え。また、日本人専

専門家による指摘、コメントは押付けの形で行われるのではなく、草案起草メンバーにアイデア、考え方を提案する形で行われている。草案起草メンバーはこれらのコメント、指摘を受け入れて、ベトナム状況に考慮して適切な条項を作るという草案作成作業に大変役に立っている。

- ③ ワークショップは、日本人専門家とベトナム専門家官の質疑応答、議論が活発に行われて、その結果として、民法の基礎理論に関する参加者の理解が深まり、また改正草案条項の趣旨、目的、内容がより明確になった。これは、改正草案における説得性の高い条項の作成に繋がる。
- ④ 日本の専門家による以下のコメントは、草案にも反映された。
- ▶ 所有権の概念
 - ▶ 占有に関する規定の導入
 - ▶ 物権、債権という規定の導入
 - ▶ 担保物権と担保債権の区別
 - ▶ 短い時効、長い時効
 - ▶ 形式が必要な取引
 - ▶ 家族世帯
 - ▶ 改正民法の起草作業について、今後日本に期待していることについて
- RIAを行うスキルの研修、RIAの実施
 家族世帯に関するサーベイ
 本邦研修
 ワークショップの継続実施
 JICA-NET研究会の実施
 日本人専門家の改正草案に関するコメントペーパー、提案書の提供
 日本の民法改正議論に関する最新情報の提供
 日本民法のベトナム語訳バージョンの提供

4. 司法扶助局

日時：6月10日 15:30

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Nguyen Van Ve

所属先：司法省司法扶助局職員、公証人担当

本プロジェクトにおける立場：ワークショップ、トレーニングコースの担当者

【分析事項】

公証実務に関し、公証人からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 公証実務に関する、公証人からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。

- ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、日本からのインプットにより得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。

【確認結果】

- ・ 公証実務に関する、公証人からの問合せやサポートの依頼がある。その内容については、公証実務（取引契約、相続）、また法律が明記していない内容（例えば、公証文書の原本という概念、「国家公証」には、民間公証事務所を含めるかどうか、公証に対する公証人の責任、公証事務所の責任、委任契約を定める政令75/2000/ND-CP号第48条第1項の規定と2006年公証法との関係、相続財産の公示を定める政令181/2004/ND-CP、通達04/2006/TTLT-BTP-BTNMT号と2006年公証法との関係）がほとんどである。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。
公証事務所からの問合せ、サポート依頼もあるが、基本的に地方の司法局を通じて問合せ、サポートの依頼が多い。問合せに対して、正確性を保つために、公文書で回答することがほとんどである。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
法律規定が不明確な事項、複数の法律で定めている事項について問合せ、サポートの依頼先への回答が困難である。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。
司法扶助局は実際の実務の問合せ、サポートの依頼事項をまとめて、これらをトレーニングコースのトレーニングテーマにして、トレーニングコースを行った。その結果、受講者、とりわけ新規公証人、新規設立された公証事務所は、他の公証人、公証事務所が直面している問題、困難に関する処理方法、公証実務を理解できた。また、トレーニングコースで受講者である公証人は、実務上の困難、疑問点を教官に直接質問して、処理方法を教えてもらうことができる。そして、司法扶助局は、トレーニングコースで、公証人が直面している問題、困難を公証人の生の声で聞く機会があり、今後の問合せ、サポートの依頼に反映させることができる。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、日本からのインプットにより得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。
JICAプロジェクトの支援の下で実施されたトレーニングコースでは、受講者である公証人は、実務上の困難、疑問点を教官に直接質問して、処理方法を教えてもらうことができる。そして、司法扶助局は、トレーニングコースで、公証人が直面している問題、困難を公証人の生の声で聞く機会があり、今後の問合せ、サポートの依頼に反映させることができる。また、トレーニングコースに参加する公証人同士が互いに交流して、協力関係を結ぶことができた。

日時：6月11日 9：00

場所：電話によるインタビュー

インタビュー相手：

名前：Ms. Nguyen Hong Van

所属先：Hoang Ha 公証事務所

本プロジェクトにおける立場：トレーニングコースの参加者

【分析事項】

公証人が、公証実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているか、また従前と比べて改善されたかを確認する。

【確認項目】

- ・ 公証実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。
公証実務に関して、難しさを感じている点は、同一事項について法律規定が複数存在して、整合性が欠いていることである。
- ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがある。依頼内容は、法律が明確に定めていない事項、または複数の法律規定が同一事項を定める場合、法律の適用に関する問合せをした。
- ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものである。
具体的に、実務のやり方を詳しく説明して、公証の安全を図るので適切であると考えられる。
- ・ 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善された点はあるか。
公証事務所は1年前に開設されたので、2～3年前と比べられない。
- ・ 参加したトレーニングコースのテーマは、公証実務である。それは新しい公証人のニーズに合致していた。
- ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は、取引、相続の公証に関する法律規定、実務の手続、公証上の注意事項である。
- ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったが、具体的な事例を取り上げて、説明すれば、さらに役に立つ。
- ・ 公証実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っている。具体的に役に立っている内容は、公証人として理解、把握すべき法律規定に関する知識、取引、相続に関する公証手続、公証実務上の注意事項である。
- ・ 他の公証人に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。トレーニングコースで配布されたトレーニング資料はかなり詳細にわたって説明されたので、この資料を他の公証人にも紹介した。これらの資料は実務上役に立つと評価された。

5. 司法管理局

日時：6月11日 14：00

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Nguyen Quoc Cuong

所属先：司法省司法管理局長

本プロジェクトにおける立場：ワークショップ、トレーニングコースの担当者

名前：Ms. Tran Thi Le Hoa

所属先：司法省司法管理局職員

本プロジェクトにおける立場：ワークショップ、トレーニングコースの担当者

【分析事項】

戸籍実務に関し、関連機関職員からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 戸籍実務に関する、関係機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、日本からのインプットにより得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。

【確認結果】

- ・ 戸籍実務に関する、関係機関職員からの問合せやサポートの依頼がたくさんある。その内容は、戸籍実務（戸籍簿に記載した本人の名前と出生証明書、身分証明書などに記載した本人の名前が異なる場合には、戸籍簿に記載した名前を訂正することができるかどうか、戸籍簿に記載した生年月日と出生証明書に記載した本人の生年月日と異なる場合に、戸籍簿に記載した生年月日の訂正を認められるかどうか、ベトナム人と外国人の結婚届の処理、ベトナム人と外国人間の子供の国籍の選択）、戸籍に関する法規範文書の解釈適用。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理は、公文書で、司法局を通じて回答する。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は、同一事項に関する法律規定が複数存在して、整合性を欠いている事項、法律に定めていない事項である。今後、戸籍法の制定が必要であると考えられる。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはある。役に立った点は以下の通りである。
司法管理局は各地方の司法局からの実際的な問合せ、サポートの依頼事項をまとめて、これらをトレーニングコースのトレーニングテーマにして、講義を行った。その結果、受講者、とりわけ、山岳地帯、農村地帯の行政端末の戸籍官が実務上直面している問題、困難に対する処理し方を理解できた。また、トレーニングコースで受講者である戸籍官と、教官である司法管理局の担当者との間で質疑応答が行われて、実務上の困難、疑問点を教官に訴えて、処理方法を教えてもらうことができた。そして、司法管理局は、このトレーニングコースを通じて、戸籍官の困っている事項、困難を戸籍官の生の声で聞く機会が得られ、今後の問合せ、サポートの依頼に反映させることができる。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、日本からのインプットにより得られた教訓な

どで役に立っているものはある。役に立っている点は以下の通りである。

JICAプロジェクト支援の下で実施されたトレーニングコースでは、受講者である戸籍官と、教官である司法管理局の担当者との間で質疑応答が行われて、実務上の困難、疑問点を教官に訴えて、処理方法を教えてもらうことができた。そして、司法管理局は、このトレーニングコースを通じて、戸籍官の困っている事項、困難を戸籍官の生の声で聞く機会が得られ、今後の問合せ、サポートの依頼に反映させることができた。また、トレーニングコースに参加する戸籍官同士が互いに交流して、協力関係を結ぶことができた。

6. 担保取引登録局

日時：6月11日 15:30

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Ho Quang Huy

所属先：司法省担保取引登録局業務部長

本プロジェクトにおける立場：不動産登記法草案及び担保取引登録法草案の作成メンバー

名前：Ms. Nguyen Hoang Ha

所属先：司法省担保取引登録局業務部専門家

本プロジェクトにおける立場：不動産登記法草案及び担保取引登録法草案の作成メンバー

【分析事項】

不動産登記法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 不動産登記法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 不動産登記法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 不動産登記法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 不動産登記法の起草作業につき、困難だった点はあるか。起草の進捗が遅れた理由をどのように分析しているか。
- ・ 不動産登記法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 不動産登記法の起草作業について、ワークショップはとても役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) ワークショップは、法律専門家、関係機関が草案の基本事項について議論し、まとめる場を提供した。このワークショップは、ベトナム側の出席者が日本の不動産登記制度の経験、状況について日本人専門家から説明された情報を聞く重要な機会である。
 - (2) これらのワークショップで得られたコメント、指摘は、草案に反映された。そういう

意味で、これらのワークショップは草案起草に大変役に立った。

- (3) 日本人専門家が指摘、コメントしてもらった内容の多くが草案にも反映された。具体的には、登記対象について土地使用権を基にして登記をすること、不動産の登記機関の一体化、不動産に関する証明書の統一、登記の効果、などである。
- ・ 不動産登記法の起草作業について、本邦研修は役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) ベトナムと日本の不動産登記システムを比較して、ベトナムの不動産登記システムの問題点を理解できた。例えば、不動産の種類、所有権者の種類によって、登記制度が異なる。また、不動産の種類によって登記の法的な効果が異なる。具他的には、土地使用権、建物の所有権、土地賃借の抵当権登記のみが日本の不動産登記と同様である。それに対して、土地使用権、土地に定着する不動産の登記は、物権の効力発生の要件である。そして、ベトナムの現行登記システムでは、登記の管轄権は、不動産の所在地及び登記申請者の両方で決められる。その結果、登記システムが分散され、不動産に関する情報も分散されて不便である。
 - (2) これらの問題点を理解する上で、日本の不動産登記システムを参考にして、ベトナム不動産登記法草案をさらに整備していく。民法、土地法、住宅法などの実体法と不動産登記法の手続法との整合性を図る。
- ・ 不動産登記法の起草作業について、サーベイは役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) 不動産登記の管轄権が分散されたことによって、どんな問題が実際存在しているかは明らかになった。
 - (2) 登記情報の入力制度が整備されていないことが判明した。
 - (3) 複数の現行法律で定められている不動産登記手続は、不動産登記法で統一的に定める必要があることは明らかになった。
 - (4) 不動産登記情報の開示の必要性が明らかになった。
 - (5) 以上のように、このサーベイは本法草案の実効性、草案の重要事項の継続研究を裏付けるデータ、生の声を収集するものとして、極めて重要で不可欠の活動であった。
- ・ 不動産登記法の起草作業は、全般的に言えば円滑に行われた。ただし、不動産登記法草案について、政府と国会間の考え方が一致していないので、草案が国会に可決されていない。今後、国会議員の研究会への参加を積極的に行って、国会と政府との考え方を統一していくよう図るべきである。
- ・ 不動産登記法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点は以下の通りである。

これまでのワークショップ、研究会には主に、草案起草メンバー、法律専門家、学者が参加してきた。今後ワークショップの参加者を広めて、国会議員を含めて、関係機関の草案への理解、支持を得るように進めれば良い。

本邦研修を通じて、日本の不動産登記制度の実務経験を研修することを希望する。

【分析事項】

担保取引登録令の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 担保取引登録令の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 担保取引登録令の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 担保取引登録令の起草作業につき、困難だった点はあるか。起草の進捗が遅れた理由をどのように分析しているか。
- ・ 担保取引登録令の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 担保取引登録令の起草作業について、ワークショップは大変役に立った。具体的には以下の通りである。
 - (1) ワークショップでは、担保取引登録令草案について法律専門家、関係機関から重要な事項について意見を聴取することができた。
 - (2) 草案起草委員会は、日本人専門家が紹介した担保取引制度の実務を聞き、ベトナム経済社会の状況に見合った法規範、法理論を受け入れ、経済社会生活の需要に対応しながら、他の法律規定との整合性を保ち、世界の基準に通用する担保取引登録令草案を作成した。
- ・ 担保取引登録令の起草作業について、サーベイは役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) サーベイでは、担保取引登録を定める政令08/2000/ND-CP号の実施状況から以下の問題点が明らかになった。
 - ① 担保取引登録に関する法律規定が不備で、整合性が欠けている。
 - ② 担保取引登録業務について、船舶、飛行機を除く動産取引登録がデータベースシステムへの入力が遅れている。
 - ③ 担保取引登録に関する国家管理について、今までこの登録事業の管理が十分行われていない地方がある。登録制度のための人材、施設が十分整備されていない。担保取引登録に関する報告が十分行われていない。
 - (2) サーベイでは、政令08/2000/ND-CP号を代替する新しい担保取引登録政令草案の影響については以下の通り明らかになった。
 - ① 担保取引登録に関する法律の統一性の確保
 - ② 融資の促進、経済の競争力の向上
 - ③ 担保取引登録上の問題解決
 - ④ インターネットによる担保取引登録制度の構築
 - ⑤ 担保取引登録に対する国家管理の向上
- ・ 担保取引登録法草案の起草の進捗が遅れたのは、船舶、飛行機に関する登記、土地所有権の登記に関して司法省、資源環境省と交通運輸省の考え方が一致していなかったが、その後、考え方が一致された。
- ・ 担保取引登録令の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

これまでの通り支援活動を続けてほしい。

7. 登録官

日時：6月18日 14:00

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Le Minh Tuan

所属先：ダナン担保取引登録センター長

本プロジェクトにおける立場：トレーニングコースに参加した担保取引登録官

【分析事項】

担保取引登録官が、担保取引登録実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 担保取引登録実務に関し、難しさを感じている点があるか。その内容。
- ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがあるか。その内容。
- ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであったか。具体的にどのような点が適切だったか。
- ・ 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善されたか。それはどのような点か。
- ・ 参加したトレーニングコースのテーマは何か。それはニーズに合致していたか。
- ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は何か。
- ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だったか。具体的な例が取り上げられていたか。
- ・ 担保取引登録実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。
- ・ 他の担保取引登録官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しているか。その反響はあるか。

【確認結果】

- ・ 担保取引登録実務に関し、難しさを感じている点は以下の通りである。
法律に明記されていない事項、複数の法律の規定がある事項についてどのように処理すれば良いか困るときがある。例えば、工場、ドリリング・リグ（石油掘削装置）などは、動産として担保取引登録できるかどうか？
- ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがある。それは、法規範文書の解釈適用、法律が明記していない内容
- ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものである。助言は、具体的に実際の状況を理解して、それに対する法律の運営、提供の説明がわかりやすい。
- ・ 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善されたか。それはどのような点か。改善された。より迅速になった。
- ・ 参加したトレーニングコースのテーマは、土地使用权及び土地定着物に関する担保取引

登録法令及び登録業務の手続である。それはニーズに合致していた。

- ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は、土地使用権、不動産に関する担保取引登録法令、担保取引登録実務である。
- ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だった。具体的な例が取り上げられていた。
- ・ 担保取引登録実務を遂行するに際し、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っている。具体的に役に立っている内容は、不動産の担保取引登録に関する法規範文書、その運用及び、登録実務上の注意事項、複数法律が定める事項に関する処理方法。
- ・ 他の担保取引登録官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介している。トレーニングコースで配布された資料は、法規範文書、具体的な事例、実務上の注意事項が詳しく紹介され、とても有益であるので、他の登録官にも紹介した。実際にこれをよく使っている。

8. 民事執行局

日時：6月9日 15:00

場所：司法省会議室

インタビュー相手：

名前：Mr. Le Tuan Son

所属先：司法省民事判決執行総局専門家

本プロジェクトにおける立場：民事執行法草案の作成メンバー

【分析事項】(1)

民事判決執行法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 民事判決執行法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 民事判決執行法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 民事判決執行法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 民事判決執行法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 民事判決執行法の起草作業について、ワークショップは役に立った。具体的な役に立った内容は以下の通りである。草案1、6、8は複数のワークショップを通じて、日本人専門家、ベトナム草案起草メンバー、執行官などの間で議論された。これらの議論、コメントは、最終草案に反映された。とりわけ、執行機関の独立性、民事執行の透明性の確保、執行手続の迅速性、利便性、知的財産権を含め財産の差押、評価、競売などに関する日本人専門家によるコメント、指摘は草案起草作業に大変役に立った。その結果として、執行法は2008年に国会に可決された。
- ・ 民事判決執行法の起草作業について、本邦研修は役に立った。今回の本邦研修は、ベトナムの民事執行法の整備に極めて有益なものである。民事執行法は国会に制定されたが、

これは、ベトナムにおける民事執行法整備の第一歩であると考えられる。そういう意味で、今回の本邦研修は、民事執行法が制定されてから、外国の民事執行法の整備運営に関する最初の海外研修であるが、この研修では、実用性の高い情報及び経験を吸収できた。これらの情報は、ベトナムの今後の民事執行法の整備継続及び民事執行機関の体制作り、民事執行法の実施に関する方針を立てることに極めて役に立つ。役に立った内容は以下の通りである。

- ① 民事執行機関の有効性、効率性の観点から民事執行機関の組織体制
 - ② 執行官の独立性、国家機関、組織、個人の民事執行業務への不法的な干渉の防止
 - ③ 民事執行手続の透明性、迅速性
 - ④ 裁判所の判決、決定の執行に対する関係機関の協力体制の強化
 - ⑤ 強制差押、不動産という差押財産の処分、知的財産権に対する差押手続、手順
 - ⑥ 民事執行経費の削減を目的とする強制差押、差押財産の利用に関する手続、手順
 - ⑦ 裁判所の判決決定の執行請求と国民の基本権利の保障及び社会問題解決とのバランス（債権者の所有権、使用权、債務者への宿泊先の提供など）
 - ⑧ 民事執行に関する下位法規範文書の整備：財産登録、財産をめぐる紛争解決、民事執行において生じる財産権の処分（所有権の配当）、差押財産に関する紛争、民事執行財産に対する第三者の請求をめぐる紛争を解決する執行裁判官の設置、民事執行における損害賠償、涉外要素のある判決、決定の執行、民事執行に関する司法扶助などである。
- ・ 民事判決執行法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。サーベイが行われなかった。
 - ・ 民事判決執行法の起草作業に関する日本の支援に関しては、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。
民事判決執行法の起草作業に関する日本の支援はとても良かった。その結果として、民事執行法が制定された。今後、民事執行法の施行について、引き続きJICAプロジェクトの支援に期待している。

【分析事項】(2)

民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、司法省が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、執行官業務マニュアルはどのように活用されているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、プロジェクトで行った活動（地方サーベイ、地方ワークショップ等）で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。

- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。
- ・ 執行官業務マニュアルを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。他にも新たに作成したものはあるか。

【確認結果】

- ・ 民事判決執行実務に関する、執行官からの問合せやサポートの依頼がある。具体的には、民事執行に関する法規範文書の適用、解釈、複数の法律が同一事項について定める場合の適用順位、民事執行業務（土地使用権の差押手続、差押メンバー、評価委員会のメンバー、執行財産の調査、執行条件の調査、知的財産権の差押、評価、当事者の評価異議の解決など）である。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理は公文書で行われる。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
問合せやサポートの依頼の90%を処理できている。困難な事項は、土地使用権の譲渡、公証、財産の競売などを定める法律規定が整合性を欠けているので、執行財産の差押、競売に関する理解、考え方が異なる場合がある。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、プロジェクトで行った活動（地方サーベイ、地方ワークショップ等）で役に立っている。ワークショップ、サーベイで地方執行官が実務上、困っている問題は明らかにされたので、問合せやサポートの依頼の処理は、明確かつ詳細に行われた。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、トレーニングコースの実施により得られた教訓などで役に立っている。具体的には、トレーニングコースの実施により地方執行官が直面している問題、その解決策が議論されているので、これらの情報は問合せやサポートの依頼の処理に反映された。
- ・ 執行官業務マニュアルを作成した経緯について
地方サーベイ及びトレーニングコースを通じて、執行官が業務上、直面している問題が多く有ることは明らかになった。これに対して、法律規定が複数存在しており、また、施行細則も全ての状況をカバーできないので、執行官業務マニュアルは執行官にとって大変重要なものであると考えられる。
作成プロセスは、(1)執筆グループの設置、(2)問合せ、サポートの依頼、地方サーベイの結果などを基にして、マニュアル草案の内容を決める、(3)研究会を開き、マニュアル草案の内容を検討する、(4)マニュアルの執筆、(5)マニュアルの研究会の実施、(6)出版、配布である。
日本からのインプットが役に立つ。今後、作成されるマニュアルの草案に対する日本人専門家からのコメント、意見を求める。また、出版経費もJICAプロジェクトに期待する。

B. 最高人民裁判所、バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所

1. 問い合わせ対応に関する最高裁判理論研究所の裁判官と専門官へのインタビュー

日時：6月8日 9:00

場所：最高裁判所理論研究所会議室

インタビュー相手

名前：Mr. Chu Thanh Quang

所属先：最高裁判所理論研究所専門官

本プロジェクトにおける立場：下級裁判所の問い合わせ対応

【分析事項】

裁判実務に関する、下級審裁判官からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、最高裁が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 裁判実務に関する、司法省及び関連機関職員からの問合せやサポートの依頼があるか。その内容。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理はどのように行っているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は何か。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、判決書マニュアル、QAブックはどのように活用されているか。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、プロジェクトで行った活動（ワークショップ等）で役に立っているものはあるか。どのような点で役に立っているか。

【確認結果】

- ・ 裁判実務に関する、下級裁判所、関係機関からの問合せやサポートの依頼が毎年およそ40～60件がある。その内、裁判所以外の関係機関による問い合わせは毎年5～10件ほど、全体の10%を占めている。その内容は、法律適用がほとんどである。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理については、問い合わせの20～40%が公文書で回答、説明が行われている。残りの問い合わせ、サポートの依頼はまとめられ、それらに対して、ガイドラインの形で処理し、または法律、法令、最高裁判所の裁判官決議の改正を国会、国会常務委員会に提案するかたちで処理される。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は、法律、法令が不明確で、同一事項を定める複数の法律が存在し、これらの法律が整合性を欠けているので当事者の権利利益を十分保護できない場合がある。
- ・ 問合せやサポートの依頼は主に法律の解釈適用であるので、今後、民事訴訟法、刑事訴訟法に関するQAブックは活用されると考えられる。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、プロジェクトで行った活動（ワークショップ等）で役に立っている。具体的には、ワークショップでは、裁判実務上の経験、問題点、民事訴訟法、刑事訴訟法の問題点が議論、総括された。これらの情報は、問合せやサポートの依頼の処理に反映された。

2. 行政訴訟法起草グループメンバー

日時：6月8日 9:00

場所：最高裁判所理論研究所会議室

インタビュー相手

名前：Mr. Chu Thanh Quang

所属先：最高裁判所理論研究所専門官

本プロジェクトにおける立場：行政訴訟法起草グループメンバー

【分析事項】

行政訴訟法の起草に関し、最高裁が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 行政訴訟法の起草作業について、ワークショップは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。
- ・ 行政訴訟法の起草作業について、本邦研修は役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。
- ・ 行政訴訟法の起草作業について、サーベイは役に立ったか。具体的にどのような内容が役に立ったか。
- ・ 行政訴訟法の起草作業に関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 行政訴訟法の起草作業について、ワークショップは役に立った。具体的に役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) ワークショップでは、草案起草メンバーは、草案の趣旨目的、主要事項を地方裁判官に直接説明することができた。
 - (2) ワークショップはハノイ及びカントで行われた。ハノイでは北部各地の裁判所長、行政裁判部長、司法局の幹部、関係機関の代表者、カントでは南部各地の裁判所長、行政裁判部長、司法局の幹部、関係機関の代表者が参加して、行政訴訟法草案の主要事項について活発にコメント、指摘、議論した。
 - (3) 日本人専門家が日本の行政事件訴訟法と比較した上で、草案に対して詳細なコメントを出した。
 - (4) これらのコメントは、草案起草作業に大変有益で役に立った。多くの意見、コメントは草案に反映された。
- ・ 行政訴訟法の起草作業について、本邦研修は今回の研修に参加したメンバーは主に草案起草委員会であるため、日本人専門家から紹介された以下の内容は、参加者にとって極めて有益で、草案起草作業に大変役に立った。具体的に役に立った内容は以下の通りである。
 - (1) 日本の裁判所の管轄権
 - (2) 日本の行政事件訴訟制度
 - (3) 訴訟提起の前提条件
 - (4) 行政訴訟の手續

- (5) 訴訟機関及び訴訟の当事者
 - (6) 訴訟条件
 - (7) 証拠の提起及び収集
 - (8) 判決効力
 - (9) 行政処分の停止
- ・ 行政訴訟法の起草作業に関する日本の支援は効果が高く、とても良かった。その結果として、行政訴訟法草案は2010年の国会に提出され、審議された。同草案は来年の国会で可決される予定である。従って、このような支援が今後も継続することを望む。

3. バクニン省の省級裁判官、県級裁判官

日時：6月8日 14:00

場所：バクニン省の省級裁判所会議室

インタビュー相手

名前：Mr. Nguyen Van Vu

所属先：バクニン省の省級裁判所民事裁判部長

本プロジェクトにおける立場：コンポーネント1、2の参加者

名前：Mr. Vu Cong Dong

所属先：バクニン省の省級裁判所民事裁判官

本プロジェクトにおける立場：コンポーネント1、2の参加者

【分析事項】(1)

バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 各年の統計の結果をどう評価しているか。
- ・ 各々の件数の推移をどう評価しているか。
- ・ 実務改善の結果が、統計に表れていると考えているか。その根拠は何か。
- ・ 実務改善の結果が統計に表れていないとすると、その理由は何か。統計以外に、実務改善の結果が表れる指標があるか。

【確認結果】

- ・ 各年の統計の結果の評価について
各年の統計結果は、県級裁判所の管轄権の強化、裁判実務の事実を反映していると言える。
- ・ 各々の件数の推移評価について
省級裁判所の担当した事件について
刑事事件については、省級裁判所が担当した初審、控訴審の判決数が減っている傾向がある。特に初審判決は減っている。具体的には、2007年に81件、2009年に30件であった。その理由は、県級裁判所の管轄権が強化されたからである。これに対して、省級裁判所が担当した民事判決の数は平均件数と変わらない。ただし、省級裁判所が担当した商事

判決は毎年増加する傾向がある。特に2006年から2009年までの間に、商事判決の数が最も多く、27件であった。その理由は、バクニン省の経済発展に伴って商事経済の紛争も増えているからである。

県級裁判所が担当した事件について

2006年から2009年までの統計データから明らかになったのは、県級裁判所が受理した事件数が刑事、民事、商事の全ての分野で毎年増えている。これは、司法改革によって県級裁判所の管轄権が強化された結果である。また、経済社会の発展に伴って事件数も増えると言える。

- ・ 実務改善の結果は統計に表れていると考えられる。その根拠は、判決のクオリティが改善され、抗議、控訴された県級裁判所の判決数が減っていることである。具体的には、2006年に県級裁判所が担当した刑事事件472件の内に98件（20.7%を占める）が抗議、控訴された。これに対して2009年に県級裁判所が担当した刑事事件604件の内に101件（16.7%を占める）が抗議、控訴された。

また、裁判実務の改善は、判決のクオリティにも反映された。そして、裁判所の裁判実務に対する国民の告発・不服申し立ての件数も減っていること自体は、裁判実務の改善を表れている。

【分析事項】(2)

バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 裁判記録の内容の変化をどう評価しているか。特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。
- ・ 訴訟手続の改善（当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等）に関する取り組み及びその成果について、どう評価しているか。
- ・ どの裁判記録から、訴訟手続の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の裁判記録との違いはどのような点にあるか（裁判記録の写しの提出を受ける）。
- ・ QAブックは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。
- ・ QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。

【確認結果】

- ・ 裁判記録の内容の変化をどう評価しているか。特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。
JICAプロジェクトの提案に基づき、最高人民裁判所は、裁判記録の内容、書式を変更して、これをガイドラインのかたちで下級裁判所に指導した。これらの変更は、裁判実務に役に立った。具体的には、当事者の供述聴取計画が事前に立てられ、この計画に基づき、裁判官は訴訟の早い段階から、当事者の陳述、供述を聴取し、当事者間の和解手続に参加して、最高裁のガイドラインに基づき、当事者の陳述書、供述書、和解文書などの裁判記録を作成するので、記載事項が論理性、適切性が確保される。そして、記載内

容に関する説明は妥当性が向上され、根拠条文の明確性も改善された。その結果として、当事者の権利利益の保護が強化された。

- ・ 訴訟手続の改善（当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等）に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。

JICAプロジェクトのワークショップを通じて、民事訴訟、刑事訴訟上の実務改善が議論され、改善点が明らかにされた。バクニン省裁判省は、現行の訴訟手続を厳格に従いながら、これらの成果を裁判実務への活用を試みた。例えば、裁判官は、民事事件において、当事者間の争点、紛争種類を手続の早い段階から明確にして、訴訟を進めることなどである。その結果として、裁判官は、事件の審理において紛争の重点を絞って、適正な判断をして、訴訟を進めることが可能になった。

- ・ 訴訟手続の改善が読み取れる裁判記録は、当事者の陳述書、和解調書の事実説明の部分がより簡潔で、論理性、明確性が得られた（参考資料：裁判記録の写し）。
- ・ QAブックは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。

QAブック作成部会のメンバーの立場からすれば、QAブックは裁判実務の改善にとっても役に立つと考えられる。現在、QAブックの最終ドラフトが作成されており、今後、裁判官全員に配布されると考えられる。具体的に役に立つと考えられる部分は、訴訟法の解釈適用である。例えば、訴訟参加者である利害関係者の解釈、仮保全命令の適用、訴訟文書の適切な送達の意味の確認、民事訴訟法第29条第4項に定める「法律が定めるその他の商事紛争」とはどんな紛争なのか、「営利目的」とは何か、紛争種類別の管轄権の確認、審級別の管轄権の確認、土地紛争事件における裁判所と関係機関の管轄権の区別、公判期日の延期などである。

- ・ QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。

QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っている。具体的には、ワークショップで、訴訟法の問題点、裁判実務上の困難が裁判官によって提起され、議論された。これは、裁判手続の改善に繋がるものとして参考になる有益な情報であると考えられる。

【分析事項】(3)

バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 判決書の改善に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。
- ・ どの判決書から、判決書の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の判決書との違いはどのような点にあるか（判決書の写しの提出を受ける）。
- ・ 判決書マニュアル（ドラフト）は、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。
- ・ 判決書ワークショップは、判決書の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。

【確認結果】

- ・ 判決書の改善に関する取り組みは正しい方向に進めているし、成果が得られていると考えられる。裁判官は判決書を書くときに、最高人民裁判所の書式に従って記載するが、JICAプロジェクトの活動の一環として行われた判決書きワークショップ、及び判決書の改善に関する取り組みによって裁判官の判決書を書く能力が向上された。特に最近では判決書マニュアルが裁判官にとって重要な手引きである。
- ・ 下級裁判官の判決書の書き方もかなり改善された。とりわけ、事実部分、判断部分では、要件事実に沿って、記載された。また、根拠、法律規定の引用もわかりやすく記載された。判決書マニュアルが作成される前に、判決書における事実部分については、紛争解決に関係しない事実も記載されたり、紛争の争点が明確に読み取れなかったり、また、事実を、当事者の陳述や主張そのままをの写しのような形で書かれたりした判決書が見られた（参考資料：判決書の写し）。
- ・ 判決書マニュアル（ドラフト）は、裁判官とりわけ下級裁判官の判決書の改善にとっても役に立つ。具体的には、裁判官は、判決書マニュアルを通じて、判決書の基本原則、事実、判断、決定という判決書の各部分の書き方や注意事項を把握できる。また、判決書マニュアルには、判決書サンプルも載せられ、判決書を書く裁判官にとって、有益で参考になる。その結果として、判決書の実事説明部分の論理性、適切性、判断部分の妥当性、根拠条文の明確性が改善、向上されたと言える。
- ・ 判決書ワークショップは、判決書の改善に役に立った。ワークショップに参加する裁判官は、最高裁判所の判決書のサンプル、判決書きの説明を受けて、書き方を理解して、どのように書ければ、判決の文書が簡潔で、かつ明確性、適切性、妥当性、根拠条文の明確性が確保できるかというスキルを身に付けられる。

【分析事項】(4)

バクニン省の裁判官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 刑事手続マニュアルをどう評価しているか。
- ・ 刑事手続マニュアルは、刑事事件の処理に役立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。
- ・ 刑事手続マニュアルについて、作成経緯や作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。他にも新たに作成したものはあるか。

【確認結果】

- ・ 刑事手続マニュアルは刑事事件の審理に当たり、役に立つ法律規定の引用、また、科学性の高いものである。具体的には、このマニュアルでは、刑事訴訟の各段階において、裁判官が適正な認定、判断をするためにどんな法律規定を調べて、何を検討すべきか、どんな業務を行うべきか、その方法は、などについて詳しく説明された。ただし、このマニュアルはいくつかの弱点がある。それは、刑事事件の解決にあたって、裁判官及び書記官が行うべき業務、スキルの全てが十分説明できていないこと、引用すべき法律文書が足りていないことである。

- ・ 刑事手続マニュアルは、刑事事件の処理に役立っている。具体的には、刑事訴訟の各段階で、どんな法規範文書を検討すべきかは示されたので、裁判官にとって便利である。その結果として、円滑、迅速かつ適正な裁判に繋がる。また、刑事手続マニュアルでは、事件解決に当たって行うべき主要な業務、スキルが記載されたので、裁判官、書記官には参考になる資料である。
- ・ 刑事手続マニュアルについて、作成経緯や作成プロセスは以下の通りである。
 - ステップ 1：裁判官、書記官、審査官、裁判所専門官など裁判実務家、法律家、学者、大学教授、弁護士の意見を聴取
 - ステップ 2：聴取した意見をまとめて、研究会で討論
 - ステップ 3：刑事手続マニュアルの要領を作成
 - ステップ 4：詳細な要領に関する関係者の意見を聴取
 - ステップ 5：刑事手続マニュアルドラフトの執筆、完成
- ・ 日本からのインプットがとても役に立った。日本人専門家から得られた日本の刑事手続に関する情報、経験はとても参考になった。ベトナムの状況に見合った日本の経験は、執筆者に受け入れられ、刑事手続マニュアルに反映された。今後、裁判官、裁判所職員にとって本当の刑事手引きになるように、引き続き、刑事マニュアルの内容を修正し、追加していく。

4. JA卒業生（最高裁国際協力局から紹介を受ける）

日時：6月8日 14:00

場所：バクニン省の省級裁判所会議室

インタビュー相手

名前：Mr. Tran Van Chinh

所属先：バクニン省の省級裁判所審査官

本プロジェクトにおける立場：JAの卒業生

【分析事項】

従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する（法令に関する教育が行われていることは分かっているので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する）。

【確認項目】

- ・ JAのカリキュラム、教職員、授業の充実度
- ・ JA卒業後の現在の職務とJAで学んだこととの関連性
- ・ JAの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。
- ・ JAの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができたか。
- ・ JAの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。
- ・ JAの教育によって、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。

- ・ J Aの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、どのような知識・技能が実務で役に立っているか。

【確認結果】

- ・ J Aのカリキュラムは充実されている。実務スキルの研修は主な内容である。カリキュラムには裁判実務に関する専門知識及び、具体的な民事・刑事訴訟の基本的なスキルが含まれる。教職員は、J Aの常務教官の他、実務家が非常勤教官として授業を担当している場合が多い。非常勤教官の中で、裁判官の講義は、他の実務家より高く評価されている。授業は法実務の専門知識と裁判スキルが教えられているので充実していると考えられる。
- ・ J A卒業後の現在の職務とJ Aで学んだこととの関連性については、裁判官養成コースに派遣された受講者は、全て裁判所の書記官、審査官であり、卒業後、裁判所に戻って、引き続き書記官、審査官として勤務する。また、裁判官として任命される人もいる。これらの裁判職員が担当する業務はJ Aで学んだこととよく関連している。J A卒業後の職員の成績を見れば、J Aで学んだことは、これらの職員の業務にとっても役に立つと言える。
- ・ J Aの教育内容として、実務的な観点からの教育は主要である。法令に関する教育はあくまで実務に関わるものである。
- ・ J Aの教育を通じて、現在従事している職務のイメージを把握することができたか。J A卒業後、裁判官に任命された人には、J Aの教育は、裁判実務、訴訟手続、事件の審理スキルであるので、現在従事している職務のイメージが把握できた。
- ・ J Aの教育を通じて、現在従事している職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができた。
- ・ J Aの教育によって、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。
- ・ J Aの教育で得られた実務的な知識・技能のうち、実務で役に立っている知識・技能は事件受理、事件審査、事件解決、和解、当事者の尋問など裁判実務、訴訟手続である。

5. 外部講師としてJ Aで講義を行っている裁判官

日時：6月8日 14:00

場所：バクニン省の省級裁判所会議室

インタビュー相手

名前：Mr. Nguyen Van Vu

所属先：バクニン省の省級裁判所民事裁判部長

本プロジェクトにおける立場：外部講師としてJ Aで講義を行っている裁判官

【分析事項】

従前と比較して、J Aの卒業生が、J Aの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する（法令に関する教育が行われていることは分かっているので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する）。

【確認項目】

- ・ J Aのカリキュラム、教職員、授業の充実度
- ・ J A卒業後の職務と J Aで学んだこととの関連性
- ・ J Aの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。
- ・ J Aの教育を通じて、J Aの卒業生は、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。

【確認結果】

- ・ J Aのカリキュラムは裁判実務、事件解決のスキルを主要な教育内容として作成された。教職員は J Aの常務教官の他、裁判官、大学教授、法律家などの非常勤教官が法律知識、実務の専門知識が豊かな教官である。授業は法令教育の他、裁判実務、訴訟手続が主な内容であるので、充実度が確保される。
- ・ J A卒業後の職務と J Aで学んだこととの関連性について、J Aの研修生は、元々は裁判所、検察庁、執行機関など司法機関の職員であるため、J A卒業後、裁判官、検察官に任命されるかまたは元の仕事に戻るため、J Aで獲得した知識は彼らの業務にとっても有益である。
- ・ J Aの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われている。J Aの教育内容には、土地法、契約外の損害賠償などテーマ別の法令教育があるが、教育の内容にはやはり裁判実務の分量が多い。
- ・ J Aの教育を通じて、J Aの卒業生は、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。例えば、審査官、書記官は、J Aの教育で得られた裁判実務、事件審理の技能、知識を現在の職務に役に立っている。

C. 最高人民検察院、バクニン省級人民検察院、バクニン省内の県級人民検察院

1. バクニン省級人民検察院

(1) コンポーネント 1・2 (統計関係)

日時：6月8日 14:00

場所：バクニン省級人民検察院

インタビュー相手

名前：Mr. Phung Duc Khiem

所属先：バクニン省級人民検察院検察官

本プロジェクトにおける立場：バクニン省におけるパイロットプロジェクトの担当者

【分析事項】

バクニン省の検察官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 各年の統計の結果をどう評価しているか。
- ・ 各々の件数の推移をどう評価しているか。
- ・ 実務改善の結果が、統計に表れていると考えているか。その根拠。

- ・ 実務改善の結果が統計に表れていないとすると、その理由は何か。統計以外に、実務改善の結果が表れる指標があるか。

【確認結果】

- ・ 各年の統計の結果は、実務の状況を反映している。県級裁判所、県級検察院の第一審の公訴権が強化されたため、2006年から2009年における県級検察院が訴追した第一審刑事事件が毎年増加しており、省級検察院が訴追した第一審刑事事件が減っている。
- ・ 各々の件数の推移は、県級検察院の公訴権の強化に反映している。また、経済社会の発展に伴って、省における事件も増えている。
- ・ 実務改善の結果が、統計に表れていると考えている。控訴、異議申立られた県級裁判所の判決の割合が減っているからである。

(2) コンポーネント 1・2（裁判手続関係）

【分析事項】

バクニン省の検察官が、バクニン省における裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認事項】

- ・ 裁判記録の内容の変化をどう評価しているか。特に、記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性等に関する評価はどうか。
- ・ 訴訟手続の改善（当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等）に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。
- ・ どの裁判記録から、訴訟手続の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の裁判記録との違いはどのような点にあるか。
- ・ 検察官の議論、尋問、立証活動の質が向上しているか。プロジェクト活動は質の向上の役に立っているのか。どのような点が役に立っているのか。

【確認結果】

- ・ 裁判記録の内容は全体的にみれば、改善されている。記載事項の適切性、説明の妥当性、根拠条文の明確性が確保されている。
- ・ 刑事訴訟手続上、裁判官は当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めることなどをしないので、評価できない。
- ・ 検察官の議論、尋問、立証活動の質が向上している。プロジェクト活動は、質の向上の役に立っている。プロジェクトの活動であるワークショップでは、議論、尋問、立証の技能、知識、これらの技能の向上対策に関する報告、発表が行われていた。また、ワークショップの参加者がこれらの内容について活発な討論を行っていた。このようなワークショップを通じて、検察官は、自ら能力強化に役に立つ有益な情報を得られた。また、これらのワークショップで省級・県級検察院は、省級・下級検察官の議論、尋問、立証の技能の現状、問題点を把握して、その対策も検討した。

(3) コンポーネント 1・2（他の関係者が参加したワークショップ関係）

【分析事項】

バクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員（警察官など）が、裁判実務

に関連する種々の問題点の共有化を図るための機会を設けているか。その成果達成において、プロジェクトはどのような貢献をしたのか。

【確認事項】

- ・ 各ワークショップにおいて、裁判実務に関し、誰がどのような発表を行い、どのような議論がなされ、その結果、どのような共通認識を持つことができたのか。
- ・ このようなワークショップの報告書や配布資料を、裁判所や弁護士会などにも配布していないのか。
- ・ 具体的に、プロジェクトのどのような活動が、バクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員が、裁判実務に関する問題点の共有化を図る上で有益であったのか。
- ・ ワークショップや配布資料のどのような点が、実務改善に有益であったのか。実際に実務で役立つ事例はあるか。

【確認結果】

- ・ JICAプロジェクト支援の下で、最高検察院とバクニン省級検察院は9つのワークショップを開催した。そのテーマは、主に刑事訴訟、刑事裁判実務に係るものである。下記の2つワークショップにおいて、裁判実務に関し、省級・県級検察院の検察官が以下の発表、議論を行った。

① 2007年8月「刑事事件における証拠、立証」の内容

- ▶ 「刑事事件における証拠、立証に関する理論、実務」に関するバクニン省検察院長の発表
- ▶ 「刑事訴訟における証拠の理論」最高検察院検察研究所代表者の発表
- ▶ 「ベトナムの刑事事件における弁護証拠」バクニン省検察院副院長の発表
- ▶ 「刑事事件の捜査業務における証拠の収集、評価」バクニン省捜査警察事務長の発表
- ▶ 「刑事事件における検察官の証拠収集、評価に対する監督経験方法」バクニン省検察院検察官の発表
- ▶ 「証拠に関する2003年刑事訴訟法の規定」最高検察院検察研究所の発表
- ▶ 「刑事事件の捜査調書、裁判記録—証拠物、証明資料」バクニン市検察院長の発表
- ▶ 「刑事訴訟における物証の収集、保管、引渡し」バクニン省検察官の発表
- ▶ 「刑事事件の控訴審における証拠、立証の理論、実務」バクニン省検察官の発表
- ▶ 「所有権侵害に関する捜査機関の証拠収集、評価の監督に関するバクニン市検察院の経験」バクニン市検察院副院長の発表
- ▶ 「日本の刑事実務における証拠、証明」伊藤文規専門家の発表
- ▶ その結果、証拠の収集、立証に関する法輪、法律規定、実務上の問題点、証拠収集、証明のスキル向上の対策、証拠収集、証明上の注意事項などに関する共通認識を持つことができた。

② 2007年10月「起訴状、議論書の書くスキル」ワークショップの内容

- ▶ 「起訴状及び議論書の理論及び現状」バクニン省検察院副院長の発表
- ▶ 「刑事訴訟における起訴状の意味、役割」最高検察院検察研究所副所長の発表
- ▶ 「公訴権の能力強化を図る起訴状の作成技能に関する理論、実務」バクニン省検

察官の発表

- ▶ 「起訴状及び議論書の作成に関する理論及び実務」 Giabinh 県検察院長の発表
- ▶ 「司法改革に対応する起訴状、議論書の質向上」 QueVo 県検察院副院長の発表
- ▶ 「起訴状の作成技能の向上に関する経験及び提案」 バクニン省検察官の発表
- ▶ 「起訴状、議論書の作成技能」 Tien Du 県検察院長の発表
- ▶ 「起訴状、議論書の作成技能」 Yen Phong 県検察院長の発表
- ▶ 「起訴状、議論書の作成技能」 Luong Tai 県検察院副院長の発表
- ▶ 「(検察院の任務を実施する重要な手段である) 起訴状、議論書」 Yen Phong 県検察官の発表
- ▶ 「省級及び県級検察官の起訴状、議論書の作成技能」 バクニン省検察官の発表
- ▶ 「起訴状、議論書の作成技能」 バクニン省検察官の発表
- ▶ 「議論書の作成技能の現状」 バクニン市検察官の発表
- ▶ 「起訴状、議論書の作成技能の現状、その技能の向上に関する提案」 Tu Son 県検察官の発表
- ▶ 「交通運輸の規定に違反した犯罪に対する起訴状、議論書の作成技能」 Thuan Thanh 県検察官の発表

その結果、起訴状、議論書の作成技能の現状、問題点、作成技能の質の向上に関する共通認識を持つことができた。

- ・ このようなワークショップの報告書や配布資料を裁判所の参加者、弁護士などにも配布していた。
- ・ 具体的に、プロジェクトのどのような活動が、バクニン省の裁判官、検察官、弁護士、その他法律関連職員が、裁判実務に関する問題点の共有化を図る上で有益であった。

(4) コンポーネント 1・2 (起訴状関係)

【確認事項】

- ・ 起訴状の改善に関する取組み及びその成果について、どう評価しているか。
- ・ どの起訴状から、起訴状の改善が読み取れるか。プロジェクト開始前の同種事案の起訴状との違いはどのような点にあるか (起訴状の写しの提出を受ける)。
- ・ 検察官マニュアルは、起訴状の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。
- ・ 起訴状ワークショップは、起訴状の改善に役に立ったか。具体的にどの部分が役に立ったか。

【インタビューの際の留意事項】

改善された点については、具体的に起訴状のどの部分かを確認する。

【確認結果】

- ・ 起訴状の改善に関する取組みはバクニン省検察院及び県級検察院で積極的に進められた。2008年にバクニン省内の検察官コンテストにおいて、起訴状の作成という試験項目も導入された。その成果がとても良かった。検察官の起訴状の作成能力、スキルが向上された。
- ・ 省級検察院の第一審事件の起訴状では、改善が読み取れた。プロジェクト開始前の同種事案の起訴状との違いは、事案では、犯罪者、犯罪目的、動機、犯行、罪名。

認定のための重要な根拠、罪名の軽減などの記載が簡潔で、内容が論理的で、説得力のある（参考資料：起訴状の写し）。

- ・ 検察官マニュアルは、起訴状の改善に役に立った。具体的に起訴状の記載すべき事項、文書の書き方、留意点などが詳しく分析・説明されたので活用しやすい。
- ・ 起訴状ワークショップは、起訴状の改善に役に立った。具体的には、バクニン省の検察官は、起訴状、議論書の作成技能の現状、問題点を詳細に討論して、また、作成の仕方、作成技能の質を向上するために検察官は何をするべきかということも指摘したので、これらの情報、発表資料は起訴状、議論書の作成にとっても役に立った。

2. 最高検検察理論研究所

(1) コンポーネント 1・2

日時：6月10日 9：00

場所：最高検検察理論研究所副所長室

インタビュー相手

名前：Mr. Vu Van Moc

所属先：最高検検察理論研究所副所長、パイロットプロジェクトの担当者

本プロジェクトにおける立場：最高検検察院カウンタパートの担当者

【分析事項】（地方機関からの問合せやサポートの依頼）

地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。また、問合せやサポートの処理に関して、最高検が日本の支援が役に立っていると評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 地方機関からの問合せやサポートの依頼がある。その内容は訴訟法の適用解釈である。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理は基本的に公文書で行う。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、困難な事項は法規範文書が不明確で、公安省、最高検検察院、最高裁判所、司法省など司法関係機関間の意見統一が必要な場合に、最高検検察院だけでは、解釈適用の指導、説明ができない。そのような場合には、関係省庁の共同通達の制定を提案した。
- ・ 検察官マニュアルの内容は、主に公訴権の実施技能及び司法活動の監督技能であり、法律解釈適用を深く触れていないので、地方機関からの法解釈適用に関する問合せやサポートの依頼にあまり活用されない。
- ・ 問合せやサポートの依頼の処理にあたり、バクニン省でのプロジェクト活動は役に立っている。プロジェクト活動であるワークショップで、検察官は刑事訴訟法の問題点、法の適用解釈に関する問題点、公訴権、司法監督権の行使に関する問題点を出して、議論したりするので、検察官実務に大変役に立っている。

(2) コンポーネント 3

【分析事項】

改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草に関し、司法省が日本の支援をどのように評価し

ているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業について、ワークショップは役に立った。ワークショップでは、検察官、実務家、関係機関の専門家から現行刑事訴訟法・検察院組織法の問題点に関して意見、コメントが出された。ワークショップを通じて、これらの法律運営上の問題が抽出されたので、今後、改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業に役に立つ。また、日本の専門家が熱心に日本の刑事訴訟法の法理論、実務に関する知識、経験を伝えて、ベトナムにとって大変参考になった。
- ・ 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業について、本邦研修は役に立った。具体的には、①日本側が、研修内容を十分に準備していたので、とても良い成果が得られた。②研修内容は充実しており、ベトナム側の関心する日本の刑事訴訟法及び訴訟実務について日本人専門家から丁寧に説明された。これらの内容は、ベトナムの刑事訴訟法の改正草案起草にとっても役に立った。③研修では、ベトナム刑事訴訟法改正内容、方針について日本側に説明して、日本の刑事訴訟法との比較検討ができた。
- ・ 改正刑事訴訟法・改正検察院組織法の起草作業に関する日本の支援は、他のドナーに比べて小さい。今後この部分の支援を強化してほしい。

(3) コンポーネント 2 (犯罪学センター)

【分析事項】

犯罪学センターに関し、最高検が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 犯罪学センター本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 犯罪学センターに関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 犯罪学センター本邦研修はとても役に立った。ベトナムでは、犯罪学研究は、新しい概念ではないが、これまで十分に重視されてこなかったので経験が極めて少ないが、本邦研修で紹介説明された研究方法、アプローチの仕方は、ベトナム研究者にとって大変参考になる情報である。
- ・ 犯罪学センターに関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。
犯罪学研究に関する本邦研修及び犯罪学研究方法、経験に関する日本人専門家の現地講義を継続実施を希望する。

(3) プロジェクト目標 (JA外部講師)

【分析事項】

従前と比較して、JAの卒業生が、JAの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっているので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する)。

【確認項目】

- ・ JAのカリキュラムは、教職員、授業の充実度

- ・ J A 卒業後の職務と J A で学んだこととの関連性
- ・ J A の教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。
- ・ J A の教育を通じて、J A の卒業生は、法令の知識だけではなく、現在従事している職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。

【確認結果】

現在、検察院は J A へ受講生を派遣しておらず、検察官学校で教育している。また、検察官実務について言えば、検察官学校では、教育カリキュラム、教官、授業が充実している。教官は経験の豊かな検察官が担当するので、検察官に必要な技能、実務を詳しく説明、講義することができる。

D. ベトナム弁護士会担当者

日時：6月23日 18:00

場所：電話によるインタビュー

インタビュー相手

名前：Mr. Luu Tien Dung

所属先：VBF 国際協力委員会委員長

本プロジェクトにおける立場：ベトナム弁護士会担当者

【分析事項】

VBF が日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 本邦研修は役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ セミナーは役に立ったか。具体的などのような内容が役に立ったか。
- ・ 日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。

【確認結果】

- ・ 本邦研修はとても役に立った。具体的には、以下の通りである。
 - (1) VBF と日弁連との間で戦略的なパートナー関係の構築が合意された。
 - (2) 日弁連と単位会との関係、弁護士会、日弁連の自律性、弁護士に対する日弁連及び単位会の倫理道徳や、実務研修活動について調べることができた。
 - (3) ベトナム側が関心する弁護士の職業倫理規程について、日弁連との間で意見を交換できた。
- ・ セミナーは役に立った。具体的には以下の通りである。
 - (1) セミナーは国際セミナーとしてとても成功した。ベトナム全国各地から大勢の弁護士が参加した。セミナーの内容は有益で、参加者が活発に議論した。
 - (2) 日本人短期専門家は、弁護士職務基本規程と倫理、日弁連・各単位弁護士会の組織構造と自律性、弁護士の研修制度について講義をした。
 - (3) 日本人短期専門家によれば、現在、日弁連及び単位会は、弁護士への継続研修に重視している。これに対して弁護士の養成は、最高裁判所に所属する司法研修所で行

われる。従って、弁護士の養成は十分な準備が必要である旨を助言した。

- (4) このセミナーの後、V B F は弁護士の養成及び継続研修について討論会を開いた。その結果として、現段階では、V B F は弁護士の継続研修に集中して、将来、弁護士の養成に引き続き検討するという方針が立てられた。
- (5) また、弁護士職業倫理規程の作成に当たり、日本人専門家の講義は有益なもので、参考になる情報がたくさん得られた。
- ・ 日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。これまでの日本の支援はとても円滑に行われている。この支援活動が引き続くように期待する。

E. 司法学院

1. J A 教職員

日時：6月28日 10:00

場所：司法学院の会議室

インタビュー相手

名前：Ms. Le Thu Ha

所属先：司法学院、執行官、公証人及びその他の司法職員の養成学部長

本プロジェクトにおける立場：参加者

【分析事項】

従前と比較して、J A の学生・卒業生が、J A の教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する（法令に関する教育が行われていることは分かっているので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する）。

【確認項目】

- ・ J A の教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われているか。
- ・ J A の教育内容が、実務からのフィードバックを受けて検証され、改善されているか。

【インタビューの留意事項】

客観的資料に基づく裏づけが必要なため、必要な資料の提供を求め、具体的にどの部分が改善されたのか確認する。

【確認結果】

- ・ J A の教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われている。J A の教育内容が法律に関する教育は、実務の観点から行われるので単なる法科大学での法学教育と異なる。J A の教育は、実務上必要なスキルや技能がカリキュラムや講義に取り込まれている。カリキュラムにおける実務技能の分量は、50%程度。法令の教育は15%程度。実務技能の研修ではケーススタディで行う。ケーススタディで使われる事例は実際の記録文書である。

(参考資料：公証人養成コースのカリキュラム、事例の記録書)

- ・ J A の教育内容が、実務からのフィードバックを受けて検証され、改善されている。具

体的には、J Aの外部教官は、豊かな経験を持つ執行官、公証人、裁判官、弁護士などの実務家なので、実務の必要な技能、スキルを講義に取り入れている。学部長は、講義、教官に対する研修生のコメントや意見を受け入れて、必要に応じて外部教官と意見交換をして教育内容の検証、改善を図っている。

(参考資料：公証人養成コースのカリキュラム、実務研修のための事例記録書、教材の写し)

2. J A学生

日時：6月28日 14:00

場所：司法学院の会議室

インタビュー相手

名前：Ms. Hoang Thi Hai

所属先：民間企業の法務部

本プロジェクトにおける立場：J Aの弁護士養成コースの学生

【分析事項】

従前と比較して、J Aの学生が、J Aの教育を通じて、実務的知識・技能を取得できていることを確認する(法令に関する教育が行われていることは分かっているので、それに加えて、実務的な観点からの教育がなされているかを確認する)。

【確認項目】

- ・ J Aの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていたか。
- ・ J Aの教育を通じて、今後従事する職務のイメージを把握することができたか。
- ・ J Aの教育を通じて、今後従事する職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたか。
- ・ J Aの教育によって、法令の知識だけではなく、今後従事する職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができたか。

【確認結果】

- ・ J Aの教育内容として、法令に関する教育に加えて、実務的な観点からの教育が行われていた。これはケーススタディ、模擬裁判、模擬相談などによって実務研修を行う。その他、実際の弁護士事務所も見学して、自ら弁護士の実務を研修していた。
- ・ J Aの教育を通じて、今後従事する職務のイメージを把握することができた。
J Aのコースで弁護士事務所の運営、クライアントとのやりとり、契約作成、法律相談、刑事、民事の弁護技能、訴訟手続上の必要な文書の作成技能などの知識を教えられていた。
- ・ J Aの教育を通じて、今後従事する職務において必要とされる知識・技能が何であるかを理解することができたと思う。J Aのコースで弁護士事務所の運営、クライアントとのやりとり、契約作成、法律相談、刑事、民事の弁護技能などの知識が教えられていた。
- ・ J Aの教育によって、法令の知識だけではなく、今後従事する職務上活用できる実務的な知識・技能を得ることができた。

資料レビュー報告書

ハノイ、2010年7月5日

目次

A. MOJ	5
A1 民事経済法部—国家賠償法関係	5
I. 国家賠償法手引書	5
II. 国家賠償法申立事例の報告書	5
III. 国会賠償法ワークショップ報告書	5
1. 2007年1月24日～26日の国家賠償法ワークショップ	5
2. 2007年3月13日～15日のワークショップ	6
3. 2007年7月18日の国家賠償法ワークショップ	6
4. 2007年8月16日のワークショップ	7
5. 2007年9月6日のワークショップ	7
6. 2007年9月17～18日のワークショップ	8
7. 2008年1月9日～10日のワークショップ	8
8. 2008年4月17日のワークショップ	9
9. 2008年6月23日のワークショップ	9
10. 2008年8月4日～6日のワークショップ	9
11. 2008年8月28日のワークショップ	10
12. 2009年3月30日のワークショップ	10
13. 2009年4月1日のワークショップ	10
14. 2009年8月20日のワークショップ	11
15. 2010年3月16日のワークショップ	11
IV. 国会賠償法 本邦研修報告書	12
V. 国家賠償法 大学や司法学院のテキスト	12
A2 民事経済法部—民法改正	14
I. 民法改正ワークショップ報告書	14
1. 2009年7月27日～28日の契約法ワークショップ	14
2. 2009年8月6日～7日の財産権法ワークショップ	15
3. 2009年12月8日の契約法ワークショップ	15

4. 2009年12月11日の財産権法ワークショップ	16
5. 2009年12月21日の財産権法ワークショップ	17
6. 2010年3月10日の契約法ワークショップ	18
7. 2010年5月26～27日の財産法・契約法ワークショップ	19
A3: 司法扶助部	21
I. 公証人トレーニングコースの報告書（国際協力局が作成した報告書の一部）	21
A4: 司法管理部	21
1. 戸籍官トレーニングの報告書	21
2. 戸籍官トレーニングのテキストブック	22
A5: 担保取引登録局	23
I. 不動産登記法サーベイ報告書、不動産登記法RIAサーベイ報告書	23
1. 不動産登記組織体制及び業務に関するサーベイ報告書	23
2. 不動産登記法サーベイ報告書	26
II. 不動産登記法のワークショップ報告書	27
1. 2008年8月25日～26日の不動産登記法草案に関するワークショップ	28
2. 2008年4月14日ワークショップ	29
3. 2008年4月16日の不動産登記法草案ワークショップ	32
III. 不動産登記法の本邦研修報告書	34
IV. 担保取引登録法のワークショップ報告書	35
1. 2008年8月11日ワークショップ	36
2. 2008年8月25日、26日、28日、29日の不動産登記法草案ドラフト8、担保取引登録法ドラフト 8	37
3. 2009年10月6日～7日の担保取引政令草案のワークショップ	37
V. 担保取引登録令のRIAサーベイ報告書	39
VI. 担保取引登録官トレーニングの報告書	41
VII. 担保取引登録官のQA集（ドラフト）	41

A 6 : 民事判決執行総局	43
I. 民事判決執行法のワークショップ報告書	43
1. 2007年7月24日～26日の民事判決執行法ワークショップ	43
2. 2008年12月18日～19日の日本、ベトナムの民事判決執行法ワークショップ	46
3. 2009年2月26日～27日の民事判決執行法ワークショップ	47
II. 民事判決執行法の本邦研修報告書	47
III. 民事判決執行法の運用状況にかかる統計・報告書	48
IV. 執行官トレーニングコースの報告書	51
B. 最高人民裁判所、バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所	52
1. バクニン省における控訴、再審、監督審申立に関する統計その他の資料（バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所）	52
2. バクニン省における民事判決執行に関する統計その他の資料（バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所）	53
3. バクニン省級裁判所の裁判記録（インタビューに基づき提出を受ける）	54
4. バクニン省級裁判所の判決書	55
5. バクニン省で作成している書記官事務官向け刑事手続マニュアル	63
6. 判決書マニュアル（ドラフト）のワークショップ報告書	64
7. QAブック作成のためのワークショップ報告書	64
8. バクニン省人民議会に提出している2006年、2007年、2008年、2009年報告書	64
9. 行政訴訟法のワークショップ報告書	66
10. 行政訴訟法の本邦研修報告書	68
C. 最高人民検察院、バクニン省級人民検察院、バクニン省内の県級人民検察院	68
1. バクニン省における統計	68
2. バクニン省における裁判の起訴状	69
3. 検察官マニュアル（ドラフト）のワークショップ報告書	69
4. 訴訟手続が改善されたことの裏付けとなる資料	69
5. 検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の質が向上したことを裏付ける資料	70
6. 問い合わせ対応の実績	75

7. 改正刑事訴訟法や改正検察院組織法の起草に向けた活動に関する資料.....	76
8. 刑事訴訟法ワークショップに関する報告書	76
9. 刑事訴訟法本邦研修に関する報告書.....	77
10. プロジェクト活動が紹介されている雑誌・記事などの資料.....	77
11. 犯罪学センター成立に向けた活動に関する資料.....	77
12. 犯罪学センター本邦研修に関する報告書	78
D. VBF.....	79
1. 本邦研修の報告書	79
2. セミナーの報告書	79
E. 司法学院.....	80
1. トレーニングハンドブック	80
2. 執行官マニュアル	81
3. JICAとの協力について記載された報告書.....	82

A. MOJ

A1 民事経済法部—国家賠償法関係

I. 国家賠償法手引書

カウンターパート機関である司法省民事経済部によれば、本調査時に国家賠償法手引書は完成していない。

II. 国家賠償法申立事例の報告書

カウンターパート機関である司法省民事経済部によれば、国家賠償法施行細則の草案の一部が起草しており、国家賠償法申立事例は現在ない。

III. 国会賠償法ワークショップ報告書

資料の入手日時：2010年6月10日 10:00

入手先：司法省民事経済部

【分析事項】

報告書において、司法省が国家賠償法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

1. 2007年1月24日～26日の国家賠償法ワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が、国家賠償法と民法との関係、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

森永太郎専門家の下記のコメント

国家賠償の対象は、ベトナム民法第609条～第611条に定める損害の問題、不自由による損害、精神的な損害及び不自由による損害は国家賠償の対象になるかどうか。また、名誉義損については、二人の間の場合と大勢の人前で人の名誉義損の場合は違う。和解前提主義と迅速な被害者の救済との関係、国家賠償法と刑事補償法との相違点、迅速な損失填補ないしは被害救済などがポイントとなる。

野村豊弘先生は、精神的な損害と身体上の損害について日本の法律規定及び裁判所の実務を紹介した。

日本の国家賠償法の法理論の解説、損害の回復と法制度、損害の発生とその負担者、損害の填補

制度、不法行為法：1. 不法行為の意義、(1) 民事責任と刑事責任、(2) 不法行為責任と民事責任、
2. 不法行為法の基本原理、(1) 不法行為法の目的・機能、(2) 過失責任主義とその修正、(i) 過失責任の原則、(A) 故意・過失、(B) 証明責任、(ii) 過失責任の原則の修正、(A) 無過失責任主義、(B) 挙証責任の転換、3. 不法行為法の構造。

2. 2007年3月13日～15日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が国家賠償法第1草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
国家補償の体系、ベトナム国家賠償法第1次草案に対する新美育文先生のコメントは大変参考になったと評価された。具体的には賠償と補償との関係が不明確、国家賠償の和解前置主義と和解前提主義である裁判手続との重複可能性、無過失責任と過失責任などである。

3. 2007年7月18日の国家賠償法ワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が国家賠償法草案第2次ドラフトについてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
国家賠償法第2次ドラフトに対する伊藤文規専門家の以下の説明、コメント
①国家賠償法は公法であるか私法であるかについては、3つの考え方がある。a. 私法という考え方（通説）、b. 国家や地方政府と国民との関係を取り扱うので公法に属するである考え方、c. 私法的な規定及び公法的な規定の両方を含まれるので、区別する必要がないとする考え方。②国家賠償法の適用範囲について、国家賠償及び国家補償との区別、刑事補償における公務員の求償責任を定めるべきではない。③国家賠償の対象について、国家行為は多様なもので、列挙することは国民権利の救済が不十分になる。④賠償担当機関について、日本では、被害者が損害賠償を請求する場合には、直接加害行為者を管理する機関は、その損害賠償請求を受け入れて、交渉する。被害者が国家賠償を裁判所に訴える場合に法務省は国家を代表して国家権利を弁護する当事者になる。また、加害者が地方公務員である場合は、国民が地方政府を訴えて、知事が地方政府を代表して当事者になる。また、刑事補償については、窓口は裁判所である。刑事補償の根拠は無罪判決で、裁判所は最も事件について詳しいからである。無罪判決を言い渡した裁判所は刑事補償を担当する。被疑者の場合には、刑事補償の窓口は検察庁である。⑤個人及び個人が構成員である組織に対する賠償を区別する規定を入れるべきである（例えば、刑事訴訟によって損害を受けた個人とその被害者が社長である会社の損害に対する賠償のケースである）。⑥損害については、ドラフトは、特殊な損害のみを定め、それ以外、一般的な損害については、民法を引用すべきである。

4. 2007年8月16日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

国家賠償法第2次ドラフトに対する伊藤文規専門家の詳細なコメントは高く評価された。特に以下の点が参考になった。①公式な訂正、謝罪について。日本法では、国家が国民に対する謝罪規定がない。実際に、国民に対する謝罪は、民法に従う。また、国家賠償訴訟において、謝罪を求める場合には、起訴状に明記すべきである。謝罪に関する法律規定がないが、裁判所は判例で新聞における訂正広告など謝罪方法を決める。②裁判所の管轄権について、できるだけ、被害者が簡単に訴訟を提起できるような形で規定すべきである。現在、ベトナム裁判所の状況からすれば、省級裁判所を第一審、最高裁判所を第二審裁判所にする規定は妥当である。また、ベトナムと違って、日本では民事裁判所、行政裁判所などが無い。従って、ベトナムでは、被害者がどの裁判所に訴訟を提起するかは、違法の行政決定の取消請求、損害賠償請求など訴訟内容による。③賠償基金の設立が必要かどうかさらに検討する必要がある。また、賠償基金を設立する場合には、地方基金が足りていないければ、中央政府から予算を交付するような規定も検討する必要がある。

5. 2007年9月6日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家の下記の説明、コメント

①日本における行政の概念は、明確に定められるわけではないので、行政は、立法、司法を除く国家行為であると理解されたのは通説である。行政上の不法行為及び不法行為による損害に関する考え方の差異がないので、行政行為に対する国家賠償法の適用は大きな問題がない。それに対して、立法、司法における不法行為及びそれらの行為による損害に関する考え方が異なる。②行政行為による国会賠償の事例：検察官、警察官の行政行為、登記及び公証、公立学校に関連するケース、効率病院の行為、収容所の行為、行政指導、行政機関が管理機能を実施しないことによる国家賠償など。③行政行為による国家賠償の要件については、国家賠償法第1条で定められる。その他、行為の不法行為性を検討する際、公務員の主観的な心理も考慮する。④国家賠償が対象にする行為は、国家権力を行使する行為に限らず、公務履行の行為も対象となる。日本の裁判所による法律適用及び解釈では、行政分野における国家賠償が対象にする行為は広範に認められる。⑤ベトナムの国家賠償法ドラフトでは、国家財産によって生じた損害に対する国家賠償に関する規定を排除すべきではない。民法第626条、第627条では、動産ではなく、不動産のみを定めたからである。

6. 2007年9月17～18日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
 - ①日本法及び判例における損害論、損害の定義、損害の種類、損害額の算定（消極的損害、積極的損害、慰謝料）、損害賠償額の調整（過失相殺、損益相殺）、②営造物責任と公務員の不法行為との関係（民法第709条と717条との関係、営造物責任は、個々の公務員の過失を論じることなく、営造物の設置管理の欠陥を理由に賠償責任を認める。危険責任に基づく賠償責任）、③「公の」とは何か、営造物は動産が含まれるのか（通説＝肯定説、国家賠償法固有の目的からして、重い責任も認める）、動物が含まれるのか、自然公物が含まれるのか、④設置、管理の瑕疵、⑤国家賠償法第3次ドラフトへのコメントについて、a. 過失を賠償要件にする考え方は合理であること、b. 国家補償に関する規定は別の章立てにすること、c. 国家賠償の範囲は司法活動、行政活動に限定することは合理である。ただし、地方政府による下位規范文書の制定を適用対象にするべき、d. 国家賠償解決機関についてはドラフトの案に賛成する。e. 賠償される者については相互主義に基づく外国組織、個人が含まれることに賛成する。賠償解決手続についてはドラフトの案に賛成する。f. 損害については、民法を適用することは妥当である。g. 訴訟期間については、知ったまたは知るべき時から2年間又は加害行為/損害が生じたときから20年間の2種類を定めるべき、h. 損害賠償基金については、ドラフトは妥当である。i. 求償責任については公務員の積極性を制限しない形で定めるべきである。

7. 2008年1月9日～10日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
ワークショップでは、国家賠償法草案を紹介し、国家賠償法の社会への影響調査の説明（RIA）、関係機関、省庁の意見を聴取した。このようなワークショップを通じて、社会団体、国会議員などの生の声、意見を聴取でき、それを草案に反映させることが可能になり、また草案の立法根拠、条項の妥当性、必要性などが国会議員が事前把握することができることによって、国会での議論がスムーズになると考えられる。その他、社会に対する国家賠償法の影響の調査結果などは、国会に対して国家賠償法草案を裏付けるデータになるので、大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
日本人専門家が日本刑事補償法、被疑者補償に関する法務省の省令を紹介した。これは、外国法の理解、また、ベトナム国家賠償法の草案作成の際にはとても参考になった情報である。その他、ベトナムの刑事補償に関する決議388号を互いに議論して、日本法とベトナムの決議388号との相違点も議論された。

8. 2008年4月17日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本の国家賠償法と刑事補償法の説明、2つの法律の相違点に関する伊藤文規専門家の説明がベトナム国家賠償法の草案作成にとっても役に立った。具体的には、国家賠償は民法に基づき損害を判断することに対して、刑事補償は刑事補償第4条に基づく。また、国家賠償の本質は、公務履行上の違法行為による損害賠償、それに対して、刑事補償は、適法な行為による損害賠償である。

9. 2008年6月23日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
国家賠償法草案が紹介されて、ホーチミン市における関係省庁（検察庁、司法局、投資計画局、郵政局、公安局、財政局、交通局、ホーチミン市法律家協会、Tay Ninh省司法局）からドラフトに対するコメント、意見を出された。これは、草案起草委員会にとっても参考になった情報である。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

伊藤文規専門家はドラフトに対して以下の意見を述べた。ドラフトの適用範囲が狭い。原則上、全ての不法行為による損害が賠償されるべきである。ただし、国家の経済社会の状況を考慮する必要も考えるべき。日本の国家賠償法は1947年に作られた。その時点で、国家賠償は立法、行政、司法活動に適用すると定めた。また、ドラフトも下位規范文書に対して適用する必要がある。また、裁判所の判決決定は賠償の対象になるかどうかとも検討する必要がある。国家賠償法と民法との関係も検討するべきである。

10. 2008年8月4日～6日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
ドラフトは、政府に提出された。2009年の国会会期に提出される予定である。従って、今回のセミナーでは森寫昭夫先生をはじめ、日本人専門家の意見、コメントを受け入れ、ドラフトをレビューする大変重要な意味がある。このセミナーの結果を基にして、草案委員会はドラフトを修正していく。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

森寫昭夫先生のコメントの主要な内容：①和解前提主義と国民権利の迅速な救済との関係、②国家賠償の範囲と国民の権利救済、③民法第619条、第620条、決議388の実効性、④下位規范文書が国家賠償の適用対象になるかどうか、⑤ドラフト第3条第1項と民法第619条、第620条との関係、⑥国家賠償の不法行為を22行為から11行為へ限定することは、社会経済の現状を理由にして十分説明できるかどうか、⑦国家賠償の本質は民事関係かそれとも行政関係か、⑧国家賠償と刑事補償との違い。

11. 2008年8月28日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

伊藤文規専門家を中心とする日本人専門家によるドラフトのコメントは14項目がある。これらは草案委員会が受け入れて、検討した上で、草案を作り直す。これらのコメントは草案委員会にとって大変役に立った。具体的な内容は以下のとおり。第2条：外国人に対する賠償を明記すること。第4条：国家賠償法と民法との関係を明記すること。以上の点は、民法の今後改正を考慮する必要がある。第6条第1項と第6条第4項との関係（国家賠償、刑事補償）。第13条に定める禁止行為があれば、賠償されないのかそれともどうなるのか明記する必要がある。以前のドラフト第12条を維持することも考えないのか。第18条第3項に定める20ヶ月は民法に定める30ヶ月との違いは何か。第19条における損害計算方法、第22条に定める時効の発生時点としては不法行為が発生する時点とするが、不法行為の判断手続が定められていない。第24条に定める不法行為。第26条、第27条に定める損害賠償解決機関の確定機関は30日としたが、これは長い過ぎるのではないか。第50条に定める求償決定の効力。

12. 2009年3月30日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

伊藤文規専門家のコメント：①国会賠償の政策については、不法行為による損害賠償という国民権利を救済すべきであるが、経済社会の状況から段階的に賠償される損害を限定せざるを得ないことは理解できるが、経済を理由にして賠償される損害をさらに限定しないように注意する必要がある。②国家賠償責任は加害者と被害者との関係における民事責任であり、民法との関係においては、国家賠償法は特別法であると理解できる。③国家賠償に関する国家管理については、集中モデルにするかまたは分散モデルにするかは、被害者の権利救済の立場に立って検討すべきである。

13. 2009年4月1日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

伊藤文規専門家のコメント：①国会賠償の政策については、不法行為による損害賠償という国民権利を救済すべきであるが、経済社会の状況から段階的に賠償される損害を限定せざる

を得ないことは理解できるが、経済を理由にして賠償される損害をさらに限定しないように注意する必要がある。②国家賠償責任は加害者と被害者との関係における民事責任であり、民法との関係においては、国家賠償法は特別法であると理解できる。③国家賠償に関する国家管理については、集中モデルにするか分散モデルにするかは、被害者の権利救済の立場に立って検討すべきである。また、分散モデルをとる場合には、和解延長など、被害救済に支障がないように第三者である監督機関が必要である。④国家賠償の主体は国家であり、具体的な機関ではない。⑤日本の国家賠償法には国家賠償責任の要件は、不法行為、損害、因果関係及び故意過失という4要件を定める。ドラフト第8条第1項に同様な規定を定めるが、a、b号だけでは読者に十分理解できるかどうかを懸念する。⑥賠償解決手続については、ドラフトでは損害を発生させる不法行為があるという当局の結締が必要となるが、これは被害者がなかなか得られない決定である。結局、国民権利を救済する綺麗な建物を建てるが、国民に鍵を与えないことと同じではないか。日本の場合には、国民が損害を受けたと主張する場合には直ちに損害賠償を請求することができる。賠償手続であるが、これはとても重要である。⑦賠償基金については、財政省は賠償金について、特に問題がないと主張したので、このような基金が不要であるのではないかと。

14. 2009年8月20日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
日本人専門家の政令ドラフトへのコメントは参考になった。具体的には、第2条第3項（刑事責任が追求される場合、賠償請求が認めない）の規定は国家賠償法に矛盾している。不法行為が為されたときに国家賠償責任が発生するからである。この場合に、刑事上の過失は重大な過失と言えるので、国家が十分賠償しなければならない。公務員が刑事犯罪を言い渡される場合に、国家賠償責任は消滅しない。加害する公務員の責任は、求償責任で追及されるべきである。第5条及び第6条との関係が不明確である。第16条の定め方、第27条第1項a号、b号、c号に定める訴訟提起手続が不明であること。また、日本人専門家が日本における求償責任、その実情に関する説明、紹介も有益な情報として評価された。

15. 2010年3月16日のワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
日本人専門家及び参加者が、国家賠償法草案についてコメントして、問題点を指摘した。これはベトナム草案起草委員会にとって、草案起草に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
日本人専門家が日本法とベトナム法と比較して、分析し、その上で、問題点などを指摘した。例えば、賠償要件については、不法行為性を認定する当局の文書が発行されて、初めて国家賠償手続が開始される。従って、不服申立・告発法、行政違反処分法令がうまく実行されて

始めて、国家賠償手続が機能する。また、ベトナム側の出席者も被害者による被害立証責任、違法行為を認定する文章は、どのような機関によっていつまでに発行するかを詳細に定める必要があることなどの国家賠償法の問題点を指摘して、政令ドラフトへのコメントをたくさん出した。草案委員会は、これらの意見、コメントを受け入れて、政令ドラフトを修正していく。

IV. 国会賠償法 本邦研修報告書

資料の入手日時：2010年6月10日 10:00

入手先：司法省国際協力局Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

【分析事項】

報告書において、司法省が国家賠償法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価について

本邦研修では、日本の国家賠償法発展経緯、その基礎理論について詳細に紹介された。これらの内容は、まさにベトナムの国家賠償法草案起草において最もよく議論された事項である。そのため、これらの理論を理解した起草委員会は、草案起草、そして、国会での草案説明、説得に大変役に立った。また、ベトナム国会議員も今回の本邦研修に参加して、日本をはじめ外国の国家賠償法の発展経緯、その基礎理論、国会賠償法の主要内容について深く理解できたので、草案起草に大変役に立った。

- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容
 - (1) 日本の国家賠償法の発展経緯
 - (2) 日本の国家賠償に関する基礎理論：国家の代替責任論、国家の自己説帰任論
 - (3) 国家賠償の性質：民事責任であるか。行政責任であるか。
 - (4) 日本の国家賠償法の主要事項
 - (5) 国家賠償法に関する判例

V. 国家賠償法 大学や司法学院のテキスト

入手日時：2010年6月28日 14:00

入手先：司法学院執行官・公証人及びその他の司法資格養成学部の部長Ms. Le Thu Ha

【分析事項】

大学や司法学院において使用されているテキストに、国家賠償法がどのように盛り込まれているかを確認する。

【確認項目】

- ・ テキストの分量・内容

【分析結果】

司法学院において使用されるテキスト「民事執行技能」第6章「民事執行における公務員の物質的な責任」P. 142からP. 171までの30ページの分量で国家賠償法が盛り込まれている。この章で国家賠償法の規定は、公務員である執行官が公務履行の上で、故意過失によって損害を生じさせる場合における国家賠償という観点から捉えられた。第6章は、第1部は公務員、公務、及び公務員の物的責任の概念、第2部は公務員の物的責任の発生要件、第3部は公務員の物的責任の審査手続という3部から構成されている。第1部では、文字通り、公務員、公務、及び公務員の物的責任の概念について法律規定が解説された。第2部では、どんな場合に公務員の物的責任が生じるのかということについて解説された。すなわち、公務員は、①公務履行において、所属機関の財産を故意または過失で紛失し、加害する場合、②執行官は、執行業務において、他人に損害を加えた場合における公務員の物的責任である。前者は公務員の物的責任を定める政令118/2006/ND-C P号による。後者の場合は、国家賠償法第38条に関連して生じるものであると解説された。また、第3部では、国家賠償手続及び公務員の求償責任について詳しく説明した。すなわち、国家賠償責任の要件（不法行為、損害が生じた、故意過失があったという）、国家賠償の原則、被害者、加害者、国家賠償機関の権利・義務、国家賠償請求手続、公務を履行して、他人に損害を加えた公務員の責任、求償責任の審査等。

A2 民事経済法部—民法改正

I. 民法改正ワークショップ報告書

【分析事項】

報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

1. 2009年7月27日～28日の契約法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人専門家、2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、国際協力部、政府事務局法務部、最高検察庁、最高裁判所、計画投資省、資源環境省、公証所、VCCI、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、ホーチミン市国家大学法経済学部、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
ワークショップでは、日本人専門家及びベトナムの報告者が契約法について9つの報告を発表した。また、ワークショップでは、民法の体系、契約自由原則、契約の効力要件、契約無効、錯誤、時効、時効算定方法、代理人、担保取引登録、将来に形成する財産、世帯、立法技術という主要事項について活発な議論が行われた。これらの議論は、2005年民法の主要な課題に該当するものであり、改正草案に大変役に立った。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家の以下のコメント、指定は、改正草案起草に極めて役に立つと評価された。

(1) ベトナム民法へのコメント

- ① 契約自由原則の制約、契約自由という原則は、公的秩序、法の強行規範に違反してはならない。これに反する契約は無効とされる。
- ② 世帯の代表者
- ③ 契約の形式（ベトナム民法第134条）
- ④ 民法における過失の立証責任
- ⑤ 重大な過失
- ⑥ 任意規範と強行規範との区別

- (2) 日本の契約法の紹介：民法における契約法（債権法）の位置づけ、契約の定義、契約の分類（典型・非典型契約による分類、双務・片務契約による分類、有償・無償契約による分類）、契約の効力、事情による変更という原則、契約終了、契約解約。

2. 2009年8月6日～7日の財産権法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人専門家、2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、国際協力部、政府事務局法務部、最高検察庁、最高裁判所、計画投資省、資源環境省、財政省、建設省、公証所、VCCI、(社団)ベトナム祖国前線、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、ホーチミン市国家大学法経済学部、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

財産権とりわけ所有権は2005年民法の重要な内容である。これらの規定は、実際に適用される際、不都合が生じているので、今後改正する必要がある。従って、今回のワークショップでは、財産権法に関する問題点について、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。このワークショップでは、日本人専門家及びベトナムの法律家から10の報告が発表され、18の意見、指摘、コメントが出された。また、日本人専門家はベトナムの現行の所有権法についてもコメントをした。これらの知見は、民法改正草案起草に大変役に立った。ワークショップで議論された内容は以下の通りである。

(1) 民法体系における所有権の規定

(2) 民法第6部（知的財産権及び技術移転）は民法から排除されるべきか

(3) 民事関係の主体である家族世帯

(4) 民法における所有形態

(5) 物権、占有及び所有権

(6) 所有権規定の適用上の不都合：天然資源は動産であるか不動産であるか

(7) 共同住宅における共有、共有の持分

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家は日本民法とベトナム民法を比較検討して、その上で2005年民法の問題点について指摘をした。具体的には以下の通りである。

(1) 民法体系における所有権の規定

(2) 民事関係の主体である家族世帯

(3) 民法における所有形態

(4) 物権、占有及び所有権

3. 2009年12月8日の契約法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人専門家、2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、国際協力部、最高裁判所、(社団)ベトナム祖国前線、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

契約法は2005年民法の重要な内容である。これらの規定は、実際に適用される際、不都合が生じているので、今後改正する必要がある。従って、今回のワークショップでは、契約法財

産権法に関する問題点について、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。このワークショップでは、日本人専門家は2005年民法の契約法に関する問題点を指摘して、コメントを出した。その上で、ベトナム専門家との活発な議論が行われた。これらの知見は、民法改正草案起草に大変役に立った。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家は改正草案の詳細について指摘、コメントを出して、また、日本民法についてベトナム側と意見を交換した。日本人専門家によるコメント、指摘は、現行法の問題点、草案の問題点を明らかにしたので、草案起草に極めて有益な情報として、大変役に立った。日本人専門家によるコメントの内容は以下の通りである。

(1) 契約無効

民法第124条が契約の形式を定める。契約の形式について、他の法規範文書もある。従って、どんな規定は強行規範であるかを明記すべきである。また、契約自由の原則があるので、当事者の合意による口頭契約も尊重すべきである。従って、契約の形式を守るべき場合を明記すべきである。

(2) 契約の形式

日本民法では、公証が契約の形式と理解するかどうか、裁判所は契約の無効を自ら言い渡すことができるかどうかという問題。

(3) 家族世帯

家族世帯の概念が不明確である。その構成員も規定されていないので家族世帯の財産についてどのように取り扱われるのかという問題。

(4) 債務担保

担保については、債権と物権に分けて、規定することは賛成。抵当と質とを区別すべきである。

4. 2009年12月11日の財産権法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人専門家、2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、司法省国際協力部、最高裁判所、(社団)ベトナム祖国前線、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

財産権とりわけ所有権は2005年民法の重要な内容である。これらの規定は、実際に適用される際、不都合が生じているので、現在、その改正草案が作られている。従って、今回のワークショップでは、財産権法の改正草案について、日本人専門家、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。このワークショップでは、日本人専門家と草案起草者との間で草案について活発な議論が行われた。これらの指摘、コメントは民法改正草案起草に大変役に立った。ワークショップで議論された内容は以下の通りである。

(1) 所有権の変動時点 (第168条)

- (2) 所有形態（第172条）
- (3) 財産に対する所有者以外の権利（第173条）
- (4) 占有権
- (5) 共同住宅の共有
- (6) 国営企業の所有
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家による以下のコメント、知見は草案起草に大変役に立った。

 - (1) 共同住宅については、特別法を制定する必要がある。
 - (2) 所有権など権利の取得時点

日本民法では、不動産に関しては、登記は第三者対抗要件であり、効力要件ではない。また、契約の効力が生じる時点と効力要件は異なる問題である。ベトナムでは、登記制度が十分整備されていない現状では、登記は効力要件にするべきではない。なぜなら、不動産取引において、買主は代金を支払ったが登記していないことだけで、無効とされるという定め方では、国民の権利を十分保護していないからである。

また、日本人専門家の草案に対する下記のコメントも草案起草に大変役に立った。

 - (1) 債務担保としての不動産の賃貸を定める草案第279条30項の意図、問題点。
 - (2) 草案第9章の規定を財産法の後に入れるべきである。
 - (3) 草案第168条の規定：不動産それとも不動産の権利を引き渡すのか統一するべきである。
 - (4) 草案第173条第2項a4 経営自主権、業務管理権は国営企業に関係するものであるかどうか。それともこれは、国営企業の全財産に対するする権限であるか。これらの規定は大変わかり難い。より明確に定めるべきである。
 - (5) 第676条第1項の規定の趣旨が理解しにくい。従って、定め方の再検討を進める。

5. 2009年12月21日の財産権法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人専門家、2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、司法省国際協力部、最高裁判所、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

財産権とりわけ所有権は2005年民法の重要な内容である。これらの規定は、実際に適用される際、不都合が生じているので、現在、その改正草案が作られている。従って、今回のワークショップでは、財産権法の改正草案について、日本人専門家、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。このワークショップでは、日本人専門家と草案起草者との間で草案について活発な議論が行われた。これらのコメント、意見は、民法改正草案起草に大変役に立った。ワークショップで議論された内容は以下の通りである。

 - (1) 用益権
 - (2) 物権
 - (3) 共同住宅に対する法制度
 - (4) 民法に定めるべき物件の種類

(5) 所有権の取得時点

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
日本人専門家による以下のコメント、知見は草案起草に大変役に立った。
日本人専門家は日本民法の構造、物権法の理論、位置づけについて詳しく説明した。その上で、ベトナムの民法改正草案に対して詳しくコメントをした（別途資料参照）。

6. 2010年3月10日の契約法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本長期専門家（伊藤文規専門家、西村修専門家、小幡葉子専門家）、短期専門家（法総研赤根智子部長）2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、司法省国際協力部、最高裁判所、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
前回のワークショップで議論された意見、コメントは、草案起草委員会に検討され、次のドラフトに反映された。今回のワークショップでは、引き続き、契約法に関する問題点について、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。とりわけ、日本人専門家が草案に関して、詳細なコメントを出し、その上で、日本人専門家と起草委員会のメンバーとの間で活発な意見交換をして、問題点を明確にすることができた。これらのコメント、議論は民法改正草案起草に大変役に立った。ワークショップで議論された内容は以下の通りである。
 - (1) 家族世帯（第106条）
 - (2) 錯誤による取引の無効（第131条）
 - (3) 脅迫による取引の無効（第132条）
 - (4) 形式の規定に反する取引の無効（第134条）
 - (5) 時効（第136条）
 - (6) 不法行為による民事責任（第302条）
 - (7) 債務履行の担保（第320条）
 - (8) 支払いの優先順位（第325条）
 - (9) 重大な違反、基本的な違反（第427条）
 - (10) 財産の買戻し
 - (11) その他の問題
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
 - (1) 家族世帯（第106条）について
日本人長期専門家によれば、家族世帯という規定を排除するかどうかを決めるために、家族世帯の概念、その意義役割を明記することは重要である。家族世帯が取引の主体ではなければ、民法から排除する必要がある。ただし、家族世帯は取引の主体ではないかどうかを慎重に調べる必要がある。もし、家族世帯は引き続き民法の主体とする場合には、その定義を明確にし、誰もがその構成員を理解できるようにしなければならない。

(2) 錯誤による取引の無効 (第131条)

錯誤に関する定義を定める必要がある。すなわち、錯誤の内容を明らかにする必要がある。すべての錯誤による取引が無効になるということは良いかどうか十分検討する必要がある。ミスも錯誤と考えられるからである。

また、第131条3項は、錯誤を与える当事者に対して損害賠償を請求することができるとしているが、日本民法は、錯誤による取引は無効であるが、錯誤による損害賠償を定めない。

(3) 詐欺、脅迫による取引の無効(第132条)

第132条前段によれば、裁判所に無効と言い渡されなければ、無効にならないのか。これは民事取引への国家干渉を限定するという原則に反する。また、被害者の権利を十分救済できない。日本民法では、詐欺を知るとき、脅迫を受けたときに、一方的に契約を解約し、契約はその時点から無効である。

(4) 形式の規定に反する取引の無効 (第134条)

形式の規定に違反する場合には無効にするべきである。すなわち、法律に定める取引の形式を遵守しなくても無効にならないのではなく、形式の規定を排除した方が良い。また、どんな場合が形式を求めるか、どんな場合が形式を求めないかを全体的に見る必要がある。

(5) 時効 (第136条)

当事者が合意して決める場合と、裁判所による無効宣言請求という2つの場合に分ける必要がある。また、日本民法では短い時効及び長い時効を定める。

(6) 不法行為による民事責任 (第302条)

日本民法では、相手が完全に過失がある場合には、債務者が裁判所に対して債権者による損害賠償請求の棄却を求めることができる。

(7) 債務履行の担保(第320条)

第2案はより明確である。また、何を誰に対して約束するのかということをも明記すべきである。

(8) 支払いの優先順位 (第325条)

抵当はあくまで不動産に適用する。これに対して、質権は不動産、動産の両方に適用する。

(9) 重大な違反、基本的な違反 (第427条)

日本民法では、相手が一定期間内に債務を履行しない場合には、一方的に解約することができることを定める。

(10) 財産の買戻し

財産の買戻し時点、買戻しの価格について定める必要がある。

7. 2010年5月26～27日の財産法・契約法ワークショップ

入手日時：6月10日

入手先：司法省国際協力部 Ms. Dinh Thi Bich Ngoc

参加者：日本人長期専門家（伊藤文規専門家、西村修専門家、小幡葉子専門家）、短期専門家（法総研赤根智子部長）2005年民法改正草案起草委員会、ベトナム司法省民事経済部、司法省国際協力部、最高裁判所、ハノイ国家大学法学部、ハノイ法科大学、複数の法律事務所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

前回のワークショップで議論された意見、コメントは、草案起草委員会に検討され、次のドラフトに反映された。今回のワークショップでは、引き続き、契約法に関する問題点について、学者、実務家から意見、指摘、コメントを求めることを目的とした。とりわけ、日本人専門家が草案に関して、詳細なコメントを出し、その上で、日本人専門家と起草委員会のメンバーとの間で活発な意見交換をして、問題点を明確にすることができた。これらのコメント、議論は民法改正草案起草に大変役に立った。ワークショップで議論された内容は以下の通りである。

財産権法については、草案に関する以下の内容が議論された。

- (1) 物権の概念、意義
- (2) 物権の特徴、物権の種類
- (3) 民法における物権法の位置づけ
- (4) 所有権と占有との違い
- (5) 先取り特権

契約法については、草案に関する以下の内容が議論された。

- (1) 契約外の損害賠償：住民共同体に対する損害賠償、製品の瑕疵による損害賠償、過失責任、無過失責任
- (2) 債務不履行による民事責任

また、日本人専門家は財産権法、契約法に関する詳細な規定についてコメントをした。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

財産権法について

日本人専門家は物権の定義、特徴、物権の種類、物権法定主義など部権法論、その上で草案についてコメントをした。具体的には、第183条、第182条、第255条等。第258条という占有に関する規定、所有権、第163条という登記制度に関する規定、

契約法について

日本人専門家は草案の条項について詳しくコメントをした。具体的には、

第131条：錯誤による取引の無効

第134条：形式に違反する取引の無効

第136条：時効

第320条：債務履行の担保物

第325条第2項：支払いの優先順位

第389条：契約締結の原則

第462条：買戻し

第474条5項：賃借人の返済義務

第476条：利息

第630条：製品物責任

A3: 司法扶助部

I. 公証人トレーニングコースの報告書（国際協力局が作成した報告書の一部）

【分析事項】

報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。

【確認項目】

- ・ トレーニングコースの実施状況。
- ・ トレーニングコースを実施したこと、及びその内容について、司法省はどのように評価しているのか。
- ・ トレーニングコースから得られた教訓や実務での改善点。
- ・ トレーニングコースを実施するに当たり、プロジェクトの活動がどのように貢献しているのか。

【分析結果】

- ・ トレーニングコースの実施状況について。
トレーニングコースは、ハノイ市において2009年11月5日、6日の二日間で行われ、公証人100人が参加した。
- ・ トレーニングコースを実施したこと、及びその内容について
 - ① 公証人活動の民営化現状、問題点、公証人事務所の開発方針
 - ② 公証に関する法律規定の説明
 - ③ 公証業務：契約取引の公証手続、原則、相続関係書類の公証手続、その留意点など
- ・ トレーニングコースを実施したこと、及びその内容に関する司法省の評価について
公証人が急増しているため、公証人への研修の需要は非常に高い。従って、このようなトレーニングコースがとて役立っており、今後も開催必要がある。またトレーニングコースを通じて、実務の困難点を把握でき、法律上の問題点も指摘される良い機会である。ただし、その経費が限られているため、トレーニングの内容や参加者が制限されているという問題がある。
- ・ トレーニングコースから得られた教訓や実務での改善点について
トレーニングコースの参加者が実務知識を身に付けられ、また、互いに実務に関する意見交換の機会が与えられるため効果が高い。従って、同様なトレーニングコースを地方で展開する必要がある。公証人業務の養成を免除される人を対象にして公証人資格を与えて、公証人を任命する必要がある。
- ・ トレーニングコースを実施するに当たり、プロジェクトの活動が、財源を提供して、貢献している。

A4: 司法管理部

1. 戸籍官トレーニングの報告書

【分析事項】

報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。

【確認項目】

- ・ トレーニングコースの実施状況。
- ・ トレーニングコースの内容の評価。
- ・ トレーニングコースの教訓。
- ・ トレーニングコースの改善点。
- ・ プロジェクト活動がどのように役に立ったか。

戸籍官トレーニングの報告書に基づく分析、確認事項

【確認結果】

- ・ トレーニングコースの実施状況について、2009年11月26日、27日、ホアビン省の山岳地帯におけるダバク県及びマイチャウ県の戸籍官46人（そのうち少数民族の方が過半数である）を対象にしてトレーニングを行った。教官は司法省司法行政局。副局長 Mr. Nguyen Quoc Cuong 、専門官 Ms. Tran Thu Hang
- ・ トレーニングコースの内容は、戸籍届（出生届、結婚届、死亡届）、とりわけ捨てられた子の出生届、婚姻外の子供出生届、混血児の出生届、再度届け、期限過ぎた出生届、戸籍内容の訂正、変更、民族再認定、性別再認定、戸籍届実務の説明、ケーススタディ。
- ・ トレーニングコースの教訓について、①トレーニングコースを通じて、端末行政機関の戸籍官はその担当業務、とりわけ戸籍業務が極めて重要であることを再認識して、法理論及び実務の能力が向上された。②司法省担当者も地方戸籍官の困難、実務上の問題を理解して、指導できた。③戸籍官同士が互いに意見交換する機会が与えられ、自分が抱えている問題をみんなに説明して、その処理、解決を司法省担当者から指導してもらった重要な機会である。
- ・ トレーニングコースの改善点について、参加者の人数が拡大できればもっと効果大きい。
- ・ プロジェクト活動が公証人を養成する重要なトレーニングコースの経費を支援したことはとても役に立った。

2. 戸籍官トレーニングのテキストブック

【分析事項】

テキストブックに、戸籍に関する業務を担当する司法省及び関連機関の職員が、業務を遂行するために必要な知識・技能が分かりやすく記載されているかを確認する。

【確認項目】

- ・ テキストブックに、戸籍に関する法規範が記載されているか。
- ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために役立つように、戸籍に関する法規範の説明が記載されているか。
- ・ テキストブックに、戸籍実務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。
- ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために必要な書式が記載されているか。
- ・ テキストブックを作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。

【確認結果】

テキストブックを分析、確認した内容

- ・ テキストブックに、2005年12月27日付戸籍届、戸籍管理に関する政令158/2005/ND-CP号、政令158/2005/ND-CPのガイドラインである2008年6月2日付通達01/2008/TT-BTP号という戸籍に関する法規範が記載されている。

- ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために役立つように、出生届の権利義務、出生届の手続、管轄機関、期間中の出生届手続、期限が過ぎた出世届の手続、再度届、戸籍の訂正、変更、追加の手続、出生証明書の発行・再発行手続、結婚用件、結婚届、結婚の再度届、婚姻確認手続、死亡届、期限過ぎた死亡届け、死亡の再度届、養子届、養子再度届、後見届、親子届など戸籍に関する法規範の説明が記載されている。
- ・ テキストブックに、戸籍実務で問題になりうる点について、解説が記載されている。具体的に、出生届に関して、父親、母親の住所が確認できない場合の処理、捨てられた子の出生届先、外国で生まれた子供の出生届、親未結婚、海外で生まれた子供の出生届、出生届の提出すべき書類、証人の確認書、出生届手続上の注意事項（戸籍官が確認すべき事項、出生届を行う者に対して出生届事項の確認、出生届に関する管轄権）、期限過ぎた出生届の注意事項（「期限過ぎた出生届」の文言は戸籍簿のみに記載すること、親の一方が亡くなった成年者に対する出生届上の事実確認）、出生の再度届に関する注意事項（過去に発行した出生証明書などが提出されれば、村落人民委員会の確認が不要となること、「出生の再度届」の文言が出生証明書原本及び戸籍簿の両方に記載すべきことなど）、戸籍の訂正、変更、民族・性別の認定変更（管轄権を当事者の年齢14歳以下、または14歳以上によって決めること、民族性別の認定変更を行う管轄機関が県の人民委員会であること）、公務員の生年月日の変更を認めないこと、実親の変更を認めないこと、結婚届の注意事項（複数のところで駐在した者に対する婚姻状況の確認）などである。
- ・ テキストブックに、戸籍実務を遂行するために必要な書式が記載されている。出生届、死亡届、結婚届、養子届、親子公認決定、養子公認決定などの書式が記載された。
- ・ テキストブックを作成した経緯、その理由、日本からのインプットが役に立った部分については、テキストブックに記載されていないのでインタビューで確認する。

A5：担保取引登録局

I. 不動産登記法サーベイ報告書、不動産登記法RIAサーベイ報告書

入手日時：2010年6月14日 午前

入手先：司法省担保取引登録局専門家 Ms. Nguyen Hoang Ha

【分析事項】

報告書において、司法省が不動産登記法サーベイに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、サーベイの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、サーベイに関する日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

1. 不動産登記組織体制及び業務に関するサーベイ報告書

- ・ 報告書における、サーベイの内容に関する司法省の評価及び報告書において、サーベイに関

する日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

不動産登記法草案は、2005年の国会立法計画に記載されたものとして、2005年10月26日に政府が国会に提出された。ただし、本法草案の主要事項に関して、国会議員の間で意見が一致していないため、政府は、司法省に対して、社会の需要、本法草案とその他の法律との整合性、本法草案の実効性をサーベイして、その上で本草案を引き続き研究し、適切な時点で国会に提出するように命じた。

これを受けて、司法省担保取引登録局は、国会事務局法務部、政府事務局法務部、資源環境省登記統計局、建設省住宅不動産市場管理局は、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトの支援を受けて、2007年9月から11月までラオカイ、タイビン、ツアチエン・フェ、ダクラク、ホーチミン市、カマウという全国6省において不動産登記体制、手続及び不動産登記法令の実施状況についてサーベイを行った。そういう意味でこのサーベイは本法草案の実効性、草案の重要事項の継続研究にとって極めて重要で不可欠の活動であった。サーベイ方法は、アンケート調査及び直接インタビューであった。

すなわち、不動産登記、管理機関、地方の関係機関、個人に対してインタビュー、調査を通じて、データを収集し、実状を分析して、これを根拠にして草案の基本内容を作成し、特に草案で構築しようとする制度、政策に対するコンセンサスを得られることは、このサーベイの重要な目的である。そのため、サーベイは、主に不動産登記法草案の中で議論されて、意見が一致している問題を集中的に調査し、不動産登記法の影響を評価するための情報を収集し、関係者の意見を聴取する。サーベイを通じて以下の問題について評価する。(1) 不動産登記に関する現行法令、不動産登記制度の実状、国民、管理機関、市場運営への不動産登記の影響、(2) 現行制度を代替して、草案に導入しようとする新登記制度の影響、(3) 不動産登記法令の整備方針、内容に対する社会の要求。

2005年にJICA法・司法制度改革支援プロジェクトによる支援を受けて、司法省が、全国18省において不動産登記体制及び登記実状を調査した。それ以来、住宅法、不動産経営法など不動産及び不動産登記に関連する複数の法律が制定された。そのため、これらの法律、下位法規範文書の実施状況を調査して、それをベースにして不動産登記法草案を整備する必要がある。

サーベイでは、6地方の資源環境局、建設局、司法局、資源環境室、建設室、という不動産管理機関、省に所属する土地権利登記事務所、県に所属する土地権利登記事務所、住宅管理室という不動産登記機関を対象にして調査を行った。

草案起草委員会は、サーベイを通じて、現行の不動産登記制度に関する問題点を明らかにした。その上で、司法省担保取引登録局が中心とした草案起草委員会は不動産登記法草案の作成に当たって必要な提案をした。

現行不動産登記制度の問題点及びそれに対する提案は以下の通りである。

(1) 現行不動産登記制度の問題点

① 地方における不動産登記機関の組織体制について

現在、土地権利登記については、土地権利取得のための最初の登記及び土地権利変動の登記という2種類がある。これに応じて、省の人民委員会(省の資源環境局)が国内外の組織、外国人、外国に定住するベトナム人に関しての土地権利取得の登記機関であり、県の人民委員会は、個人、世帯、住民共同体に関しての土地権利取得登記

機関である（土地法第53条）。また、省の資源環境局に所属する土地権利登記事務所は国内外の組織、外国人、外国に定住するベトナム人による土地権利の取引登録を行う。そして、県の資源環境室に所属する土地権利登記室が個人、世帯、住民共同体に土地権利の取引登録を行う（土地法第64条、政令181/2004/ND-CP号第9条）。

住宅、建設物の登記機関については、省人民委員会は、組織に対して住宅、建物の所有権取得登記を行う。県人民委員会は、個人に対して住宅、建物の所有権取得登記を行う。また、住宅、建物の取引登記については、所有者が組織である場合は、省の資源環境局に所属する土地権利登記事務所は登記を行い、所有者が個人である場合は、県の資源環境室に所属する土地権利登記事務所は登記を行う。

上記の組織体制では、不動産登記管轄権が分散されている。すなわち、土地、住宅、建物など不動産の種類によって、登記機関が異なる。そのため、同じ行政地域で、複数の登記機関が存在する。また、所有者、権利者が組織個人によって、登記機関が異なる。この組織体制では、公共サービスである登記機能と国家管理機能と混合されている。また、住宅法は制定された後、この組織体制では、組織上の不安定性もを見せている。その結果、不動産情報の集中的管理が行われていないのが実状である。

登記官については、人数及び能力の両面が十分確保されていない地方がある。登記書類、資料、データの保管については、土地権利の変動については、適時アップデートされていない地方が見られる。また、農村地帯、都会などによって県級不動産登記事務所のIT活用において差が見られる。また、ある地方における省級登記事務所と県級登記事務所で使われる土地権利登記ソフトは整合性が欠けているので、データを適時にアップデートできない。

- ② 土地権利、住宅建物所有権の最初登記の現状については、土地権利証明書が発行は遅れている地方がある。また、一部の地方において、住宅、建物所有権証明書の発行が展開されていない。その主要な原因は、土地権利登記機関と住宅建物の所有権登録機関が異なり、住宅建物の所有権を登記するには、土地権利の情報が必要であるが、担当機関間の情報共有協力体制が作られていないこと、その発行費用が大きいこと、また国民の需要が少ないこと、とされていた。また、森林の使用権、植林の所有権の登記がほとんど行われていないことは現状である。
- ③ 不動産に関する情報は、迅速かつ十分に提供されていない。
- ④ 不動産の登記、情報の提供における問題点については、以下の通りである。不動産登記に関する規定が土地法、住宅法及びそれらの下位法律規范文書など複数の法令で定められ、また、これらの規定はよく改正されたりするので、把握しにくい。また、不動産登記手順は透明性、利便性が欠けている。不動産登記を管轄する機関が複数存在して、これらの機関間の情報共有協力体制がないため、国民が不動産登記制度になかなかアクセスできない。登記機関は、不動産に関する十分な情報を持っていないため、登記作業が進まない。

(2) 提案

これらの調査結果に基づいて、草案起草委員会は以下の提案を出した。

- ① 不動産登記に関する現行法律をレビューして、その上で、不動産登記に関する基本事項を統一した法律で定める。

- ② 不動産登記業務、制度を定める法律を制定する。
- ③ 不動産登記内容（権利の登記と不動産現状の管理を区別すること）、及び不動産登記の効力を明確に定める。
- ④ 不動産登記機関の一体化

2. 不動産登記法サーベイ報告書

【分析結果】

司法省担保取引登録局は、国会事務局法務部、政府事務局法務部、資源環境省登記統計局、建設省住宅不動産市場管理局は、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトの支援を受けて、JICA長期専門家と共に、2009年3月に不動産市場が発展しており、不動産登記についてOne Stop Serviceを提供している都市であるハノイ、ダナン、ホーチミン市で調査を行った。調査目的は、不動産登記法の実効性、及び不動産登記法草案の主要事項であり、意見が分かれている4つの問題（①不動産登記機関については、集中モデル、分散モデルのどちらを採用すべきか、②不動産証明書及びその発行機関を分散、それとも一体化すべきか、③複数の現行法律で定められている不動産登記手続は不動産登記法で統一的に定めた方が良いのか、④不動産登記情報の開示が必要かどうか、その理由）について、不動産登記機関、登記官を対象に、アンケート調査、及びインタビューを通じて、サーベイを行う。そういう意味でこのサーベイは本法草案の実効性、草案の主要事項の継続研究を裏付けるデータ、生の声を収集するものとして、極めて重要で不可欠の活動であった。

サーベイは、ハノイ、ダナン、ホーチミン市の3都市における関係機関、不動産登記事務所、登記官を対象にして、アンケート、インタビューを行った。その結果を基にして、草案起草委員会は不動産登記法草案の4つ主要事項について提案を出した。

不動産登記法の主要事項に関する意見聴取とそれに対する提案は以下の通りである。

- (1) 不動産登記法の主要事項に関する意見聴取及び日本のインプットに対する司法省の評価インタビュー調査において、日本人長期専門家が以下の問題点を提起した。
 - ① 土地権利証明書発行機関の管轄権は権利者の個人、組織によって異なるので、個人と組織間の売買、譲渡が行われる場合には情報のアップデートが極めて難しくなるという問題を提起していた。
 - ② 不動産登記機関が一体化されていない現状では、国民に対して不動産登記情報の提供がスムーズに行われているのか。
 - ③ 土地法、建設法、住宅法など不動産登記に関する現行法律の改正方法については、個々の法律を改正する方法と、一つの法律で複数の法律を改正する方法のどちらを採用した方が良いのか。
 - ④ 共同住宅の所有権証明書には、共同の土地権利及び、個別の住居所有権を記載することはダナンで見られる。その場合、どんな機関が証明書の発行を担当するのか、また、管理機関はどんな機関なのか、また、住宅所有者と土地権利者が異なる場合があるのか、土地権利登記機関と住宅所有権の登記機関を別々にする場合には、どんな困難が考えられるのか、不動産登記に関する情報提供がスムーズに行われているのか、不動産登記の情報管理、情報提供をスムーズに行うために、登記機関を一体化した方が良いのか、それとも省級機関と県級機関のデータを連結した方が良いのか。

⑤ 住宅の情報、住宅の担保情報はどのように保管、管理されているのか。

(2) 調査結果から以下の問題が明らかになり、それに関連する提案が出された。

① 不動産登記機関が分散されている現状では、不動産登記情報の管理が複雑になり、うまく機能しない。また、不動産について関心のある個人組織にとって利便性が欠けている。

② 不動産登記証明書については、国民が、不動産登記証明書は、土地所有権及び土地に定着する不動産の所有権の証拠であると考えているので、これらの証明書の発行が必要である。ただし、証明書発行経費の節約、利便性の確保、不動産情報の管理を一体化するためには、登記された複数の不動産に対して一つの証明書の発行が望ましい。その場合に、不動産の情報を記録する登記簿のみが原本として、法的な効果を持つことになる。

③ 登記すべき不動産について

土地、住宅、建物、植林など安定して、価値の高い不動産のみを登記すべき不動産として、不動産登記法で定めるのが望ましい。そうすれば、不動産取引情報の開示、収税という目的が実施できる。また、法的な立場からすれば、土地所有権と土地定着不動産は別々の財産である。

④ 不動産登記を定める法律の改正について

不動産登記に関する法律規定は土地法、住宅法、森林開発保護法及びそれらの下位法律規正文書など複数の法令で定められているし、これらの規定は整合性が欠け、時々重複している。従って、個別の法律規定の改正は整合性、重複の問題を徹底的に解決できない。また、不動産登記は複数の法律規定で定められることは、利便性が確保できないし、法律の適用が困難になる。そのため、不動産登記手続を定める法律を統一する必要がある。

⑤ 不動産に関する情報の開示

不動産情報は複数の機関で管理されて、情報が分散されているのが現状である。そのため、不動産情報を容易に入手できない。その結果、不動産取引には安全性、安定性が確保できない。従って、不動産情報管理機関を統一して、情報開示が必要である。ただし、不動産に関する情報の中に個人情報が含まれる場合があるので、全ての情報開示ではなく、不動産に関する情報のみを開示すべきである。すなわち、所在地、面積、境界など不動産情報及び土地所有権者、土地定着不動産の所有者、権利制限などの情報のみを開示すべきである。

II. 不動産登記法のワークショップ報告書

入手日時：2010年6月14日 午前

入手先：司法省担保取引登録局専門家 Ms. Nguyen Hoang Ha

【分析事項】

報告書において、司法省が不動産登記法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価され

ているのはどのような内容か。

- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

1. 2008年8月25日～26日の不動産登記法草案に関するワークショップ

参加者：草案起草委員会、JICA長期専門家、司法省担保取引局、民法経済法局及び関係部局、天然資源環境省、交通運輸省、建設省、国家銀行、ハノイ法科大学、ハノイ国家大学法学部

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

ワークショップは、法律専門家、関係機関が草案の基本事項について議論し、まとめる場を提供した。また、このワークショップで、草案起草委員会が法・司法制度改革支援プロジェクトの枠内で長期専門家と一緒に、2007年9月から11月まで複数地方での不動産登記の体制及び実状を調査した結果を報告した。この調査結果は、草案起草に関する起草研究の重要な資料である。また、このワークショップは、ベトナム側の出席者が日本の不動産登記制度の経験、状況について日本人専門家から説明された情報を聞く重要な機会である。これに基づき、出席者が草案の基本事項、及び不動産登記に関する法律の整備計画を議論することができる。草案起草委員会は、草案へのコメント、意見に基づき、社会生活に対応し、かつその他の法律規範との整合性を図る草案を修正するので、ワークショップの開催を高く評価した。ワークショップでは、以下の重要な事項が議論された。①統一した不動産登記制度の必要性、②草案の適用範囲、③不動産登記の対象、④不動産登記制度の目的、⑤不動産登記の目的、意味、⑥登記の効力、⑦不動産登記の公信効力、⑧公証及び公証人の役割、⑨不動産登記手続における情報検査、⑩不動産登記機関の組織体制、当局間の協力体制、⑪登記簿及び不動産所有権証明書に関する規定、⑫登記情報の開示。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

上記の問題について、日本人専門家は以下のコメント、意見を出した。これらの意見、コメントは、草案起草委員会にとって参考になる重要な情報であると評価された。①不動産登記の対象について、ドイツ、フランスでは、家屋は土地の一部として土地と家屋を同時に登記する。これに対して、日本では、家屋と土地は別々の不動産として登記する。ベトナムでは、取引における国民の希望、社会状況を十分把握して、家屋の所有者、土地の所有者と土地に定着する財産の所有者間の権利争いを避けるべきである。②不動産登記の目的、意味について。日本では、不動産登記は、当局が不動産の状況に関する情報を記録、把握し、権利者及び権利内容、登記された権利の変更を開示することを目的とする。登記は、所有者の所有権を正式に認めるまたはそれに関する情報の開示という機能を果たす。日本では、情報開示という機能は優先されるので、日本は住民に便利で、開放的な登記制度を作った。登記制度は、国民の信頼を得られるべきである。これを実現するために、登記情報を統一する必要がある。これができれば、登記制度をより良く利用され、登記制度は取引当事者の権利利益を保護する重要な制度である。③また、不動産登記の効力については、日本では第三者対抗の意味があるが、登記情報の正確さ、登記情報を信じた第三者を保護しない。登記情報について紛争が生じる場合には裁判所で解決する。④登記制度における公証及び公証人の役割については、日本法によれば、公証人は、取引の適法性を審査し、登記の段階では、登記官は、書類のみをチェックして登記する。このやり方は、迅速性、利便性を確保できるが、ベトナムの場合

には十分検討すべきとした。⑤登記作業を行うときに登記官は公証された契約の適合性、情報正確性を審査し、また現場を確認する必要があるかどうかという問題については、日本人専門家は以下のように日本の制度を説明した。日本の登記官は権利登記については、取引の適法性を審査せずに、書類の十分さのみをチェックして、登記する。不動産の現状を登記する場合には、登記官はたくさん質問をして情報をチェックする。また、登記官は上級機関の承認なしで、登記情報を記入し、登記するので、迅速性を確保できる。⑥関係当局間の協力体制については、日本では、法務省は登記情報を管理し、国土交通省が土地情報を管理する。⑦不動産登記簿及び不動産所有権証明書の発行については、ベトナムの現状では、複数の証明書が定められ、また、それらの発行機関も複数存在するので、国民にとって利便性が確保されていない。日本人専門家によれば、登記簿が不動産に対する権利情報を記録する重要なものであると認識すべきである。オーストラリアの場合には、土地所有権証明書及び抵当設定登記証明書という2種類がある。これに対して日本では、不動産登記では証明書を発行せず、登記簿のみに登記する。国はこの登記簿を保管、管理する。国民は証明書を持っていないが、登記システムに登録した番号が与えられる。登記簿の書式は様々であるが、ベトナムでの不動産登記制度を整備するに当たって、登記簿が存在している中で、不動産に対する権利証明書はどんな意味を持つのかを明確にする必要がある。これについては、多数の出席者も以下の見解を持っている。すなわち、登記機関で保管される登記簿が原本であり、国民に発行した書類はあくまで謄本である。そうすれば、登記内容だけを統一すべきで、書類の形について統一化が不要である。また、関心のある個人、組織はそれを低コストで早く知ることができるよう、登記された不動産に対する権利情報及び不動産取引情報は開示されべきである。⑧情報の保管、開示については、日本人専門家によれば、登記簿に記入された情報は開示すべきである。すなわち、誰もが迅速かつ簡単に登記情報をアクセスすることができるような登記制度が必要である。また、日本では、登記情報がデータベースの形で保管されるので、迅速に開示することが可能になる。地方法務局は、それぞれのサーバーを通じて、法務省が管理するサーバーに接続しているので情報提供、検索が迅速にできる。また、日本全国の550の登記事務所の中に290の事務所が登記のオンラインをしている。また、情報開示の範囲については、個人情報の保護を前提に行われている。ベトナムも今後の登記制度は、上記のことを考慮する必要があるであろう。

2. 2008年4月14日ワークショップ

参加者：草案起草委員会、JICA長期専門家、司法省担保取引登録局、民法経済法局及び関係部局、天然資源環境省、交通運輸省、建設省、国家銀行、ハノイ法科大学、ハノイ国家大学法学部

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

ワークショップの内容は以下のことが検討、議論された。①不動産登記法草案作成の基本方針、②司法書士による日本の不動産登記制度に関する紹介、③担保取引局が提案された方針、考え方に対する国内外専門家の意見、コメントの聴取、その上で、今後解決すべき問題に対する提案の提出、④不動産登記法で定めるべき基本内容を議論し、統一する。

まず、不動産登記法の目的は、共通の原則、手続に基づいて、土地使用权、家屋及び土地に定着するその他の財産に対する権利、それらの取引の登記を定める法律規範を統一していく。それによって、不動産の登記、証明書の発行に関する行政手続の改革に関する突破的な一歩

を踏み出し、不動産の所有権、取引の透明性を確保し、経済社会の発展、市場経済の促進を目的とした。

草案の適用範囲については、土地、家屋、土地に定着する財産に対する権利を登記するのか（権利に関する登記）、それとも不動産の現状（表示に関する登記）も含めて登記するのかについては意見が分かれている。

不動産登記の目的は第三者対抗要件であるのか、それとも効力要件であるのかについては意見が分かれている。

登記対象については、価値の高い土地、家屋及びその他の不動産を対象にするべきという意見が多数である。

登記機関については、一体化すべきという意見が多数である。すなわち、登記機関は、不動産現状を登記する機関は権利、取引の登記機関にする。

不動産に関する証明書の統一については、以下の意見が多数である。すなわち、登記機関で保管される原本である登記簿を統一する必要がある。また、関心のある人は迅速かつ簡易に登記情報をアクセスできるように登記簿に記入される情報は開示されるべきである。そうすれば、不動産に対する権利、取引を証明する証明書の再発行、書式の統一が不要となる。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本の司法書士による日本登記制度の説明、ベトナム現行制度との比較検討、現行制度へのコメントは、ベトナムの不動産登記法草案の作成にとっても有益なもので、参考になったと司法省から高評された。その具体的な内容は以下の通りである。

(1) 日本の不動産登記制度について

日本では、登記は不動産に対する権利の内容を明記する情報であると理解された。日本では、1960年以前に土地、家屋それぞれの登記簿が税務庁が管理した。1960年に不動産登記に関する大きな改革が行われた。登記が一箇所で行われて、同一の登記簿で記入されるが、権利登記と開示登記が区別された。登記制度が透明性が確保され、不動産市場の要求、経済発展に対応できた。登記は第三者に対抗する効果がある。国家は不動産の権利、取引を開示する仲介機関という役割を果たしている。登記開示制度の適用は、登記手続きの簡易化、低コスト、国民からの信頼を得られるというメリットがある。その結果、国民は不動産登記を積極的に行う。これは、不動産情報データベースシステムの構築、整備の前提条件である。

不動産に対する権利、現状の開示内容については、権利項目（使用権、交換、担保、物権の制限など）、国家管理項目（付与機関、用途、用途上の制限など）を含めて、日本は登記簿制度を導入した。登記官については、表示登記官及び権利登記官がある。権利登記官は、書類の情報のみをチェックする。これに対して、現状では登記官は、疑問のある場合には、現場をチェックしなければならない。また、司法書士の早川氏が日本での不動産登記手順についても説明した。その上で、以下のコメントを出した。(1)不動産登記制度の目的は権利開示であるかそれとも権利取得であるかを明記すべき。それによって、適切な登記機関のモデルが作られる。(2)ベトナムの現状では、土地の境界の測定、確定の業務の民営化が進められれば、土地管理書類、データが整備されることになる。

このように日本の不動産登記制度から得られる教訓は、ベトナムの現行登記制度では、登

記管轄権及び証明書発行権は不動産の種類及び不動産の主体によって行われているので、国民への利便性を十分確保できていない。また、国家も情報管理が困難である。登記機関に関するベトナムの現行制度では、効果が得られずコストがかかり、また、法律草案の段階でこれを改正する必要が考えられる。

(2) 不動産登記簿及びその構成

日本では、登記機関は不動産登記簿システムを作り上げる。その中で不動産に関する全ての情報を記入する。これによって国家管理がスムーズに行われ、国民が容易に情報を入手できる。日本では、登記簿は3段階で管理されるので、安全性、利便性が確保される。情報がIT化される前に、ペーパーの登記簿も現在と同様な内容で作られてきた。

また、司法省担保取引局のリクエストに基づき、日本人専門家は登記簿の構成について以下の通り説明した。不動産登記簿は3部から構成される。

第一部は、現状登記である。この部分で不動産の物理的な情報を記入する。それは、土地、建築物に関する情報である。土地に関する情報については、住所、不動産番号、図面番号、区画番号、土地使用目的、面積、事件の発生原因、期日（土地区間の区分、合併の出来事）、登記期日という情報が記入される。建設物に関する情報については、図面番号、場所、不動産番号、住所、家屋番号、建設物の種類、構造、敷地面積、事件の発生原因（例えば、新築、改築など）、その期日、登記期日、所有者という情報が記入される。共同住宅に関しては、共同住宅に関する一般情報（図面番号、住所、名称、構造、敷地の面積、所有者）、区画の情報（区画の番号、住所、使用目的、面積、登記期日）、建設物及び土地に対する権利情報（個々の住居（図面番号、不動産番号、建物の名称、建物の種類、構造、敷地面積、事件の発生した原因、期日、登記期日）及び共同住宅における住居所有者の土地に対する権利（区画番号、土地に対する権利の種類（所有権、賃借権）、権利の比率、事件の発生原因、期日、登記期日、所有者の情報が記入される。

第二部は、所有権に関する登記情報である。具体的には、登記目的（売買契約による所有権の譲渡、相続による譲渡など、判決執行の差押、担保設定、賃貸借など）、権利者の情報（所有者、共有者、判決執行の債権者、債権者など）、登記受理番号、登記受理時間。

第三部は所有権以外の権利に関する情報である。具体的には、登記目的、受理番号、受理期日、原因、権利者及びその他の情報（債務者、抵当権者、借金、金利、担保財産のリスト、権利の優先順位）など。

(3) 日本の不動産登記法の紹介

日本人専門家によれば、理想的な不動産登記制度とは、安全性、正確性、低コスト、迅速性、利便性、簡単にアクセスできること、社会環境に対応するという要件を満たす制度である。ただし、これらの条件を同時に満たすことが難しいので、日本人専門家はベトナムが不動産登記法草案を作成するに当たって、バランスを考えて、適切な登記制度の構築を進める。

(4) 日本及び世界各国の不動産登記制度について

日本人専門家は、ベトナムの関係者に外国の不動産登記制度について紹介するために、所有権取得という登記制度を採用するドイツ、公証人が登記をして、公証された書類を登記機関に送付するという公証登記制度を採用するフランス、及び以下の通り日本の不動産登記を説明した。

登記手続については、書類の受理、登記を申請する情報の審査、登記簿へ情報を記入、関心のある人に情報を提供という手順がある。

不動産登記制度の目的は、取引の安全性、不動産情報の透明性を確保し、不動産市場の成長を図る。

登記の効力については、日本民法によれば、契約は当事者の合意によって成立するので登記は契約の効力に影響を及ぼさない。登記は第三者に対抗する効力がある。そのため、登記は義務付けられるものではなく、国民が登記の需要がなければ、登記する必要がない。これは、登記制度の今後改善すべき問題点である。

また、ドイツ、オーストラリア、韓国、オランダでは、登記は権利取得要件である。ベトナムの現行制度はこれに同様である。

公信力については、日本の不動産登記制度はこれを認めない。また、フランス、韓国、米国も公信力を認めない。フランスでは、登記は公証人が行って、登記契約書及び登記情報の正確性を保証する。日本では、公証人は当事者間の契約の適法性を確認する権限を与えられないので、不動産登記に関わらない。司法書士は、契約における情報、登記情報について個人で責任を負う。日本では、不動産登記制度による情報は、証拠にならない。

また、日本人専門家は、ベトナムで統一した登記簿制度を構築し、公証人が契約の正確性を確認する権限を与えるよう提案する。

(5) 共同住宅の登記に関する日本法律規定

日本人専門家は共同住宅の登記について以下の通り情報を提供していた。共同住宅の登記は、共同住宅が再建築される場合の住宅所有者を確認することを目的とする。共同住宅が定着する土地は住居分に応じて分配される。担保登記、譲渡登記の時に、登記官はこれらの情報の正確さもチェックする。また、このことを定める共同住宅法も制定した。この法律が制定された後、共同住宅の登記については、最初の登記は土地と住宅の両方を登記するが、住居が移転される場合、住居のみを登記する。所有者の土地持分は当然、住居と一緒に移転するものとする。共同住宅の移転、取引はこの規定によってよりスムーズに行われる。また、共同住宅の登記については、建物と土地の情報は登記簿の同じページに記入される。共同住宅が定着する土地に対する所有権が、住宅から切り離して処分することはできない。専門家によれば、共同住宅は現代社会の発展方向であるので、ベトナムの不動産登記法は、共同住宅の登記を定めるよう進めていた。また、日本人専門家は共同住宅について、(1) 共同住宅の改築後、増えた住居分に対する所有者の権利、(2) 共同住宅における共同使用部分（通路、階段など）に関する土地所有はどのように定められるのか、(3) 土地、建物の測定は誰が行うのか、共同住宅の登記は共同住宅法、不動産登記法のどちらによって登記されるのか、(4) 登記受理から登記が終了されるまでの時間、(5) 司法書士の報酬について、ベトナムの参加者からの質問に答えた。

3. 2008年4月16日の不動産登記法草案ワークショップ

参加者：草案起草委員会、日本人短期専門家（司法書士）

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

ワークショップは、草案起草委員会は、日本人専門家による説明を受けて、日本の不動産登記法、不動産制度を理解して、それを参考にして、実効性の高いベトナム不動産登記法草案

の作成を目指す。また、不動産登記法の作成、整備に関する日本の経験について日本人専門家と意見交換し、ベトナム不動産登記法草案に対する専門家からコメントをもらって、その上でベトナム状況に合う不動産登記草案を修正するので、このワークショップで得られる指摘、コメント、意見は草案起草には大変役に立った。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家の以下の指摘、コメントは大変役に立った。

(1) 登記対象について

全ての不動産を対象にして登記を定めない方が良い。また、草案の段階で植林、果実が実際に多く存在するかどうかを確認して、その上で、草案に規定を入れるかどうかを検討した方が良い。日本では、木材として、土地から切り離されても価値のあるような木が登記されるが、それ以外の木は土地の一部として登記される。

また、日本法では、土地と建設物を登記対象にする。土地に定着する木は土地の一部とみなす。また、土地に定着する特別な木は特別法で定められ、その登記は特別法に従う。

(2) 国家所有の不動産の登記について

日本人専門家によれば、草案に公的財産の登記を定めることは理想的なことである。ただし、このような規定は、国の歴史、状況による。いくつかの国では、公的財産は最初に不動産登記法の中で定められなかったが、その後、法律が改正され、登記対象にされるようになった。日本の場合は、国家機関が所有する土地も登記対象である。

(3) 登記簿の作成、記入について

日本では不動産登記法はそれぞれの土地種類に対する登記手続を定める。個々の土地種類に対する国家管理については、実体法が定める。

(4) 土地と建物を別々に登記するのか、それとも一緒に登記するのか

ベトナム民法では、土地と建物は互いに独立する不動産である。ただし、全ての場合には、土地使用者が同時に建物の所有者であるわけではない。これに対して、日本では、土地は建物と独立して登記される。日本の法律は、建物の価値が大きいという考えに基づき、建物が土地から独立するものとする。その結果、不動産取引の価額が大きくなり、また、国民はより容易に融資を得られる。ただし、実際には、土地と建物を分離して取引する場合が非常に少ない。例えば、土地と建物が別々に抵当を設定される場合、または建物が建てられていないときに土地に抵当権を設定した場合はこれに該当する。

土地と建物を一緒に登記するか、それとも分離して登記するかということについては、専門家は諸外国の情報も提供した。例えば、オーストラリアは管理の利便性を図って、土地と建物を一緒に登記する。世界各国では、建物は土地の一部として、これらの不動産の集中的な管理を図る。これに対して、日本、韓国、台湾は土地と建物を分離して登記する。従って、ベトナムは、十分検討して、ベトナムの社会状況に合う制度を入れたほうが良い。また、日本人専門家も、土地と建物を分離して登記する制度を採用するが、土地使用者は建物の所有者ではない場合には、建物の登記には、土地使用者の承認が必要条件であるという草案起草委員会の提案は良い考えだと評価した。

また、土地と建物の登記については、日本人専門家によれば、登記申請書類に関する規定を明確に定める必要があるとした。すなわち、土地と建物の所有者が同じ人である場合に

は、登記申請者が、登記機関に一つの書類のみを提出する。これに対して、土地使用者と建物の所有者が違って、その所有者両方から土地と建物を購入する場合は、登記申請書には、土地と建物に関する情報を含めて、申請する。

(5) 登記時点

登記の効力がいつから発生するのかという点については、登記書類の受理した時点と、登記情報を登記簿に記入した時点という意見が分かれている。

日本人専門家は、登記情報が登記簿に記入した時点で登記の効力が発生するという考え方を支持する。なぜなら、こうすれば、不動産の情報は、情報を求める者に適時に提供されるからである。また、ベトナムでは、公証人は契約内容の正確性を保証しているので、登記官は、契約効力をチェックする必要がない。ただし、登記申請者の権利利益を保護するためには、草案では、支払の優先順位を適切な申請書を受理した時点で決めるという規定を定めるよう進めている。

(6) 登記原則について

日本人専門家によれば、ベトナムの現行登記体制は所有者の資格（個人であるか法人であるか）によって、行政地域で分散されている。そのため、不動産の情報管理が困難で、また、不動産の登記手続、情報入手が複雑になった。これに対して、日本では、土地の区画による登記という不動産登記制度を作った。

(7) 登記が効力要件であるか第三者対抗要件であるかについて

日本の不動産登記法では、登記を第三者対抗要件とした。ベトナムでは、土地は国家所有物であるので、登記を個人、組織の土地使用者取得要件、土地に定着する財産の登記は第三者対抗要件、と定めることも可能である。

(8) 不動産登記簿の効力について

登記機関で保管される不動産登記簿は、不動産の法的な状態に関する情報を記入した原本である。従って、不動産の情報については、登記簿と土地使用者証明書との違いがある場合には、登記簿に記入された情報が優先される。

日本では、証明書ではなく、登記番号を発布される。この番号で不動産に関する情報、その所有者に関する情報を検索することができる。

(9) 不動産登記に関する法律規範の整合性について

日本人専門家の助言によれば、不動産登記に関する法律規定と不動産登記法草案との整合性を得られるために不動産登記法草案を作成する際、民法、土地法、住宅法に定める登記の規定を排除する必要がある。

III. 不動産登記法の本邦研修報告書

入手日時：2010年6月14日 午前

入手先：司法省担保取引登録局専門家 Ms. Nguyen Hoang Ha

【分析事項】

報告書において、司法省が不動産登記法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。

- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

- ・ 本邦研修の内容に関する司法省の評価について
本邦研修の内容は、日本の不動産登記法規範、不動産登記体制、東京法務局の不動産登記実務である。これらの研修内容は有益。特にベトナムは不動産登記に関する法律規定を整備して、不動産市場の透明性を確保しようとしていたため、本邦研修で得られた貴重な知識は不動産登記法起草作業に大変参考になった。本邦研修に関するJICAの支援を高評する。
 - ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
- (1) ベトナムと日本の不動産登記システムを比較して、ベトナムの不動産登記システムの問題点を理解できた。すなわち、不動産の現状、不動産に対する権利情報の登記、公示という不動産登記システムの目的からすれば、ベトナムではそのようなシステムができていない。第三者への開示、対抗要件という目的からすれば、ベトナムの不動産（土地使用権、建物の所有権、土地賃借）の抵当権登記のみが日本の不動産登記と同様である。それに対して、土地使用権、土地に定着する不動産の登記は、日本のような第三者の対抗要件、公示、不動産に対する物権の優劣を認定する目的ではなく、物権の効力発生要件である。ベトナムでは、不動産に対する複数の規定が存在して、不動産の種類によって登記の効力が異なる。土地には、2003年土地法及び政令181号により登記は物権の効力発生要件である。これに対して土地使用権の抵当権登記は契約の効力要件である。家屋には、その登記は、家屋の取引要件である。また、登記管轄権については、日本では、不動産の所在地によって決められ、登記申請者の利便性を図る。これに対して、ベトナムの現行登記システムでは、登記の管轄権は、不動産の所在地及び登記申請者の両方で決められる。その結果、登記システムが分散され、不動産に関する情報も分散されて、不便である。
 - (2) これらの問題点を理解する上で、日本の不動産登記システムを参考にして、ベトナムの不動産登記法草案に以下の通り反映させる予定。不動産登記は情報の公示、透明性の確保を目的とする。不動産の取引当事者が不動産の情報を十分入手できる効果的なシステムを構築すること。利害関係者が自己の権利を保護でき、不動産取引の安全性、安定性を確保すること。民法、土地法、住宅法などの実体法と不動産登記法の手続法との整合性を図る。

IV. 担保取引登録法のワークショップ報告書

入手日時：2010年6月14日 午前

入手先：司法省担保取引登録局専門家 Ms. Nguyen Hoang Ha

【分析事項】

報告書において、司法省が担保取引法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価され

ているのはどのような内容か。

- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

1. 2008年8月11日ワークショップ

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

不動産登記法及び担保取引登録法ドラフトに関するワークショップはこの時期で開催することはとても重要であった。ワークショップは、①国会にドラフトを提出する前に法律専門家、関係機関から重要な事項について意見を聴取すること、②このワークショップを通じて、ベトナム関係者が日本の担保取引の経験を聞き、ベトナム経済社会の状況に見合った法規範、法理論を受け入れる。③国内外の専門家、参加者からドラフトの主要事項、現段階におけるベトナムの担保取引登録法の整備プロセスに関する意見、コメントを聴取する、これらの意見、コメントに基づき、草案起草委員会は、経済社会生活の需要に対応しながら、他の法律規定との整合性を保ち、世界の基準に通用する担保取引登録法のドラフトを作成する。本法ドラフトは、経済社会を管理する有効で妥当なツールである担保取引制度の設置を目指すので、このワークショップは草案起草に大変役に立つ。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

短期専門家、長期専門家から草案の主要事項についてコメント、意見、また日本の制度に関する情報の提供を求めている。これらのコメント、情報提供は、草案修正に大変役に立った。具体的には、以下の通りである。①本法が必要かどうかについては、本法は、第三者、すなわち社会に財産の所有者、財産の担保状態、権利の成立、移転について開示することを目的とする。従って、国民の立場に立って、統一した担保取引登録法を定めた方が良いかそれとも、個々の法律規定で定めた方が良いか、登記機関の一体化が必要かどうかを検討する必要がある。②草案の適用範囲については、全ての財産を取り扱うかそれとも動産及び飛行機、船舶に限定するかどうかは取引当事者の立場で検討すべきである。不動産については、取引当事者が不動産登記法及び本法の両方を見なければ、当該取引が適法であるかがわからなければ、とても不便である。もし本法の規定だけを見れば、財産の所有権、担保状態を確認できれば、とても便利になる。他方、財産の特徴が異なるので、それぞれの登記項目も異なる。全ての財産に対して共通登記手続を定めることは無理である。今まで担保取引に関する法規範が定められていない分野が多くあるので、このような法律が制定されることは社会的な意味がある。ただし、統一した手続で全ての財産に適用することはできない。従って、船舶、飛行機など所有権の登記制度が確立された財産登記については、本法で定める必要がない。データベースの構築と本法の適用範囲は別の問題であり、同一視してはならない。またこれに関連して、担保取引に関する日本の法律法規範を紹介し、日本では、財産の担保取引について、統一した法律を定めるのではなく、財産種類によって異なる法律、登記制度を定める。③登記対象、すなわち登記を義務づけられる財産、登記義務を付けられない財産については、何を根拠にするのか、登記する人の立場で検討する必要がある。義務付けられる登記をしなければ、どんな法的な効果があるのかを明確にする必要がある。自動車、船舶、飛行機は所有権を登記する帳簿があるので、国家が管理できるが、それ以外の動産についてはなかなか管理できないため、質権、強制回収などその他の方法を採用している。従って、これを定め

るドラフト第 4 条第 3 項を再検討するよう進める。また、複数の債務に対して一つの財産を担保する場合における登記義務を定める第 4 条第 1 項に関して、登記時点を基にして、優先順位を決める形で定めることができるというコメントをした。④登記の法的効果については、実体法である民法で定めるべきである。ここで担保取引登録の目的は、第三者に取引財産の状況を開示するということを定めるべきである。⑤登記の効力がいつから発生するのかを明確に定めるべきである。これは支払いの優先順位など関係者の権利に直接関係するからである。⑥登記機関については、所有権、使用权、担保取引を登記する機関は同一の機関であるという制度を採用すべきである。日本もこの制度を採用している。⑦登記手続、⑧担保取引に関する情報の開示については、個人情報ではなく、一般的な情報であれば、特に問題がない。

2. 2008年8月25日、26日、28日、29日の不動産登記法草案ドラフト8、担保取引登録法ドラフト8

参加者：国会法制局、政府事務局法制部、カンホア・ニントアン・ビンズオン、ロンアン、バリアブントウ、ホーチミン市国会代表団、カンホア省司法局、資源環境局、ホーチミン市司法局、資源環境局の代表者、MOJの代表者、カンホア省ホーチミン市の法律事務所、銀行の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

このワークショップでは以下のことを目的として開催された。①ベトナム側が、不動産登記に関する日本の経験を聞き、その上で、ドラフトへのコメント、議論をして、実効性の高い法律草案を作成する。②草案起草委員会は、出席者の意見、コメントに基づいて、不動産登記法草案を修正する。③草案は、社会生活に対応し、かつその他の法律規範との整合性を図る。

そのため、このワークショップは草案起草に大変役に立った。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について

日本人専門家による以下のコメント、指摘は草案起草に大変役に立った。

①法律制定の必要性、②登記機関の一体化、③登記対象、④不動産登記と公証との関係、⑤不動産の情報提供、担保取引登録法草案について、①法律制定の必要性、②登記対象、③登記時点、④管理機関、⑤担保取引登録について提供された情報の法的な価値、⑥登記登録手続、⑦登録登記申請者。

3. 2009年10月6日～7日の担保取引政令草案のワークショップ

参加者：日本人長期専門家、草案起草委員会、司法省担保取引登録局、国際関係部、民法経済法部、及びその他の部署、天然資源環境省、交通運輸省、建設省、国家銀行、ハノイ法科大学、ハノイ国家大学法学部、複数の商業銀行

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について

ワークショップは以下の目的を達成した。

- (1) 政令草案の説明、意見が分かれている事項、参加者からのコメント、意見を求める事項の説明。
- (2) 国内外専門家から意見を聴取し、また日本及び諸外国の担保取引登録法律の知識、経験を参考にする。

- (3) 意見が分かれている事項について議論して、意見を統一する。
- (4) 上記の意見、コメント、情報を基にして、草案を修正していく。

ワークショップは以下の事項について議論された。

- (1) 政令草案制定の必要性については、ベトナムでは、担保取引登録法律が分散されて、また、現行政令では担保取引登録の効力、登記機関など、社会状況に対応しておらず、情報開示の利便性が確保されていないことなど複数の問題がある。従って、担保取引登録局によれば、これを是正する政令の制定が必要であると主張した。これについて、銀行、信用組織の代表者がこれを賛成した。
- (2) 政令の適法範囲については、二つの提案が出された。第1案では、船舶、飛行機、不動産を含めて全ての財産に対する統一した担保取引登録手続を定める。第二案では、担保取引登録の手続、情報開示に関する一般原則を定め、飛行機、船舶、土地所有権、土地に定着する財産に対する担保登記手続は特別法で定める。
これについては、最も議論されている。また、多数の出席者は、第1案を支持した。第1案では、一つの政令を見れば、担保登記に関する全ての規定を把握できること、国民に利便性を確保するというメリットがあると分析した。また、この案は関係省庁から支持されないこと自体がこの案の欠点ではないと主張し、第1案は、あくまで現行の登記制度を混乱させるのではなく、手続に関する規定だけを統一するので、過渡期においては草案起草委員会がこの案を選択すればよいが、長期的な立場からすれば、担保取引登録法が必要であるということを指摘した。
- (3) 登記時点については、多数の出席者は、適法な申請書類の受理時点を登記時点とすべきであると主張した。こうすれば、登記申請者の権利利益を保護し、銀行業務もスムーズに行われる。これについては、日本人専門家によれば、日本では、透明性、開示性を確保するという登記の目標に基づいて、登記情報が登記簿に記入されるときに登記の効力が生じるとされる。また、登記システムへの情報入力の手遅れを防止するために、日本法律は、登記機関が入力すべき時点を定める。日本人専門家も、政令では、先に申請した書類が先に登記されること、及び、支払いの優先順位が保証されるために登記が受理順位に基づくという規定を定めるべきであると考えた。そして、その場合における登記官、登記機関の責任も明記する必要があると指摘した。
- (4) 担保登記の有効期間については、草案では2つの案が出された。第1案では登記は登記の時点から登記排除の申請による登記排除まで効力が生じる。これに対して第2案は、法律に別途の規定を除き、登記は登記の時点から登記排除の申請による登記排除まで効力が生じる。これについては、日本人専門家によれば、日本では、財産種類によって登記の有効期間が異なる。不動産には、登記の有効期間は10年間。不動産登記の有効期間を無限にしない理由は、価値のない情報を保管すること自体が無効であると説明した。また、動産登記の有効期間は延長することが認められると説明した。
- (5) 公証制度と担保登記制度との関係については、日本人専門家によれば、日本では過去において公証の役割について意見が異なった。ただし、現在日本では、公証は担保登記の要件、登記の効力要件ではない。日本では、当事者間の契約は公証なしで当然効力がある。担保登記は第三者に対抗する要件である。登記官は申請書の情報と登記機関で保管されている情報との正確さのみについて責任を負う。

- (6) 将来に形成される財産の担保登記については、日本人専門家によれば、日本では、将来に形成する財産という概念がないが、債権によって将来に形成される収益という概念がある。これに対してベトナムでは、家屋売買契約による家屋購入権に対して抵当が設定される場合がある。これは、担保取引登録法令の整備には十分検討すべきであると指摘した。

V. 担保取引登録令の R I A サーベイ 報告書

【分析事項】

報告書において、司法省が R I A サーベイに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、サーベイの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、サーベイに関する日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

サーベイでは、担保取引登録を定める政令08/2000/ND-CP号の実施状況から以下の問題点が明らかになった。

- (1) 担保取引登録に関する法律規定が不備で、整合性が欠けている。具体的には、政令08/2000/ND-CP号は、1995年民法に基づいて制定されたので、担保取引の規定を改正した2005年民法の規定と矛盾する条項がある。また、土地使用権、土地定着不動産、船舶、飛行機の担保取引登録手続を定めるその他の法律（土地法、海運法、民事航空法）、政令（飛行機の国籍、権利の登録に関する70/2007/ND-CP、政令08/2000/ND-CP号、船舶の登録、売買を定める29/2009/ND-CP号、土地使用権、土地定着不動産の担保取引登録を定める05/2005/TTLT-BTP-BTNMT号など）は、その後に制定されたため、これらの政令間の統一性、整合性が欠けている。
- (2) 担保取引登録業務について、船舶、飛行機を除く動産取引登録がデータベースシステムへの入力が遅れている。受理時から情報入力までの間にブランクがある。申請から登録までの時間がかかる。
- (3) 担保取引登録に関する国家管理について、今までこの登録事業の管理が十分行われていない地方がある。登録制度のための人材、施設が十分整備されていない。担保取引登録に関する報告が十分行われていない。
- (4) 登記官について、登記官の継続養成が行われていない。また、担保取引登録に関する法律宣伝教育が十分行われていない。

また、サーベイでは、政令08/2000/ND-CP号を代替する新しい担保取引登録政令草案の影響については以下の通り評価した。

(1) 担保取引登録に関する法律の統一性の確保

現在、担保取引登録に関する法律が複数存在して、それらの整合性が欠けているという問題を解決するために、新政令草案草案では、全ての財産に対する担保取引手続、手順を定め、現行の担保取引登録の規定を吸収、排除することをして、法律の統一性を図る。

(2) 融資の促進、経済の競争力の向上

新政令草案では、行政手続の簡易化という方針に基づいて、登録時点、登録手続、申請書、情報提供、開示に関する規定を定める。それによって、登録が迅速、正確かつ低コストで行われ、その結果として、融資活動が促進され、経済活動への資本調達が円滑に行われ、国家管理が強化されることが期待される。

(3) 担保取引登録上の問題解決

政令 8 号では、担保取引登録の発効時点、担保債権者の変更、などに関する事項について明確な規定を定めなかった。これに対して、新政令草案では、登録発効時点は、担保登録情報が登録簿に記入された時点、または適切な申請書類の受理時点を定めた。また、債権者の変更の手続も明確に定めた。担保取引登録の更新規定の廃止などを定めた。その結果、取引当事者は、取引を安全に行うことが可能になり、登録解除の時点を自由に合意できる。登録手続が明確に定められた結果、登録時間、経費が節約される。

(4) インターネットによる担保取引登録制度の構築

新政令草案ではインターネットによる担保取引登録制度を導入した。

(5) 担保取引登録に対する国家管理の向上

新政令草案では、登録機関、登記官の権限、責任を明記し、国家管理機能、透明性の確保を図る。すなわち、司法省は、担保取引登録制度を統一して管理する機関であり、交通運輸省は、船舶、飛行機の登録機関を管理し、また、資源環境省は土地所有権、土地定着不動産の登録登記機関を管理する義務を負う。これによって、関係省庁がこれらの任務を行うための予算、財力、人材の活用を公開する必要になり、これは、横領解決の有効な手段であると期待される。

その他、登記機関による担保取引登録情報の開示に関する規定も定められた。また、登記官の権限、責任及び義務も明確に定められた。これによって、登記官は法律上保護されるので、迅速かつ正確に登録業務を行うことが可能になると期待される。

VI. 担保取引登録官トレーニングの報告書

報告書が無かった。

VII. 担保取引登録官のQA集（ドラフト）

【分析事項】

QA集に、担保取引登録に関する業務を担当する関連機関職員が、業務を遂行するために必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。

【確認項目】

- ・ QA集に、担保取引登録実務を遂行するために役立つように、担保取引登録に関する法規範の説明が記載されているか。
- ・ QA集に、担保取引登録実務で問題になりうる点について、解説が記載されているか。
- ・ QA集を作成した経緯について、どうして作成を考えたのか。作成プロセスはどのようなものだったのか。日本からのインプットが役に立った部分はあるか。

【分析結果】

- ・ QA集に、担保取引登録実務を遂行するために役立つように、担保取引登録に関する法規範の説明が記載されている。具体的には2005年民法、2003年土地法、住宅法及び下記の法規範文書に関する解説が行われた。
 - ▶ 担保取引の政令である2006年12月29日付163/2006/ND-CP
 - ▶ 担保取引に関する2000年3月10日付政令08/2000/ND-CP号
 - ▶ 土地法の施行に関する2004年10月29日付政令181/2004/ND-CP号
 - ▶ 土地法の施行に関する2006年1月27日付政令17/2006/ND-CP号
 - ▶ 住宅法の施行に関する2005年9月6日付政令90/2006/ND-CP号
 - ▶ 土地権利証明書等の発行などに関する2007年5月25日付政令84/2007/ND-CP号
 - ▶ 土地権利、住宅所有権、土地定着物所有権の証明書の発行に関する2009年10月19日付政令88/2009/ND-CP
 - ▶ 土地権利、土地定着物の抵当、保証登録に関する2005年6月16日付共同通達05/2005/TTLT-BTP-BTNMT
 - ▶ 土地権利、土地定着物の抵当、保証登録に関する2005年6月16日付共同通達05/2005/TTLT-BTP-BTNMTを改正する2006年3月13日付の共同通達03/2006/TTLT/BTP-BTNMT号
 - ▶ 住宅抵当に関する2007年5月21日付共同通達05/2007/TTLT-BTP-BXD-BTNMT-NHNN号
 - ▶ 政令84/2007/ND-CP号の施行に関する2007年7月2日付通達06/2007/TT-BTNMT号
 - ▶ 担保取引に関する情報提供の手数料に関する2007年1月10日付通達03/2007/TTLT/BTC-BTP
 - ▶ 共同通達03/2007/TTLT-BTC-BTP号を改正する2009年4月29日付共同通達36/2008/TTLT-BTC-BTP号
 - ▶ 土地権利者の権利履行文書の公証、確認を定める2006年3月13日付共同通達04/2006/TTLT-BTP-BTNMT
 - ▶ 土地権利証明書等の発行に関する2006年7月21日付資源環境省決定08/2006/QD-BTNMT号

- ・ Q A集には、担保取引登録、動産、不動産、船舶、飛行機の担保取引登録手続が詳細に解説された。担保取引登録実務で問題になりうる以下の点について、解説が記載されている。

- (1) 政令の適用範囲：2005年民法第17章第5節第318条第1項に定める抵当権、質権、手付け、寄託、保証に限定すること。
- (2) 担保取引の合意、締結、履行に対する政令及び関係法律の適用原則、すなわち同一事項に対する政令と民法との優劣関係、同一事項に対する民法及び土地法、住宅法などの特別法との適用関係。
- (3) 担保設定者、善意の担保権者、債務者、担保付債務、将来に形成する債務、経営生産に流通する商品、取引対象財産に関する定義解説。
- (4) 担保財産の説明、すなわち担保財産の概念、担保財産の多様化、将来に形成する担保財産、複数の債務履行を担保する一つの財産、一つの債務履行を担保する複数の財産、担保設定者が所有していない担保財産、担保財産の説明。
- (5) 担保取引の効力が発生する時点、担保設定者が再生された場合の担保取引の処理、担保取引と債務の担保された契約との関係。
- (6) 公証、確証、及び担保取引登録との関係について（一般原則、公証、確証が担保取引の効力要件である場合、登録すべき担保取引、任意登録、強行登録と登録の法的効果との区別）。
- (7) 第三者に対する登録された担保取引の法的効果について、第三者とは、第三者に対する法的な効果が発生する時点、第三者に対抗する意味。
- (8) 担保手段の説明
 - ① 質権を設定した財産を保持する第三者、質権者の義務、船荷証券、有価証券などの質権設定
 - ② 抵当財産の売却、交換、贈与、賃貸借、抵当財産への投資、債権の抵当設定、賃貸借財産の抵当設定
 - ③ 保証人の返済請求権、保証人である個人が死亡、または保証人である法人が破産した場合
 - ④ 手付、寄託の設定者の権利・義務、手付・寄託という担保権者の権利、寄託財産及び寄託財産の取引に参加する当事者の権利義務
- (9) 担保財産の処分について
 - ① 担保財産の処分権、処分権の効力発生の時点
 - ② 担保設定者が破産した場合の担保財産の処分
 - ③ 担保財産処分の通知
 - ④ 担保財産の処分期間
 - ⑤ 処分のための担保財産の引き受け
 - ⑥ 処分方法に関する合意が存在しない場合の担保財産の処分
 - ⑦ 担保権者間の弁済順位
 - ⑧ 担保財産の所有権、使用权の譲渡
 - ⑨ 担保財産の取戻権利
- (10) 土地使用権の抵当に関する留意点

- ① 土地使用権の抵当条件
 - ② 土地使用権の抵当の事例
 - ③ 土地使用権抵当契約における留意点
 - ④ 土地使用権抵当の効力が発生する時点
- (11) 土地定着財産の抵当については、以下の実務上の問題解説が詳細に記載された。
- ① 土地定着財産の抵当のケース
 - ② 土地定着財産の抵当契約における留意点
 - ③ 土地使用権、土地定着物の抵当登録手続
- (12) 担保取引登録に関する申請書類の記入、審査の留意点が詳細に記載された。
- ・ Q A集作成経緯及び日本からのインプットが役に立った部分については、Q A集に記載されなかったので、担保取引局のMs. Ha及び登録官Mr. Le Anh Tuanのインタビューにより補充した。その内容は以下の通りである。
 - (1) Q A集の作成経緯について

担保取引に関する規定は複数の法律に定められ、また、それに関連する下位法規範文書も多く存在している。従って、登録官が適正に登録業務を行うためには、これらの法規範文書の条文をいつでもどこでも迅速に調べられ、また、その解釈適用を詳細に解釈され、業務上のガイドラインが詳しく説明され、事例が書かれるQ A集が必要である。こうした登記官の実務上のニーズに対応するために、Q A集の作成が行われた。
 - (2) 作成プロセスは以下の通りである。
 - ① 地方の担保取引センターによる問い合わせ、サポート依頼を通じた問題の抽出
 - ② 登記官から問題の抽出
 - ③ 問題点を絞ってQ A集ドラフトを作成
 - ④ Q A集ドラフトについて、意見やコメントを収集して完成する
 - (3) 日本からのインプットが役に立った部分について

日本人専門家からは、Q A集の作成に関連して、ワークショップ、トレーニングコースを通じて、日本の担保取引法及び不動産登記法制度に関する説明紹介、ベトナムの担保取引法制度上の問題点の指摘、鋭くかつ詳細なコメントがなされた。これは、草案作成メンバー及び登記官にとって大変有益で参考になった情報である。

A 6： 民事判決執行総局

I. 民事判決執行法のワークショップ報告書

1. 2007年7月24日～26日の民事判決執行法ワークショップ

入手日時：6月14日

入手先：司法省国際関係部

【分析事項】

報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

参加者：日本人長期専門家、草案起草委員会、ベトナム司法省民事判決執行局、国際協力部、国会法務部、国防省、財政省、公安省、最高検察庁、最高裁判所の代表者

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
判決執行法起草の所管官庁である司法省は、判決執行法ドラフト21を起草したが、これについて意見が統一されていないため、このワークショップでは、日本人専門家からドラフト21に対するコメント、意見、そして日本の民事執行経験を説明してもらう。これらのコメント、意見は、ドラフトの起草委員会にとって重要な参考資料、情報であると評価された。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているの内容は以下の通りである。

(1) 民事執行原則

ベトナムでは、当事者による和解も民事執行原則であるという考え方について、日本人専門家によれば、民事執行の基本原則は即時執行である。当事者による和解は、裁判手続の前の段階または裁判手続の中で行われるが、確定判決の執行には和解が認められない。確定判決の執行に関する当事者の和解を認めれば、法律軽視、判決執行の延長につながる恐れがある。また、判決執行について当事者による和解を認めれば、債務者が和解期間を利用して、執行財産の隠蔽をすることも考えられる。従って、この規定の排除を進めた。

(2) 民事執行期間は民事訴訟手続の一部かどうか

日本人専門家によれば、日本では、以前、民事執行も民事訴訟手続の一部であるという考え方を採用したが、これは当事者に困難を与えるので、現在、民事執行は、民事訴訟手続から切り離された。

(3) 民事執行根拠

民事執行根拠は確定判決、裁判所の決定及び債権者による民事執行の請求書であるという考え方は、正しいかどうかという質問について。日本人専門家が、日本では、民事執行の根拠は債権者の請求書及び民事書証であると答えた。

(4) 判決執行決定について

確定判決があるので、民事執行機関は判決執行決定を下す必要がないという考え方がある。日本人専門家によれば、日本では、債権者が民事執行請求があれば、書記官は執行期日が到来したかどうか、債権者の請求内容は判決の内容と一致しているかどうかを確認して、その後、裁判官は民事執行を承認する文書を作る。

(5) 民事執行請求の手続について

ベトナムでは、債権者の請求に従って民事判決を執行するが、日本では、執行官は債権者の請求ではなく、判決に従って執行を行う。また、民事執行手続は請求書が提出されたときから開始される。請求書には、執行財産、所在場所を明記しなければならない。

(6) 債務者の財産の取調べ義務

日本人専門家によれば、執行官は債務者の財産を取り調べるという草案の規定は実施可能性が低い。執行官が債務者の財産はどこにあるかを知るわけではないからである。従って、債権者が自分の権利を守るために自ら債務者の財産を取り調べる必要がある。

(7) 執行不可能な判決、裁判所の決定

日本人専門家によれば、執行不可能な判決、決定は、裁判所が明確に明確に命じなかったからであるというベトナム出席者の見解に賛成する。

(8) 民事執行費用

日本人専門家によれば、日本では、債権者が執行費用を予納して、その後、債権者がその執行費用を負担させる。

(9) 執行時効

日本民法第174条第2項によれば、執行時効は、債権者は判決が確定したときから10年間とする。

(10) 執行機関の組織体制

日本人専門家によれば、日本の民事執行機関は民事執行裁判所である。この裁判所は裁判所システムの一部である。この裁判所には、執行官がいる。

(11) 保全処分について

保全処分手続は裁判手続の前の段階で行われて、民事執行の段階で行われない。また、この手続は民事執行法ではなく、民事保全法で定められる。従って、日本の保全処分の手続はベトナムのそれと違う。

(12) 民事執行補助

日本の民事執行機関は関係機関の補助を求めることができるかどうか、また、執行官は武器を与えられるのかという質問に対して、日本人専門家は、日本の執行官は関係機関の協力を求めることができると答えた。執行官は、財産の差押において債務者に家から出してもらおうと求めることができる。債務者はこれに応じなければ、執行官は警察の協力を求めることができる。

(13) 強制執行について

日本人専門家が日本の強制執行手続を説明した後、具体的な事例を紹介して説明した。また、日本人専門家は強制執行の財産について詳しく説明した。また、日本では、債務者による強制執行の異議を認めるかどうかについては、日本人専門家によれば、債務者による強制執行の異議を認めれば、判決の効力を弱めることになり、またそれによって執行が長く延長されてしまう。従って、草案起草委員会はこの点について留意する必要があるとアドバイスした。

(14) 差押について

日本人専門家によれば、日本では、執行官は債権者が確定した財産に限って差押をする。執行官は、差押の際、債務者のその他の財産を見つけた場合でも、債権者が当該財産に対して差押を請求しなければ、差押をできない。また、複数の債権者がいるが、ひとりの債権者のみが執行を求める場合には、執行官が他の債権者に通知する義務を負わない。ただし、抵当設定不動産を差し押さえる場合には、執行官は、抵当権者に通知しなければならない。

また、日本法では、国家機関の財産を差押えられないという規定がないとして、企業の工

場、設備機材が差押えられないという草案第106条K 2のメリット、デメリットを十分検討する必要があると助言した。

- (15) 日本人専門家は草案の基本事項である執行根拠、民事執行における裁判所の役割という問題を指摘した。その他、草案第33条2項が民事訴訟法第376条第2項、民法第35条と矛盾していること、草案第36条（執行時効）第56条（執行終了、停止）の規定は債務者に有利な規定であり、債権者の権利を保護していないこと、執行不可能な判決における破産宣告が民事判決執行法で定めない方が良く、草案の第35条の規定は、債権者の権利を奪うことなどを指摘して、コメントをした。

2. 2008年12月18日～19日の日本、ベトナムの民事判決執行法ワークショップ

入手日時：6月14日

入手先：司法省国際関係部

【分析事項】

報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

参加者：日本人長期専門家、ベトナム司法省民事判決執行局、国際協力部、法律研究所、資源環境省、国防省、建設省、最高検察庁、最高裁判所、20省の民事判決執行機関

- ・ 報告書における、ワークショップの内容に関する司法省の評価について
ワークショップでは、民事執行機関の名称、民事執行制度、民事執行手続、手順が議論された。とりわけ、民事執行手続については、参加者が以下のことについて意見を出した。すなわち、権限の濫用を防止するために民事執行決定を下す、民事執行官長と執行官の権限任務を詳細に定めるべきであること、最後まで売却という原則に基づく競売手続、賃借住宅の取り戻しに関する民事執行費用、強制執行費用のための強制執行、当事者による連帯責任、民事執行機関間の業務分担のバランス、担保取引登録機関の債務者への担保登録中止に関する通知の問題、外国人債務者、少数民族債務者への通訳費用などである。

司法省によれば、民事判決執行官、民事判決執行機関の職人及び関係機関に対する、民事判決執行法の展開の第一歩である。このワークショップは、関係機関の代表者が民事判決執行業務における問題点について意見交換し、日本の判決執行法、経験を学ぶ重要な機会を提供した。参加者の意見、コメントは、今後、民事判決執行法の下記法規範文書の制定に役に立つ重要な情報である。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容について
判決執行法に関する日本人専門家によるコメントが高く評価された。具体的には、裁判所の

判決、決定の透明性、明確性を決める事項、債務者の財産探し、債務者による財産の隠蔽、処分の禁止、民事執行の停止、中止、強制執行、民事執行の担保手段、財産の差押え順位、差押命令の効力、民事執行異議、民事執行抗告、執行財産における所有分の比率の認定、差押財産に対する紛争解決、差押財産の利用、債権者への支払優先順位などである。

ベトナムの参加者が、日本人専門家のコメントから得られた教訓として、民事判決執行法が2009年7月1日より施行されるときに、これと整合する、民事判決執行法の下記法規範文書を迅速に制定して、民事執行手続の迅速性、簡易性、低コストを確保することが必要であると考えた。

II. 民事判決執行法の本邦研修報告書

【分析事項】

報告書において、司法省が民事判決執行法起草に関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認項目】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価。
- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのはどのような内容か。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。

【分析結果】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する司法省の評価について

本邦研修では、日本の民事執行の特徴、民事執行機関、民事執行の根拠、債務者による任意執行、債務者の財産の取り調べ、金銭財産に対する民事執行手続、動産に対する民事執行、債権に対する民事執行、民事執行異議、警察による協力と刑事法との関係という民事執行法の事項について研修を行った。

今回の本邦研修は、ベトナムの民事執行法の整備に極めて有益なものである。民事執行法は国会に制定されたが、これは、ベトナムにおける民事執行法整備の第一歩である。そういう意味で、今回の本邦研修は、民事執行法が制定されてから、外国の民事執行法の整備運営に関する最初の海外研修であるが、この研修では、実用性の高い情報及び経験を吸収できた。これらの情報は、ベトナムの今後の民事執行法の整備継続及び民事執行機関の体制作り、民事執行法の実施に関する方針を立てるために極めて役に立つ。

日本の民事執行法及びその実施、民事執行機関について言えば、日本とベトナムとの違いがあるが、民事執行の目的、方法、手続については共通点がある。日本の民事執行法及び執行業務、経験は、ベトナム民事執行法草案起草、施行細則に参考にされ、浸透した。また、この草案は2008年11月14日にベトナム国会に認められ、2010年7月1日より施行される。例えば、民事執行機関の独立性、民事執行の透明性、効果、財産の差押、差押財産の使用、知的財産権の差押、競売などである。制定された民事執行法、民事執行制度体制の改革、民事執行業務の効果向上を図る最初の法律基盤である。今後は、民事執行法の規定、とりわけ施行細則がさらに整備される必要がある。従って、日本の民事執行法の立法経験、法律の運用経験は引き続き参考にされ、活用される必要がある。本邦研修の結果より、日本の民事執行法から次の理論及び方針を参考することができると考えられる。

- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容
 - (1) 民事執行機関の有効性、効率性の観点から民事執行機関の組織体制
 - (2) 執行官の独立性、国家機関、組織、個人の民事執行業務への不法な干渉の防止
 - (3) 民事執行手続の透明性、迅速性
 - (4) 裁判所の判決、決定の執行に対する関係機関の協力体制の強化
 - (5) 強制差押、不動産という差押財産の処分、知的財産権に対する差押手続、手順
 - (6) 民事執行経費の削減を目的とする強制差押、差押財産の利用に関する手続、手順
 - (7) 裁判所の判決決定の執行請求と国民の基本権利の保障及び社会問題解決とのバランス（債権者の所有権、使用权、債務者への宿泊先の提供など）
 - (8) 民事執行に関する下位法規範文書の整備：財産登録、財産をめぐる紛争解決、民事執行において生じる財産権の処分（所有権の配当）、差押財産に関する紛争、民事執行財産に対する第三者の請求をめぐる紛争を解決する執行裁判官の設置、民事執行における損害賠償、涉外要素のある判決、決定の執行、民事執行に関する司法扶助などである。

III. 民事判決執行法の運用状況にかかる統計・報告書

【分析事項】

民事判決執行法施行後の、民事判決執行の運用状況を確認する。

【確認項目】

- ・ 民事判決執行の受理件数
- ・ 民事判決執行の既済件数・未済件数
- ・ 未執行件数
- ・ 未執行の理由
- ・ 民事判決執行実務に関して、さらに改善すべき点、その他留意事項

【分析結果】

- ・ 民事判決執行の受理件数：458,209件
- ・ 民事判決執行の既済件数：126,635件
- ・ 未済件数：147,238件
- ・ 未執行件数：184,336件
- ・ 未執行の理由：
 - ▶ 判決の命令内容に関して、裁判所による説明を待っている。
 - ▶ 債務者の住所が確定できない
 - ▶ 執行財産が確定できていない。
 - ▶ 差押えられ、競売にかけられた財産が売却できていない。
- ・ 民事判決執行実務に関しより改善すべき点、その他留意事項
 - (1) 判決命令の内容が不明な判決をした裁判所の責任について
判決の命令には、被告の住所が明記されなかったこと、隣接地区との境界線が確定されていないこと、判決に記載した面積と土地使用権証明書に記載した面積と一致しないことが

時々見られる。執行機関からの問合せに対する裁判所の反応が遅い、または反応しない場合がある。従って、執行機関の問合せに対して、十分責任を果たしていない裁判所に対する制裁、責任を明確に定めるべきである。また、債務者が企業である場合には、判決に債務者である企業及びその企業主が判決執行義務を負うということを明記すべきである。

(2) 執行申請書の受理及び執行条件の調べ

民事執行法では、債権者は自ら執行条件を調べなければならないが、関係機関、個人から協力を得られないことが多く、債権者にとってこれは極めて難しい。具体的には、執行条件を銀行、信用組織で調べようとしても、これらの組織から情報の提供を拒否される。債権者は書面で調べる場合には、債務者が1ヶ月以内に十分財産を隠蔽してしまうので、その後の執行が難しくなる。

債権者は、債務者の住宅、会社へ立ち入り、執行条件を調べることは難しい。これは不可能に近い。また、債務者の財産情報を獲得しても、その所在地の人民委員会など関係当局は、その財産が債務者のものであるかどうかを確認しない。

また、債権者は執行条件を調べたが、情報を得られない場合には、執行機関にその調べを求めることができ調べ費用を負担すると規定されたが、調べ費用、債権者による調べ申請書の受理については、詳細なガイドラインがないので、実際には業務履行が難しい。また、債務者が複数の財産を所有する場合には、執行官はこれらの財産全てを調べる義務があるかどうかについても明確な規定がない。

(3) 判決執行申請書の返却

法律の規定に該当しないが、実際に執行不可能な場合には、執行申請書を返却できるかどうかはより明細に定めるべきである(判決命令では未成年者を扶養者に引き渡すと定めたが、債権者及び執行機関は、未成年者及び扶養者の住所を調べられない場合、判決命令では、雇用者は労働者を再度雇用すると定めたが、労働者が働けない場合などである)。

(4) 「省級執行機関が、必要と認める場合に県級の管轄に置かれる民事執行申請書の取り上げて執行を行う」という規定について

執行法及び下位法規範文書では、「必要と認める」とはどんな場合であるかは明記な規定がない。すなわち、県級の執行機関は省級執行機関に対して文書で執行を依頼する必要があるかどうかは不明であるため、実務上、異なる考え方が生じる。

(5) 執行財産の評価、競売について

- ① 競売手続において、一回目の競売が成功しない場合が多い。
- ② 施行細則により、執行官は評価組織と評価契約を締結できない場合には、財政・専門機関に意見を求めることができるが、「財政・専門機関」とはどのような機関であるかは不明である。
- ③ 競売できない場合、債務者の競売財産は強制執行費用を賄えないが、債権者が競売費用を支払わない場合に、どのように処理すべきかは不明である。
- ④ 当事者が財産の再度評価を求めることができるという法律規定を濫用して、執行を延長させることがある。従って、再度評価を求められる回数を明確に定めるべきである。
- ⑤ 連帯権利者が存在して、そのうち、一人の債権者のみが執行を求める場合には、それを認められるかどうか、その他の権利者の連帯権利についてどのように処理すべきかという規定がない。

(6) 共有財産の優先購入について

民事執行法第74条第3項により、共有者が、共通財産の売却に関して、優先して当該財産を購入することができる。これは、競売の前に行うべきと定めるべきである。

(7) 執行費用の収納について

民事執行法第60条及び政令58/2009/ND-CP号は、債権者は執行費用として実際に受取った金銭または財産価値の3%を支払うと定めた。ただし、通達68/2008/TTLT-BTC-BTP号では、債権者は、強制執行決定が下された後、執行申請書を取り下げた場合、執行費用の3分の1を支払うと定めた。従って、どちらの規定を実施すべきかを明確にするべきである。

(8) 当事者へ暫定的に留置した金銭、財産の返却について

執行法第126条第3項では、「当事者の財産、身分に係る書類を当事者に通知したときから1年を経過したが、当事者がそれを受取らない場合に、当該書類を発行した機関に引き渡す」と定めたが、外国人に係る場合にはどうすべきかという規定がない。

(9) 執行手続解決期間について

執行法は、執行通知は3日以内、執行財産の調べ期間10日、差押または財産の返却期間15日など一定の手続の解決期間を明確に定めたが、執行機関の現状、関係機関による協力体制からすれば、実際には実施不可能に近い。

(10) 債務者の財産の強制使用（執行法第71条第2項、第78条）について

債務者は賃貸借による収入があるが、これらの収入は、執行法第71条第2項、第78条の規定事項に該当しないので、実際には強制執行できない。従って、執行法第71条第2項、第78条の適用範囲を拡大する必要がある。

(11) 執行債務及び債権の移転について

執行債務及び債権の移転は第三者の権利に侵害しないという条件を付けるべきである。

(12) 保全処分措置の適用について

債務者と第三者の共有財産の差押に関して、執行官は執行法第74条の規定を適用しなければならないので、その場合には、執行法第69条を適用できない。

(13) 財産の差押に参加するメンバーについて

執行官は、強制執行措置を適用する前に、執行法第72条に基づいて強制執行計画を立てなければならない。ただし、執行法は、土地権利、建物の差押に関わるメンバーを規定していない。

(14) 債務者の経営上の収入、知的財産権、出資金に対する差押、債務財産の強制使用に関する規定は一般的なもので、施行細則、ガイドランが発行されていないので、執行官は積極的に執行できない。

(15) 執行法第61条による減免について

実際上の実施が難しい。

(16) 執行統計データの報告について

執行遅滞に関する利息、執行不可能な場合に関する統計データを明記すべきである。

IV. 執行官トレーニングコースの報告書

【分析事項】

報告書において、司法省がトレーニングコースをどのように評価しているのか確認する。

【確認項目】

- ・ トレーニングコースの実施状況
- ・ トレーニングコースの内容の評価
- ・ トレーニングコースの教訓
- ・ トレーニングコースの改善点
- ・ プロジェクト活動がどのように役に立ったか

【分析結果】

- ・ トレーニングコースの実施状況について

参加者：日本人長期専門家、司法省民事執行局、国際協力部、南部14省の民事執行機関に所属する25名の執行官

トレーニングコースは2007年11月20日、21日の二日間でドンナイ省ビエンホア市で行われた。

- ・ トレーニングコースの内容の評価について

司法省は、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトの支援を受けて主催したこのトレーニングコースを高く評価した。また、執行官もトレーニングコースの内容を高く評価した。執行官はこのコースで重要な情報、知識を研修するだけでなく、実務上の問題点を指摘して、互いに意見交換し、また、司法省民事執行局に対して直接意見、指摘をすることができた。また、このコースでは、日本人専門家は日本の民事執行法、民事執行制度について紹介説明をし、その上でベトナム民事執行法の問題点を指摘して、参加者が活発に議論できた。このトレーニングコースは単純な研修コースを越えた研究会として、参加者にとって極めて役に立ったものである。また、参加者による指摘、コメントは、民事執行法の施行細則の草案起草にも大変有益でかつ参考になる情報である。

具体的には、トレーニングコースでは、不動産、動産、金銭に関する民事執行業務について研修が行われた。執行官は、強制執行、債務者の財産処分手続、手順など民事執行に関する現行法令について情報を提供された。とりわけ、以下の事項は詳しく説明された。

- 動産に対する差押手続
- 差押が禁止される財産
- 動産の差押に参加するメンバー、差押動産の評価
- 動産の競売
- 土地所有権、所有権が登録された不動産の処分
- 土地所有権という不動産の差押に参加するメンバー
- 評価委員会の構成員
- 差押えられた不動産の評価
- 差押えられた不動産の処分方法（不動産の売却、競売通知、競売が成功しなかった場合の不動産処分など）
- 代金の処分方法
- 債務者が債権者に返済すべき財産の執行
- 債務者が債権者に返済すべき土地所有権の執行

- 債権者が一定の行為を行うべき場合の執行
- 債務者が一定の行為を禁止される場合の執行
- 債務者の金銭、口座の控除、有価証券の没収に関する執行

上記の内容以外にも、日本人専門家が日本の民事執行法及び民事執行制度に関する豊富な情報を提供した。

上記の研修の他、執行官も実務上の問題点を取り上げて議論した。例えば、有価証券の執行手続・手順、期間が到来していない抵当財産の執行、第3者が保持している債務者の財産に対する差押手続、評価委員会の設置、執行官が評価委員会の委員長とされたが、執行官が評価財産について十分に専門知識のない場合。差押財産の調べについて協力しない関係機関、個人に対する制裁、民事執行の金銭的な補助手続、執行官土地所有権の評価、差押の異議申立を解決するという、政令164/2004の規定と2004年の民事執行法令の規定との矛盾については、法律規定、ガイドラインが詳細な規定を定めていないか、または法令の矛盾があるため、執行実務が困難であるような問題が、執行官によって指摘・議論された。

これに関連して、日本人専門家が日本の民事執行法、民事執行制度を紹介説明して、その上でベトナム現行の民事執行制度に関して、コメントを出して、また問題点も積極的に指摘した。

- ・ トレーニングコースの教訓について

トレーニングコースのテーマ、内容はよく準備され、参加者に事前に通知されたので、参加者にとっては、研修内容が適切であった。また、研修だけではなく、議論の時間も与えられたので、意見交換、実務、法律上の問題点、困難などについて十分に意見交換し、議論することができた。このような研修コースは、執行官の能力強化、法整備の両面に大変役に立つので、引き続き行うべきである。

- ・ プロジェクト活動が、以上の分析から明らかになったように、法律起草、司法運営の人材育成の両面で役に立ったという評価が得られる。

B. 最高人民裁判所、バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所

1. バクニン省における控訴、再審、監督審申立に関する統計その他の資料（バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所）

入手日時：2010年6月8日 9：00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、控訴申立件数、再審申立件数、監督審申立件数の推移を確認する。また、控訴・再審・監督審申立の理由及び結果について確認する。

【確認結果】

- ・ バクニン省級裁判所が下した判決の数（2006年、2007年、2008年、2009年）：276件、236件、270件、257件
- ・ 各年の控訴申立件数：3、0、2、4
- ・ 各年の再審申立件数：0
- ・ 各年の監督審申立件数：1（2009年）

- ・ 控訴、再審、監督審申立の理由（事実誤認、法令違反等）：事実誤認
- ・ 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようになったか（原判決が維持されたのか、差し戻し・破棄・変更されたのか等）：不明
- ・ バクニン省の県級裁判所が下した判決の数（2006年、2007年、2008年、2009年）：1,331件、1,371件、11,536件、1,665件
- ・ 各年の控訴申立件数：9、12、14、13
- ・ 各年の再審申立件数：2（2008年）
- ・ 各年の監督審申立件数：0、1、3、2
- ・ 控訴、再審、監督審申立の理由（事実誤認、法令違反等）：事実誤認
- ・ 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようになったか（原判決が維持されたのか、差し戻し・破棄・変更されたのか等）：原判決の破棄、差し戻しの2件
- ・ 訴訟手続違反が理由で、監督審または再審で、差し戻し・破棄・変更された判決：0。
- ・ 判決の正確性や論理性を欠くという理由で、監督審または再審で、差し戻し・破棄・変更された判決：0

2. バクニン省における民事判決執行に関する統計その他の資料（バクニン省級裁判所、バクニン省内の県級裁判所）

資料タイトル：バクニン省判決執行局の問い合わせ公文書及び問い合わせに対する回答文書

入手日時：2010年6月8日 9:00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、不明確なため確認を求められた判決の数及び最終的に執行できなかった判決の数の推移を確認する。また、不明確なため確認を求められた判決及び最終的に執行できなかった判決の内容と理由を確認する。

【確認結果】

- ・ バクニン省級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の数：データが無い。
- ・ バクニン省級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の数：データが無い。
- ・ バクニン省級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の内容及び理由：判決における決定の部分が不明確で（紛争対象の土地と隣接地との境界が確定されなかった）、執行官が理解できなかったため確認を求めた。
- ・ バクニン省級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の内容及び理由：判決書の決定部分に返済物の詳細を記載しなかったため、執行官は返済物は判決書に言い渡されたものに該当するかどうかを確認できず、判決執行ができなかった。
- ・ バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求められた判決の数：データが無い。
- ・ バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の数：データが無い。
- ・ バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、執行官から、判決が不明確なため確認を求めら

れた判決の内容及び理由：データが無い。

- ・ バクニン省の県級裁判所の確定判決のうち、判決が不明確なため執行できなかった判決の内容及び理由：データが無い。

3. バクニン省級裁判所の裁判記録（インタビューに基づき提出を受ける）

入手資料：2006年QueVo県級裁判所の離婚事件の第一審裁判記録及び2010年Tien Du県級裁判所離婚事件の第一審裁判記録

入手日時：2010年6月30日

入手先：バクニン省級裁判所裁判官 Mr. Nguyen Van Vu

【分析事項】

プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、裁判記録の記載内容の変化を確認する。

【確認結果】

- ・ バクニン省の裁判官に対するインタビュー結果は以下の通りである。JICAプロジェクトの活動の一環として刑事訴訟法、民事訴訟法に関するワークショップが数回行われて、訴訟法の運営上の問題点が抽出された。これらの問題点について、今後最高裁が、Q&Aブック、ガイドラインなどを通じて、指導、解決を図ると考えられる。従って、訴訟手続は現在改善されていないが、プロジェクト活動は、将来、訴訟手続の改善に資する。そして、現在、裁判官は引き続き現行の訴訟法及び法規範文書に従って、訴訟手続を行っている。
- ・ 2006年のQueVo県級裁判所の離婚事件第一審裁判記録には以下の裁判記録書がある。2005年11月5日付離婚解決請求書、2006年4月4日付当事者による供述書、2006年4月4日付民事事件受理通知書、2006年4月4日付当事者への民事事件受理通知書の到達書、2006年4月4日付関係者への民事事件受理通知書の到達書、2006年4月4日付当事者の供述調書、2006年4月28日付和解期日通知書、2006年5月4日付和解調書（和解失敗）、当事者の裁判所への証拠収集の申請書、2006年5月4日付民事事件証拠収集決定、2006年5月10日付当事者の雇用先との尋問書、2006年5月12日付公判期日決定、2006年5月23日付公判期日議事録、2006年5月23日付裁判評議会審議議事録、2006年5月23日付第一審判決書。

この2006年離婚事件第一審裁判記録を確認した結果、以下のことが明らかになった。①裁判官が必要な手続を履践したことが裁判記録から明確に知ることができた。②訴訟の早い段階から争点を明確にした上で、主張や立証活動（本人、被告人、参考人等に対する尋問など）が行なわれている。具体的には、①事件担当裁判官が、当事者を召集して、事件受理通知を行い、争点を明らかにした。これは2006年4月4日付当事者の供述調書で明らかになった。②当事者に対して和解期日通知書を出した後、裁判官は当事者に対して和解手続をした。これは、2006年4月28日付和解期日通知書、2006年5月4日付和解調書（和解失敗）で明らかになった。③裁判官は、当事者の証拠収集申請書に基づいて、証拠収集の決定を下して、その上で、参考人に対する尋問をして立証活動を行った。これは、2006年5月4日付民事事件証拠収集決定、及び2006年5月10日付当事者の雇用先との尋問書で明らかになった。④裁判官は、公判期日開始決定を下して、公判を開始して、裁判評議会の審議に基づき判決を言い渡した。これは、2006年5月12日付公判期日決定、2006年5月23日付公判期日議事録、2006年5月23日付裁判評議会審議議事録、2006年5月23日付判決書で明らかになった。

2010年Tien Du県級裁判所の離婚事件第一審裁判記録には以下の記録書がある。①離婚解決請求書、2009年6月3日付事件受理通知書、2009年6月4日付事件受理通知書の引き渡し証明書、2009年6月3日当事者の供述書、2009年6月15日付当事者の供述調書、2009年6月15日付和解期日通知書、2009年6月19日付和解調書、2009年7月6日付公判期日開始決定書、2009年7月14日付公判期日開始決定書の引渡し証明書、2009年7月20日付第一審公判期日議事録、2009年7月20日付第一審公判期日延期決定、2009年7月20日付裁判評議会審議議事録、2009年7月30日付第一審公判期日議事録、2009年7月30日付裁判評議会審議議事録、2009年7月30日付第一審判決書

この2010年Tien Du県級裁判所の離婚事件第一審裁判記録を確認した結果、以下のことが明らかになった。①裁判官が必要な手続を履践したことが裁判記録から明確に知ることができた。②訴訟の早い段階から争点を明確にした上で、主張や立証活動（本人、被告人、参考人等に対する尋問など）が行なわれている。具体的には、事件受理通知書が当事者に引き渡された。③裁判官は当事者に尋問して、争点を明らかにした。これは2009年6月15日付供述調書で明らかになった。④当事者に対して和解期日通知書を出した上で、裁判官は当事者に対して和解手続をした。これは、2009年6月15日付和解期日通知書、2009年6月19日付和解調書で明らかになった。⑤和解失敗後、裁判官は、公判期日開始決定を下して、公判を開始して、裁判評議会の審議に基づき判決を言い渡した。これは、2009年7月6日付公判期日開始決定書、2009年7月14日付公判期日開始決定書の引渡し証明書、2009年7月20日付第一審公判期日議事録、2009年7月20日付第一審公判期日延期決定、2009年7月20日付裁判評議会審議議事録、2009年7月30日付第一審公判期日議事録、2009年7月30日付裁判評議会審議議事録、2009年7月30日付第一審判決書で明らかになった。

4. バクニン省級裁判所の判決書

（インタビューに基づき提出を受ける）

入手日時：2010年6月8日 9：00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

入手資料：2009年バクニン省級裁判所の控訴審民事判決書3通、2008年バクニン省級裁判所の控訴審刑事判決書3通、2009年バクニン省級裁判所の初審刑事判決書3通、2009年バクニン省級裁判所の控訴審民事判決書2通、合計7通

【分析事項】

プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、判決書の記載内容の変化を確認する。

【確認結果】

- ・ バクニン省の裁判官に対するインタビューによって得られた情報は以下の通りである。プロジェクト活動の一環として行われた「判決書の書き方」をテーマとしたワークショップでは、経験の豊かな裁判官から判決書の書き方について詳細な講義、説明がなされた。これらの情報は裁判官にとっても役に立つ。また、最高裁が発刊した判決書マニュアルも有益な資料である。裁判官は判決書を書くときにこれを活用できる。プロジェクトのこれらの活動は、裁判官の判決書作成の能力強化に資する。また、判決書が改善されている部分は、「訴訟事実」及び「認定」の部分である。

・ 判決書の内容の具体的な変化について

入手した判決書は2008年及び2009年の判決書であるため、プロジェクト開始前の判決書の内容を確認し、比較を行うことはできないので、資料レビューの留意事項に記載された「改善されたかを確認するポイント」に基づいて確認する。その確認結果は以下の通りである。

刑事事件の判決書について

3つの初審判決書における「訴訟事実」部分には、行為の時刻、場所、経緯、手段、凶器が特定され、犯罪動機に関する事実が記載された。この部分の書き方が簡潔でわかりやすい。これらの記載内容は、「公判期日で確認された証拠資料及び議論結果に基づいた」ということも明確に書かれている。そして検察官及び被告人の主張も簡潔に記載された。「認定」の部分では、裁判官は行為の内容を認定して、刑法に定める条項を引用して、当該行為が犯罪構成要件を満たすかどうかを分析した。また、罪名確定に関わる減軽事実、そうではない事実も検討した。

2つの控訴審判決書における「訴訟事実」部分では、第一審判決書の訴訟内容、第一審の認定結果及び主文内容が簡潔にまとめられた。また、「認定」部分では、第一審判決を支持、または反対する見解、それを裏付ける理由、根拠に関する説明がされた。その上で、原告、検察庁の主張に対して認定がなされた。

控訴審民事事件について

2つの判決書は全て控訴審民事判決であるため、「訴訟内容」の部分では、第一審判決及び裁判記録に基づく、裁判所の認定事実がわかりやすく記載した。この中で争点のある事実、争いの無い事実も明確に説明された。「認定」部分では、第一審裁判所を支持する、または反対する見解、それを裏付ける理由、根拠に関する認定、法律規定の解釈がなされた。また、当事者の主張に対して、法律規定を引用して、認定がなされた。

また、判決書の内容は以下の通りである。

(1) 判決書47/2008/HSPT、刑事控訴審判決書

公判期日：2008年7月31日

裁判所：バクニン省級裁判所

バクニン省級検察官

控訴した被告：Mr. Trinh Ba Khai, Mr. Dang Dinh Hanh

事件の事実：チエンズ県級検察庁及びチエンズ県級裁判所の判決によれば、事件の事実は以下の通りである。2008年2月15日に、Nam氏が自宅で昼食を招待した。同日13時ころ、被告Trinh Ba Khai及びその他の人物と一緒にNam氏の家で賭博をした。Khai被告は座長であった。Nam氏は手数料を取ろうとして、これを認めた。その後、被告Dang Dinh Hanh及びその他の被告も参加した。被告人たちが15分くらい賭博をしていたとき、被告Namが参加者から一人1万ドンから2万ドンを手数料として収納した。同日16時に、公安に現行犯で逮捕された。Nam被告の自宅に立ち入り検査した結果、金庫から250万ドンを差し押さえた。Nam氏の家族によれば、これは、賭博金ではなく、豚の売却代金であると主張した。刑事初審判決書では、刑法第249条第1項、第3項、第46条第1項p号、第33条に基づき、Nam被告に対して、懲役12ヶ月、500万ドンの刑を命じた。刑法第248条第2項b号、第46条第1項p号、第33条に基づき、Khai被告に対して、賭博罪として懲役24ヶ月、300万ドンの刑を命じた。Dang Dinh Hanh被告に対して、懲役24ヶ月、300万ドンの刑を命じた（控

訴しなかった他の被告に対する刑罰を略す)。

控訴被告たちが量刑の減軽を主張した。これに対して、バクニン省級検察官は被告人らの犯罪の危険性、悪影響を分析、認定して、初審判決が適切であるとして初審判決を支持するよう主張した。

裁判所の認定：被告人たちの控訴状は法定の期間内に適法に提出されたので、控訴手続で裁判される。

被告人たちの控訴理由は、家族事情が困難で、子供の年齢が小さく、親が年配で、被告らは家族の主要な労働者である。

裁判所の認定：被告人たちの賭博は地方の治安に悪影響を与え、住民に非難された。被告らが賭博に使った金額が11,332,000ドンの高額であった。参加者は10人以上であった。被告らの犯行は刑法第248条第2項に反して、その刑罰が懲役2年から7年である。Khai被告が賭博の座長でその他の参加者の金銭やりとりをした主役であった。そのため、初審判決は、Khai被告を他の被告より重い役割を演じたものとして、懲役24ヶ月の刑に処したのは適切である。

Hanh被告は、賭博に参加したときにKhai被告のような役割を持っていなかったが、2007年6月16日に賭博行為に関して、ラクヴェ村の公安に警告処分を受け、また、2003年9月26日付のクエヴォ県裁判所に賭博罪で懲役6ヶ月、執行猶予に処された。従って、Hanh被告を社会から一定の期間を隔離して懲役24ヶ月の刑に処したことは適切である。また、初審裁判所も、被告たちが事実を誠実に供述したこと、反省した態度という量刑の減軽事実を考慮して、量刑した。また、追加刑罰として被告らに罰金を命じたことも妥当である。被告らの控訴理由は、刑法に定める量刑の減軽要件に該当しない。公判期日では、控訴した被告らが新たな事実を提示できなかった。従って、控訴審裁判所は控訴を認めず、初審判決を維持する。

(2) 判決書79/2008/HSPT、刑事控訴審判決書

公判期日：2008年11月26日

裁判所：バクニン省級裁判所

バクニン省級検察官

控訴された被告：Nguyen Nhu Than

控訴した被害者：Nguyen Van Hanh

事件の事実：ツソン県級検察庁及びツソン県級裁判所の判決によれば、事件の事実は以下の通りである。2008年2月4日15時ころ、被告がレストランを通ったとき、知合いのHung氏に誘われてレストランに入った。そのとき、レストランには、Tuyen氏及び被害者もいた。被告と被害者が喧嘩して殴り合ったが周辺の人たちに止められた。被告がレストランから出ようとしたときにレストランの奥に長さ25~30cm、幅10cmのナイフを見当たって、それを持って被害者のところへ走って3回被害者の頭に刺して、また右から左へ何度か指した後、Tuyen氏に止められた。被害者がその後病院へ運ばれて2008年2月6日まで入院してその後、外来で治療を受けた。バクニン省病院の負傷証明書には、被害者の怪我を詳細に記載した（内容を略す）。また、2008年4月1日付のバクニン省鑑定書16号では、被害者の負傷比率が永遠33%であると認定した。

被告人は被害者に負傷を与えた後、逃走して、2008年6月8日に逮捕された。捜査機関は

酒のビンを見つけたが、凶器であるナイフを見つけられなかった。

被害者が被告人に対して損害賠償金6,000万ドンを請求したが、その後、3,500万ドンまで交渉が成立した。被告人は1,500万ドンを賠償した。初審判決書は、刑法第104条第3項、第46条第1項b、p号、第33条を適用して、被告人に対して傷害罪で懲役5年に処した。また、被告に対して被害者へ賠償金3,500万ドンを支払ようと命じた。

2008年9月26日に、被害者が控訴して、刑の加重、及び損害金の残存額2,000万ドンを請求した。

検察官は初審判決を支持した。

裁判所の認定：被害者の控訴状は期間内に適法に提出されたので、認めるべきである。被告人の犯行の危険性、被告人の人格、量刑の減軽事実を検討したうえで、被告人に対して傷害罪で懲役5年に処した初審判決は、適切である。これに対して、被告人の刑加重という被害者の主張は根拠がない。そのため、被害者の控訴を認められず、初審判決を支持する。

(3) 判決書23/2009/HSST、刑事初審判決書

公判期日：2009年11月6日

裁判所：バクニン省級裁判所

被告：Nguyen Van Cong、Ngo Thi Buom

バクニン省級検察官：Nguyen Ngoc Long

利害関係者：19人（名前省略）

事件の事実：2006年に被告Buomは、親戚Hai氏の紹介で中国で働いた。その後、被告はベトナムに戻って、中国で働くために夫である被告Congと息子を中国へ連れて行こうとした。被告たちのこの意図を知った被害者が、被告夫婦に頼んで、一緒に中国へ連れて行ってもらった。被告たちは2007年に合計21人を中国へ連れて行った。また、連れて行ってもらった人々はCong氏に一人400万ドンを旅費として渡した。Cong氏は、海外労働契約を作って、中国へ行く被害者とこれを締結した。ただし、中国で仕事が無かったため、被害者21名が2007年にベトナムに戻っていた。

バクニン省検察庁は被告らに対して刑法第275条第3項に基づいて、「他人の海外への逃走、海外での不法滞在を計画した罪を訴追した。

裁判所の認定：被告らは、被害者に頼まれて、中国へ連れて行ったが、これは許可を受けたことではないので刑法第275条第3項に基づいて、被告らを裁判する根拠が十分であると判断する。

ただし、裁判所は、被告らは法律認識が低く、他人に就職先を与えるという単純な考えで犯罪行為を為したという量刑の減軽事実を考慮して、量刑を減軽した。被告Buomに関する量刑の減軽事実もさらに考慮した結果、被告Congに懲役6年、被告Buomに懲役3年執行という判決を下した。

(4) 判決書27/2009/HSST、刑事初審判決書

公判期日：2009年11月26日

裁判所：バクニン省級裁判所

被告：Nguyen Hong Tu

バクニン省級検察官：Nguyen Thi Lieu

事件の事実：2009年8月3日に被告がHung氏から電話を受けて、ヘロインの売買に関してHung氏と合意した。その後、被告はバイクで友人のHuong氏と一緒に待ち合わせ場所へ行った。バイクのボックスにヘロインの3袋及びはかりを入れた。被告は、待ち合わせ場所で現行犯で公安に逮捕され、被告の乗っていたバイクのボックスに入れた3袋を没収された。鑑定結果によれば、これはヘロインで、その重量が80,500gである。また、被告自宅の立ち入り検査した結果、白粉の入っている6袋を見つけ出した。鑑定結果によれば、1袋にある白粉3,000gがヘロインであり、残り5袋にある白粉はTerpinCodein, Codeinで濃度が1.64%であった。起訴状では、バクニン省級検察庁は被告に対して、刑法第194条第3項b号に基づいて、麻薬覚せい剤の違法所持罪を訴追した。公判期日では、被告は、起訴状に記載した犯行の全てを供述して認めた。

裁判所の認定：公判期日では、被告人が捜査機関にバイク及び自宅で没収されたヘロイン合計83,500gは使用の目的で購入したことを認めた。公判期日における被告の供述内容は、捜査機関での供述、証人の供述、現行犯調書及びその他の証拠に合致している。従って、被告が刑法第194条第3項b号に定める麻薬覚せい剤の所持罪に反したという起訴状の訴追が根拠があると認められる。被告が2回に訴追されたにも関わらず、引き続き犯罪を為した。従って、被告が刑法の第48条第1項に反した。ただし、被告の家族が特別に困難であり、被告の父親が重大な傷病兵であることは量刑の減輕を定める刑法第46条第1項p号、第2項に該当する。

従って、刑法第194条第3項b号、第46条第1項p号、第2項、第48条第1項g号、第33条、刑事訴訟法第228条に基づいて、被告に懲役15年の刑を言い渡した。

(5) 判決書30/2009/HSST、刑事初審判決書

公判期日：2009年12月31日

裁判所：バクニン省級裁判所

被告：Nguyen Van San、Nguyen Duc Thuan

検察官：Nguyen Thi Lieu

利害関係者：34名（省略）

事件の事実：2003年被告たちはDAIKIM社を設立した。San被告が社長でThuan被告が会計長で、同会社は2004年に稼動し始めた。2007年にThuan被告が社長となり、San被告は役員ではないが、引き続き会社を運営していた。設立してから2008年4月まで同会社は付加価値税付領収書3冊を税務署から買った。2004年から2006年までに発行した領収書は適法であった。ただし2007年に、Tung氏の指示を受けて、領収書の0.05%~0.1%の手数料を目当てにして、実際には存在しなかった取引に関して、利害関係会社に領収書を発行した。また、付加価値税の脱税のために、Tung氏を通じて、13社から偽造された領収書を購入した。公訴権を行使したバクニン省級検察庁検察官は、被告に対して、刑法第181条第1項1号、第161条第2項、第46条第1項b、p号、第2項、第47条、第50条、第60条に基づいて偽造有価証券の発行罪、脱税罪を訴追し、San被告に懲役27ヶ月から36ヶ月までの執行猶予の刑、Thuan被告に懲役18ヶ月から27ヶ月までの執行猶予の刑を主張した。

裁判所の認定：被告たちの供述は捜査機関が収集した証拠資料、及び利害関係者の供述に合致している。従って、被告たちは不法な書類を使って、付加価値税の脱税行為を為したこと、実際の取引のない付加価値税領収書の発行を通じた偽造有価証券の流通罪を為した

ことは結論できる。従って、San被告に懲役36ヶ月執行猶予、罰金1,000万ドン、Thuan被告に懲役30ヶ月執行猶予及び罰金1,000万ドンの判決を言い渡した。Tung氏の行方が明らかにされていないので、共犯として起訴することはできない。また、偽造した領収書を発行した13社の法定代理人が逃走したので、起訴できなかった。

(6) 判決書08/2009/DS-PT、民事控訴審判決書

紛争種類：土地使用权紛争

公判期日：2009年11月20日

裁判所：バクニン省級裁判所

原告：Nguyen Thi Minh氏（1983年生、出席）、Nguyen Thi Giang氏（1986年生）（欠席、Minh氏へ代理人の権限を委任した）

原告の弁護士：バクニン省弁護士団 Do Ngoc Toai氏

被告：Nguyen Van Y氏（1947年生、出席）、Tran Thi Suu氏（1951年生、出席）

被告の弁護士：バクニン省弁護士団 Nguyen Thanh Long氏

事件の内容：

原告Minh氏、Giang氏が以下の通り主張した。父親の祖父母（Mr.Nguyen Van Thinh及びMs.Nguyen Thi Quy）は、被告Y氏と原告2人の父親を含め5人の子供がいる（女性2人、男性3人）。生きていたとき、祖父母は息子3人に土地を配分した。原告の父親が祖父母と一緒に面積520㎡の土地で一緒に住んでいた。1987年に原告の父親が亡くなった。その後、母親が家を出て、行方不明になった。生きていたとき、祖父が遺言を作って、原告らに祖父母が残した土地の一部を配分した。この遺言は2部作成され、1通をDaiPhuc役所に預け、残り1通を被告に預けた。遺言により、原告らは260㎡の土地を配分された。祖父母が亡くなったときに、被告を含め親戚が原告への土地分割のために土地を測り、標識を作った。これは文書で作成されたかどうか分からない。その後、被告はこの標識を勝手に取り壊した。2003年にDaiPhuc役所で土地使用权証明書の発行申請手続きをしたときに、被告に妨げられた。2008年に引き続き手続きをしたときに被告たちに止められた。従って、被告に対して祖父母から配分された土地区画の返済を請求する。

被告の主張：紛争の土地は、夫婦である被告らが開墾して得られたものである。この土地区画は被告らが所有している1,000㎡の一部である。1993年にこの土地における914㎡について土地使用权証明書の発行手続きを行い、残りの土地を被告の父親の意思により原告らに残そうとした。従って、原告らの主張を認めない。

初審判決は土地法第50条第1項c号、第106条、第107条、民事訴訟法第79条、第131条、第210条、第236条、第238条、第239条、訴訟費用に関する1997年6月12日付政令70号に基づき、以下のように裁判をした。

- ① 地政地図8号に記載された土地区画45号の使用権は、原告らに属する。
- ② 被告らに対して当該土地区画238.7㎡（土地の場所、東西南北を明記したがここでは省略）を原告に引き渡すよう命じた。

被告らが上記の初審判決に対して2009年8月24日に控訴した。

控訴審裁判所の認定：Nguyen Van Thinh及びNguyen Thi Quyの間に被告を含め6人の子供がいる（一人が1976年に亡くなった）。生きていたときに息子3人に土地を配分した。そのうち、被告に600㎡の土地を配分した。1987年に原告の父親が亡くなり、原告らが

祖父母と一緒に住んでいた。1990年7月20日に祖父母が使用していた土地、世帯の分割を申請した。その旨は当該土地を折半して、原告らに南側にある260㎡、残りを被告らに与えるということであった。この申請書は2通で作成され、1通はDaiphuc役所、1通は被告が保持した。

控訴状及び控訴審では、Y氏夫婦は主張を変更しなかった。

裁判記録及び公判期日での尋問に基づいて裁判所は次のように認定した。すなわち、Thinh氏の遺言については、Minh氏が提示したのは写しであるが、Y氏はこれを父親の遺言であることを認めた。役所のMinh氏もこれを確証した。2002年に、Y氏はこの文書を提出して土地権利証明書の発行申請手続きをしたので、役所はこれに基づいて土地権利証明書を発行した。従って、この文書をThinh氏が作成した文書であるという初審判決の認定は根拠がある。

また、この文書は土地、世帯の分割という申請書であるが、その内容が孫のMinh氏、Giang氏への土地配分という。この文書では、Thinh氏の妻であるQuy氏の意味を表していなかったが、実際にQuy氏が生きていた間これを反対しなかった。また、子孫もこれを反対せずに、これを認めて、履行した。従って、この文書は事実上、法的な効力があるという初審判決の認定は法的な根拠に基づいている。

Thinh氏、Quy氏が亡くなった後、Y氏を含め親戚は、Minh氏、Giang氏への土地分割のために273㎡の土地を測って、標識を付けた。これは、文書で作成されなかった。役所も、Minh氏がこの273㎡の土地の使用人名義という土地帳簿の記載内容を確認した。また、Minh氏に土地権利証明書の発行手続きをするときに役所はこの情報を公示したが、Y氏はこれに反対しなかった。2008年6月18日の和解調書では、Y氏は父親がMinh氏に土地を残した事実を認めた。Minh氏はこの土地区画に対する使用税を納付している。裁判記録はMinh氏らが紛争対象であるこの土地の使用権を持つことを示している。公判期日では、Y氏らは、自ら当該紛争土地を開墾した新たな証拠を提示できなかった。従って、Minh氏らが当該土地に対して共同使用権を持って、Y氏らがMinh氏らに土地の引渡しを命じた初審判決の認定は法的な根拠に基づくものである。

初審判決が請求範囲を超えて裁判したというY氏らの弁護士の主張は、根拠がないという理由で認められない。

また、控訴裁判所は、紛争が生じた日が役所による紛争和解日2008年6月18日であると認定する。従って、事件の提訴時効が消滅したというY氏らの弁護士の主張は根拠がないという理由で認められない。

裁判所は、Minh氏らの依頼に基づいて証拠集収集、釈明を行ったので、裁判所による証拠集収集は法律違反であるというY氏らの弁護士の主張は法的な根拠がないという理由で認められない。

初審裁判所は、利害関係者で、欠席したバクニン市税務署の控訴権利を定めなかったこと、Giang氏が訴訟提起をしていないのに、Giang氏を原告にしたことは訴訟手続に違反したというY氏らの弁護士の主張は、根拠があるとしてこれらを認める。

従って、民事訴訟法第277条第2項に従って、初審判決を破棄して、バクニン市裁判所に事件を差し戻す。

(7) 判決書11/2009/DS-PT、民事控訴審判決書

紛争種類：婚姻家庭紛争

公判期日：2009年12月24日

裁判所：バクニン省級裁判所

原告：Mr. Luu Quang Nui氏（1985年生、出席）

被告：Ms. Ngo Thi Duyen（1982年生、出席）

利害関係者（省略）

事件内容：初審判決及び裁判記録により、原告は以下のように主張した。原告は2007年4月2日に被告と任意で結婚し、役所で結婚届をした。婚姻生活において、夫婦の間に矛盾、喧嘩が多かった。2008年4月から別居した。被告と引き続き生活できないので離婚を請求した。

被告との子供について、2008年4月26日に生まれた娘がいる。現在、被告と一緒にいる娘への扶養費として毎月40万ドンを与えると主張した。共有財産及び共有債務は存在しない。被告は、夫婦間の矛盾が些細なもので、重大なものではない。原告との気持ちも無いが、子供が小さく、親が必要であるので離婚を認めない。離婚の場合には、子供を育て、原告から毎月50万ドンの扶養費、子供のための貯金簿の作成を請求する。共有財産、債務はない。同居の期間中、被告の父親へ710万ドンを渡したのでこの金額の返還を求める。また、被告、被告親との同居の期間中、共有財産にも貢献したので、550万ドンの返済を請求した。

利害関係者は被告が毎月の生活費のみを受けたので、共有財産に対する被告の功労はないが、孫に500万ドンを与えると主張した。

初審判決は、婚姻家庭法第89条、第91条、第92条、第94条、民事訴訟法第27条、第179条、第195条、政令70号に基づき、原告の離婚請求を認める。原告被告間の子供の扶養、原告による扶養費月40万ドン（子供が18歳まで）、利害関係者による500万ドンの扶助金を認める。

被告が初審判決に対して、子供の扶養費、功労金について控訴した。

控訴審裁判所の認定：Duyen氏が離婚を認めないが、夫婦関係を改善する方法を提示できていない。初審判決が、原告被告間の矛盾が深刻で、別居期間が長く、婚姻の目的が達成できなかったという理由で原告の離婚請求を認めたことは適法である。Duyen氏の控訴については以下3点のとおり。

第1点、子供が18歳までに貯金簿を作成するようNui氏に請求した。これについては、Nui氏の収入は限界があるので、Duyen氏の請求は根拠がないと判断して、これを認められない。

第2点、夫家族の共有財産への功労として合計710万ドンを請求した。これについては、利害関係者であるNuiの親は、Duyen氏が共有財産に対して功労は無いが、孫が小さいので扶助金として500万ドンを与えると主張した。これは認めるべきである。

第3点、子供への扶養費月50万ドンを主張した。これについては、Nui氏が収入150万ドンであるので50万ドンの扶養費が難しいと主張した。ただし、原告被告間の子供が36ヶ月以下で、病気が多く、Duyen氏が子供の育てに苦勞すると判断して、Duyen氏のこの主張を認める。従って、控訴審裁判所は、初審判決書の子供への扶養費に関する主文を修正し、

残りを支持する判決を言い渡した。

5. バクニン省で作成している書記官事務官向け刑事手続マニュアル

入手日時：2010年6月8日 9:00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

マニュアルに、刑事事件を担当している裁判所職員が業務を遂行するために、必要な知識が分かりやすく記載されているかを確認する。

【確認結果】

マニュアルは未完成であり、入手した資料は、マニュアルの中間ドラフトであり、今後その内容の修正変更が考えられる。このドラフトは

- ・ 実務の遂行に役立つように、刑事手続に関する法規範文書の説明が記載されている。具体的には、①検察院から裁判記録を受取り、受理する段階には、最高裁裁判官評議会の決議第4号、第1部第1条第1項、刑事訴訟法第166条第1項、最高検察院、最高裁判所の1990年9月15日付け共同通達07/TTLN号、最高裁判所公文書81/2002/TANDTC号、②刑事事件の裁判準備の段階には、刑事訴訟法第176条、第179条第1項、最高裁判所の2005年7月19日付公文書224号、③裁判所の管轄権については、刑事訴訟法第174条、第170条、第173条、④裁判準備期間、拘留時間の確定については、刑事訴訟法第176条第2項、最高裁裁判官評議会決議04/2004/NQ-HDTP 第1部第1節第1条 1.2.1、④追加捜査のため裁判記録の返却については、刑事訴訟法第179条、第196条、⑤事件の停止、暫定的な停止については、刑事訴訟法第160条、第105条、最高裁裁判評議会決議01/2007/NQ-HDTP号などの説明が記載されている。
- ・ 実務で問題になりうる点について、解説が記載されている。具体的には、①裁判記録の受理には、どんな書類をチェックすべきか。起訴状の到達を確認できる書類が無ければ、どんな処理が行うべきか。物証の引渡書がなければどうすべきか、②「裁判準備期間及び拘留時間の決定」という部分において、複数の被告人が複数の罪名を起訴される場合における裁判準備期間及び拘留時間はどのように決めるべきか、③裁判記録を読むときにどんな方法が考えられるのか。その技能、その留意点、及び典型的なケース、④裁判準備期間において行うべき実務、⑤尋問計画の作成の仕方、留意点、⑥関係者の公判期日への召集には、召集書が到達されたかどうかを確認できるまで公判期日を開かないこと、などが記載されている。
- ・ 実務を遂行するために必要な書式が記載されていない。
- ・ 作成経緯について、マニュアル作成の趣旨目的は以下の通りである。
 - (1) 訴訟手続の透明性の確保
 - (2) 関心のある人が入手できるように、バクニン省級裁判所のホームページにマニュアルを掲載して、国民、当事者の自己権利義務の理解を促進する。
 - (3) 新規任命された裁判官、書記官、その他の裁判所職員は、刑事訴訟手続を把握して、裁判実務の便宜性を図る。
 - (4) 訴訟手続の統一性を図る。
 - (5) パイロットのプロジェクトの活動の一環としてその成果が評価されれば、全国の裁判所に

活用する。

- ・ 作成プロセスは以下の通りである。
 - (1) 執筆者がマニュアルの要領を作成する。
 - (2) ワーキング・グループはマニュアルの要領を討論
 - (3) マニュアルドラフトの執筆
 - (4) マニュアルドラフトに関するバクニン省の裁判官の意見を聴取
 - (5) マニュアルドラフトを完成
 - (6) マニュアルをバクニン省級裁判所のホームページに掲載し、公開する
- ・ 日本からのインプットが役に立った部分はある。JICAプロジェクトの活動である刑事訴訟法に関するワークショップでは、刑事訴訟の実務、問題点などが裁判官に活発に議論された。これらの議論結果もドラフトにも反映された（例えば、ドラフトの「裁判準備期間及び拘留時間の決定」という部分において、刑事訴訟法のワークショップで議論された、内容と結果が記載された）。

6. 判決書マニュアル（ドラフト）のワークショップ報告書

【分析事項】

報告書において、判決書改善の成果についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

報告書が無かった。

7. QAブック作成のためのワークショップ報告書

【分析事項】

報告書において、裁判実務改善の成果についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

報告書が無かった。

8. バクニン省人民議会に提出している2006年、2007年、2008年、2009年報告書

入手日時：2010年6月8日 9：00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

報告書において、バクニン省級裁判所（及びバクニン省内の県級裁判所）が、バクニン省級裁判所（及びバクニン省内の県級裁判所）の業務改善についてどのように評価しているか、また、日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

➤ 統計について

- ・ 報告書において、各年の統計の結果に関する評価は、以下の通りである。
 裁判の質が確保されている。刑事事件に関しては、裁判所は刑法、刑事訴訟法を正しく適用した。公判は法律に定める期間内に開始された。刑事事件の裁判は、犯罪の防止、抑圧、地

方の政治任務の実施に資した。民事事件の解決において、裁判所は民法、民事訴訟法、土地法及びそれらの法規範文書の規定を正しく把握し、適用した。また、裁判記録の質向上を絶えず進めて、当事者の争点を訴訟の早い段階から争点を明らかにした。また、裁判所は、民事事件の解決の一環として、関係機関と協力して当事者間の和解を忍耐強く促進した結果、事件の解決を迅速化し、国民間の紛争解消、家族紛争の解消、社会安定に資した。

控訴審裁判の統計について、原判決の破棄や変更は、原告、被告、当事者により、裁判官の過失によるものではなかった事件が多かった。

ただし、刑事事件の裁判には、訴訟手続に違反したり、事件の事実を十分把握しておらず、罪名、罪刑の適用が誤ったりする場合が見られた。民事事件の裁判には、資料の検討、証拠の評価が十分ではなかった原因によって、認定が誤ったりして、上級裁判所によって判決の破棄や変更された判決が見られた。

- ・ 報告書において、各々の件数の推移に関する評価は以下の通りである。

バクニン省裁判実務の実績に反映している。また、刑事事件の件数からみて、犯罪が多かったのは、Bac Ninh市、Tu Son、Tien Du、Que Voなどの県である。これらの犯罪を削減して、住民の認識を高めるために、省級及び県級裁判省は地方で流動裁判を行った。

民事事件の件数からみて、紛争は主にQue Vo県、Yen Phong県、Bac Ninh市での紛争が多かった。紛争には契約、土地使用权をめぐる紛争が多かった。特に土地使用权の紛争が非常に複雑で、土地使用权証明書の発行、回収をめぐる事件が多かった。

土地をめぐる紛争が多かった地方は Tu Son県、及びQue Vo県であった。

婚姻家庭事件は主に離婚事件、財産分割事件である。事件が多かった地方はBac Nninh 市、Que Vo県であった。また、裁判官の過失によって、破棄、変更された第一審の判決決定の比率が前年に比べて減った。

省級裁判所の担当した事件について、刑事事件は、省級裁判所が担当した初審、控訴審の判決数が減っている傾向がある。特に初審判決は減っている。具体的には、2007年に81件、2009年に30件であった。その理由は、県級裁判所の管轄権が強化されたからである。これに対して、省級裁判所が担当した民事判決の数は平均件数と変わらない。ただし、省級裁判所が担当した商事判決は毎年増加する傾向がある。特に2006年から2009年までの間に、商事判決の数が最も多く、27件であった。その理由は、バクニン省の経済発展に伴って商事経済の紛争も増えているからである。

県級裁判所が担当した事件については、2006年から2009年までの統計データから明らかになったのは、県級裁判所が受理した事件数が刑事、民事、商事の全ての分野で毎年増えている。これは、司法改革によって県級裁判所の管轄権が強化された結果である。また、経済社会の発展に伴って事件数も増えると言える。

- ・ 実務改善の結果は統計に表れていると考えられる。その根拠は、判決のクオリティが改善され、抗議、控訴された県級裁判所の判決数が減っているからである。具体的には、2006年に県級裁判所が担当した刑事事件472件の内に98件（20.7%を占める）、が抗議、控訴された。これに対して2009年に県級裁判所が担当した刑事事件604件の内、101件（16.7%を占める）が抗議、控訴された。

また、裁判実務の改善は、判決のクオリティにも反映された。そして、裁判所の裁判実務に対する国民の告発・不服申し立ての件数も減っていることから、裁判実務が改善されたと言

える。

➤ 裁判記録について

- 報告書において、裁判記録の内容に関する評価がなかった。
- 報告書において、訴訟手続の改善（当事者が争いたい点を手続の早い段階から明確にして訴訟を進めること等）に関する取組み及びその成果についての評価がなかった。

➤ 判決書について

- 報告書において、判決書の改善に関する取組み及びその成果についての評価がなかった。

➤ 刑事手続マニュアルについて

- 報告書において、刑事手続マニュアルの評価がなかった。
（報告書に評価が記載されなかった裁判記録、判決書に関する省級裁判所の評価については、インタビューで補足した。その詳細はインタビュー資料を参照）。

9. 行政訴訟法のワークショップ報告書

入手日時：2010年6月8日 9:00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

報告書において、最高裁が、行政訴訟法起草に関する日本の支援を、どのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 最高裁判所、及びワークショップに参加した地方裁判官は、ワークショップの内容を高く評価している。ワークショップの目的は、行政訴訟法草案を紹介し、裁判官、司法機関から意見を聴取することである。ワークショップはこの目的を達成できた。具体的には、ワークショップでは、行政訴訟法草案の主要事項、草案起草委員会の意見が一致していない条項は、最高裁裁判研究所の代表者に説明された。これに基づき、北部、及び南部各地の裁判官、行政裁判部の裁判官が積極的に草案の条項について詳しいコメント、意見を出した。また、裁判官同士も、草案について活発な議論をして、法理論及び裁判実務の観点から草案の問題点などを検討した。参加者は草案に関する主な意見、コメントは以下の通りである。
 - (1) 法草案の名前を「行政訴訟法」とする意見がまとまった。
 - (2) 用語、概念については、「行政決定、行政行為」、とりわけ国家行政機関の行政行為という概念を明記すべきである。
 - (3) 訴訟提起という委任ではなく、委任については、裁判所における訴訟参加の委任のみ認めるべきである。
 - (4) 事件種類の管轄権については、列挙ではなく、包括的な規定という第1案を認めるべきである。
 - (5) 和解手続については、任意と強制という2つ案を国会に提出すること。
 - (6) 判決書の決定部分では、行政決定、行政行為が適法であるかどうかを決定する。
 - (7) 出訴時効は90日にするべきである（日本は6ヶ月である）。
 - (8) 被害者が不服申し立てをせずに、直接裁判所に訴訟を提起することができるようにするべきである。

(9) 行政事件の判決執行について、民事執行機関に任せるべきである。

(10) 行政決定、行政行為の不服申立の解決手続と本法草案と区別して定める。

これらの意見、コメントは、草案起草委員会、作成メンバーにとって社会状況に対応して、実効性の高い草案完成に極めて重要な情報であると評価された。

- ・ 報告書において、ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は、日本人専門家の草案に対する意見、コメントである。それは以下の通りである。
 - (1) 国民の権利救済を目指した行政訴訟法草案の起草に賛成する。
 - (2) 国民の行政訴訟の権利については、権利の救済を迅速できるように、不服申し立ての手続を前提条件にするべきではない。ただし、行政決定は原告だけでなく、第三者にも影響を及ぼすので、行政事件を審理している間の行政決定は、どのようにするべきかを慎重に検討するべきである。
 - (3) 出訴期間については、日本では、行政決定の執行停止を第三者に影響が及ばないように、行政決定への出訴時効を6ヶ月にした。ベトナムでは、第三者の権利に影響を及ぼないように、90日以内に行政決定に対して訴訟を提起しなければ、その決定が実施されるようにする必要がある。また、行政決定の執行については、日本では、原則上、出訴は行政決定の執行を自動的に停止させない。当事者は行政決定の執行の停止を希望する場合には、それを裁判所に請求しなければならない。従って、これは、当事者の請求及び裁判所の判断に委ねる。
 - (4) 日本では、裁判官は、違法性を知りながら緊急保全措置の適用を決定する場合を除き、緊急保全措置の適用によって国家権利に影響を及ぼす場合には責任を負わない。
 - (5) 第25条に定める事件種類の管轄権については、国家賠償法草案の起草にも同様な議論があった。また、第5条の民事賠償については、国家賠償法で解決されるので、ここで定める必要がないのではないか。第25条に定める管轄権については、日本では包括的な管轄権を認める。列挙の方法よりも包括的な管轄権を認める方法は、安定性が確保でき、国民の権利を適正に救済できる。ベトナムでは、県級裁判官の能力を懸念している意見もあるが、これは、能力強化で解決できると考えられる。
 - (6) 合意（和解）手続については、日本では和解を前提条件にしない。和解は当事者の意思に依存するからである。
 - (7) 行政事件の判決執行については、日本では、行政機関は当然執行する。ベトナムでは、行政機関が判決の執行を拒否する場合は考えられるのであれば、現行の民事執行制度で十分であるかどうか、執行制度を検討する必要がある。また、行政事件判決は民事事件判決と異なるということも留意する必要がある。
 - (8) 日本では、行政訴訟制度が120年以上の歴史がある。1948年以前に、裁判所の行政事件の管轄権については、列挙の方法を採用したが、1948年以降、国民の裁判を受ける権利を認める憲法改正に伴って、包括的な管轄を認めるようになった。また、行政処分という概念の解釈は、判例で蓄積されてきた。
 - (9) また、行政事件が急増しないように、1962年に日本の行政事件訴訟法が改正され、その改正法では、全国の統一性を確保すべき納税分野や、専門性の深い核原料の使用のような場合の例外を定めた。

行政訴訟法草案は、今期の国会第7会議に提出、審議された。2010年末に行われる第8会議で可決される予定である。草案起草の主管機関である最高裁は、国会に第8会議に最終草案を提出するべく、最終草案の完成に向けてワークショップを開き、関係専門家から最終的な意見聴取を行うことを望んでいる。従って、これを実現するために、JICAプロジェクトの支援に期待する。

10. 行政訴訟法の本邦研修報告書

入手日時：2010年6月8日 9:00

入手先：最高裁判所国際協力局 Mr. Tran Ngoc Thanh

【分析事項】

報告書において、最高裁が、行政訴訟法起草に関する日本の支援を、どのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する裁判所の評価は以下の通りである。本邦研修は、日本の行政事件訴訟法及び行政訴訟制度について研修した。研修では、行政事件訴訟法の歴史、基本理論、法律規定、及び裁判実務に関する豊富な知識を吸収できた。また、ベトナムの行政訴訟法草案について日本人専門家から有益なコメントを受けて、意見交換をすることができた。これらの知識は、ベトナムの行政訴訟法草案の作成に大変役に立った。
- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は以下の通りである。日本人専門家の講義から以下の知見を得られた。①日本の裁判所の行政事件管轄権、②行政事件訴訟の種類、③1962年の行政訴訟法の改正では、不服申立前提主義が廃止された。④訴訟手続、⑤訴訟機関及び訴訟参加者、⑥訴訟要件、⑦証拠収集及び提供、⑧判決効力、⑨執行停止。

C. 最高人民検察院、バクニン省級人民検察院、バクニン省内の県級人民検察院

1. バクニン省における統計

入手日時：2010年6月15日 9:00

入手先：バクニン省級検察院プロジェクト担当者 Mr. Phung Duc Khiem

【分析事項】

2006年～2009年までのバクニン省内の裁判統計における、控訴申立件数、再審申立件数、監督審申立件数の推移を確認する。

【確認結果】

- ・ 各年の控訴申立件数（2006年、2007年、2008年、2009年）：12件、12件、16件、17件
- ・ 各年の再審申立件数：2（2008年）
- ・ 各年の監督審申立件数：0、1、3、3
- ・ 控訴、再審、監督審申立の理由（事実誤認、法令違反等）：事実誤認
- ・ 控訴、再審、監督審申立の結果、原判決がどのようになったか（原判決が維持されたのか、破棄されて差し戻されたのか等）：破棄されて差し戻された。

2. バクニン省における裁判の起訴状

【分析事項】

現プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、起訴状の記載内容の変化を確認する。

【確認結果】

- ・ 2006年6月27日付のQue Vo県級検察庁の起訴状26/KSDT-TAについて
起訴状は、麻薬覚せい剤の違法な貯蓄、売買、という犯罪者や犯罪行為の内容、時刻、場所が明確で、麻薬覚せい剤の違法な貯蓄、売買の構成要件の該当する事実が明確に記載された。刑法第194条第1項の適用条文が適切である。
ただし、起訴状には、麻薬の貯蓄、売却した犯罪者のみを訴追して、麻薬を購入した人に対して刑法第194条1項に定める麻薬の売「買」罪について、訴追しない理由について記載していない。
また、麻薬の貯蓄、売却した犯罪者が麻薬の購入した人との間の関係は知り合い関係であるかどうか、麻薬購入者を犯罪者の家へ連れて行った人の役割（麻薬売買の仲介人であるかどうか）は起訴状に記載されていない。
- ・ 2008年10月13日付のバクニン省級検察庁の起訴状42/KSDT-TAについて
起訴状は、麻薬覚せい剤の違法な貯蓄という犯罪者や犯罪行為の内容、時刻、場所が明確で、麻薬覚せい剤の違法な貯蓄の構成要件に該当する事実が明確に記載された。刑法第194条第2項pの適用条文が適切である。

3. 検察官マニュアル（ドラフト）のワークショップ報告書

【分析事項】

【確認結果】

報告書が無かった。

最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Mocの補足説明：

検察官マニュアル（ドラフト）のワークショップがとても有益であった。日本人専門家及びベトナム検察官が活発に議論して、とりわけ公判期日における検察官の議論、立証活動のスキルについてとても有益な情報、実務経験を伝えた。これらの意見、コメントは、マニュアルのドラフトに反映された。日本人専門家もとても熱心にドラフトへコメントしてくれた。日本人専門家から伝えられた法理論の知見及び豊かな実務経験はドラフトの完成に大変参考になった情報である。

4. 訴訟手続が改善されたことの裏付けとなる資料

（インタビューに基づき提供を受ける）

【分析事項】

現プロジェクト開始前とプロジェクト実施中の同種事件に関し、訴訟手続の変化が表れている資料を確認する。

【確認結果】

訴訟手続が改善されたことの裏付けとなる資料が提供されていない。

裁判官のインタビューによる補足説明：バクニン省の裁判官に対するインタビュー結果は以下の通りである。JICAプロジェクトの活動の一環として刑事訴訟法、民事訴訟法に関するワークショップが数回行われて、訴訟法の運営上の問題点が抽出された。これらの問題点について、今後

最高裁が、Q&Aブック、ガイドラインなどを通じて、指導、解決を図ると考えられる。従って、訴訟手続が現在改善されていないが、プロジェクト活動は、将来、訴訟手続の改善に資するであろう。そして、現在、裁判官は引き続き現行の訴訟法及び法規範文書に従って、訴訟手続を行っている。

また、ベトナム刑事訴訟法上、裁判官は、公判期日開始前に、主張や立証活動（本人、被告人、参考人等に対する尋問など）が行なわれていない。

5. 検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の質が向上したことを裏付ける資料

（インタビューに基づき提供を受ける）

【分析事項】

プロジェクト開始前と比較し、検察官の法廷における議論、尋問、立証活動の質が向上したことを表す資料を確認する。

【確認結果】

- ・ バクニン省の検察官に対するインタビューによる確認結果

検察官は、事案事実、法律規定をよく把握しているため、法廷において積極的に弁護士と議論して、被告人、参考人に尋問して、その結果立証活動の質が以前より向上された。

また、バクニン省級検察院は、2008年に検察官コンテストを行った。ここでは、バクニン省内の検察官全員を対象にした。また、バクニン省級検察院は、2009年から法廷傍聴など法廷視察調査活動を行っている。この活動の目的は、検察官の公訴能力を把握して、尋問、議論、立証活動など検察官の公訴上の問題点を抽出し、その対策、改善を図って、バクニン省内の検察官の能力を強化するということである。

- ・ 改善されたことを裏付ける資料（報告書等）の内容を確認

入手した資料：バクニン省級検察院の法廷視察調査団の報告書17部

バクニン省級検察院法廷視察調査団が2009年1月から2009年11月まで17回に渡って、省級・県級法廷視察調査を行った（省級法廷傍聴7件、県級法廷傍聴が10件である）。

視察調査報告書では、検察官の被告人、証人、参考人の尋問、議論について詳しく記載された。これによれば、検察官が積極的に尋問をして、弁護士の弁論の問題点、矛盾内容、自己の主張を裏付ける立証がよくできているという評価がされた事件数は11件である。

これに対して、検察官の議論、尋問、立証活動において問題のあった事件は6件で、省級検察官が公訴した件数は2件、県級検察官が公訴した件数が4件である。具体的には以下の通りである。

(1) 2009年3月27日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書

① 担当裁判所：バクニン省級裁判所

検察官：バクニン省級検察院検察官 Mr. Nguyen Ngoc Long

弁護士：バクニン省弁護士団弁護士 Ms. Nguyen Chi Duong

被告：Mr. Vu Van Luan

訴追罪：刑法第194条第3項に定める「麻薬覚せい剤の違法運送」罪

- ② 事件内容：2008年11月15日にバクニン省公安巡回隊が疑問点の多い被告の身柄を検査した結果、ヘロイン5.25gを見つけ出した。被告の供述によれば、被告が知らない人物のためにソンラ町からライチャウ町まで運送していたところ、逮捕された。被告人は2007

年に強盗罪で15ヶ月の懲役に処された。

- ③ 公判期日の手続手続：特に問題がなかった。
- ④ 起訴状に対する評価：起訴状は最高検の書式に従って、事件の事案、刑の減軽・加重事実、被告人の人格、侵害の客体を指摘でき、適切な犯罪、適切な罪名を公訴できたという。
- ⑤ 尋問について：検察官の尋問に対する評価が特に記載されていない。
- ⑥ 検察官による犯罪の議論に対する評価：事案を十分研究した結果、犯罪者の犯行をよく把握でき、事件の内容、被告人の犯行の原因、動機、目的、損害賠償などについて分析できた。また、裁判記録及び法廷での被告人の供述に基づいて、被告が「麻薬の違法な運送」をしたという結論に至った。
- ⑦ 弁論に関する評価：特に問題がなかった。
- ⑧ 全体評価：検察官は実力があり、起訴状、犯罪議論書を大声で明確に読み上げ、被告及び証人の尋問は重点を絞って法的な根拠に基づいたので、裁判合議体が検察官の観点を支持した判決を下した。ただし、尋問では、被告人に対してヘロインを提供した人物、目的地でヘロインを受取る人物、被告が運送料を受け取ったかどうかを詳細には明らかにしていない。

(2) 2009年4月17日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書

- ① 担当裁判所：バクニン省ツソン市裁判所
 検察官：ツソン県市検察院検察官 Mr. Le Dang Truong
 弁護士：バクニン省弁護士団弁護士 Ms. Nguyen Chi Duong
 被告：Mr. Nguyen Van Cong
 訴追罪：刑法第194条第1項に定める「麻薬覚せい剤の違法売買」罪
- ② 事件内容：2009年1月25日12時にバクニン省ツソン市公安がManh氏、Xay氏が順番でCong被告の自宅でヘロインを売買したことを現行犯で逮捕した。Manh氏の身柄からヘロイン2袋、Xay氏の身柄からヘロイン2袋、被告の身柄から20万ドンを見つけ、被告の自宅に立ち入り検査した結果、ヘロイン6袋合計0.85gを見つけた。被告がヘロインを使用し、売却していることを供述した。
- ③ 起訴状に対する評価：起訴状は、最高検の書式に従って、事件の内容、刑の減軽事実・加重事実、被告の司法履歴、侵害の客体を正しく指摘できた。ただし、検察官は、被告と関係者間の麻薬売買が1回行われたとして、刑法第194条第1項に基づき訴追したのは間違いである。この事案では、Manh氏とXay氏が同時ではなく、異なる時点で被告の自宅に入って購入したのである。この点については、起訴状で明確に記載された。従って、刑法第194条第2項で被告を訴追すべきであった。
- ④ 公判期日の手続に関する評価：特に問題がなかった。
- ⑤ 尋問に関する評価：被告と関係者との間の麻薬売買が同一時点ではなく、異なる時点で行われたことは被告が明確に供述し、認めたにもかかわらず、検察官は「麻薬売買が1回で行われた」という起訴状の考え方を支持する方向で被告人及び参考人を尋問した。また、被告が、誰からどこでヘロインを購入したのか、麻薬の売却によって得られた不正な利益がいくらなのかを詳細に尋問しなかった。裁判合議体も検察官と同様で、被告

が起訴状の訴追した罪刑よりも重い犯行を認めたことに対して処置できなかった。

- ⑥ 検察官による罪刑の議論：起訴状を支持した。文書が長く、論理正しくない。検察官の態度が冷静ではなかった。
- ⑦ 口頭弁論に関する評価：特に問題がなかった。
- ⑧ 判決の言い渡しに関する評価：裁判合議体は、罪名、量刑、刑法の適用条項という検察官の公訴観点を支持した判決を言い渡した。
- ⑨ 全体評価：検察官は公判期日の延長、追加捜査のための事件の差し戻しを懸念して、徹底的に尋問をしなかった。検察官の能力が弱い。

(3) 2009年5月22日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書

① 担当裁判所：バクニン市裁判所

検察官：バクニン市検察院検察官 Mr. Vu Van Manh

弁護士：バクニン省弁護士団弁護士 Ms. Nguyen Chi Duong

被告：Nguyen Ba Hoang

訴追罪：刑法第194条第1項に定める「麻薬覚せい剤の違法売買所持」罪

- ② 事件内容：2009年1月15日夜にバクニン市公安巡査隊が疑問点の多くある被告を見つけ、身柄検査の結果、ヘロイン0.25gを隠していることを見つけた。被告が知らない人からヘロインを買って使用すると供述した。被告は2008年に12ヶ月の懲役という刑に処された。
- ③ 起訴状に関する評価：起訴状は、最高検の書式に従って、事件の内容、罪刑の減輕事実・増重事実、被告の司法履歴、侵害の客体を正しく指摘できた。犯罪人、犯罪を正しく訴追した。
- ④ 公判期日の手続に関する評価：法律規定に従って行われて特に問題がなかった。
- ⑤ 尋問に関する評価：被告が誰から購入したのか、どこからヘロインを手に入れたのかということまで詳細に尋問できなかった。
- ⑥ 検察官による犯罪の議論：検察官は事案をよく読んで、犯行を確実に把握し、犯罪の議論書をよく準備した。議論書では犯行を為した被告の動機、目的、量刑の減輕・加重事実を分析できた。また、裁判記録における物証、法廷での被告、証人の証言を使って、被告が「麻薬の違法な所持」をしたという結論に至った。
- ⑦ 口頭弁論に関する評価：特に問題がなかった。
- ⑧ 判決の言い渡しに関する評価：裁判合議体は、罪名、量刑、刑法の適用条項という検察官の公訴観点を支持した判決を言い渡した。
- ⑨ 全体評価：検察官は実力があり、しっかりした態度で起訴状及び議論書を読み上げ、被告及び証人に対する尋問は重点を絞って法的な根拠に基づいて行われたので、裁判合議体は検察官の観点を支持した判決を下した。ただし、被告が誰から購入したのか、どこからヘロインを手に入れたのかということまで詳細に尋問できなかった。

(4) 2009年6月4日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書

① 担当裁判所：ザビン県裁判所、担当検察官：ザビン県検察院

検察官：Mr. Nguyen Van Thuan

弁護士：ハイズオン省弁護士会弁護士 Le Minh Dai

被告：Mr. Le Van Trinh

訴追罪：刑法第134条第2項dに定める「財産強盗の目当てで人の誘拐」罪

- ② 事件内容：被告が借金返済のため、身の代金目当てに親戚の子供であるQuan君（2001年生まれ）を誘拐した。Quan君をハノイへ連れて知り合いの家で預け、他人の声を真似てQuan君の父親に電話して、身の代金3,000万ドンを被告が指定した口座へ振り込むよう命じた。翌日、約束時間に口座をチェックしたところ、身の代金が振り込まれていないし、身柄が発覚することを心配して、Quan君を知り合いの家へ連れて行って、Quan君を迎えに行くようQuan君の父親に電話した。
- ③ 起訴状に対する評価：起訴状は、最高検の書式に従って、事件の内容、罪刑の減輕事実・増重事実、被告の人格、侵害の客体を正しく指摘できた。犯罪人、犯罪を正しく訴追した。
- ④ 公判期日の手続に関する評価：法律に従って行われて、特に問題がなかった。
- ⑤ 尋問、口頭弁論に関する評価：
被告は、犯行が発覚する前に被害者の父親に自ら電話して、被害者を親戚に直接引き渡したこと、身の代金も受取っていないことを供述した。また、弁護士は、被害者の家族に直接電話して、被害者を引き渡したという被告の行動が自己の意思による犯罪を中止した、いわゆる未遂を主張した。これに対して、検察官は裁判合議体による尋問を十分集中して聞いていなかった。被告の犯行結論に至るまでの証拠を固めるよう尋問を積極的に行わなかった。検察官の議論技能が弱かった。特に被告、弁護士が法廷で提起した上記の事項をまとめられなかったので、議論すべきポイントを絞って分析できなかった。そのため、弁護士、被告及びその他の訴訟参加者の弁論に対して検察官は、迅速でかつ説得性の高い応答ができなかった。また、検察官の議論には、法律規定、法廷で審査された、裁判記録における証拠を活用し、立証して、その上で弁護士、被告、その他の訴訟参加者の論点を認めたり、または認めなかったりした。また、弁護士、被告は、尋問で確認された事実について議論したときに、検察官はそれに対して直接応答できず、議論書の観点をそのまま維持した。
- ⑥ 検察官による犯罪の議論：検察官は事前準備した犯罪の議論書に依存して、尋問による事案は事前準備した内容と違ったにも関わらず、議論書に補足追加をしなかったため、法廷の状況に沿って、被告の犯行を解説できなかった。
- ⑦ 判決の言い渡しに関する評価：裁判合議体は、罪名、量刑、刑法の適用条項という検察官の公訴観点を支持した判決を言い渡した。
- ⑧ 全体評価：検察官は実力があり、しっかりした態度で起訴状及び議論書を読み上げ、被告及び証人に対する尋問は重点を絞って法的な根拠に基づいて行われたので、裁判合議体は検察官の公訴観点を支持した判決を下した。ただし、尋問において、裁判議長は、捜査過程における被害者の供述を公示しなかった（被害者が公判期日に欠席した）ことは、訴訟手続に反したが検察官はこれを気づいていなかった。口頭弁論で、検察官は、弁護士の主張、取り分け未遂の主張に対して十分応答できなかった。

(5) 2009年10月27日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書

- ① 担当裁判所：ルオンタイ県裁判所
 担当検察官：ルオンタイ県検察院検察官 Mr. Nguyen Van Quan
 弁護士：バクニン省弁護士会弁護士 Mr. Tran Van Cuong
 被告：Mr. Vu Dinh Tam及び共犯者ら
 訴追罪：刑法第133条第2項に定める強盗罪
- ② 事件内容：記載されていなかった。
- ③ 起訴状に対する評価：形式上、最高検の書式に従った。
 起訴状の内容について、刑法第133条第2項に基づき、被告人らが組織的な犯罪をなしたものと判断するのは不適切である。なぜなら、被告人らは当日の朝に偶然互いに会って、その後強盗を決めたからである。また、被告3人が同一のバイクに乗って、Tam被告がVuong被告に運転するよう言い付けたことは、単純な共犯であり、被告人らの行動はしっかりした計画に基づいて指導されたものではない。従って、被告人らに対して組織的な犯罪と判断するのは不適切である。
- ④ 公判期日の手続に対する評価：裁判議長は被害者に対してその権利義務を説明しなかったが、検察官はそれに気づいていなかった。
- ⑤ 尋問に関する評価：被告は組織的な犯罪であるかどうかを明確に供述していなかった。これに対して検察官は回りくどい尋問を行い、被告人らに対して刑法第133条第2項に従って組織犯罪を訴追する起訴状を維持しようとした。
- ⑥ 犯罪の議論に関する評価：被告Tam氏に対して懲役9年、被告Vuong氏及び被告Tuan氏に対して懲役7年という起訴状を維持する形で議論した。被告人らが未成年者で、奪った財産の価値が高額ではなく、組織的な犯罪ではないので、被告人らに対する上記の量刑が不適切である。
- ⑦ 口頭弁論に関する評価：弁護士は、被告人らが偶然当日の朝、偶然会って、一緒に犯罪を為したので、組織的な犯罪ではなく共犯であると主張した。これに対して、検察官は、法的な根拠に基づかず、説得力のない証拠で推論して、弁護士の主張に対して反論した。
- ⑧ 判決言い渡しに対する評価：裁判合議体は、罪名、刑法の適用条項（組織的な犯罪）という検察官の公訴観点を支持した判決を下した。ただし、弁護士の主張した減輕事実を考慮して、公訴量刑より軽い量刑を言い渡した。
- ⑨ 検察官による犯罪の議論：検察官は事前準備した犯罪の議論書に依存して、尋問による事案は事前準備した内容と違ったにも関わらず、議論書に補足追加をしなかったため、法廷の状況に沿って、被告の犯行を解説できなかった。
- ⑩ 全体評価：検察官の能力が弱く、尋問が不明確で回りくどい。また、弁護士の主張に直接反論できなかった。裁判合議体のミスに気づけなかった。事案を十分把握していないので、量刑が不適切である。裁判議長も自信がなく、判決の読み上げが流暢ではない。
- (6) 2009年11月16日付バクニン省級検察院法廷傍聴による検察官能力評価報告書
- ① 担当裁判所：バクニン省級裁判所
 担当検察官：バクニン省級検察院検察官 Mr. Ngo Xuan Quy
 弁護士：バクニン省弁護士会弁護士 Mr. Nguyen Chi Duong
 被告：Mr. Chu Ba P h uong

訴追罪：刑法第133条第3項に定める横領罪

- ② 事件内容：記載されていなかった。
- ③ 起訴状に対する評価：最高検の書式に従っていない。具体的には、裁判記録を引用しなかった。文書を十分にチェックしなかったため、用語・文法の実ミスが多かった。起訴状の内容については、被告の共犯者であるNguyen Nghia Chi Leの犯行に関する指摘、説明が無かったが、結論部分では、Nguyen Nghia Chi Le氏が被告と共犯して、財産の横領という結論に至った。これに対して、決定部分では、Phuong氏に対して刑法133条第3項、共犯者であるLe氏に対して刑法第133条第1項に基づいて訴追したのは、不適切である。
- ④ 公判期日の手続に対する評価：被害者の代理人の不在にも関わらず、裁判合議体が公判期日を開始して、事件を裁判することは刑事訴訟法に違反したが、検察官は何の指摘もしなかった。また、尋問の途中、被害者の代理人が法廷に出頭したときに、裁判合議体は、被害者への尋問を止めずに継続させた。裁判合議体は被害者に対して権利義務を説明せず、また、裁判合議体、検察官、書記官の変更請求があるかどうかを確認しなかったことは、刑事訴訟法の重大な違反であるが、検察官は何の指摘もしなかった。
- ⑤ 尋問に関する評価：起訴状において、検察官は、Le氏の犯行がPhuong氏の犯行と独立したもので、共犯ではないと主張したが、法廷では、被告人らは犯行について協議しあって、役割分担をしたことを明確に供述した。すなわち、被告らが共犯であることは明確である。従って、Le被告に対して刑法第133条第1項ではなく、同条第3項に基づいて訴追されるべきであった。検察官は、起訴状を支持しようとして尋問したので、法律規定を引用して重点を絞って質問をできなかった。また、検察官は不適切な言葉を使ったりして、裁判合議体を尊重しない態度を表した。結果として、裁判合議体に公判期日を延長して、裁判記録を差し戻し補足調査を決めた。
- ⑥ 全体評価：検察官の能力が弱く、裁判合議体による刑事訴訟法の違反行為を気づいていなかった。検察官が事案を十分把握しておらず、主観的な考え方で控訴した結果、裁判記録を差し戻された。

上記の6つ法廷報告書で指摘されたように、②、④、⑤、⑥事件において、検察官が不適切な罪名、量刑を認定した。また、⑤、⑥事件において裁判合議は明確に刑事訴訟法に違反したが、検察官も気づいていなかった。これらの事件の公訴権を担当したバクニン省級検察官及び県級検察官は、起訴状の記載、尋問、弁論、立証の能力がまだ不十分である。また、これらを支持した裁判官も今後引き続き能力の強化が必要であると考えられる。

6. 問い合わせ対応の実績

【分析事項】

地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。

【確認結果】実績が資料として存在しない。

最高検検察研究所副所長Mr. Vu Van Mocへのインタビューで補足。インタビュー内容はインタビュー報告を参照。

7. 改正刑事訴訟法や改正検察院組織法の起草に向けた活動に関する資料

【分析事項】

改正刑事訴訟法や改正検察院組織法の起草に向けた活動として、どのような活動がなされたのか。

【確認結果】

- 改正刑事訴訟法、改正検察院組織法の起草に向けた活動に関する資料は存在しない。
最高検検察研究所副所長Mr. Vu Van Mocのインタビューによる補足説明：改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法の起草に向けた活動としては、改正法草案の起草に向けた研究会、ワークショップを開催して、現行の刑事訴訟法及び検察院組織法に関する問題に関して、検察官、弁護士、学者、法律専門家及び関係機関から意見、コメントを聴取して、改正すべき条項、内容を報告書にまとめ、これに基づいて草案を作成した。JICAのプロジェクト活動として、刑事訴訟法に関するワークショップは数回に開催された。このようなワークショップで日本人専門家、ベトナム人法律家、法曹から有益なコメント、意見が出された。また、最高検は、JICAプロジェクトの支援活動を受けて、日本の刑事訴訟法、検察院組織法の研究を目的とした研修団を日本へ派遣した。この本邦研修は、改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法の草案起草に大変役に立った。

現在、改正刑事訴訟法及び改正検察院組織法草案の起草作業が進められている。また、改正刑事訴訟法の制定が国会第12会期の正式な立法計画に含まれていないため、最高検は引き続き、訴訟法の運営上の経験をまとめ、問題点について意見聴取をしている。また、現在、改正刑事訴訟法第3案が作成されている。

入手資料：改正刑事訴訟法第1草案（2007年9月20日付）、第2草案（2007年10月24日）、第3草案（2007年11月10日）、改正検察官法令草案

8. 刑事訴訟法ワークショップに関する報告書

【分析事項】

報告書において、SPPが、改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に関する日本の支援を、どのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

報告書が存在していない。

最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Mocによる補足説明：

- ワークショップの内容がとても良かった。ワークショップで、ベトナム最高検が主管機関である改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に対して、日本人専門家及びベトナム人検察官、司法職員、法律専門家が活発に議論した。特に日本人専門家が理論及び実践的な知見をととても熱心に伝えた。被告人の弁護権、公判期日での検察官の議論、立証活動などに関する意見、コメントは、草案起草にとっても役に立った。
- ワークショップにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのは、刑事訴訟における弁論主義、公判期日における検察官の議論技能に関する理論及び経験が最も参考になった。
- 提案されている改善点は特にないが、これまでの活動の継続、強化を期待する。

9. 刑事訴訟法本邦研修に関する報告書

入手日時：5月17日 9:00

入手先：最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Moc

【分析事項】

報告書において、SPPが、改正刑事訴訟法・改正検察院組織法起草に関する日本の支援を、どのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関する最高検の評価は以下の通りである。
 - ① 日本側が、研修内容を十分に準備していたので、とても良い成果が得られた。最高検はこの研修を高く評価した。
 - ② 研修内容は充実していた。ベトナム側の関心事項である日本の刑事訴訟法及び訴訟実務について、日本人専門家が丁寧に説明した。これらの内容はベトナムの刑事訴訟法の改正草案起草にとっても役に立った。
 - ③ 研修では、ベトナム刑事訴訟法改正内容、方針について日本側に説明して、日本の刑事訴訟法との比較検討をできた。
- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのは、日本人専門家による下記の講義、説明である。
 - ① 日本の司法改革の内容
 - ② 段階における刑事訴訟手続
 - ③ 公判期日の訴訟手続
 - ④ 検察官の議論、立証活動
 - ⑤ 検察官の任命制度

10. プロジェクト活動が紹介されている雑誌・記事などの資料 資料が提供されていない。

11. 犯罪学センター成立に向けた活動に関する資料

資料のタイトル：「犯罪学センター設立提案」

入手日時：5月19日 9:00

入手先：最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Moc

【分析事項】

犯罪学センター設立に向けた活動として、どのような活動がなされたのか。

【確認結果】

- ・ 犯罪学センター設立に向けた活動内容
資料から得られる情報は以下の通りである。
同資料は犯罪学センター設立提案である。この提案によれば、犯罪学センター設立が2段階に分けられる。第1段階は2007年から2010年、第2段階は2010年以降。
第1段階では、最高検検察研究所に所属する犯罪部のレベルを上げて、既存の管理人事組織を強化して犯罪学センターにする。当面は、人事、活動経費、施設機材などは検察研究所に依存するが、段階的に独立して、2010年に検察研究所から完全に切り離し独立機関にする。

そのためには、2007年の第2四半期に組織を強化して、2007年10月頃にその他の研究活動から切り離して、2008年の犯罪学研究費用の予算を見積る。2010年以降の第2段階には、犯罪学センターは最高検に所属する機関(検察研究所と同等のレベル)にして、3～5年後には、国家レベルの犯罪学研究センターにする。組織上は、最高検に所属するが、人事経費は、政令第115号に従って、独立した基礎研究機関の組織を持つ。同センターは以下の財源に基づいて活動を行う。①国家予算(科学技術省を通じて交付される)、②研究委託、コンサルタント契約、印刷物提供を通じて研究経費を獲得、③国内外プロジェクトの支援金。犯罪学センターは任命された任務に従って規模を拡大しつつ、発展していく。職員数は50人程度(犯罪学統計人事を除く)。

犯罪学センターの組織について

2010年までの組織は、センター長1名、副センター長1名、専門部署(センターの任務によって2つ部署を設置)。2010年以降の組織は、センター長1名、複数の副センター長(3～4名)、総務部、計画財務部、司法省国際協力部、出版部(センターの研究成果を出版する任務を負う)、研究部署(その数は、機能任務及び職員数によって決める)、犯罪学統計部から構成される。犯罪学統計部は全国の犯罪学データを継続的にアップデートする。統計手段は、検察機関のITシステムをベースにする。データ収集については、2つの案が考えられる。第1案は省級検察院、区級軍事検察院とデータ収集契約を結び、データを収集してもらう。第2案は犯罪学センターの職員が定期的に下級検察院に主張してデータを収集する。また、犯罪学統計局からセンターへの犯罪学統計任務の移転は、2010年にセンターが検察研究所から独立したときまで待たずに、早期に行うことも考えられる。

犯罪学センターの機能任務については、①犯罪統計、②犯罪研究、③予測研究、④国際協力、⑤犯罪状況に関する報告書の作成、及び⑥毎年の犯罪白書の出版、センターの研究成果の出版である。

犯罪学センターの本部は、当面は最高検検察研究所の中に設置するが、検察研究所から独立した後、独立した本部を設置する。

犯罪学研究センターの設立に向けて以下の活動を行う。①人事の確保、人材育成が必要である。2010年までに犯罪学研究、統計の仕事をした経験のある職員を集める(6～8人)。犯罪統計局における犯罪統計作業を行う職員を集める。その他、新規職員を採用する。これらの職員に対して教育養成を行う。②犯罪学研究のための国際協力を進める。

・ 現在の進捗状況

上記の資料に記載されていない。

最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Mocからの補足説明：

これまで、JICAプロジェクトの活動の一環として、日本への研修団を派遣して、日本の犯罪学研究状況を研究した。犯罪学センターの設立は、最高検が検討中である。

12. 犯罪学センター本邦研修に関する報告書

【分析事項】

報告書において、SPPが、犯罪学センターに関する日本の支援を、どのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

報告書が無かった。

最高検検察研究所副所長 Mr. Vu Van Mocの補足説明：

- ・ 犯罪学センター本邦研修はとても役に立った。ベトナムでは、犯罪学研究は、新しい概念ではないが、これまで十分に重視されてこなかったため経験が極めて少ない。本邦研修で紹介説明された研究方法、アプローチの仕方は、ベトナムの研究者にとって大変参考になる情報である。
- ・ 犯罪学センターに関する日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は、
犯罪学研究に関する本邦研修及び犯罪学研究方法、経験に関する日本人専門家の現地講義を継続実施を希望する。

D. VBF（ベトナム弁護士連合会）

1. 本邦研修の報告書

入手日時：6月5日 17:00

入手先：VBFの事務局

【分析事項】

報告書において、VBFが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【分析結果】

- ・ 報告書における、本邦研修の内容に関するVBFの評価は以下の通りである。
本邦研修の以下の目的が達成された。
 - (1) 日弁連との戦略的なパートナーシップの構築：VBFと日弁連は今後の協力内容について合意できた。具体的には、VBFの管理機関の能力強化、弁護士の養成、弁護士の継続研修、立法及び司法、法治国家の建設における弁護士の地位、役割の強化で、JICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所を通じて協力活動を行うことが両側に合意された。
以下の内容を研修することができた。
 - (2) 日弁連の組織構造、自律性、司法改革及び法律改正への日弁連の役割
 - (3) 弁護士資格の養成、弁護士の継続研修
 - (4) 弁護士の権利保護委員会の設立の法的根拠及び運営体制
 - (5) 弁護士職業倫理規程
 - (6) 弁護士の懲戒処分制度及び弁護士の不服申立解決制度
- ・ 報告書において、本邦研修における日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は、以下のとおり。
日本人専門家の講義、日弁連、最高裁判所、大阪弁護士会、関西大学法学部、弁護士事務所の見学を通じて、上記の研修内容に関する豊富な情報は、VBFの運営活動にとっても参考になる。

2. セミナーの報告書

入手日時：6月5日 17:00

入手先：VBFの事務局

【分析事項】

報告書において、VBFが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【分析結果】：

- ・ セミナーは成功した。セミナーにおいて、ベトナムの弁護士と日本の弁護士との間で活発な意見、情報が交換された。これらの情報はVBFの運営にとっても有益なもので、価値が高い。
- ・ セミナーにおける日本のインプットのうち、役に立ったと評価されている内容は以下の通り。
 - (1) セミナーは国際セミナーとしても成功した。ベトナム全国各地から大勢の弁護士が参加した。セミナーの内容は有益で、参加者が活発に議論した。
 - (2) 日本人短期専門家は、弁護士職務基本規程と倫理、日弁連・各单位弁護士会の組織構造と自律性、弁護士の研修制度について講義をした。
 - (3) 日本人短期専門家によれば、現在日弁連及び単位会は、弁護士への継続研修を重視している。これに対して弁護士の養成は、最高裁判所に所属する司法研修所で行われる。従って、弁護士の養成は十分な準備が必要であると助言した。
 - (4) このセミナーの後、VBFは弁護士の養成及び継続研修について討論会を開いた。その結果として、現段階では、VBFは弁護士の継続研修に集中して、将来、弁護士の養成を引き続き検討するという方針が立てられた。
 - (5) 弁護士職業倫理規程の作成に当たり、日本人専門家の講義は有益なもので、参考になる情報がたくさん得られた。
- ・ 日本の支援に関し、こうすればより良かったと考える点はあるか。その内容は。これまでの日本の支援はとても円滑に行われている。この支援活動が引き続くように期待する。

E. 司法学院

1. トレーニングハンドブック

入手日時：6月8日 14:00

入手先：司法省国際協力局

【分析事項】

トレーニングハンドブックの内容

【確認結果】

トレーニングハンドブック1は入手したが、トレーニングハンドブック2は現在作成中であるため、入手できない。従って、以下の分析と確認結果は、トレーニングハンドブック1を対象にしたものである。

- ・ トレーニングハンドブック1において、実務的な知識・技能に関する教育の必要性が記載されている。具体的には、第1章「司法学院の概要」の2.1.1「司法学院の教育目標」(P.20)で、以下の内容が書かれた。「司法学院の教育目標は以下の通り確定する。①職業の倫理を訓練する、②裁判官、検察官、弁護士、執行官、公証人という職業を希望する学生に対して基本的な実務技能を教育する、③法律、政治、経済、社会に関する新しい知識のアップデート、ということである。また、第1章「司法学院の概要」の3.3「司法学院の教育理念、教育技法」(P.36)で、司法学院の教育原理について以下のことが書かれている。①単純な法

令を教えない。新規法令の知識のみをアップデートする。②模擬裁判を通じた学習、③実際の記録書を使った、法令の教育、技能訓練。④法実務研修センターで、「Learning by doing」を通じた学習。⑤試験を通じた学習。⑥スピーチスキルをスピーチコンテストを通じた訓練。⑦執筆スキルの小論文、訴訟文書作成を通じた訓練。また、第2章「カリキュラムの構成、内容」の2.2「司法学院の実務教育カリキュラム」では、司法学院のカリキュラムが、第一部 テーマ別の教育（分量15%）、第2部 実務技能の教育（分量55%）、第3部 インターシップ及び卒業試験（分量30%）から構成されるという説明が記載された。第1部では、基本的に、職業倫理、テーマ別の法令及び新しい法規範文書を教育、第2部では、実務的な知識、技能を教育について述べている。例えば、刑事・民事・経済・労働・行政事件における弁論、立証活動に関する実務的な技能の教育であるという説明が記載されている。

- ・ トレーニングハンドブックが、実務からのフィードバックを受けて作成されている。トレーニングハンドブック1は、教育学習に関する一般理論という表題が書かれている。その内容はこの表題に沿って教育学習の一般論を記載しているので、実務からのフィードバックを受けて作成されている内容が明確に読み取れていない。

2. 執行官マニュアル

入手日時：6月8日 14:00

入手先：司法省国際協力局

【分析事項】

執行官マニュアルの内容

【確認結果】

- ・ 実務的な知識・技能が記載されている。このマニュアルは4部から構成されている。第1部は、民事執行機関及び公証人という一般論が、第2部から第4部までは民事執行実務の詳細な説明が記載されている。第2部「民事執行業務ガイド」には、裁判所の判決、決定の引き受け、民事執行申し立ての受理、裁判所の判決、決定分析技能、民事執行決定を下す技能、民事執行書類の受理、作成技能、民事執行通知技能、民事執行条件の確認、民事執行に関する当事者合意の承認、強制執行実務、民事執行費用支払、民事執行委任、民事執行延長、民事執行停止、民事執行申立の不受理、物証の引渡し、引受け、保管、処分技能、民事執行終了技能という技能説明が記載された。第3部「種類別判決執行実務のガイド」には、婚姻家庭判決の執行実務、相続判決の執行実務、労働判決の執行実務、商事判決の執行実務、緊急保全処置の適用、知的財産権判決の執行実務などの説明が記載されている。第4部では、民事執行に関するその他の実務ガイドの説明が記載されている。
- ・ 執行官マニュアルは、実務からのフィードバックを受けて作成されている。具体的には、第2部、第3部、第4部の記載内容は、民事執行法、及びその関係法規範文書の具体的な条項、執行機関の実務問い合わせの処理を記載した司法省の実務ガイドラインという公文書を引用して、実務技能の詳細に説明した。また、実務上、問題になって注意すべきポイントは、グレイボックスの中に入れて説明がなされた。

3. JICAとの協力について記載された報告書

入手日時：6月28日 9:00

入手先：司法学院国際協力部

【分析事項】

報告書において、J Aが日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

- ・ J Aは日本の協力について高く評価した。具体的には、JICAはJ Aの長期的なパートナーである。他のパートナーより、JICAの支援活動の方が多い。JICAの協力は、教官の能力強化、教材の整備、カリキュラムの整備を通じて、J Aの教育の質向上に貢献している。ただし、JICAプロジェクトの活動は時々主観的、客観的な理由によって、計画より遅れることがあるため、J Aの教育研修のニーズに適時に対応できなかったことがある。
- ・ 報告書において、日本のインプットのうち、役に立ったと評価されているのは、トレーニングマニュアル、執行官マニュアルの作成、法曹養成共通カリキュラム作成である。
- ・ 報告書において、提案されている改善点はあるか。その内容は。
活動が迅速に展開できるように、全体の協力活動及び年次活動の承認プロセスの簡易化、迅速化を図ること。
パートナーに対して、協力活動の承認手続、財務制度、資金使用規制などに関する直接で正式な指導をすること。

質問票に関する報告

ハノイ、2010年7月5日

目次

A. MOJ（司法省）	2
1. 戸籍官トレーニング参加者へのアンケート（メール）	2
2. トレーニングコースに参加した執行官（民事判決執行総局に紹介してもらった近隣の執行官）	2
B. SPC（最高人民裁判所）	3
1. 地方の裁判官 質問票の送付日時：2010年5月12日	3
2. Q&Aブックのワークショップ参加者（地方の裁判官等）へのアンケート	3
3. 判決書マニュアルのワークショップ参加者（地方の裁判官等）へのアンケート	4
C. SPP（最高人民検察院）	4
1. 地方の検察官 質問票の送付日時：2010年6月	4

A. MO J

1. 戸籍官トレーニング参加者へのアンケート（メール）

質問票の送付日時：2010年6月12日

回答の得た日時：得ていない

質問票を送付した対象者：ホアビン省山岳地帯の戸籍官

2. トレーニングコースに参加した執行官（民事判決執行総局に紹介してもらった近隣の執行官）

質問票の送付日時：2010年6月17日

回答の得た日時：2010年6月21日

質問票を送付した対象者：トレーニングコースに参加した執行官

【分析事項】

執行官が、民事判決執行実務に関し、司法省から適切に助言・サポートを受けることができているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 民事判決執行実務に関し、難しさを感じている点がある。その内容は：執行業務、解釈適用について意見が統一していない法規範文書の具体例への適用、執行法の解釈適用（執行条件、執行書式、差押、評価、競売、執行終了、執行債務者の財産情報の提供など）。
- ・ 実務上の問題点について、司法省に問合せまたはサポートの依頼をしたことがある。その内容：執行法の施行細則の発行が遅れているので迅速な発行、民事執行法の解釈適用（執行条件、執行書式、差押、評価、競売、執行終了、執行債務者の財産情報の提供など）。
- ・ 司法省の助言・サポートは、実務上の問題を踏まえた適切なものであった。具体的に、地方で生じた事案に対して詳細な実務技能の説明がなされた。
- ・ 業務マニュアルは実務の役に立っているか。具体的にどのような点が役に立っているか。司法省民事執行局の専門家によれば、現在作成中のため、この質問を出していない。
- ・ 司法省の助言・サポートは、2～3年前と比べて改善された。改善された点は、迅速で詳細な助言が出された。ただし、執行法の統一適用のためには迅速な施行細則、法規範文書の発行が急務である。
- ・ 参加したトレーニングコースのテーマは2008年民事執行法の運用。これはニーズに合致していた。
- ・ トレーニングコースで習得できた知識・技能は執行財産の確認、執行条件の確認、差押、競売手続、強制執行、執行法の適切な運営など民事執行上の実務知識。
- ・ トレーニングコースは、実務を踏まえた内容だった。具体的な例が取り上げられていた。
- ・ 執行実務を遂行する際に、トレーニングコースで得られた知識・技能は役に立っている。具体的に部分は、債務者の説得、関係機関の執行協力の説得、執行財産の情報収集、執行条件の確認、差押、競売手続、強制執行。
- ・ 他の執行官に、トレーニングコースで得られた知識・技能を紹介しており、その反響がある。

B. SPC

1. 地方の裁判官

質問票の送付日時：2010年5月12日

回答の得た日時：2010年6月9日

質問票を送付した対象者：バクニン省裁判所裁判官

【分析事項】

地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。SPCから聴取した具体的事例において、SPCからの回答がどのように有益であったのかを確認する。

【確認結果】

- ・ SPCに問い合わせることとなった理由（問題の所在）は民事訴訟法、刑事訴訟法上の運営、解釈適用。
- ・ SPCからの回答時間：1週間以内。
- ・ SPCからの回答が、問題解決につながった。具体例に対する法解釈適用の説明が有益であった。
- ・ SPCの回答能力について
プロジェクト開始後、プロジェクトの民事訴訟法、刑事訴訟法に関するワークショップで、問題点は抽出された。これに基づいて、SPCは地方の困難を把握できたので、迅速な回答が出されている。

2. Q&Aブックのワークショップ参加者（地方の裁判官等）へのアンケート

質問票の送付日時：2010年5月12日

回答の得た日時：2010年6月9日

質問票を送付した対象者：バクニン省裁判所裁判官

【分析事項】

ワークショップ参加者が、裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

QAブックの作成部会のメンバーの立場からすれば、QAブックは裁判実務の改善にとっても役に立つと考えられる。現在、QAブックの最終ドラフトが作成されているので、今後は裁判官全員に配布されると考えられる。具体的に役に立つと考えられる部分は、訴訟法の解釈適用である。例えば、訴訟参加者である利害関係者の解釈、仮保全命令の適用、訴訟文書の適合な送達の意味の確認、民事訴訟法第29条第4項に定める「法律が定めるその他の商事紛争」とはどんな紛争なのか、「営利目的」とは何か、紛争種類別の管轄権の確認、審級別の管轄権の確認、土地紛争事件における裁判所と関係機関の管轄権の区別、公判期日の延期などである。

- ・ QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っているか。具体的にどの部分が役に立っているか。
QAブック作成のためのワークショップは、裁判手続を改善するために役に立っている。具体的には、ワークショップで、訴訟法の問題点、裁判実務上の困難が裁判官によって提起され、議論された。これは、裁判手続の改善に繋がるものとして参考になる有益な情報である

と考えられる。

3. 判決書マニュアルのワークショップ参加者（地方の裁判官等）へのアンケート

【分析事項】

ワークショップ参加者が、裁判実務改善をどのように評価しているか、また、これに関する日本の支援をどのように評価しているかを確認する。

【確認結果】

- ・ 判決書マニュアル（ドラフト・完成版）は、判決書の改善に役に立った。具体的に役に立った部分は以下の通りである。
判決書の書き方が統一した書式に基づいて説明されたので、裁判官はこれを参考にして、判決書を簡潔かつわかりやすく記載することができるようになった。
- ・ 判決書ワークショップは、判決書の改善に役に立った。具体的に役に立った部分は以下の通りである。ワークショップでは裁判官から判決書記載に関する問題点が抽出された。最高裁判所はこれらの意見を集めて、それに対応する判決書のマニュアルが出版された。これは、裁判官にとって大変役に立つ資料である。

C. SPP

1. 地方の検察官

質問票の送付日時：2010年6月

回答の得た日時：得ていない

質問票を送付した対象者：バクニン省検察院検察官

【分析事項】

地方機関からの問合せやサポートの依頼について、その内容及び処理状況を確認する。SPPから聴取した具体的事例において、SPPからの回答がどのように有益であったのかを確認する。

【確認結果】

回答が得られていなかったが、インタビューによる補足説明：

- ・ SPPに問い合わせることとなった理由（問題の所在）：法律、法規範文書が明記に規定されていない事項、または規定が重複している事項に関する法解釈適用
- ・ SPPからの回答時間：1週間以内
- ・ SPPからの回答が、問題解決につながった。具体的な事案に対する解釈説明は、有益であって、今後の同類事案への解釈適用が可能になる。
- ・ SPPの回答能力が変わらない。
- ・ 検察官マニュアルに関する評価・意見：
検察官マニュアルは、起訴状の改善に役に立った。具体的に起訴状の記載すべき事項、文書の書き方、留意点などが詳しく分析・説明されたので、活用しやすい。

